



令和6年度

OKINAWA

100の支援

中小企業

知って得する!
支援策・補助金
ガイド



必見!!

事業者のための支援施策

最新情報が満載!!



公益財団法人

沖縄県産業振興公社





令和6年度 100の支援 支援策・補助金ガイド

「中小企業 100 の支援」とは、中小企業施策に関する手引き書として、主な施策の概要を紹介したものです。

掲載されている内容は、施策の“概要”になりますので、実際の施策利用にあたっては、各頁の「問い合わせ先」へ詳細をご確認ください。

また、本紙の内容は、発行時時点の情報です。最新の情報については、100 の支援ホームページも併せてご覧ください。

■令和6年度本紙掲載 支援機関数 20 機関
支援事業数 205 事業

<https://100support.okinawa/>





目次（分野別）

創業・経営革新

中小企業総合支援事業（窓口相談）	1
中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）	2
ものづくり県内受注・生産性向上支援事業	4
中小企業等経営革新強化支援事業	6
地域ビジネス力育成強化事業	8
小規模事業者のための経営改善普及事業	10
沖縄雇用・経営基盤強化事業	11
スタートアップ総合支援拠点 -Startup Lab Lagoon NAHA-	12
沖縄DX促進支援事業	14
沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金、生業資金）	16
創業支援貸付利率特例制度（生業資金、生活衛生資金）	17
スタートアップ挑戦支援事業	18
J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]	20
中心市街地・商店街等診断・サポート事業	21

新商品・新サービス開発

産学官連携製品開発支援事業	23
オープンイノベーション創出支援事業	24
テストベット実証支援事業	26
ICTビジネス高度化支援事業	28
新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）	30
新事業創出促進出資	32
農商工等連携（支援）事業	33
事業再構築補助金	35

経営サポート

下請かけこみ寺事業	37
事業承継推進事業	38
移ぐ企業連携支援事業	40
中小企業成長促進センター事業（プッシュ型相談支援）	42
創業者等伴走型支援事業	44
中小企業経営改善支援事業	46
沖縄県産業振興基金事業	48
国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地	50
建設業経営力強化支援事業（ちゅらしま建設業相談窓口）	52
令和6年度観光人材育成・確保促進事業 専門家派遣	53

沖縄県よろず支援拠点	54
エキスパート・バンク制度	56
おきなわ経営サポート会議	57
経営改善サポート保証制度（事業再生計画実施関連保証）	58
中小企業組合制度	59
セーフティネット貸付（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金）	61
カーボンニュートラルに関する支援	63
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	65
小規模企業共済制度	66
事業継続力強化支援	67
ITプラットフォーム	69
ハンズオン支援（専門家派遣）	71
中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業（ミラサボplus）	73
沖縄総合事務局中小企業相談（中小企業・小規模事業者のための相談事業）	74
沖縄県中小企業活性化協議会	75
沖縄県中小企業活性化協議会（経営改善計画策定支援事業）	77
沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター	79

金融サポート、設備投資

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口	81
機械類貸与制度（割賦・リース）	83
沖縄振興特別措置法関連資金	85
地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）	87
創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）	89
創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）	91
ベンチャー支援資金	93
雇用創出促進資金	95
経営振興資金	97
高度化資金（共同施設事業）	99
高度化資金（施設集約化事業）	101
高度化資金（集積区域整備事業）	103
高度化資金（集団化事業）	105
高度化資金（商店街整備等支援事業）	107
高度化資金（設備リース事業）	109
資金繰り円滑化借換資金	111
小規模企業対策資金（一般貸付）	113
小規模企業対策資金（特別小口貸付）	115
小口零細企業資金	117
新事業分野進出資金	119
組織強化育成資金（一般貸付）	121

組織強化育成資金（セーフティネット貸付）	123
短期運転資金（一般貸付）	125
短期運転資金（売掛債権担保貸付）	127
中小企業セーフティネット資金	129
中小企業再生支援資金（一般貸付）	131
中小企業再生支援資金（新型コロナウイルス感染症対応貸付）	133
伴走支援型借換等対応資金	135
沖縄県観光事業者収益力向上サポート事業	137
事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）	139
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）	141
プロパー融資借換特別保証制度	143
経営安定関連4号（セーフティネット保証4号）	145
経営安定関連5号（セーフティネット保証5号）	147
事業承継特別保証制度	149
創業関連保証制度	151
伴走支援型特別保証制度	153
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度	155
スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）	157
生業資金（基本資金）	159
生活衛生資金	161
沖縄特産品振興貸付（中小企業資金、生業資金）	163
沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金、生業資金）	165
沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	167
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖縄経資金）	169
小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	171
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）	173
赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）制度	175
中小企業省力化投資補助金	176
経営力向上計画	178
事業継続力強化計画	180

人材・雇用・働き方改革関連

沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点	182
企業研修・リスクリング実践支援事業	184
海外IT人材確保基盤構築事業	186
多様な人材活躍促進モデル事業	188
沖縄県所得向上応援企業支援事業	190
職場適応訓練事業費	192
事業主向け雇用支援事業	194
県内企業人材育成応援事業	196

正規雇用化サポート事業	198
若年者県内就職促進事業	200
正規雇用採用力向上モデル事業	201
女性の就職総合支援事業	203
奨学金返還支援事業	205
DX人材養成事業	207
認定職業訓練助成事業費補助金	208
産業人材デジタルリテラシー強化事業	210
海外IT人材交流育成事業	212
先端IT人材育成支援事業	213
外国人材受入支援事業	215
働く女性応援事業・労働相談事業	217
沖縄社会課題対応企業等支援貸付（沖縄ソーシャル融資）	219
沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度	220
働き方改革推進支援資金（中小企業資金）	221
沖縄ひとり親支援貸付利率特例	222
令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	223
キャリアアップ助成金	225
人材開発支援助成金	227
人材確保等支援助成金	229
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	231
特定求職者雇用開発助成金（発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース）	233
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	235
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	237
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース①）	239
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース②）	241
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	243
トライアル雇用助成金（障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース）	245
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	247
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	249
中小企業大学校 人吉校【沖縄教室】／web研修	250

販路拡大・物流

稼ぐ県産品支援事業	252
物流なんでも相談窓口（物流対策総合支援事業）	253
展示会等誘致開催促進事業	254
12th沖縄大交易会2024	256
沖縄物流デジタル技術活用推進事業	258
令和6年度 情報通信関連企業等誘致事業	260
MICE受入体制強化等事業 アドバイザー派遣	261

小規模事業者持続化補助金	263
外国人材活躍支援パッケージ （高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援サービス）	265
守礼門プログラム2024（販路開拓支援）	267
J-GoodTech（ジェグテック）	269
沖縄域外競争力強化促進事業費補助金	271

貿易・海外進出

海外展開支援事業	273
沖縄と海外のビジネス交流サポート（アジア・ビジネス・ネットワーク事業）	274
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（渡航・招聘支援）	276
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販売促進支援）	278
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（商品改良支援）	280
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（県産品ブランド構築支援）	282
航空コンテナスペース利用促進事業（国際航空物流機能強化推進事業）	284
海外の経済・貿易・投資に関する情報提供（ジェット口沖縄のご案内）	286
海外ブリーフィングサービス	288
日本産食品サンプルショールーム募集	289
海外ミニ調査サービス	291
貿易実務オンライン講座	293
Japan Street（ジェット口招待バイヤー専用オンラインカタログ）	295
海外におけるEC販売プロジェクト（JAPAN MALL事業）	297
米国／英国Amazon越境EC『JAPAN STORE』出品支援	299
国際ビジネスマッチングサイト「e-Venue」	301
グローバル・アクセラレーション・ハブ	303
農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス	305
海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス	306
「新輸出大国コンソーシアム」専門家による個別支援サービス	308
中小企業海外展開現地支援プラットフォーム	310
ジェット口・ビジネス・センター	312
ジェット口・メンバーズ（ジェット口の会員制度）	314
新規輸出1万者支援プログラム	316
中小企業海外ビジネス人材育成塾	318
JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業	320
海外展開ハンズオン支援	322
輸出事業計画	324

IT化

データ利活用・実証支援	326
小規模事業者等デジタル化支援事業	327

沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	329
IT活用促進資金（中小企業資金）	331
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
インボイス枠（インボイス対応類型）	333
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
インボイス枠（電子取引類型）	335
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業） 通常枠	337
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
複数社連携IT導入枠	339
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
セキュリティ対策推進枠	341

知的財産

知的財産包括支援事業	343
海外における知的財産保護関連サービス	344
知財総合支援窓口運営業務	346

研究開発・技術革新

産学連携相談（琉球大学・OIST）	348
沖縄バイオ産業振興センター	349
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	351
企業連携共同研究事業	353
工業技術支援事業	355
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）	357

農林水産関連

農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	359
----------------------	-----

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	361
沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）	362
沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業	364
省エネ最適化診断（エネルギー利用最適化診断事業）	366
省エネお助け隊（省エネ相談地域プラットフォーム構築事業）	368
省エネクイック診断（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）	370
省エネ補助金（省エネルギー投資促進支援事業費補助金、 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金）	372

施策情報一覧	374
--------	-----



目次（支援機関別）

公益財団法人沖縄県産業振興公社

中小企業総合支援事業（窓口相談）	1
中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）	2
ものづくり県内受注・生産性向上支援事業	4
中小企業等経営革新強化支援事業	6
産学官連携製品開発支援事業	23
下請かけこみ寺事業	37
事業承継推進事業	38
移ぐ企業連携支援事業	40
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口	81
機械類貸与制度（割賦・リース）	83
沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点	182
企業研修・リスクリング実践支援事業	184
移ぐ県産品支援事業	252
物流なんでも相談窓口（物流対策総合支援事業）	253
展示会等誘致開催促進事業	254
12th沖縄大交易会2024	256
沖縄物流デジタル技術活用推進事業	258
海外展開支援事業	273
沖縄と海外のビジネス交流サポート（アジア・ビジネス・ネットワーク事業）	274
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（渡航・招聘支援）	276
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（海外販売促進支援）	278
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（商品改良支援）	280
沖縄国際物流ハブ活用推進事業（県産品ブランド構築支援）	282
知的財産包括支援事業	243
産学連携相談（琉球大学・OIST）	248

沖縄県

中小企業等経営革新強化支援事業	6
地域ビジネス力育成強化事業	8
小規模事業者のための経営改善普及事業	10
沖縄雇用・経営基盤強化事業	11
スタートアップ総合支援拠点 -Startup Lab Lagoon NAHA-	12
オープンイノベーション創出支援事業	24
テストベット実証支援事業	26
中小企業成長促進センター事業（プッシュ型相談支援）	42
創業者等伴走型支援事業	44

中小企業経営改善支援事業	46
沖縄県産業振興基金事業	48
国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地	50
建設業経営力強化支援事業（ちゅらしま建設業相談窓口）	52
沖縄振興特別措置法関連資金	85
地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）	87
創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）	89
創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）	91
ベンチャー支援資金	93
雇用創出促進資金	95
経営振興資金	97
高度化資金（共同施設事業）	99
高度化資金（施設集約化事業）	101
高度化資金（集積区域整備事業）	103
高度化資金（集団化事業）	105
高度化資金（商店街整備等支援事業）	107
高度化資金（設備リース事業）	109
資金繰り円滑化借換資金	111
小規模企業対策資金（一般貸付）	113
小規模企業対策資金（特別小口貸付）	115
小口零細企業資金	117
新事業分野進出資金	119
組織強化育成資金（一般貸付）	121
組織強化育成資金（セーフティーネット貸付）	123
短期運転資金（一般貸付）	125
短期運転資金（売掛債権担保貸付）	127
中小企業セーフティネット資金	129
中小企業再生支援資金（一般貸付）	131
中小企業再生支援資金（新型コロナウイルス感染症対応貸付）	133
伴走支援型借換等対応資金	135
海外IT人材確保基盤構築事業	186
多様な人材活躍促進モデル事業	188
沖縄県所得向上応援企業支援事業	190
職場適応訓練事業費	192
事業主向け雇用支援事業	194
県内企業人材育成応援事業	196
正規雇用化サポート事業	198
若年者県内就職促進事業	200
正規雇用採用力向上モデル事業	201

女性の就職総合支援事業	203
奨学金返還支援事業	205
DX人材養成事業	207
認定職業訓練助成事業費補助金	208
産業人材デジタルリテラシー強化事業	210
外国人材受入企業支援事業	215
航空コンテナスペース利用促進事業（国際航空物流機能強化推進事業）	284
農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	359
リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	361
沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）	362
沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業	364

一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター

沖縄DX促進支援事業	14
ICTビジネス高度化支援事業	28
海外IT人材交流育成事業	212
令和6年度情報通信関連企業等誘致事業	260
小規模事業者等デジタル化支援事業	327

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

令和6年度観光人材育成・確保促進事業 専門家派遣	53
沖縄県観光事業者収益力向上サポート事業	137
MICE受入体制強化等事業 アドバイザー派遣	261

一般財団法人沖縄県情報産業協会

先端IT人材育成支援事業	213
--------------	-----

一般社団法人トロピカルテクノプラス

沖縄バイオ産業振興センター	349
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	351

沖縄県工業技術センター

企業連携共同研究事業	353
工業技術支援事業	355

沖縄県商工会連合会

沖縄県よろず支援拠点	54
エキスパート・バンク制度	56
小規模事業者持続化補助金	263

沖縄県女性就業・労働相談センター

働く女性応援事業・労働相談事業	217
-----------------	-----

沖縄県信用保証協会

おきなわ経営サポート会議	57
経営改善サポート保証制度（事業再生計画実施関連保証）	58
事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）	139
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）	141
プロパー融資借換特別保証制度	143
経営安定関連4号（セーフティネット保証4号）	145
経営安定関連5号（セーフティネット保証5号）	147
事業承継特別保証制度	149
創業関連保証制度	151
伴走支援型特別保証制度	153
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度	155
スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）	157

沖縄県中小企業団体中央会

中小企業組合制度	59
----------	----

沖縄振興開発金融公庫

沖縄創業者等支援貸付（中小企業資金、生業資金）	16
創業支援貸付利率特例制度（生業資金、生活衛生資金）	17
新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）	30
新事業創出促進出資	32
セーフティネット貸付（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金）	61
生業資金（基本資金）	159
生活衛生資金	161
沖縄特産品振興貸付（中小企業資金、生業資金）	163
沖縄離島・北部地域振興貸付（中小企業資金、生業資金）	165
沖縄観光リゾート産業振興貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	167
沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付（沖縄資金）	169
小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	171
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）	173
赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）制度	175
沖縄社会課題対応企業等支援貸付（沖縄ソーシャル融資）	219
沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度	220
働き方改革推進支援資金（中小企業資金）	221
沖縄ひとり親支援貸付利率特例	222

沖縄情報通信産業支援貸付（産業開発資金、中小企業資金、生業資金）	329
IT活用促進資金（中小企業資金）	331
農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口	359
リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	361

沖縄働き方改革推進支援センター

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	223
----------------------------------	-----

沖縄労働局

キャリアアップ助成金	225
人材開発支援助成金	227
人材確保等支援助成金	229
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	231
特定求職者雇用開発助成金（発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース）	233
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	235
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	237
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース①）	239
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース②）	241
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	243
トライアル雇用助成金（障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース）	245
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	247
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	249

ジェトロ沖縄（日本貿易振興機構）

外国人材活躍支援パッケージ	
（高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援サービス）	265
海外の経済・貿易・投資に関する情報提供（ジェトロ沖縄のご案内）	286
海外ブリーフィングサービス	287
日本産食品サンプルショールーム募集	289
海外ミニ調査サービス	291
貿易実務オンライン講座	293
Japan Street（ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ）	295
海外におけるEC販売プロジェクト（JAPAN MALL事業）	297
米国／英国Amazon越境EC『JAPAN STORE』出品支援	299
国際ビジネスマッチングサイト「e-Venue」	301
グローバル・アクセラレーション・ハブ	303
農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター）による個別支援サービス	305
海外コーディネーター（農林水産・食品分野）による輸出相談サービス	306
「新輸出大国コンソーシアム」専門家による個別支援サービス	308

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム	310
ジェットロ・ビジネス・センター	312
ジェットロ・メンバーズ（ジェットロの会員制度）	314
新規輸出1万者支援プログラム	316
中小企業海外ビジネス人材育成塾	318
海外における知的財産保護関連サービス	344

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）

知財総合支援窓口運営業務	346
--------------	-----

独立行政法人国際協力機構 沖縄センター

JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業	320
-----------------------	-----

独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所

スタートアップ挑戦支援事業	18
J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]	20
カーボンニュートラルに関する支援	63
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	65
小規模企業共済制度	66
事業継続力強化支援	67
ITプラットフォーム	69
ハンズオン支援（専門家派遣）	71
中小企業大学校 人吉校【沖縄教室】／web研修	250
守礼門プログラム2024（販路開拓支援）	267
J-GoodTech（ジエグテック）	269
海外展開ハンズオン支援	322

内閣府沖縄総合事務局

中心市街地・商店街等診断・サポート事業	21
農商工等連携（支援）事業	33
事業再構築補助金	35
中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業（ミラサポplus）	73
沖縄総合事務局中小企業相談（中小企業・小規模事業者のための相談事業）	74
中小企業省力化投資補助金	176
経営力向上計画	178
事業継続力強化計画	180
沖縄域外競争力強化促進事業費補助金	271
輸出事業計画	324
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	

インボイス枠（インボイス対応類型）	333
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
インボイス枠（電子取引類型）	335
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業） 通常枠	337
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
複数社連携IT導入枠	339
IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）	
セキュリティ対策推進枠	341
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）	
（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）	357
リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等に関する支援及び相談窓口	361
省エネ最適化診断（エネルギー利用最適化診断事業）	366
省エネお助け隊（省エネ相談地域プラットフォーム構築事業）	368
省エネクイック診断（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）	370
省エネ補助金（省エネルギー投資促進支援事業費補助金、	
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金）	372

那覇商工会議所

沖縄県中小企業活性化協議会	75
沖縄県中小企業活性化協議会（経営改善計画策定支援事業）	77
沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター	79

■ 沖縄県産業振興公社 ■

中小企業総合支援事業（窓口相談）

目的

中小企業者等が抱える様々な経営課題やニーズに対し、効果的な支援やアドバイス等を実施するため、企業経営や商品開発等に関する知識と経験を有する相談員が、窓口にて相談に応じます。

対象者

創業予定者及び中小企業者等

支援内容

プロジェクトマネージャー及びサブマネージャー、専門相談員等が企業経営に関する情報を提供するとともに、事業計画や経営課題、商品開発等に対してアドバイスをを行います。また、適切な経営支援機関を紹介するなど、総合的な窓口相談を行います。

活用のポイント

来社による窓口相談のほか、電話相談、オンライン相談や電子メールを利用した相談にも応じております。是非ご活用下さい。

申請時期

随時受付



中小企業総合支援事業（専門家派遣事業）

目的

経営・技術・人材・情報化等の問題を抱える中小企業に対し、中小企業診断士等の民間の専門家を派遣し、適切なアドバイスを行うことで、中小企業等の発展・成長を促進します。

対象者

県内の中小企業及び創業者で、以下の要件をみたす方を対象とします。

- ①経営の向上を目指す意欲があること。
- ②経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
- ③専門家の派遣により、支援の効果が期待できること。

支援内容

県内中小企業者の抱える様々な経営課題等に対し、登録された専門家を派遣し、適切なアドバイスを行い、経営課題解決等の取り組みを支援します。
1 事業者あたり年間3回まで派遣することができます。

活用のポイント

相談窓口で内容のヒアリングを行い、適切な専門家を選定して派遣します。相談内容に応じて継続的にアドバイスを実施するほか、ご希望の専門家を選定することもできます。

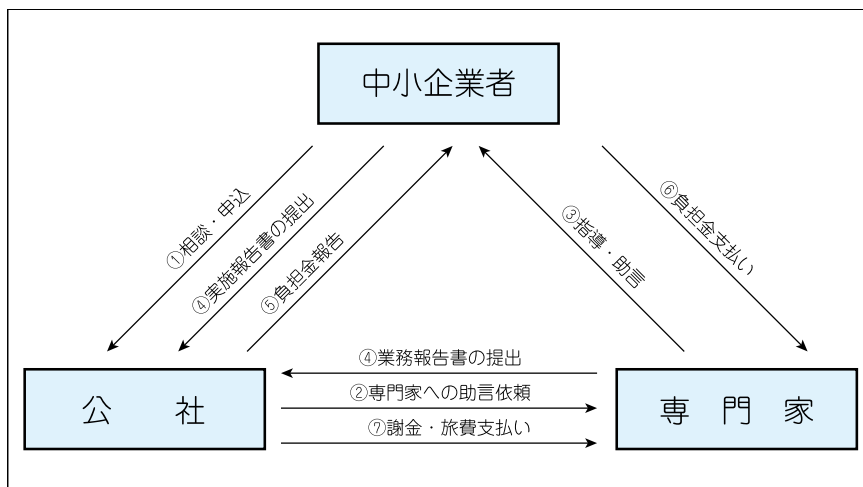
申請時期

随時受付

派遣費用

1回の専門家派遣にかかる費用41,250円(税込)のうち3分の2を公社が負担し、残り3分の1は企業負担となります。なお、県外の専門家を活用する場合、別途旅費の企業負担(3分の1)が生じます。

フロー図



ものづくり県内受注・生産性向上支援事業

目的

県内製造業における域内経済循環の拡大や収益力強化を図るため、県内製造業と発注企業間のマッチング支援や、生産性向上に向けた技術開発費の補助及び開発プロジェクト遂行に対するハンズオン支援を実施します。

対象者

製造事業者

支援内容

1. マッチング支援

発注企業の皆さんからご相談いただいた発注内容について、対応可能な県内製造事業者を紹介します。

2. 生産性向上に向けた技術開発に対するハンズオン支援

製造工程において生産技術的課題がある県内製造事業者に対し、生産技術開発費の補助や開発プロジェクト遂行に向けたハンズオン支援を行います。

(1) 補助額

(1 期目) 補助率：8/10 以内 上限額：600 万円

(2 期目) 補助率：7/10 以内 上限額：600 万円（予定）

※導入検証ステージ（2 期計画）／実用評価ステージ（単年度計画）

(2) 補助対象範囲

- ・生産技術開発等に必要な要件検討、試作実験等に係る費用
- ・生産技術開発等に必要な技術導入に要する費用
- ・開発成果を具体的な事業に展開するために必要な情報収集に係る費用 等

(3) 補助件数

4 件程度

(4) 補助対象期間

交付決定日～令和 7 年 2 月末まで

3. 製造現場の課題解決のための専門家派遣

製造現場の5Sなど製造現場の生産性向上を目的として、専門家を派遣（無料）し、フォローアップ支援を行います。

活用のポイント

1. マッチング支援

- ・発注企業は、身近なパートナーとして県内から新しい取引先を探すことができますので、製造に係る調整が円滑となり、納期短縮も期待できます。
- ・受注企業は、保有設備や技術を活かして新しい取引先を探すことにより、安定した受注を図ることができます。

2. 生産性向上に向けた技術開発に対するハンズオン支援

- ・業界の技術動向を熟知し企業や研究機関等に幅広い人的ネットワークを有するコーディネーターによるハンズオン支援を行います。

活用時期

（補助事業）

公募期間：令和6年6月上旬～7月上旬（予定）

相談期間：令和6年6月上旬～6月下旬（予定）

※応募に際しては、事前相談が必須

申請先

（公財）沖縄県産業振興公社 事業支援課



中小企業等経営革新強化支援事業

目的

新商品の開発や新しいサービスの提供、新分野への進出などの経営革新(新たな取組による経営の向上)にチャレンジする中小企業を支援する制度です。

対象者

設立してから1年以上経過した全業種の特定事業者(※)。

(※) 中小企業者、個人事業者、組合等(従業員基準あり)

支援内容

経営革新計画が承認されると以下の支援措置を活用することができます。

- (1) 中小企業等経営革新強化支援事業費補助金(沖縄県)
- (2) 沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度
- (3) 沖縄県信用保証協会による信用保証の特例(普通保証等の別枠設定など)
- (4) 高度化融資制度(沖縄県)
- (5) ベンチャー支援資金制度(沖縄県)
- (6) 中小企業投資育成株式会社からの投資
- (7) 沖縄の産業まつりにおける経営革新展への出展

※ただし、これらの支援制度は計画承認とともに保証されているものではなく、計画承認後にそれぞれの支援機関等における審査が別に必要となります。なお、支援制度は変わることもございます。詳しくは各支援制度の問い合わせ先にてご確認ください。(令和6年3月時点)

活用のポイント

各支援策の活用は、沖縄県知事による計画の承認を受けたことが前提であり、各支援策を利用するためには各支援機関(補助金については県、融資制度については公庫等)による審査を別途受ける必要があります。

申請時期

随時受付をしておりますが、年4～5回を目安に申請の締切日を設けています。

申請先

(公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援課

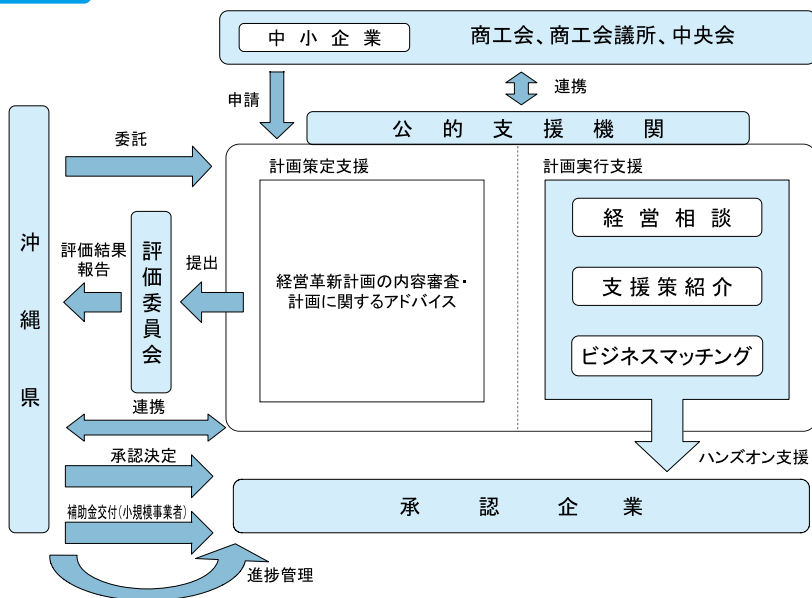
TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233

※申請書は沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okinawa.jp>

沖縄県ホームページ→商工労働部中小企業支援課→経営革新強化支援事業

フロー図



■ (公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL：098-859-6237 FAX：098-859-6233

※申請書は沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okinawa.jp>

沖縄県ホームページ→商工労働部中小企業支援課→経営革新強化支援事業



■ 沖縄県 ■

地域ビジネス力育成強化事業

目的

地域に根差した中小企業支援等に取り組む地域間連携体制の構築による県内小規模事業者の事業推進力向上を図ります。

対象者

「地域ビジネス力強化支援」

中小企業者、地方公共団体、公共的団体等からなる地域間連携体

支援内容

「地域ビジネス力強化支援」

地域資源の活用や地域課題の解決を図るビジネスなど、地域に根差した中小企業支援等を行う地域間連携体の取組に対し、経費の補助とハンズオン支援を行います。

補助額：3,750 万円を上限に継続年数に応じて 1/10 ずつ補助率を逡減する。

(1 年目 10/10、2 年目 9/10、3 年目 8/10)

補助予定件数：1 件程度

活用のポイント

本事業を活用して、地域経済の活性化を成功させるポイント

①地域間連携体の各構成員が主体的に協働するスキームを有すること、②明確な目的・目標を設定すること、③地域間連携体が自立するための独自予算の必要性

申請時期

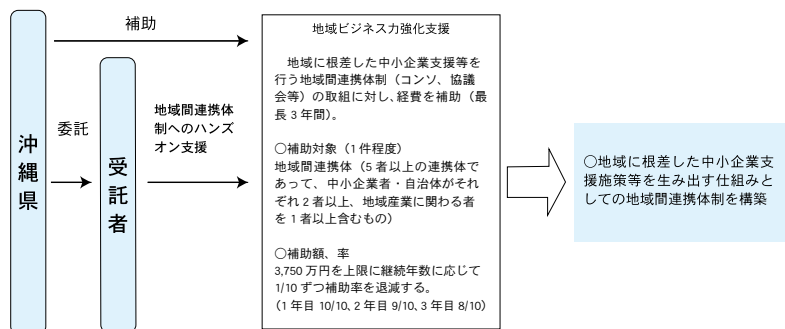
4月～5月頃

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課（県庁8F）

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661

フロー図



■ 沖縄県 ■

小規模事業者のための経営改善普及事業

目的

経営改善普及事業は、商工会・商工会議所が、小規模事業者の経営及び技術の改善発達を図るため、県の補助を受けて、経営相談サービスや創業に関わる支援を実施いたします。

対象者

小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の商工業者をいいます。）

商工会・商工会議所の会員・非会員を問わず、すべての小規模事業者。

支援内容

・ 支援事業

商工会・商工会議所の経営指導員が、融資、税務、経理、経営の合理化、その他経営の強化に関するあらゆる相談を、無料でお受けします。また、国や県、市町村等の各種助成制度を紹介します。

・ エキスパートバンク事業

小規模事業者が必要とする専門的分野の技術・技能について深い知識を有する専門家（エキスパート）を企業に直接派遣し、具体的かつ実践的な指導・アドバイスを行います。

指導分野：税務、会計、法律、経営診断、コンピューター、社員教育、労務管理、特許・商標、店舗設計、デザイン、POP 広告、ラッピング他

問い合わせ先

■ 事業所所在地域の商工会、商工会議所

又は沖縄県商工会連合会 TEL：098-859-6150

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL：098-866-2343

■ 沖縄県 ■

沖縄雇用・経営基盤強化事業

目的

沖縄雇用・経営基盤強化事業は、一定の事業規模を有する者の経営基盤を強化し、沖縄県の雇用環境の改善や、廃業率の低下を図ることを目的とします。

対象者

特定規模事業者(商工会法第2条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が21人以上30人以下(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業は除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については6人以上10人以下(ただし、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあっては6人以上15人以下))

商工会・商工会議所の会員・非会員を問わず、すべての特定規模事業者が対象。

支援内容

商工会・商工会議所の経営指導員が、融資の相談をはじめ、税務、経理、経営の合理化、その他経営の強化に関するあらゆる相談を、無料でお受けします。また、国や県、市町村の各種助成制度を紹介します。

■ 沖縄県、(一財) 沖縄 I T イノベーション戦略センター、琉球ミライ (株)、(一社) アントレプレナーシップラボ沖縄、さくらインターネット (株)、(株) うむさんラボ、(株) eiicon、フォーシーズ (株)、(株) みらいスタジオ ■

スタートアップ総合支援拠点 -Startup Lab Lagoon NAHA-

目的

革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出すスタートアップの創業促進や、短期間での成長を促す体制(スタートアップ・エコシステム)の形成に向けて、スタートアップに対して総合的な行う。

対象者

スタートアップ

支援内容

①起業家の育成

- ▼創業ワンストップセンター
- ▼起業支援金の補助(創業経費補助 200 万円)
- ▼アクセラレーションプログラムの提供(起業家養成／プロダクト検証)
- ▼起業についての関心を喚起するためのイベントの開催

②スタートアップの成長支援

- ▼スタートアップの事業化支援補助
(事業検証補助 500 万円／事業開発補助 1,000 万円)
- ▼メンタリングの実施
- ▼ベンチャーキャピタルとのマッチング支援
- ▼スタートアップの県外(海外)展開支援

③コミュニティの形成促進等

- ▼スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムの活動拠点
- ▼事業会社とのオープンイノベーションに向けたマッチング
- ▼沖縄県内外スタートアップコミュニティ間の連携体制の構築
- ▼沖縄県内エコシステム全体の情報発信

活用のポイント

Startup Lab Lagoon NAHA は、創業から成長段階にあるスタートアップに対して一貫したサポートを提供する場として設置しました。

申請時期

- ▼起業支援金の補助 6月頃
- ▼アクセラレーションプログラム 5月から6月
- ▼スタートアップの事業化支援補助 5月から6月中旬
- ▼その他の支援 随時

申請先

- ▼起業支援金の補助
(株) うむさんラボ
- ▼アクセラレーションプログラム
(株) eiicon
- ▼スタートアップの事業化支援補助
(一社) アントレプレナーシップラボ沖縄

内観



<https://startup-lagoon.okinawa/contact/>

■ 起業支援金の補助

(株) うむさんラボ / info@startups.okinawa

■ アクセラレーションプログラム

(株) eiicon / okinawa-startup@eiicon.net

■ スタートアップの事業化支援補助

(一社) アントレプレナーシップラボ沖縄
/ ecosystem@esl-o.org



HP



Instagram



Facebook



Twitter

沖縄DX促進支援事業

目的

企業の DX に向けた取組を支援することによって、県内産業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化を図り、全産業の稼ぐ力向上を図ることを目的としています。

対象者

県内に本店を有する法人（ただし、情報通信企業を除く。）または県内団体

支援内容

4 つの支援で県内企業・団体の DX を後押しします。

① DX 相談窓口の常設

DX に向けた計画や社内体制作り、具体的な進め方などについて幅広くご相談いただけます。

② 経営者向け DX セミナー開催

DX 関心のある経営者に対して、データやデジタルを活用したビジネス等に関するセミナー（3 回程度）を開催します。

③ DX 推進計画の策定支援等

企業の今後のビジネスの方向性等を踏まえて、DX 推進に向けた計画策定を支援します。DX 推進の連携先候補となる県内 IT 企業とのマッチングもサポートします。

④ DX 促進支援補助金

データとデジタル技術を活用してビジネスモデル変革を図る県内企業・団体向けの補助金です。

【概要】

県内企業・団体が県内 IT 企業と連携して実施する DX に向けた取組に要する経費補助

【対象】

県内に本店を有する法人又は県内団体をいう。

但し、次を除く。

- ・ 申請時点で県内情報通信企業
- ・ 創業、設立から 3 年未満の企業
- ・ 本補助事業の過年度採択企業

【補助上限額】 1,000 万円 / 件（※ 12 件程度採択予定）

【補助率】 9/10 以内

【補助期間】 交付決定の日から令和7年2月28日まで

※詳細は公募要領をご参照ください。

活用のポイント

DXの推進に向けて、県内企業・団体の計画策定からIT企業とのマッチング、DXの取組実施まで一貫してサポートする事業です。

DX相談窓口を常設しておりますのでまずはお気軽にご連絡ください。

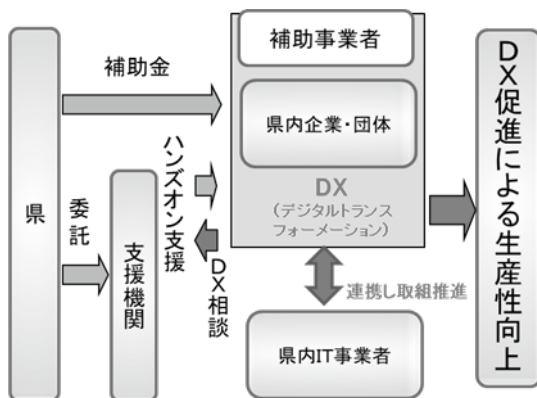
各支援の申請時期

- ①随時受付
- ②セミナー開催に合わせて参加申込み
- ③随時受付（12社支援予定）
- ④令和6年4月15日～令和6年5月24日

申請先

（一財）沖縄ITイノベーション戦略センター

フロー図



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄創業者等支援貸付 (中小企業資金、生業資金)

目的

県内経済の活性化に寄与し、雇用の受け皿となる創業等を支援するため、新たな事業や新規開業等に必要な資金を融資します。

対象者

下記のいずれかに該当する方で、一定の要件を満たす方
(事業化しておおむね7年以内の方も含む)

- ・新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行う方
- ・雇用の創出を伴う事業を新たに行う方
- ・母子家庭の母又は父子家庭の父であって、事業を新たに行う方
- ・経営多角化を図る方

支援内容

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)
- ・運転資金 7年以内(うち据置期間3年以内)

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL098-941-1795
	生衛・創業融資班	TEL098-941-1830

・中部支店	業務第一課・第二課	TEL098-989-6604
・北部支店	業務課	TEL0980-52-2338
・宮古支店	業務課	TEL0980-72-2446
・八重山支店	業務課	TEL0980-82-2701

問い合わせ先



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

創業支援貸付利率特例制度 (生業資金、生活衛生資金)

目 的

- ・ 創業融資の利率を低減させ、創業前後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図る。

対象者

- ・ 新規開業しようとする方又は新規開業して税務申告を2期終えていない方

支援内容

- ・ 各融資制度の本来適用される利率から0.65%（雇用の拡大を図る場合は0.90%）控除します。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 生衛・創業融資班 T E L : 098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 T E L : 098-989-6604

・ 北部支店 業務課 T E L : 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 T E L : 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 T E L : 0980-82-2701

問い合わせ先



スタートアップ挑戦支援事業

目的

スタートアップや起業予定の方の戦略立案・事業計画・資金調達・資本政策・顧客開拓・財務・法務等のご相談に何度でも無料で対応します。

対象者

IPO や M&A 等を目指すスタートアップおよび起業予定の個人

支援内容

以下のようなお悩みを抱えているスタートアップ・起業予定の方のご相談に対応します。

- ・ 経営課題への助言を受けられる外部人材が周囲にいない。
- ・ 事業計画（ビジネスプラン）を作りたい、見直したい、経営戦略を考えたい。
- ・ 研究開発起点での事業創出を目指しているが、ビジネスのナレッジが不足している。
- ・ 資金調達先を探したい、VCや銀行と良い関係を構築したい（資本政策を含む）。
- ・ プロダクト・サービスの実証や拡大のために必要な連携プレイヤーへのアプローチ手段がない。
- ・ 顧客開拓・販路開拓をしたい。
- ・ IPOやM&Aに向けた道筋を検討したい。
- ・ 投資契約、事業提携契約等について法律面での意見が聞きたい。
- ・ インパクトスタートアップとしての事業展開を考えたい。

上記以外のご相談もお気軽にお問い合わせください。

※相談内容によっては、ご対応できない場合がございます。

※VC/CVCや販売先、人材等の紹介は行っておりません。

活用のポイント

オンライン会議システム（ZoomもしくはMicrosoft Teams）により、全国どこからでも相談可能です。

スタートアップが大きく成長していく過程で直面する、さまざまな課題を乗り越えるために、経験豊富なアドバイザーが相談に対応します。

無料で何度でも相談できます（1回あたり1時間程度、原則平日10：00～17：00）。

申請時期

期間：1回あたり1時間程度

費用：無料

申請先

スタートアップ挑戦支援事業

<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/reboot/>

事業概要図

スタートアップ挑戦支援事業



戦略立案 事業計画 資金調達 資本政策 等のご相談に、
中小機構のアドバイザーが何度でも無料で対応します。



⚠ こんなお悩みはありませんか？

- 経営課題への助言を受けられる外部人材が周囲にいない。
- プロダクト・サービスの実証や拡大のために必要な連携プレイヤーへのアプローチ手段がない。
- 資金調達先を探すためのリレーションがない。
- 研究開発起点での事業創出を目指しているが、ビジネスのナレッジが不足している。
- 資本政策を含め、事業計画を見直したい。

などなど



J-Net21[中小企業ビジネス支援サイト]

目的

J-Net21 は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。様々な経営課題ごとに、知りたい情報を簡単に探すことができます。

活用のポイント

全国の中小企業向け施策を毎日更新する「支援情報ヘッドライン」、経営のノウハウが詰まった「経営ハンドブック」、様々なテーマの企業事例や解説が詰まった「特集・事例」・・・など、最新の情報や事例が満載。

補助金・助成金情報など、全国の中小企業向け施策を毎日更新。

経営ハンドブック 中小企業経営者の虎の巻

人材育成や商品開発・市場開拓など、企業経営に役立つ知識を経営課題ごとにまとめています。

ビジネス Q&A 経営者の様々な悩みに専門家が回答

ビジネスの様々な場面で生じる疑問について専門家が回答します。キーワードでも検索できます。

特集・事例 企業事例や様々なテーマの解説記事を掲載

経営環境の変化に応じた舵取りのヒントを様々なテーマの特集・事例としてお届けします。

起業マニュアル 起業に必要な情報をステップごとに網羅

起業を思い立ってから開業するまでの『こんな時どうする?』に応えます。

業種別開業ガイド 300 件以上の業種ごとの開業準備手引書



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

中心市街地・商店街等診断・サポート事業

目 的

中心市街地及び商店街等の発展・活性化に係る経済活力・エリア価値の向上に向けた取組支援のため、(1) 専門家派遣による助言等（巡回型支援）、(2) 複数専門家で構成するプロジェクトチームによる伴走支援（パッケージ型支援）を原則無料でを行います。

対象者

1. 商店街等組織・まちづくり会社
2. 中心市街地活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織

支援内容

(1) 巡回型支援

商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、専門家派遣による地域ニーズの抽出・特定や助言等を無料で支援します。

支援対象者	対象となる課題・ニーズ
商店街等組織(※) まちづくり会社	① ビジョン・プランの作成に向けた考え方の整理 ② 次世代リーダーの発掘・育成 ③ 空き店舗対策・新規出店促進に向けた計画づくり ④ 面的な消費拡大につなげる取組に向けた計画づくり ⑤ 既存事業の磨き上げや新規事業の事業化に向けた計画づくり ⑥ エリアブランディング ⑦ 地域内外関係者との連携 ⑧ その他機構が認めるテーマ
中心市街地活性化 を検討する 商工会議所、商工 会、まちづくり会社 等の組織	① 協議会の設立準備 ② 協議会設立に向けたまちづくり会社等の設立・運営改善 ③ 行政へのまちづくり計画に対する意見提示 ④ 基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に関わる検討 ⑤ エリアマネジメントに関する関係者の理解促進 ⑥ エリアマネジメント推進のための仕組み構築 ⑦ その他機構が認めるテーマ

(2) パッケージ型支援

商店街等組織・まちづくり会社や中心市街地活性化を検討する組織に対して、複数の専門家からなるプロジェクトチームで面的伴走支援を行います。

支援を通じて面的地域価値の向上を後押しすることを目的に必要なアドバイスを原則1年度、最長3年度まで継続（審査あり）して利用できます。

支援対象者	対象となる課題・ニーズ
商店街等組織※ まちづくり会社	・商店街等の店舗構成の見直しに向けた検討 ・空き店舗対策の検討や事業化 ・新規事業創出の検討・実施や既存事業のブラッシュアップ ・集客拠点整備等、ハード整備事業の検討及び実施体制・実施方法の検討・実施 ・デジタル化、DX 関連の整備事業の検討・実施 ・商店街組織やまちづくり組織のあり方や、MAP'S+O を意識した事業推進体制の構築に向けた検討及び取組の着手、改善 ・地域ブランディングなど面的な活性化及び空間利活用に関する検討や事業化 ・外部連携（域外の民間事業者等との連携・事業化等）に関する検討・実施 ・計画・ビジョン等の策定及び当該計画等に基づく事業の実施（中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定及び認定基本計画に基づく事業の実施は除く） ・その他機構が認めるテーマ
中心市街地活性化 を検討する 商工会議所、商工 会、まちづくり会社 等の組織（地域組 織）	・協議会の設立準備 ・協議会設立に向けたまちづくり会社等の設立・運営改善 ・行政へのまちづくり計画に対する意見提示 ・基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に関わる検討 ・エリアマネジメントに関する関係者の理解促進 ・エリアマネジメント推進のための仕組み構築 ・その他機構が認めるテーマ

(※) 詳細は、本事業ホームページに掲載の利用者手引きをご確認ください

活用のポイント

○巡回型支援（専門家の巡回支援）

地域担当の専門家をあなたの街に派遣します。地域課題等に対し、半日程度のアドバイスや説明会にご利用できます。最大3人日／年度までご利用可能で、0.5人日単位でご利用できます。

関係者で一緒に話を聴く。思ったことを発言してみる。そこから解決の糸口が見つかるかもしれません。

○パッケージ型支援（プロジェクトチームの派遣）

エリア価値の向上など大きな課題に対し、プロジェクトチームが支援します。

計画等進度により最大3事業年度まで継続利用が可能です（審査委員会での審査あり）。まちづくりは手間と時間のかかる仕事。一緒に考え、一緒に解決しながら、一步一步実現に近づけていきます。

申請時期

<巡回型支援>

受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月末日

（支援期間は、令和6年4月～令和7年3月14日迄）

<パッケージ型支援>

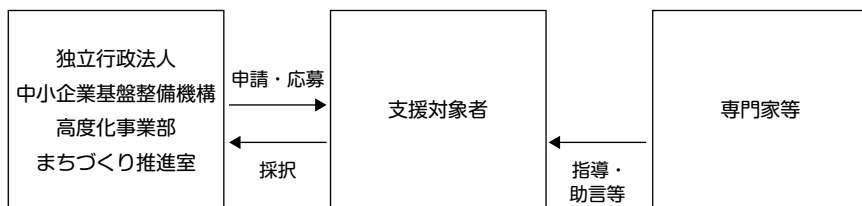
受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年6月7日（金）正午

（採択結果の通知は、7月上旬頃を予定）

申請先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

フロー図等



■独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

T E L : 03-5470-1632 F A X : 03-3578-3372

■内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2 地方合同庁舎2号館9F

T E L : 098-866-1731 F A X : 098-860-3710



産学官連携製品開発支援事業

目的

沖縄県内に製造、研究開発の拠点を有する企業を開発主体とする製品開発共同体〔産学官連携、産産連携〕がお互いの有する技術、研究シーズを使用し、本県の地域資源や特性を活用した製品開発を支援することにより、競争力のあるものづくり産業の振興を図ることを目的としています。

対象者

沖縄県内に本社、又は事業所を有する民間企業等が管理法人となり、民間企業、大学、公設試等の構成員からなる製品開発共同体。（産学官共同体又は産産共同体）

支援内容

○製品開発プロジェクトに対する補助

- ①補助額：600万円以内
- ②補助率：事業費（補助対象経費）の3/4以内
- ③補助期間：8ヵ月（7月～翌年2月末を予定）

○製品開発プロジェクトに対するハンズオン支援

対象要件

- ・本県の地域資源や特性を活用した新製品（原材料などの中間財を含む）の開発であること。
- ・主に県外海外をターゲットにした新製品、又は域内循環の促進に寄与する新製品の開発であること。
- ・製品開発の主要な工程を県内で実施すること。
- ・事業終了後、製品開発成果を活用した事業展開を県内で実施すること。
- ・事業化により本県の経済振興及び雇用の創出が期待できること。

申請時期

令和6年度は終了しました。

（参考：令和6年4月25日（木）～令和6年5月24日（金））
事前相談を随時受け付けています。お気軽にお問合せ下さい。

申請先

公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課
TEL：098-859-6239 FAX：098-859-6233



■ 沖縄県 ■

オープンイノベーション創出支援事業

目的

県内企業等がデジタル技術・サービスを持つ県内外企業等と協働・共創し、オープンイノベーションによる革新的なビジネス・サービスを創出する取組を支援することで、県内企業等の高度化に繋がります。

対象者

県内企業等

支援内容

- 1 自社が持つ技術・ノウハウなどを活用して、自社以外の企業・機関等と共に革新的な新規事業開発等に向けて取り組む意欲のある県内外の企業等の掘り起こし・公募
- 2 前記1に応募した企業のマッチング
- 3 マッチング後の新規事業開発や実証への支援（ハンズオン、補助）

【補助金の概要】

- ①補助率：対象経費の1 / 2
- ②上限額：100万円
- ③対象経費：人件費、事業費
- ④補助件数：5件程度を予定

活用のポイント

既存事業に限界を感じたり、解決したい課題があったりするものの、何から始めたら良いかわからず漠然とした不安がある。
イノベーションや事業創出に興味があり、自社の技術・ノウハウを生かして、新規分野参入・開発を行っていききたい。

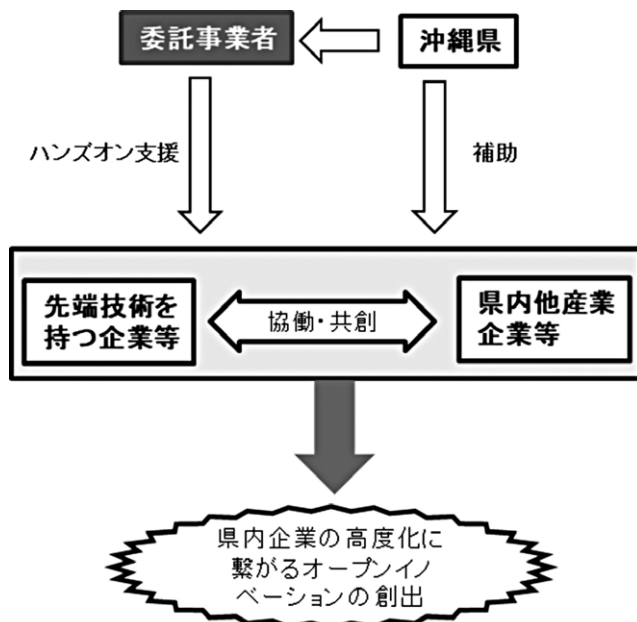
申請時期

令和6年6月上旬

申請先

株式会社 eiicon

フロー図等



■ 沖縄県 ■

テストベット実証支援事業

目 的

社会課題の解決等に資するイノベーションの創出を図るため、革新的なデジタル技術・サービスを持つ沖縄県内外の企業等による沖縄県内での実証実験に対する支援を行います。

対象者

革新的なデジタル技術・サービスを持つ県内外企業等

支援内容

- 1 実証実験に係る費用への補助
 - (1) 補助対象：デジタルを活用した技術やサービスの実証実験を県内で実施する事業
 - (2) 補 助 率：対象経費の1 / 2
 - (3) 上 限 額：1,000 万円
 - (4) 対象経費：人件費、事業費
 - (5) 補助件数：2 件程度を予定
- 2 専門家等によるハンズオン支援（※前記1を対象）

活用のポイント

日本唯一の亜熱帯気候やアジアへの近接性など様々な地域特性等を有する沖縄県で、実証実験を実施しませんか。

新技術の社会実装等を目指した実証実験プロジェクトを全国から募集します。

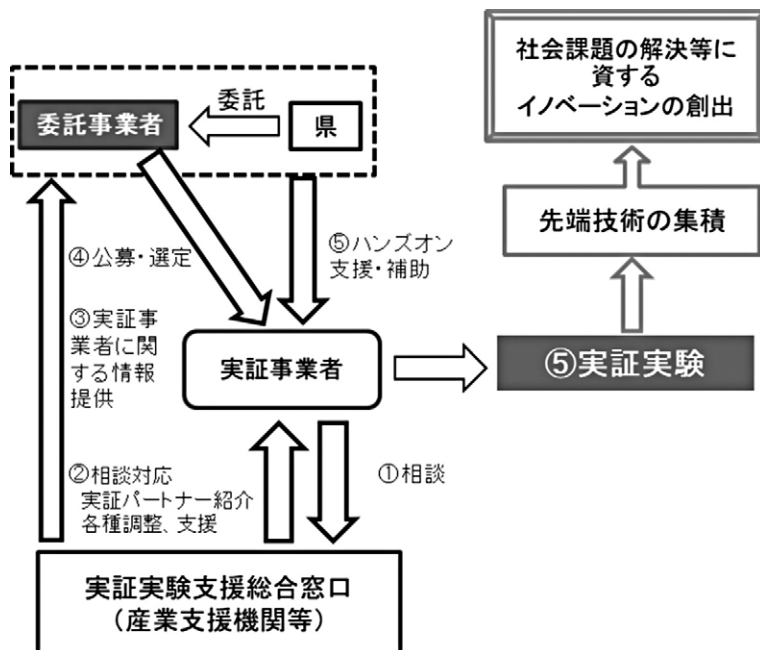
申請時期

令和6年5月上旬

申請先

事務局 テストベット・アイランド沖縄コンソーシアム
<https://testbedisland.okinawa/>

フロー図等



■ 一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター ■

ICTビジネス高度化支援事業

目的

県内情報通信企業の製品・サービス・技術の高度化を図り、社会に新しい価値を提供するビジネスモデルへの転換を目指し、ビジネスプランの策定や先端技術の活用による技術開発、事業化・実用化に向けた実証等に要する経費を補助することにより、県内情報通信産業の高度化を図るとともに、産業競争力の強化や労働生産性の向上に資することを目的とする。

対象者

設立1年以上の県内情報通信関連企業

支援内容

- (1) 事業の段階（ステージ）に応じたハンズオン支援
- (2) 補助対象経費：人件費、事業費
- (3) 補助率・補助上限額（消費税及び地方消費税は含まない）
 - ① ビジネス構築ステージ 8/10以内 3,000千円
 - ② 技術高度化ステージ 3/4以内 8,000千円
 - ③ 事業化ステージ 2/3以内 10,000千円

活用のポイント

本事業は、県内IT企業等の各ステージに応じた事業計画を支援するものです。活用にあたっては、ISCOによる事前相談を行っていますのでお気軽にご相談ください。

① ビジネス構築ステージ

県内情報通信企業のビジネスプランを磨き上げ、収益性の見込めるビジネスモデルを構築するため、技術的課題の抽出や市場調査、プロトタイプの開発、資金調達やマネタイズ（収益構造）の検討、パートナー企業の検討など、ビジネスの実現性、発展性を高める取組を支援する。

② 技術高度化ステージ

県内情報通信企業が提供する製品やサービス、独自のシステムに関する技術的課題の解決に向け、先端技術（AI、IoT、5G等）の導入や、既存製品・サービスに新たな機能を組み込み、技術の高度化や差別化を図るための開発プロジェクトを支援する。

③事業化ステージ

新たなビジネスモデルの自走化・収益化に向け、製品・サービス・システム等の実証事業や、テストマーケティング、資金調達計画や収益性の確保など、ビジネスを効果的に展開する上で必要な取組を支援する。

申請時期

①ビジネス構築ステージ 4月～7月頃

※応募状況によっては早期に終了する場合あり

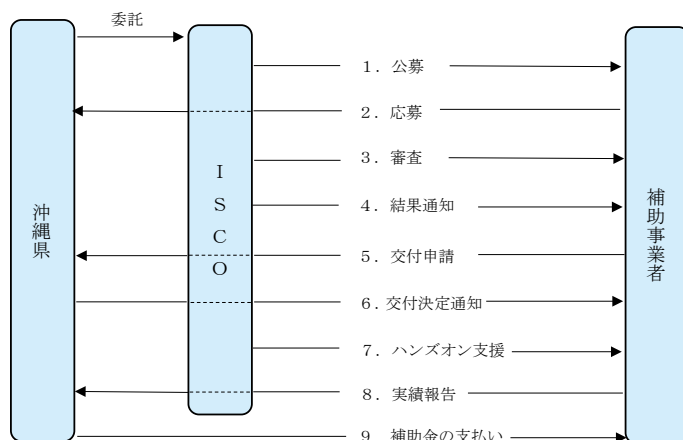
②技術高度化ステージ 4月～7月頃

③事業化ステージ 4月～7月頃

申請先

(一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

新企業育成貸付（中小企業資金、生業資金）**目 的**

新たな事業（又は事業活動）を始める方、女性・若年者・高齢者の方等の起業を支援します。

対象者

1. 新事業育成資金（中小企業資金）
高い成長性が見込まれる新たな事業を始めて概ね5年以内の方で、一定の要件に該当する方
2. スタートアップ支援資金
革新的なビジネスモデルで急成長を目指す事業に取り組むスタートアップの方で、一定の要件に該当する方
3. 新規開業支援資金（生業資金）
新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方
4. 女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業資金）
女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）の方で、新規開業して概ね7年以内の方
5. 再挑戦支援資金（中小企業資金）
廃業歴等を有する方で、一定の要件に該当する方
6. 新事業活動促進資金（中小企業資金、生業資金）
中小企業の経営革新を行う方で、一定の要件に該当する方
7. 中小企業経営力強化資金（中小企業資金）
 - ・新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の指導及び助言を受けている方
 - ・「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している方、又は適用する予定の方
 - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構によるハズオン支援をうけている方
 - ・取引金融機関の支援を受けて経営者保証免除計画を策定し、経営改革に取り組む方

支援内容

1. 新事業育成資金（中小企業資金）
ご融資の限度額：7億2,000万円
ご返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間 5年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間 2年以内）

2. スタートアップ支援資金

ご融資の限度額: 社債および新株予約権貸付と併せて 20億円

ご返済期間: 20年以内(うち据置期間 10年以内)

3. 新規開業支援資金(生業資金)

ご融資の限度額: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

ご返済期間: 設備資金 20年以内(うち据置期間 5年以内)

運転資金 10年以内(うち据置期間 5年以内)

4. 女性、若者／シニア起業家支援資金(中小企業資金)

ご融資の限度額: 7億2,000万円

ご返済期間: 設備資金 20年以内(うち据置期間 2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間 2年以内)

5. 再挑戦支援資金(中小企業資金)

ご融資の限度額: 7億2,000万円

ご返済期間: 設備資金 20年以内(うち据置期間 2年以内)

運転資金 15年以内(うち据置期間 2年以内)

6. 新事業活動促進資金(中小企業資金、生業資金)

ご融資の限度額: 中小企業資金7億2,000万円

生業資金7,200万円(うち運転資金4,800万円)

ご返済期間: 設備資金 20年以内(うち据置期間 2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間 2年以内)

7. 中小企業経営力強化資金(中小企業資金)

ご融資の限度額: 7億2,000万円

ご返済期間: 設備資金 20年以内(うち据置期間 2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間 2年以内)

活用のポイント

○個人、法人企業を問わず対象となります。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

生衛・創業融資班 TEL098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

新事業創出促進出資

目的

新事業創出促進出資業務は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、公庫業務の特例として設けられたものです。

対象者

次の要件を満たす方

1 企業の要件

沖縄県内で

- 新たな事業を行う方
- 既に別事業を行っており新たに事業分野の開拓を行う方

2 事業の要件

- 沖縄における新事業の創出を促進し、沖縄の産業の振興に寄与するものであること
- 事業内容（技術、商品、サービス等）に新規性があること

支援内容

出資の限度額は、新事業に必要な資本の額の5割以内です。

活用のポイント

出資後のフォローとして、出資先企業の財務等について専門的な観点から助言・指導を行い、立ち上がり期の経営安定化に向けた支援策を積極的に講じていきます。



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

農工商等連携(支援)事業

目 的

中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源を有効に活用し有機的に連携して行う事業を総合的に支援することで中小企業者の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ること。

対象者

- ①農工商等連携により新たな事業活動を展開しようとする農林漁業者と中小企業者であって、「農工商等連携促進法」に基づき農工商等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者。
- ②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農工商連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農工商等連携促進法」に基づき農工商等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者。

支援内容

- ①中小企業者と農林漁業者が、連携して新商品・新サービスの開発等を行う事業計画を作成し、認定を受けた場合
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
企業の新商品・新サービスの開発に関する事業計画策定のノウハウ提供や商品開発等のアドバイスを行うほか、展示会や商談会の開催など、販路開拓の支援を行います。
 - (2) 政府系金融機関による融資制度等
設備資金及び運転資金について低利融資制度があります。
 - (3) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (4) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品の製造等を行う事業者に対し、食品流通構造改善促進機構が、当該事業に必要な資金の債務の保証等を実施します。

(5) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します。

②一般社団・財団法人やNPO法人が中小企業者と農林漁業者との連携を支援する計画を作成し、認定を受けた場合。

(1)信用保証の特例

信用保証協会の対象となります。

■内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館 9F

TEL：098－866－1755

■独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所

〒901－0152

沖縄県那覇市小祿 1831－1 沖縄産業支援センター 3F

TEL：098－859－7566

■中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

事業再構築補助金

目 的

今なおコロナの影響を受ける事業者、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

対象者

日本国内に本社を有し、要件を満たす中小企業者等及び中堅企業等

支援内容

事業類型	補助上限額 (※従業員30人の場合)	補助率
成長分野進出枠（通常類型） ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	3,000万円（※4,000万円） (一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ) ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠（GX進出類型） ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	中小：5,000万円（※6,000万円） 中堅：1億円（※1.5億円） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
コロナ回復加速化枠（通常類型） ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者向け	2,000万円	中小2/3 中堅1/2
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型） ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合
サプライチェーン強靱化枠 ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者向け	3億円（※5億円） ※建物費を含む場合	中小1/2 中堅1/3

更なる支援措置（サプライチェーン強靱化枠以外が対象）

〔規模拡大〕 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の**上限上乗せ**
〔賃上げ〕 ①継続的な賃金引上げ及び②従業員の増加に取り組む事業者の**上限上乗せ**

詳細は、事業再構築補助金事務局 HP から公募要領などをご確認ください。

活用のポイント

STEP1 基本要件（その他事業類型ごとに補助対象要件あり）

- ① 事業再構築指針に示す「**事業再構築**」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**、又は従業員一人当たり**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**の達成

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認**
- **GBZIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGBZID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GBZID 検索



審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
【注意】事前着手制度は**原則廃止**します。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**
【注意】補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されますのでご注意ください。
- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**
※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

申請時期

通年で複数回の公募を実施しております。事業再構築補助金事務局 HP からご確認ください。

申請先

事業再構築補助金事務局HPから電子申請

→事業再構築補助金事務局 HP

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

問い合わせ先

よくあるご質問

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>

事業再構築補助金事務局

コールセンターコールバック予約システム

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>



下請かけこみ寺事業

目的

中小企業者や個人事業主からの企業間取引に関するトラブル等について、業種を問わず相談に対応いたします。

企業間のトラブルについて、ADR（裁判外紛争解決）手続等により解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者（個人事業主を含む）

支援内容

1. 相談窓口（下請かけこみ寺）

企業間取引に関する様々なトラブル等に、下請法（下請代金支払遅延等防止法）や中小企業の取引問題に知見を有する専門相談員が親身になって対応し、適切なアドバイスを行います。

また、必要に応じて弁護士による無料相談を受けることが出来ます。

2. ADR（裁判外紛争解決）

中小企業が抱える企業間取引に関するトラブル等について、迅速かつ簡便に解決するため、ADR（裁判外紛争解決）手続を用いて、（公財）全国中小企業振興機関協会登録の弁護士が中小企業の身近なところで調停手続を行います。

活用のポイント

来訪、電話等にて相談を受け付けます。相談は無料です。ご相談いただいた方の秘密は厳守します。専門家の意見が聞きたい、裁判は時間とお金がかかる、早期に解決したい、下請適正取引ガイドラインを上手に活用したいなどの場合に有効です。



■ 沖縄県産業振興公社 ■

事業承継推進事業

目 的

本事業は、県内の中小企業等の円滑な事業承継を進めるため、事業承継計画作成支援や後継者育成支援を行うとともに、事業承継計画の実施に要する経費や、士業や金融機関、仲介専門会社等へ支払う着手金等に要する経費の一部を補助します。

対象者

(事業承継補助金)

親族内承継や従業員承継、第三者承継（M & A）に取組む沖縄県内に本社を有する中小企業者、小規模企業者、個人事業主
※常時雇用する従業員が1名以上いること。（M & A 除く）

支援内容

1. 補助上限額：100万円 / 件
 2. 補助率：2/3 以内
 3. 交付予定件数：12 件
 4. 補助対象経費
 - ①謝金 ②委託費 ③外注費 ④マーケティング調査費 ⑤広報費 ⑥旅費
 - ⑦会場賃借料 ⑧システム利用料 ⑨材料費 ⑩知的財産権等関連経費
 - ⑪廃業費用 ⑫その他知事が必要と認める経費
- （※但し、M & A の場合、補助対象経費は、売り手側の経費のみになります。）

・ 公社専門相談員の設置

補助金交付決定を受けた企業を支援するため、公社内に専門相談員（事業承継士、中小企業診断士）を配置し、事業承継計画の実現に向けた支援を行います。

活用のポイント

当事業は、県内の中小企業、小規模企業者、個人事業主が事業承継の取組について申請し、採択された場合、経費の一部補助を受けることが出来ます。

申請時期

第1回 令和6年5月13日(月)～6月28日(金)

第2回 令和6年8月上旬～9月上旬

※ただし、第1回の公募で予算が満額に達した場合、第2回目の公募は致しません。

その他の支援内容

1. 事業承継計画作成支援（親族内承継又は従業員承継）

事業承継を円滑に実施するために経営課題を洗い出し、株式譲渡や代表者変更、ノウハウの承継等を計画的に実施していくために、事業承継計画作成支援を公社の専門相談員（事業承継士、中小企業診断士）が実施します。

必要に応じて、外部専門家（事業承継士や中小企業診断士、税理士等）を派遣し、事業承継計画作成支援を行います。

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

2. 後継者育成塾の開催

県内中小企業者が事業承継後も事業の継続発展を図るため、後継者（後継予定者）に対し、経営知識の習得や受講者のネットワーク構築を図るために、後継者育成塾を開催します。

(1) 受講者募集期間（予定）： 令和6年6月から7月中旬

(2) 後継者育成塾実施期間（予定）： 令和6年8月から令和7年2月
(全11回程度)

事業承継に関する様々な課題の解決を支援する公的な相談窓口として、無料・秘密厳守で公社専門相談員が相談・対応・アドバイスを行います。お気軽にご相談ください。



稼ぐ企業連携支援事業

目 的

県内事業者の収益力や生産性の向上を図るため、県内中小企業等で構成する2社以上の複数企業が連携したプロジェクトとして実施する新商品開発やビジネスモデルの構築、県外への販路拡大、経営合理化など、採択されたプロジェクトに対して公社コーディネーターがハンスオン支援を行い、プロジェクトに要する経費の一部を補助します。

対象者

県内に本社を置く中小企業者が実施主体となり、2社以上の複数企業の連携体が対象。

- 代表企業は、申請時に創業から3年を経過した県内に本社を置く中小企業者とします。
 - 連携企業は、県内及び県外の中小企業者とします。
 - 中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に定める「中小企業者」であり、個人事業主や企業組合、協業組合も含まれます。
- ※詳しくは下記「問い合わせ先」へご連絡ください。

支援内容

- (1)補助上限額 900万円/件(1年目) 800万円/件(2年目)
- (2)補助率 9/10(1年目) 8/10(2年目) ※最長2年支援
- (3)採択件数 6件程度採択(令和6年度)
- (4)公社専門コーディネーターの配置

補助金の交付決定を受けた事業計画を共に推進するため、公社内に専門コーディネーターを配置し、プロジェクトに対するコンサルティング、他企業とのマッチング、コーディネート、進捗管理等を実施します。

- (5)補助対象期間 交付決定日(7月初旬)から令和7年2月28日(令和6年度)
- (6)補助対象経費

研究開発費、広告宣伝費、旅費、調査費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費など

※人件費、労務費、機械設備等購入費は対象外となります。

申請時期

(1) 公募期間 令和6年4月8日(月)～5月17日(金)

(2) 事前相談期間 令和6年4月8日(月)～5月10日(金)

(3) 申請受付期間 令和6年5月7日(火)～5月17日(金)

※次年度に向けての事前相談の予約は下記「問い合わせ先」へ電話にて
ご予約ください。



■ 沖縄県 ■

中小企業成長促進センター事業（ブッシュ型相談支援）**目 的**

本事業は、令和6年4月にゼロゼロ融資返済開始の最後のピークを迎えるにあたり、県内中小企業の成長や再チャレンジを促進する取り組みとして積極的に企業訪問等を実施し、自助努力による取組みでは難くなる前の早い段階から、適切な支援が受けられるようにすることを目的とします。

対象者

県内中小企業者

支援内容

日々の業務が忙しくて支援機関に相談する時間がない事業者や、「経営が危機的状況に陥るまで気がつけない」、「経営を改善するための方策・取組の方法がわからない」といった支援ニーズが顕在化していない事業者等に対し、こちらから積極的にアプローチする「ブッシュ型相談支援」を実施します。

活用のポイント

事業者の経営課題を整理し課題解決の方向性を示すとともに、課題に応じて支援機関に速やかにつなげることにより、経営者自らが経営改善の必要性に気づき、取組の選択肢が多い、早い段階での適切な支援が受けられるようにします。

申請時期

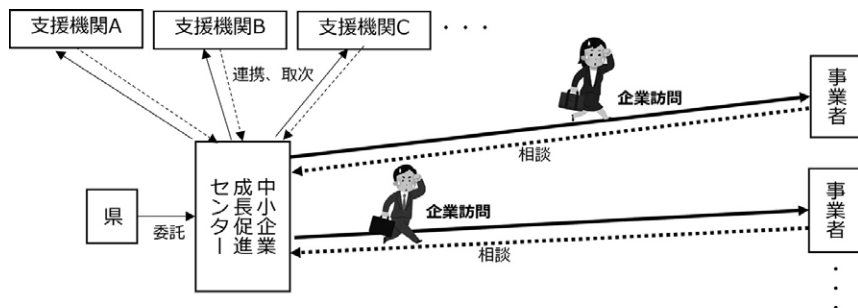
随時

申請先

（公財）沖縄県産業振興公社 経営支援課

T E L : 098-859-6237 F A X : 098-859-6233

フロー図



■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ (公財) 沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL : 098-859-6237 FAX : 098-859-6233



■ 沖縄県 ■

創業者等伴走型支援事業

目的

創業計画等の事業計画に基づき事業を実施している小規模事業者に対して経営に関する専門家を派遣し、現状の把握、課題の整理、課題に対する助言及び助言の実行支援を実施し、小規模事業者の経営力の向上を図ります。

対象者

沖縄県融資制度(創業者・事業承継支援資金、中小企業再生支援資金)、機械類貸与制度を利用している小規模事業者が対象となります。

支援内容

中小企業経営の専門的知見を有する専門家を10回程度派遣し、現状の把握、課題の整理、解決に向けた伴走支援等を行います。

活用のポイント

○無料

- ・ 支援にかかる料金は県が全額補助するため、無料で高品質な助言が得られます。
- ・ 公的制度でイメージする大量の申請書や書類の準備は必要ありません。紙1枚で簡単にお申込みできます。
- ・ 普段の仕事の邪魔をせず、県庁への訪問無しに自宅・事務所等からお申込できます。

○信頼感

- ・ 県の事業なので、外部から人を入れる際の不安もなく、安心してご利用できます。
- ・ 国家資格や豊富な企業支援実績を有した専門家による助言であるため、高い水準のアドバイスを期待することができます。
- ・ 公的制度なので、別の公的支援制度への橋渡し等、しっかりバックアップできます。

○事業者に合わせてスタイル

- ・忙しくてお店を離れられなくても、都合の良い日時・場所の設定が可能です。
- ・専門分野、課題、タイプや年齢層などなど、可能な限りご希望にそった専門家を派遣します。

申請時期

令和6年6月～

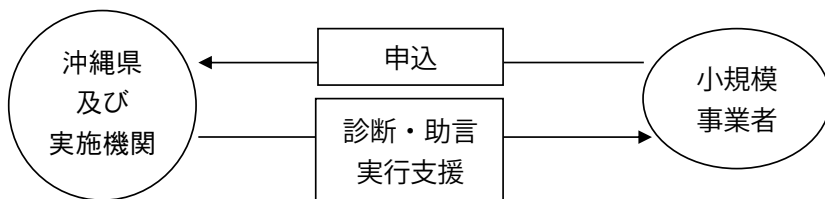
申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

※ HP は「創業者等伴走型支援事業」で検索できます。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/sougyousyatousiensinndan.html>

フロー図



■ 沖縄県 ■

中小企業経営改善支援事業

目的

国が補助を行う「経営改善計画策定支援事業」及び「早期経営改善計画策定支援事業」を利用した事業者に対し、県が自己負担分の一部を補助することにより、計画策定による経営改善の取組を促進します。

対象者

国が実施する下記の補助事業のうち、いずれかの支払通知を受けた者

- ・ 経営改善計画策定支援事業
- ・ 早期経営改善計画策定支援事業

支援内容

「経営改善計画策定支援事業」及び「早期経営改善計画策定支援事業」を利用した事業者に対し、県が自己負担分の半額を補助します。

○補助率及び上限額

	補助率	上限額
経営改善計画策定に要する経費	自己負担分の 1 / 2	50 万円
早期経営改善計画策定に要する経費	自己負担分の 1 / 2	3.75 万円

※計画策定にかかる経費の消費税は対象外

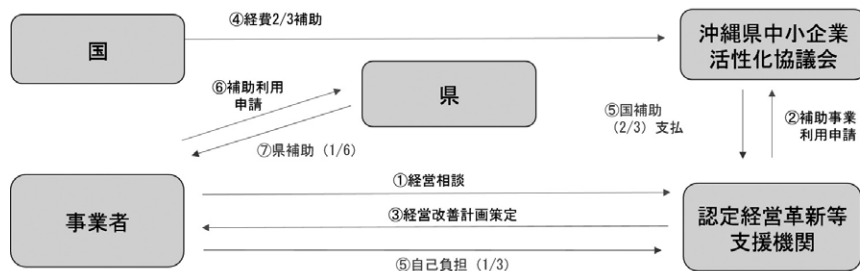
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



■ 沖縄県 ■

沖縄県産業振興基金事業

目的

本県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業振興を図るため、市町村、事業者団体等が別途規定する事業を行う場合に補助金を交付する。また、産業振興基金事業補助事業者の事業計画の実行性を高めるため、事業の各段階において専門コーディネーターによる包括的な助言指導や事業進捗・成果管理の支援等を行う。

対象者

市町村、事業者団体等

支援内容

① 戦略的産業育成支援事業

本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業（情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等）及びDX、GXの推進や社会課題解決を目的としたソーシャルビジネスの育成・支援事業
補助率 3/4 以内 ▼県出資公益法人等 10/10 以内

② エネルギー基盤安定整備事業

本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業
補助率 2/3 以内（上限3千万円）

③ 地域産業連携支援事業

産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業又は経済循環に資する事業
補助率 3/4 以内

④ 地域産業支援事業

地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の実用化に向けた研究開発及び研究成果を活用した新規ビジ

■ 沖縄県 ■

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への立地

目 的

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区では、本県への企業誘致を戦略的に推進することを目的に、保税地域許可手数料の軽減や関税の選択課税制度等の特例措置と、法人税に関する40%所得控除制度を始めとする税制特例措置に加え、沖縄振興開発金融公庫の融資制度等が用意されています。

立地形態

用地又は工場の購入

対象者

対象業種

製造業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業、特定の不動産賃貸業、航空機整備業

※工場の購入については製造業のみ対象

主な資格要件

- 原則として、県外又は海外への移輸出の割合が50%以上となる事業計画を持つこと

支援内容

国際物流拠点産業集積地域（特区地域制度）に基づく特例措置

①法人税や地方税の特例措置

②保税制度の活用

- ・保税蔵置場や保税工場等に係る許可手数料が半減されます。

③関税の選択課税制度

- ・許可保税地域で加工又は製造された一定の外国貨物（製品）を国内に引き取る際には、原料又は製品に課される関税のうち安い方を選択することができます。

④沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度

⑤中小企業信用保険制度等の特例

申請時期

賃貸工場又は分譲地について公募をする際に随時 HP にて案内

立地手続きの流れ

賃貸工場への入居又は用地の分譲を希望される場合には、事前に窓口までご連絡ください。

※事業内容等を確認させていただいたうえで、申込手続きを行っていただきます。

申請先

沖縄県商工労働部企業立地推進課

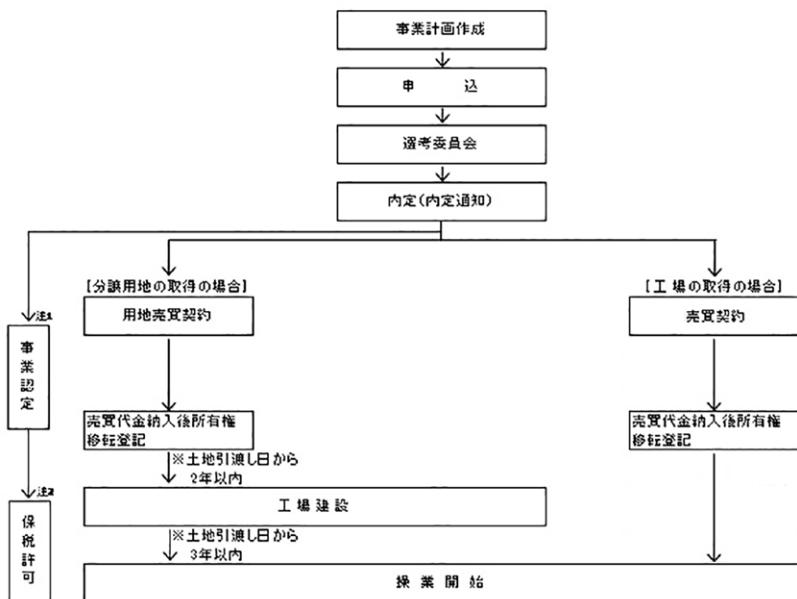
TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846

ホームページ：<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/>

メールアドレス：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

フロー図

立地までの基本的なフロー



注1：税制上又は金融上の優遇措置を受けるためには、知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認等を受ける必要があります。

注2：保税許可とは、関税法の規定により、沖縄地区税関長から受ける保税措置等の許可をいいます。



■ 沖縄県 ■

建設業経営力強化支援事業 (ちゅらしま建設業相談窓口)

目的

厳しい経営環境にある県内建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、専任の建設業相談員による各種相談への対応、情報提供、アドバイス等を行うとともに各種セミナーを開催し、建設業者の自立や活性化を促進します。

対象者

建設業者及び建設関連業者等で、個人及び法人を問いません。

支援内容

経営基盤の強化（運転資金調達等）、新事業分野進出（ビジネスプラン作成、資金調達、商品開発、販路等）、企業合併・連携、助成制度、公的融資、人材育成、ビジネスマッチング及び雇用対策等、建設業者の抱える諸問題に対応するための指導助言、情報提供、関連機関の紹介等を行います。

また、建設業者を対象とした、専門的な指導助言を受けるための「専門家派遣事業」(*)のご利用も可能です。

※専門家派遣にかかる費用の負担はありません。

活用のポイント

相談は無料で受けることができ、電話及びメール等でも受け付けています。また、移動・出張相談にも対応可能です。なお、相談に関する秘密は厳守されます。

申請時期

随時

申請先

(一社) 沖縄県中小企業診断士協会 ちゅらしま建設業相談窓口



■ (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー ■

令和6年度観光人材育成・確保促進事業 専門家派遣

目 的

沖縄県内の経営課題を抱える観光関連事業者を支援することを目的に専門家を派遣し、経営課題の解決を図るためのアドバイスを行う専門家を派遣する。

対象者

観光関連事業者15社

- ・本支援の内容が沖縄の観光業界に資すること
 - ・沖縄県内に事業所を有している事
 - ・経営課題の解決に向けて、経営者が積極的に取り組むこと
- ※原則中小企業・小規模企業者を優先とする。

支援内容

1社につき4回専門家を派遣する。派遣する専門家の選定においては申請内容に基づき事前ヒアリングを行い実施の必要性や派遣の効果などを検討委員会にて審査し決定する。

活用のポイント

- ・4回の支援内で複数の経営課題について相談することも可能です。
- ・お申し込み後、事前にヒアリングを行い課題の整理を行います。経営課題を解消したいけれど原因が分からない、課題へのアプローチ方法について具体的に定まってないが検討したいという方は事務局までご連絡ください。

申請時期

令和6年4月中旬～令和6年12月31日

※予算上限に達し次第締め切ります。

申請先

問い合わせ先横のQRリンク先から募集要項をご確認の上、フォームよりお申し込みください。

(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー
国内事業部 受入推進課 観光人材育成センター



■ 沖縄県商工会連合会 ■

沖縄県よろず支援拠点

目 的

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化するため、①「総合的・先進的経営アドバイス」、②「チーム編成を通じた支援」、③「的確な支援機関の紹介」等の機能を有する「よろず支援拠点」を設置し、経営上の様々な相談に対応します。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

コーディネーター及び専門家がチームとなり、他の支援機関と連携を図りつつ、売上拡大や経営改善などの支援を行います。様々な業種や経営課題に精通した 30 名のコーディネーターがおり、経営に関するよろず（あらゆる）相談に対応します。

尚、ご相談は事前にご予約が必要となります。まずはご連絡ください。

【相談窓口】

沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄県産業支援センター 4F 414 号室

受付：月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00

※日曜日・祝祭日は定休日

【出張窓口】

名護市サテライト：毎週（水）9:00～17:00 於：名護中央公民館 2F 団体連絡室

恩納村サテライト：毎週（金）10:00～16:00 於：恩納村商工会内

沖縄市サテライト：毎週（火）11:00～19:00 於：プラザハウスショッピングセンター3F

宮古島サテライト：毎週（金）9:00～16:00 於：宮古島ミライヘセンター2F

石垣島サテライト：毎週（水）10:00～16:00 於：琉球銀行八重山支店

石垣島サテライト：毎週（金）10:00～16:00 於：沖縄銀行八重山支店

【相談会】

那覇市（出張）相談会①：毎月第3（木）9:00～17:00 於：那覇商工会議所内

那覇市（出張）相談会②：毎月第4（月）9:00～17:00 於：那覇市役所

浦添市（出張）相談会：毎月第2、4（金）9:00～17:00 於：浦添市役所1Fロビー

うるま市役所相談会：毎月第3（金）9:00～17:00 於：うるま市役所東棟1F

知財相談会（宮古島）：奇数月第4（金）10:00～17:00 於：宮古島ミライヘセンター

知財相談会（石垣島）：偶数月第4（金）10:00～17:00 於：沖縄銀行八重山支店

知財相談会（名護市）：毎月第4（水）9:00～17:00 於：名護市産業支援センター3F

事業承継相談会(石垣島):石垣島 偶数月第3(金)10:00~16:00 於:石垣市商工会館
事業承継相談会(宮古島):宮古島 奇数月第2(金)10:00~16:00 於:宮古島ミライセンター

活用のポイント

経営改善や売上拡大、事業再生など、どのような経営相談でも承ります。

申請時期

随時対応

費用

無料



■ 沖縄県商工会連合会 ■

エキスパート・バンク制度

目的

小規模事業者が必要とする専門知識を有する者を派遣し、具体的な相談事項に関して適切な指導、助言を行うことにより、近時の厳しい環境を乗り切るための人材確保、育成を図り、もってその経営資質の向上に資することを目的に小規模事業者等の支援を実施します。

対象者

原則、県内商工会地域の小規模事業者及び創業予定者を対象としています。

※従業員数が、建設業、製造業では20人以下、商業・サービスでは5人以下の事業所が対象

支援内容

相談内容に応じて、沖縄県商工会連合会で選定したエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導・アドバイスにより課題解決を図っていく制度です。

相談費用

相談費用は無料。但し、下記の場合は実費となります。

1. 現場で使用する材料費用
2. 法的手続き、税務申告、特許申請等をエキスパートに委任する費用など

申請時期

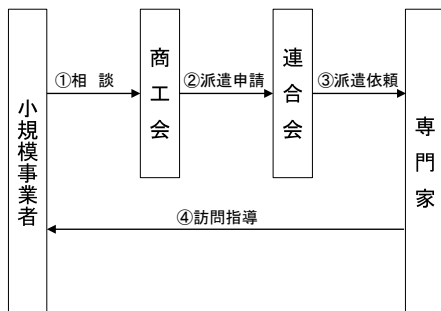
随時受付

※予算の消化状況によって、早く終了する場合があります。

申請先

最寄りの商工会へご連絡ください。

フロー図等



■ 沖縄県信用保証協会 ■

おきなわ経営サポート会議

目 的

中小企業の経営改善・経営強化のため、関係金融機関が一堂に集まり、意見交換することにより、迅速かつ効果的な支援に繋げることを目的とします。

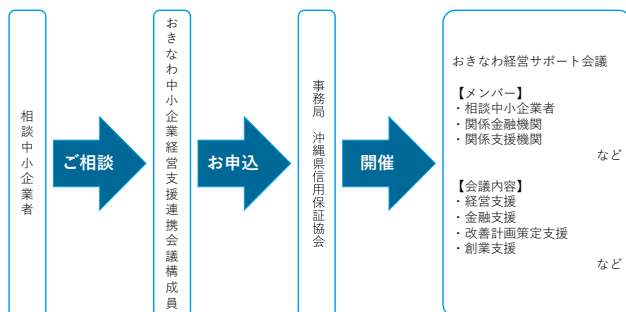
対象者

経営改善・事業再生・創業に意欲のある中小企業者。
(原則として、信用保証協会のご利用のある方)

支援内容

- ・金融機関とのワンストップでの経営相談
- ・経営改善計画の策定支援
- ・経営改善計画に対する金融機関からアドバイス
- ・外部専門家等からの経営支援
- ・各金融機関による方針決定（条件変更・追加融資等）

フロー図



■ 沖縄県信用保証協会 ■

経営改善サポート保証制度 (事業再生計画実施関連保証)

目 的

中小企業活性化協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としています。

対象者

一定の計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業者の方

支援内容

保証限度額 2億8000万円

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8000万円以内

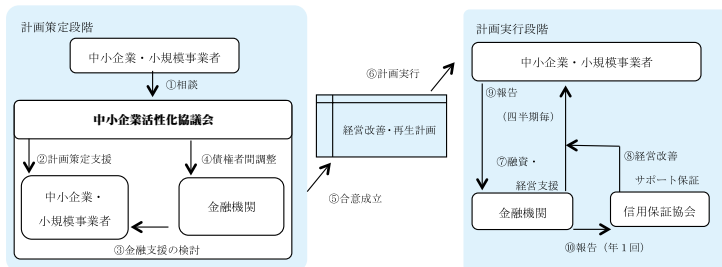
※上記金額は一般保証の別枠

活用のポイント

「中小企業活性化協議会」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生計画の実行に必要な資金を、信用保証協会の保証付融資で支援し、中小企業者の事業再生の取り組みを後押しします。中小企業者には、四半期毎に事業再生計画の実施状況を金融機関に報告して頂きます。

フロー図

制度のしくみ



問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会 経営支援部 経営支援課
TEL : 098-863-5310 FAX : 098-863-5316



■ 沖縄県中小企業団体中央会 ■

中小企業組合制度

目的

同業あるいは異業種の中小企業者同士が集まって組合を設立します。共同事業を通じて生産性の向上や競争力の強化を図り、対外交渉力を強化して経済的地位の向上を図るための様々な取り組みを行っており、事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合等の中小企業組合制度が設けられています。

中小企業組合では、原材料や資材を共同で仕入れる「共同購買事業」、組合で組合員の商品を販売する「共同販売事業」などのほか共同受注、共同宣伝、人材育成などの多様な共同事業を実施しています。このような共同事業を通じて組合員である中小企業、個人事業の経営の改善を目指していきます。

対象者

県内の中小企業者等

支援内容

【設立前】

組合を設立したいと希望する中小企業者に対し、中央会の指導員が設立認可申請書の作成方法、設立手続き等について無料で相談対応します。

【設立後】

中央会の指導員が組合運営の支援、指導のため定期的に訪問し、組合・団体等が対象になっている支援措置の情報提供及び活用のサポートを行います。

（例）専門家による組合の課題解決指導、講習会への参加、組合等の情報化推進研修事業などが活用できます。

活用のポイント

本会が会員組合に対して実施した、共同事業が組合員（中小企業者）にもたらす効果に関するアンケート調査では、全ての事業にて「効果がある」との回答がありました。この内、組合の共同事業を代表する「共同購買」「共同販売」「共同受注」の3事業についてメリットを紹介します。

■共同購買事業を実施している組合では・・・

組合員にもたらす効果について		共同購買・仕入の具体的なメリットの声
仕入価格（単価）が下がった	69.2%	・単価の軽減や組合でしか扱えない商品の提供ができる ・小ロットでの購入が可能 ・県外からの仕入を一括購入することで、沖縄への運送費用を下げる事ができた
輸送コストが軽減された	62.5%	
在庫負担が軽減された	46.2%	

■共同販売事業を実施している組合では・・・

組合員にもたらす効果について		共同販売の具体的なメリットの声
販売単価が下がった	42.9%	・組合員は生産に集中できて、販売価格も安定している ・組合員それぞれで動くより組合で取り組んだ方が作業効率が良い ・組合には様々な製品をもつ組合員がいるので問合せが多い
販売量が増加した	77.8%	
営業コストが軽減された	85.7%	

■共同受注事業を実施している組合では・・・

組合員にもたらす効果について		共同販売の具体的なメリットの声
受注価格（単価）が上がった	45.8%	・仕事を安定的に組合が供給することで仕事に集中できる ・これまでの実績から、組合があることで受注継続できている ・1社では受注できない案件でも組合で大型の案件を受注できる
受注数量が増加した	81.3%	
営業コストが軽減された	48.3%	

また、組合があることや加入していることのメリットとして、以下の意見があります。

- ・組合及び組合員商品の認知度がアップしている。
- ・取引先との信頼度向上により大手企業からの商談が増加している。
- ・市町村との災害協定締結など、組合という団体だからこそ実施できることがある。

申請時期

随時

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課（所管行政庁）

※県に申請するための手続き・書類作成等を中央会が支援します。



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

セーフティネット貸付 (中小企業資金、生業資金、生活衛生資金)

目 的

一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方、及び取引企業等の倒産により資金繰りに影響が出ている方等の経営基盤の強化と経営の安定化を支援します。

対象者

1. 経営環境変化対応資金（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金）
社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など
2. 金融環境変化対応資金（中小企業資金）
金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りが悪化している方
3. 取引企業倒産対応資金（中小企業資金、生業資金）
関連企業等の倒産により、資金繰りに影響が出ている方など

支援内容

1. 経営環境変化対応資金（中小企業資金、生業資金、生活衛生資金※）

ご融資の限度額：中小企業資金 7億2,000万円

生業資金 4,800万円

生活衛生資金 5,700万円

ご返済期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

※生活衛生資金のご利用は、運転資金のみとなります。

2. 金融環境変化対応資金（中小企業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金 3億円

ご返済期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取引企業倒産対応資金（中小企業資金、生業資金）

ご融資の限度額：中小企業資金 1億5,000万円

生業資金〔別枠〕3,000万円

ご返済期間：運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

生衛・創業融資班 TEL098-941-1830

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

問い合わせ先



カーボンニュートラルに関する支援

目的

カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者に、豊富な経験と実績を持つ専門家がアドバイスを実施します。また、省エネルギー対策の情報や環境経営に関するアドバイスも行います。

対象者

カーボンニュートラル・脱炭素経営に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

- カーボンニュートラル相談窓口（対面相談・オンライン会議システム相談・事前予約制）

カーボンニュートラル・脱炭素化の実現に関するアドバイスを行います。無料で何度でも相談できます。

●相談できる内容

次のような悩みや疑問はありませんか？ 該当するものがあれば、お気軽にご相談ください。

- ・CO2排出量って、どうやって調べたらいいの？
- ・取引先へのアピールは、どうやってするの？
- ・SBTやRE100に加入するメリットとは？
- ・脱炭素化へ向けた、設備導入に利用できる補助金を知りたい。
- ・相談形態：対面またはオンライン相談（Zoom・Microsoft Teams）
- ・相談時間：平日9時00分～17時00分（1回1時間／相談日時は予約時に調整）
- ・費用：無料

●支援機関の皆様へのサポート

事業者支援を行うにあたり必要な知識や支援手法を学ぶための講習会・研修を行います。

沖縄事務所までお問い合わせください。

活用のポイント

カーボンニュートラルとは

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにする取り組みです。近年、グローバルに展開している企業を中心に、脱炭素経営に向けた取組が急速に広がっています。カーボンニュートラルはSDGs（Sustainable Development Goals）と密接に関係しており、カーボンニュートラルに取り組むことは、SDGsの達成に繋がります。省エネ等により排出量の削減に取り組むとともに、再生可能エネルギー利用への転換が必要です。

我が国においても、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロ、いわゆる「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しています。

申請時期

随時募集しています。

費用：無料

申請先

カーボンニュートラルに関する支援

<https://www.smrj.go.jp/sme/sdgs/favgos000001to2v.html>

事業概要図

中小企業では、中小企業・小規模事業者の方を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について専門家がアドバイスを実施しています。

カーボンニュートラルを始めたところ、SDGsの推進など、お悩みや疑問はありませんか？

カーボンニュートラルを減らすにはどうすればいい？

カーボンニュートラルを減らすにはどうすればいい？

カーボンニュートラルを減らすにはどうすればいい？

中小企業のカーボンニュートラル相談窓口をぜひご利用ください！

場所	時間	アクセス
所在地は「中小企業・小規模事業者」 (SME Center)	平日10時～17時 (1時間/回)	お申し込みは「SME Center」から 「SMEのWEBページ」 お申し込みください。



経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

目 的

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として、当面の資金繰りをバックアップします。

本制度は法律（中小企業倒産防止共済法）に基づく制度で、全国で約62万人（令和5年3月現在）が加入しています。

対象者

引き続き1年以上事業を行っている中小企業者（会社、個人）

支援内容

加入のメリット

- ◆掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。
- ◆掛金月額が5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。
- ◆加入後も掛金月額は増額・減額できます。（減額には一定の要件が必要です）
- ◆掛金は総額が800万円になるまで積み立てられますが、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。

活用のポイント

共済金の貸付と償還について

- ◆取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったとき、貸付が受けられます。
- ◆貸付金額は「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。
- ◆貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」です。
ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- ◆貸付金の償還は、貸付金額に応じて5～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

申請先

いつでもお申し込みいただけます。

加入のお申し込みは、県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関の本支店などで受け付けています。



小規模企業共済制度

目的

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備しておく共済制度です。

本制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく「経営者の退職金制度」で、全国で約162万人（令和5年3月現在）が加入しています。

支援内容

加入対象者

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社等の役員

◆事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

◆常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

◆常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

◆小規模企業者たる個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

活用のポイント

加入のメリット

◆掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。

◆加入後でも掛金月額は増額減額ができます。また、払い込み方法は月払い、半年払い、年払いからお選びいただけます。

◆掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります

申請先

いつでもお申し込みいただけます。

加入のお申し込みは、県内の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会、金融機関の本支店などで受け付けています。



事業継続力強化支援

目的

自然災害や感染症、サイバー攻撃への事前対策の取組みを行う中小企業に、「事業継続力強化計画」の策定を通して経営を「強靱化」する支援を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者・団体・組合

支援内容

自然災害や感染症、サイバー攻撃への事前対策や「事業継続力強化計画」について、セミナーやポータルサイトにて制度の概要や先行事例を紹介、その他、専門家を派遣しての計画策定支援を行っております。

活用のポイント

○オンラインセミナー

事業継続力強化計画（ジギョケイ）の無料セミナーを開催しております。

セミナー詳細・申込については、セミナートップページよりご確認ください。



ジギョケイ
セミナー

○【単独型】計画策定のご支援

地震、水害等の自然災害や新型コロナウイルスを含む感染症、サイバー攻撃へ備えるため、自社（1社）のみで取り組む事業継続力強化計画（単独型）を策定するにあたり、専門家のアドバイスを希望される方に支援を行います。



支援を希望
される方は

○【連携型】計画策定のご支援

2社以上の複数社で取り組む事業継続力強化計画（連携型）を策定するにあたり、専門家のアドバイスを希望される方に支援を行います。支援を希望される方は、中小機構沖縄事務所にご連絡ください。

申請時期

随時募集しています

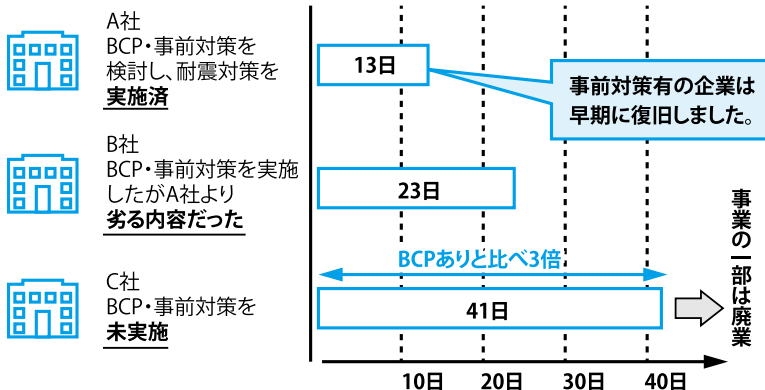
フロー図

事業継続力強化計画の必要性

新型コロナウイルスの流行・年々発生し激甚化する風水害・地震等の自然災害から会社と従業員を守るためには、企業としての考え方・行動を予め規定し備えることが肝要です。

事前対策の有無による影響

出所：中小企業強靱化研究会中間まとめ（平成31年1月）



ITプラットフォーム

目的

中小企業の皆さまの経営課題を IT 導入により解決に導くため、IT プラットフォームでは、IT 化支援策を総合的に発信しています。

経営課題や業務課題の整理から課題解決ツールの検討、導入、IT 関連情報の収集まで、各段階でご活用いただける七つの支援策をご用意しています。

対象者

1. 生産性向上を IT 化で実現したい中小企業・小規模事業者等
2. 中小企業・小規模事業者を支援する中小企業支援機関の支援者等

支援内容

1 IT 経営サポートセンター

IT の専門家によるオンライン面談で、IT のお悩みを解決します。



2 E-SODAN

いつでも、どこでも、チャットで経営相談できます。

(AI チャットボットは 24 時間、専門家とのチャットは平日 9 時 00 分～ 17 時 00 分)



3 IT 戦略ナビ

自社の経営課題・業務課題が見える化します。



4 ここからアプリ

豊富なビジネスアプリや IT 化事例をご紹介します。



5 IT 導入補助金

効率化や売上アップにつながる IT ツールの導入を補助します。



6 ebiz

EC 活用による販路拡大をサポートします。



7 税理士 IT サポート

税理士の皆さま向けに厳選した IT 情報を提供します。



活用のポイント

1. 「IT プラットフォーム」では、中小企業・小規模事業者の皆さまが抱える経営課題をITの活用により解決に導くため、「IT 戦略ナビ」「ここからアプリ」、「IT 経営サポートセンター」等中小機構のIT化支援施策をまとめてご紹介しています。
2. 「IT 戦略ナビ」では、ウェブサイト上で自社の経営課題や業務課題を見える化し、IT 戦略マップと導入プランを自動作成することができます。
3. 「ここからアプリ」では、自社の業種や目的に応じたビジネス用アプリが検索可能で、実際の導入事例もご覧いただけます。テーマ毎にポイントを絞った特集記事も随時掲載しています。
4. 「IT 経営サポートセンター」では、ITの利活用や導入に関して、実務経験豊富なIT専門家が実践的なアドバイスをオンラインで実施します。

フロー図等



ハンズオン支援（専門家派遣）

目 的

経営課題の解決に取り組む中小企業者を対象に、豊富な経験と実績を持つ専門家を一定期間派遣し、アドバイスを実施します。主体的に取り組んでいただくことで、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組みづくりをサポートします。

対象者

全社的な事業戦略、計画の立案・実行や売上拡大・生産性向上等の目標達成、さまざまな経営課題解決について、組織的に PDCA サイクルを回しながら積極的に取り組みたい中小企業者

支援内容

●ハンズオン支援事業（総合）

売上拡大・生産性向上等の目標達成、様々な経営課題の解決を目指し、専門家を一定期間継続して派遣します。企業の発展段階に応じてタイムリーで適切なアドバイスを行い、その成長・発展をサポートします。

- ・期間・日数：10 カ月・20 日程度（月 2 ～ 3 回）
- ・17,500 円（専門家 1 人、1 日あたり。消費税込）

●ハンズオン支援事業（IT）

IT を活用した課題解決や IT 導入の検討、実際の IT 導入・運用などに対してアドバイスをを行うと共に、企業内の CIO（Chief Information Officer）候補者の育成を支援します。次の 2 つのメニューがあります。

・ハンズオン支援事業（IT-A）-IT 企画・導入支援

IT を活用した効率的な業務や経営戦略の実現を目指し、専門家を一定期間継続して派遣し、IT 活用・IT 導入への具体的なアドバイスや企業内の IT 人材の育成をサポートします。

・ハンズオン支援事業（IT-B）- 情報化構想策定

IT を活用した効率的な業務や経営戦略の実現を目指し、専門家を短期間派遣し、自社に最適な IT 活用・IT 導入に向けた構想・計画策定をサポートします。

- ・IT-A 型：数か月～ 10 か月程度（20 回程度）
- ・IT-B 型：4 か月程度（8 回程度）
- ・17,500 円（専門家 1 人、1 日あたり。消費税込）

●ハンズオン支援事業（特定）

企業の抱える特定の課題（技術・経営・マーケティング等）について、短期・集中的に専門家を派遣し、課題解決を支援します。

- ・期間・日数：5 か月以内、最大 10 回以内
- ・17,500 円（専門家 1 人、1 日あたり。消費税込）

●ハンズオン支援事業（テストマーケティング）

マーケティング企画立案や、首都圏・近畿圏でのテストマーケティング活動の実践をサポートし、販路開拓力の向上を目指します。

次の 3 つのメニューがあります。

- ・ハンズオン支援事業（テストマーケティング A） - マーケティング企画（通称：M-A 型）
新事業・新商品展開のためのマーケティング企画（商品の特徴・コンセプト・提案用途の明確化、市場の絞込み、プレゼンテーション資料作成等）を強力にサポートします。
- ・ハンズオン支援事業（テストマーケティング B） - テストマーケティング（通称：M-B 型）
新市場にテストマーケティング（想定市場の企業への訪問・ヒアリング）をすることで、販路開拓の可能性を明確化するサポートを行います。
- ・ハンズオン支援事業（テストマーケティング C） - フォローアップ（通称：M-C 型）
販路開拓のための営業体制構築、商品企画等、営業力・販売力強化につながる取り組みを強力にサポートします。

期間・日数：M-A 型：4 か月程度（8 回程度）

M-B 型：5 か月程度（15 回以内）

M-C 型：5 か月程度（10 回程度）

- ・M-A 型及び M-C 型：17,500 円（専門家 1 人、1 日あたり。消費税込）
- ・M-B 型：4,200 円（専門家 1 人、同行支援 1 回あたり。消費税込）



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

中小企業・小規模事業者情報 プラットフォーム活用支援事業（ミラサポPlus）

目的

中小企業事業者・小規模事業者向けに、支援施策（制度）を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目的に、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法を案内できるサイト「ミラサポPlus」（<https://mirasapo-plus.go.jp/>）の運営を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者

支援内容

①「支援制度を探す」

国や公的機関等の補助金や税制、各種認定制度など様々な支援制度を目的別に検索することができます。

②「支援者・支援機関を探す」

中小企業者等が抱えている経営上のお悩みを解決する地域の支援機関や専門家を紹介します。

③「事例を探す」

全国各地の様々な経営事例を紹介しており、経営や支援制度の活用例として参考いただけます。



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

沖縄総合事務局中小企業相談 (中小企業・小規模事業者のための相談事業)

目 的

中小企業・小規模事業者の持つ悩みに対し、親身に相談に応じるとともに、中小企業・小規模事業者の生の声をくみ取り、的確に行政に反映させることを目的としています。

対象者

原則として、中小企業・小規模事業者を対象としていますが、必ずしも中小企業・小規模事業者の定義にこだわることなく、相談者に対して広く窓口を開いています。

支援内容

- ① 中小企業・小規模事業者の来訪、文書、電話等によって行われる相談・苦情等へ対応します。
- ② 中小企業・小規模事業者からの具体的な経営に関する相談等について、必要に応じ関係支援機関へあっせんを行います。
- ③ 中小企業・小規模事業者からの政策への提言・苦情、要望等の受理及び処理を行います。
- ④ 地域に赴き地方公共団体、商工会議所又は商工会の指導員とともに地域の実態の把握、対処すべき問題点を整理し、問題の解決にあたります。



沖縄県中小企業活性化協議会

目的

中小企業活性化協議会とは、中小企業の収益力改善支援及び再生支援を進めるために、産業競争力強化法に基づき、各都道府県に設置されている公的機関です。

経営環境の変化に伴う収益力の低下及び財務上の問題等を抱えている中小企業者を対象に、常駐の専門家が収益力改善及び再生に向けた相談、助言や収益力改善計画及び再生計画の策定をお手伝いします。

対象者

- ・ 経営環境の変化に伴う収益力の低下及び財務上の問題等を抱えている中小企業者

支援内容

- ・ 無料の窓口相談と①収益力改善計画策定支援又は②再生計画策定支援を行っています。
- ・ 窓口相談の結果、事業の収益性や将来性が認められ、
 - ① 収益力改善計画の策定が可能な場合には、常駐の専門家が相談企業及び主要金融機関等と連携の上、収益力改善計画策定を支援します。
 - ② 再生計画の策定が可能な場合には、個別支援チーム（外部専門家を含む。）を立上げて再生計画策定を支援し、金融機関等との調整を行います。
- ・ 再生計画の策定に伴い、必要に応じて「経営者保証ガイドライン」に基づき、経営者の保証債務の整理を支援します。
- ・ 事業再生が困難な中小企業者に対して、債務整理に向けた助言を行うとともに、早期の事業撤退に伴う経営者の保証債務の整理を支援（再チャレンジ支援）します。

活用のポイント

- ・ 常駐の窓口専門家が収益力改善及び再生に係る相談にきめ細かく応じていますので、まずはお気軽に電話でご予約ください。

フロー図

(第一次対応)

窓口相談

無 料

常駐の窓口専門家が、面談や提出書類の分析を通じて、経営全般上の問題点や抱える課題を抽出し、課題解決に向けた適切なアドバイスや、関係支援機関の紹介を行います。

- 資金繰り改善アドバイス
- 経営改善計画書作成アドバイス
- 関係支援機関を紹介（商工会議所・商工会、よろず支援拠点など）

再生計画の策定が可能な場合

収益力改善計画の策定が可能な場合

(第二次対応)

収益力改善計画策定支援

常駐の専門家が、当面の資金繰りを踏まえ、主要金融機関等と連携し、収益力改善計画の策定を支援します。必要に応じて、外部専門家の活用も可能です。

(第二次対応)

再生計画策定支援

一部負担あり

個別支援チームを編成し、財務面や事業面の調査分析に基づき、再生計画の策定を支援します。必要に応じて、外部専門家も加わります。

- 再生計画に基づき関係金融機関との調整を行います。
- 策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを行います。



沖縄県中小企業活性化協議会 (経営改善計画策定支援事業)

目的

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者は、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にある。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、「認定支援機関(士業等専門家)」が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進する。

対象者

1、経営改善計画策定支援事業

財務上の問題を抱えており、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者。

2、早期経営改善計画策定支援事業

資金繰りや採算管理などの経営改善の取組を必要とする事業者で、認定支援機関の専門家による支援を受けることにより、今後の自己の経営について見直す意思を有する者。ただし、申請日時点で上記 1、の経営改善計画策定支援事業を利用し、経営改善計画等を策定している者及び過去に本事業を活用した者を除く。

支援内容

1、経営改善計画策定支援事業（405 事業）

① 経営改善計画策定支援

認定支援機関の助力を得て経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定に要する専門家に対する支払費用について、総額の 2/3(事業者の規模に応じ上限 300 万円)まで支援します。(伴走支援費用を含む)

② ガイドラインに基づく計画策定支援

事業者が認定支援機関(計画策定支援等を担う外部専門家、検証等を担う第三者支援専門家)の支援を受けつつ、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づいて事業再生計画又は弁済計画を策定する場合において、伴走支援を含め、その支払費用の 2/3(上限 700 万円)まで支援します。

2、早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）

認定支援機関の支援を受けて資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図等早期の経営計画書を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円)まで支援します。(うち伴走支援(期末、期中)費用に係る補助金上限額10万円を含む)

那覇商工会議所

沖縄県中小企業活性化協議会

経営改善計画策定支援事業（経営改善支援担当）

那覇市久茂地 1-7-1 琉球リース総合ビル 5 階

TEL：098-867-6760 FAX：098-867-6773



沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター

目 的

1. 中小企業経営者の高齢化による事業承継問題の解決を主たる目的とします。
2. 事業承継計画書の作成等を通して、円滑な事業承継をサポートします。
3. 後継者不在先に対しては、受け皿探し等マッチング支援を通じた事業存続や廃業の抑制をサポートします。

※何れも事業承継ネットワークの構成機関（銀行、商工会議所、商工会等々）による診断や仲介を軸にニーズを掘り起し、専門家等との連携を通して必要な支援を行います。

対象者

事業承継をお考えの中小企業者、個人事業主（法人・個人事業・事業規模は問いません）

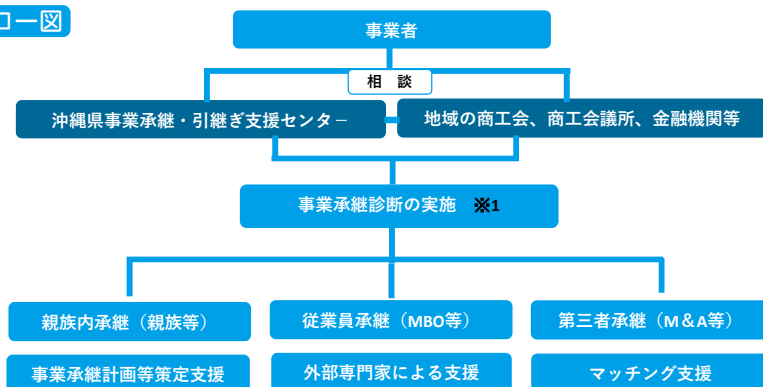
支援内容

- 事業承継（親族内、役員・従業員、第三者）に関するご相談
- M & A マッチング支援（従業員承継、第3者への事業譲渡）
- 事業承継計画策定支援
- 事業承継の掘り起し（診断）、セミナーの実施

活用のポイント

事業承継は後継者の育成等、その準備期間に5～10年、後継者不在先に対しては受け皿となる企業を探すのに平均1年程度の期間を要すると言われています。当センターでは、事業者の承継の課題に合わせて、各支援機関、専門家と連携して、無料で相談に対応しております。経営者の高齢化が進んでいる現状を踏まえて、お早めにご相談ください。

フロー図

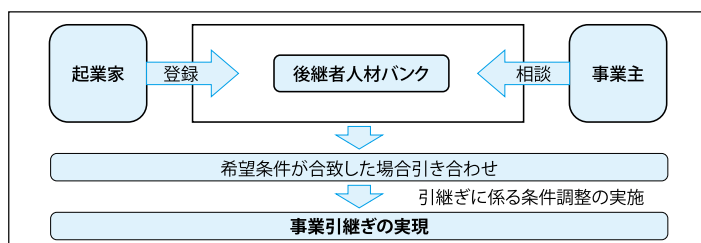


※センターへの直接の相談の他、銀行及び商工会等の支援機関を通じた相談の取次ぎにより、事業者の現状把握や課題整理を行い、課題解決に向けた方策の検討・助言を行う。

【後継者人材バンク】

原則、創業・起業塾の受講者を対象として、譲渡希望企業とマッチングする仕組み「後継者人材バンク」を設置しております。「後継者人材バンク」では、独立・創業希望の方で、例えば「経営の経験を積んでから独立したい」、「Uターンや移住に合わせて、沖縄で独立する方法を探したい」という方へ後継者不在の事業主の方をマッチングしています。

現在の事業主から、既存の取引先や店舗、経営ノウハウ、知名度などを引き継いで、開業のコストを抑えながら、小さなりスクで創業したいという方は、お気軽に相談ください。



■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

目 的

沖縄県には、沖縄振興特別措置法に基づく6つの特区・地域制度があり、他県には類を見ない高率の所得控除や投資税額控除が特徴です。沖縄県産業振興公社では、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」を設置し、各制度の相談対応や実施計画の申請書作成を支援します。

支援内容

○窓口相談・申請支援

1. 観光地形成促進地域（沖縄県内全域）

- ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設、
④集会施設、⑤販売施設（県知事指定）

※新設・増設に限ります。

※宿泊施設は税の特例措置の対象とはなりません。ただし、宿泊施設に付属する上記①～⑤に該当する施設は特例措置を受けることができる場合があります。

2. 産業イノベーション促進地域（沖縄県内全域）

- ①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、④卸売業、⑤デザイン業、⑥自然科学研究所、⑦電気業（一定要件あり）、⑧ガス供給業（一定要件あり）など

3. 情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区

(1) 情報通信産業振興地域（沖縄本島22市町村及び宮古島市、石垣市）

- ①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③インターネット付随サービス業など

(2) 情報通信産業特別地区

（那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市）

- ①データセンター（iDC）、②アプリケーション・サービス・プロバイダ
③受託開発ソフトウェア業など

4. 国際物流拠点産業集積地域（那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の全域、うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）

①製造業、②特定の機械等修理業、③特定の無店舗小売業、④倉庫業、⑤道路貨物運送業、⑥卸売業など

5. 経済金融活性化特別地区（名護市）

①金融関連産業、②情報通信関連産業、③観光関連産業、④農業、⑤水産養殖業、⑥製造業など

6. 離島の旅館業に係る特例措置（伊平屋村など沖縄振興特別措置法による指定離島）

①旅館業の用に供する施設

※新設・改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう）又は増設

○その他

希望する企業・団体等に対しては、制度説明会を実施します。

活用のポイント

これから設備投資を行う予定があり、かつ業種が該当する場合は、まずお電話でご相談ください。

※制度の特徴や該当条件、また、関係機関ホームページへのリンク等をまとめた「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」のホームページを開設していますので、下記からご覧ください。



機械類貸与制度（割賦・リース）

目 的

県内中小企業の事業に必要な機械設備について、割賦販売・リース制度を活用した導入支援を行います。

対象者

原則 1 年以上の業歴を有する県内中小企業（一部対象外業種あり）

支援内容

- ・対象機械：県内の自社内に設置する新品の機械・設備等
- ・貸与期間：10 年以内
- ・据置期間：1 年以内（1 年・6 ヶ月・据置なし）※割賦販売の場合
※元金支払いは、設備導入より最長 1 年後からスタートできます。
- ・貸 与 額：300 万円～1 億円
- ・固定金利：1.7%～2.1% ※割賦販売の場合
※財務状況等により適用金利が異なります。

活用のポイント

- ①原則無担保で機械設備を導入することができます。
- ②信用保証協会の保証も不要です。
→保証協会の保証枠に余裕を残せます。
- ③金融機関借入枠外で利用できます。
→運転資金等の資金調達枠を残したまま、設備投資が可能です。
- ④今後の事業計画を重視し、審査します。
→金融機関借入枠や保証協会保証枠が残っていない（セーブ）したい場合
や条件変更中で追加融資を受けられない方も申込（相談）可能です。
- ⑤申込企業の資金繰り状況に合わせて据置期間を選択することができます。
- ⑥貸与限度額の範囲内であれば、同一年度内で何度でもご利用できます。
また、年度ごとに限度額の範囲内でご利用することができます。

<留意事項>

- ・保証人：【法人】 原則として代表者のみ
【個人事業主】 原則として代表者 + 1名
- ・保証金：5% ※割賦販売の場合
※保証金は最終年の元金と利息に充当します。
- ・返済期間中、設備の所有権は公社に留保されますので転売等は不可となります。
- ・固定資産税、自動車税、損害保険等の保険料、その他メンテナンス費用等は、申込企業の負担となります。※割賦販売の場合

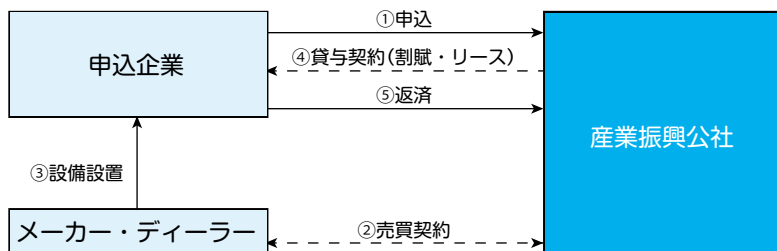
申請時期

随時

申請先

（公財）沖縄県産業振興公社 経営支援課

フロー図



■ 沖縄県 ■

沖縄振興特別措置法関連資金

目 的

観光地形成促進地域や情報通信産業振興地域・同特別地区等において、県知事の認定を受けた中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

次のいずれかの地域又は特別地区において、県知事から、措置実施計画の認定又は特定事業を営む法人として認定を受けたもの

- 1 観光地形成促進地域
- 2 情報通信産業振興地域・同特別地区
- 3 産業イノベーション促進地域
- 4 国際物流拠点産業集積地域
- 5 経済金融活性化特別地区

【備考】

- 1 本資金の融資対象は、それぞれ次に掲げる中小企業信用保険法の特例の利用者に限る。
 - (1)融資対象 1 沖縄振興特別措置法(以下「沖振法」という。)第7条の4に規定する観光地形成促進関連保証
 - (2)融資対象 2 沖振法第30条の2に規定する情報通信産業振興関連保証
 - (3)融資対象 3 沖振法第35条の5に規定する産業高度化・事業革新関連保証
 - (4)融資対象 4 沖振法第48条に規定する国際物流拠点産業集積関連保証
 - (5)融資対象 5 沖振法第56条の2に規定する経済金融活性化関連保証
- 2 本資金の取扱期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、当該期間に沖縄県信用保証協会が保証申込みの受付を行ったものを対象とする。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり1億5,000万円以内

融 資 利 率：年1.70%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金10年以内（据置期間1年以内）

設備資金15年以内（据置期間3年以内）

保 証 料：0.60%

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
- ・保証人：原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しません。

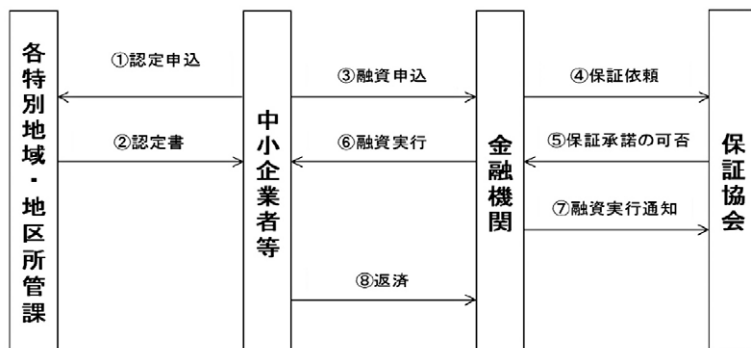
申請時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(当該期間に信用保証協会が保証申込み受付したもの)

申請先

融資対象1：沖縄県商工労働部 MICE 推進課
融資対象2、5：沖縄県商工労働部 IT イノベーション課
融資対象3、4：沖縄県商工労働部企業立地推進課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課
TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661



■ 沖縄県 ■

地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資)

目的

金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりを推進します。

対象者

地域振興に資する事業活動を行う民間事業者等（法人格を有する団体）が施設・設備整備事業を行う場合

支援内容

貸付額：貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の35%が上限
（事業地が過疎地域（みなし過疎地域含む）については45%）
県案件52.5億円、市町村案件25億円が限度額
（事業地が過疎地域（みなし過疎地域含む）については県案件
67.5億円、市町村案件30億円が限度額）
貸付利率：無利子
償還期間：5年以上20年以内(5年以内の据置期間を含む)
償還方法：元金均等半年賦償還
担保：民間金融機関の連帯保証が必要（保証料が別途必要）

活用のポイント

- 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から事業を実施する必要があります。
- 県案件5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上、市町村案件で1人以上の新たな雇用の確保が見込まれる必要があります。
- 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1千万円以上である必要があります。
- 融資は事業完了後に実施されます。
- 風俗関連営業の用に供される施設は対象外です。
- 採算性等の審査は、（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）が行います。

■ 沖縄県 ■

創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）**目 的**

独立・開業を行うもの又は開業後 5 年未満の事業者等へ創業に必要な資金を融資します。

対象者

県内に居住し、県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもの（いずれも過去に自ら営んでいた事業を廃止したもの又は過去に解散した法人の当該解散の日において役員であったものを含む）

1 創業前の者で、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

2 創業後 1 年未満の者で、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

3 創業後 1 年以上 5 年未満の者で、要件に該当するもの

※要件については、申請先にお問い合わせください。

活用のポイント

・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

・担 保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内

融資利率：1.70%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）

融資期間：運転資金、設備資金ともに 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.60%

申請時期

随時受付

申請先

融資対象 1、2

沖縄県産業振興公社、沖縄県商工会連合会、各商工会、各商工会議所

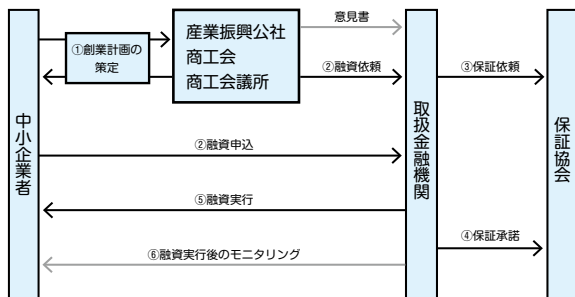
融資対象 3

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫

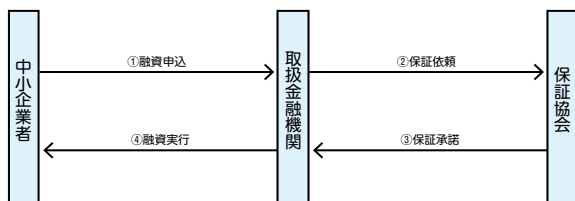
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

●手続フロー図（融資対象 1 又は 2）



●手続フロー図（融資対象 3）



■ 沖縄県 ■

創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）**目 的**

事業承継を行う事業者へ事業承継に必要な資金を融資します。

対象者

対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当するもの

- 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による認定を受けたもの
- 2 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定による認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの

支援内容

融資限度額：1企業あたり8,000万円以内

融 資 利 率：年1.70%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金10年以内（据置期間1年以内）

設備資金15年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
 - ・担 保：必要に応じて求めます。
- 保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

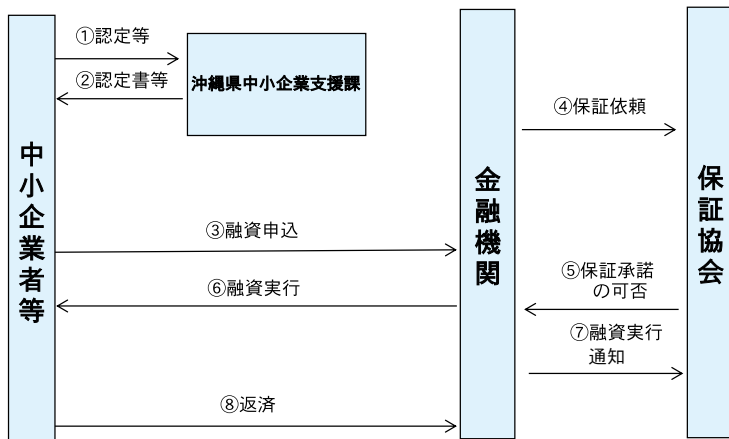
随時受付

申請先

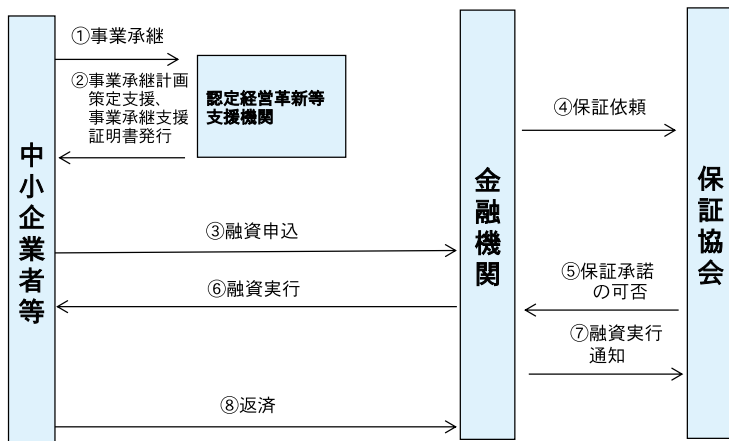
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県農業協同組合（JA おきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

● 融資対象 1



● 融資対象 2



■ 沖縄県 ■

ベンチャー支援資金

目 的

ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。
※経営革新の承認を受けた中小企業も対象となります。

対象者

対象業種に属し、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの

- 1 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、経営革新計画の承認を受けたもの
- 2 沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けたもので、既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しのあるもの

【沖縄県が実施する事業の例】

ものづくり生産性向上支援事業（県ものづくり振興課）

産学官連携製品開発支援事業（県ものづくり振興課）

ICT ビジネス高度化支援事業（県 IT イノベーション推進課）

地域ビジネス力育成強化事業（県中小企業支援課）

その他、沖縄県が実施する事業のうち、上事業と同等と認められる事業

- 3 新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けたもの
- 4 中小企業等経営強化法（平成11年 法律第18号）第 17 条に規定する経営力向上計画又は第 52 条に規定する先端設備等導入計画の認定を受けたもの
- 5 内閣府沖縄総合事務局経済産業部から J-Start up OKINAWA に選定されたもの

支援内容

融資限度額：1 企業、1 組合当たり 3,000 万円以内

融 資 利 率：年 1.50%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.35 ～ 0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。
- ・経営革新承認書、融資対象2に該当する事業の採択決定通知書又は補助金交付決定通知書を直接受けているものについては、その写し及び必要書類を直接金融機関に提出することで、本資金の融資申込みができます。

申請時期

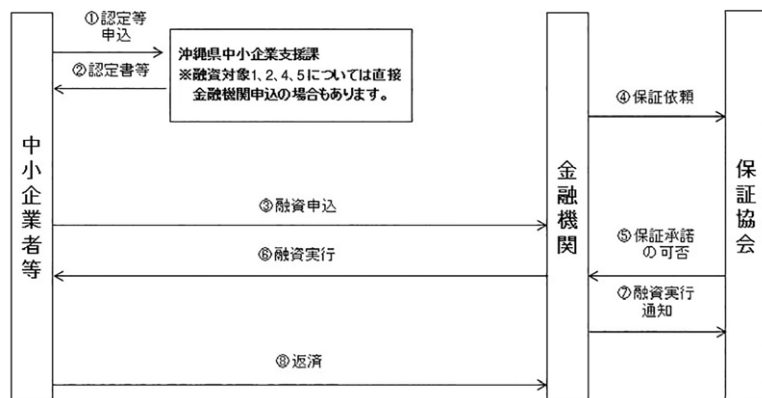
随時受付

申請先

県中小企業支援課

※融資対象2の該当事業に係る採択決定通知書又は補助金交付決定通知書を直接受けているものは、直接取扱金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、鹿児島銀行）へ申し込む

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661



■ 沖縄県 ■

雇用創出促進資金

目的

事業拡大や多角化の計画に伴い、新たに常用雇用者を1名以上雇い入れる事業者、非正規雇用から正規雇用への転換を図る事業者又は働き方改革に取り組む事業者へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むもので、次のいずれかに該当するもの

- 1 新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの
- 2 有期雇用の従業員を正規雇用（無期雇用含む）に転換しようとするもの
- 3 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けたもの
- 4 次のいずれかの認定・認証を受けたもの
 - (1) えるぼし認定
 - (2) くるみん認定
 - (3) ユースエール認定制度
 - (4) 沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証
 - (5) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証
 - (6) 沖縄県所得向上応援企業認定制度かつパートナーシップ構築宣言に登録及び公表
 - (7) その他上記(1)～(5)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

融 資 利 率：年1.50%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先

●融資対象1、2

商工会又は商工会議所

●融資対象3

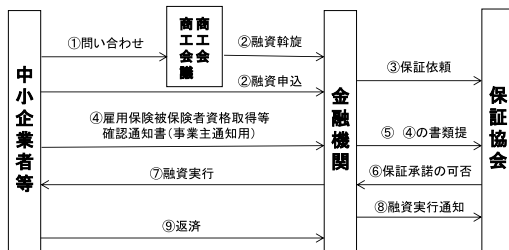
沖縄県商工労働部中小企業支援課

●融資対象4

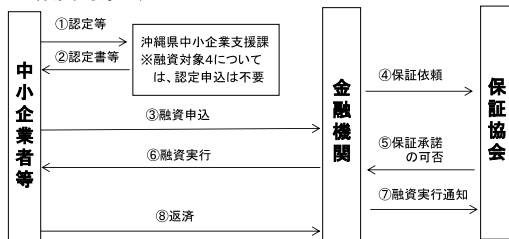
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合（JA おきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

●融資対象1、2



●融資対象3、4



■ 沖縄県 ■

経営振興資金

目 的

事業資金を必要とする中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

融 資 利 率：年2.15%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担 保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

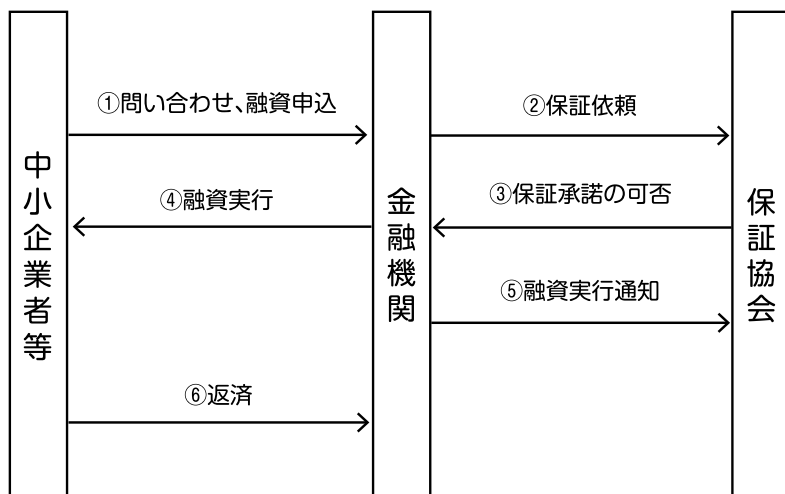
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（ＪＡおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



■ 沖縄県 ■

高度化資金（共同施設事業）

目的

中小企業者が、例えば、生産性の向上を図るために大型新鋭機を設置しようとしたりする場合に、単独で取得するには困難であるが、組合を設立し、共同で取得し稼働させれば合理的であり、かつ、効果が上がる共同施設を整備しようとするときに長期の資金を融資します。

対象者

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、協業組合、企業組合等
- (2) 参加組合員の数が4人以上（アーケード等商店街の環境整備に係る事業は10人以上）
- (3) 組合員の2／3以上が特定中小事業者等

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
 - ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③ 据置期間 3年以内
 - ④ 金 利 0.80%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

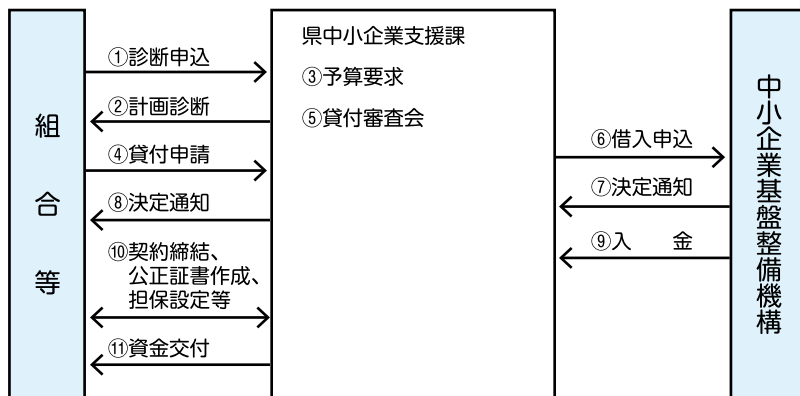
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



■ 沖縄県 ■

高度化資金（施設集約化事業）

目 的

大型店との競合、公害問題、作業効率の低下など個々の企業では解決が難しい課題や問題を抱える中小企業者が、組合や会社を設立し、共同店舗、共同工場、共同事業場など一の建物を整備し、消費者に魅力ある店舗づくり、あるいは適正な生産規模に見合う生産設備又は近代的な生産方式の導入など事業の共同化、協業化を図る中小企業組合に対し長期低利の資金を融資します。

対象者

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社又は出資会社
- (2) 組合員の数が4人以上で、かつ2／3以上が特定中小事業者等であること

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
 - ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③ 据置期間 3年以内
 - ④ 金 利 0.80%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

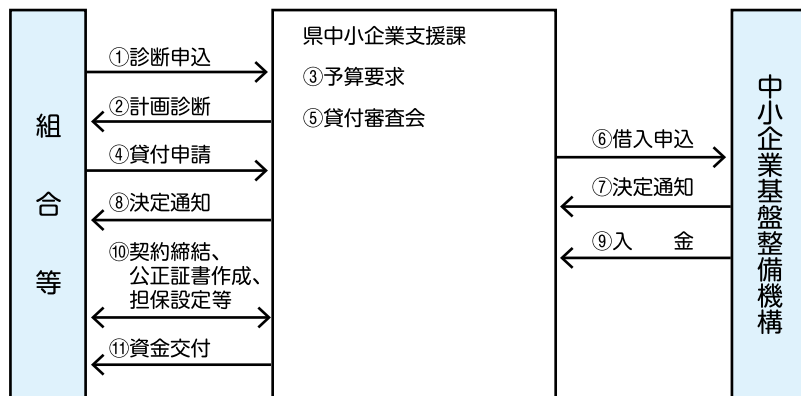
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課
TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ 沖縄県 ■

高度化資金（集積区域整備事業）

目 的

工場、店舗、事業場などが集まる区域で、事業環境の改善のため、同施設の改造、新たな施設の建設、道路拡幅、植栽、アーケード・カラー舗装、共同配送センター、共同駐車場などの共同施設の整備を行うことにより、当該区域の再整備を行う事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等
- (2) 参加組合員の数が原則、10人以上（一定要件を満たす場合は5人以上）
- (3) 組合員の2／3以上が特定中小事業者等

* 組合員が使用する施設の敷地面積が集積区域の1／2以上である場合に実施される事業

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件

- ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内（小規模事業者が専有して利用する施設は90%以内）
- ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
- ③ 据置期間 3年以内
- ④ 金 利 0.80%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

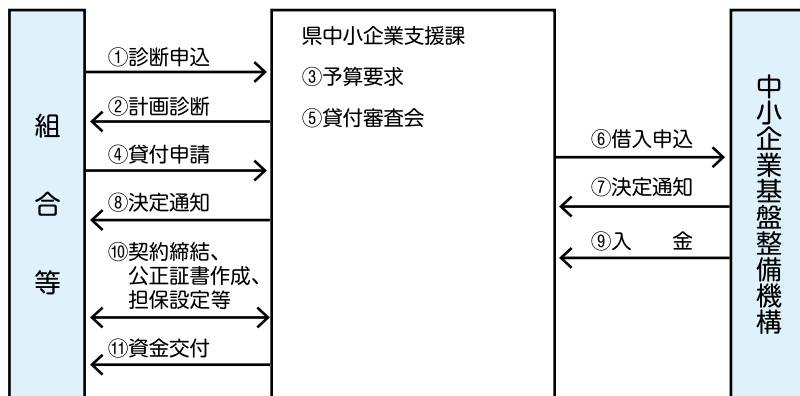
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



■ 沖縄県 ■

高度化資金（集団化事業）

目的

市街地に密集あるいは散在している中小企業者が事業協同組合などを設立し、集団で立地環境の良い区域に移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に店舗、倉庫、事務所、工場等の施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、特定中小事業者、企業組合、協業組合
- (2) 特定中小事業者等の数が原則、10人以上(一定要件を満たす場合は5人以上)
- (3) 組合員の2／3以上が原則、当該団地又は建物に特定施設の全部又は一部を移転

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内（小規模事業者が専有して利用する施設は90%以内）
 - ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③ 据置期間 3年以内
 - ④ 金利 0.80%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

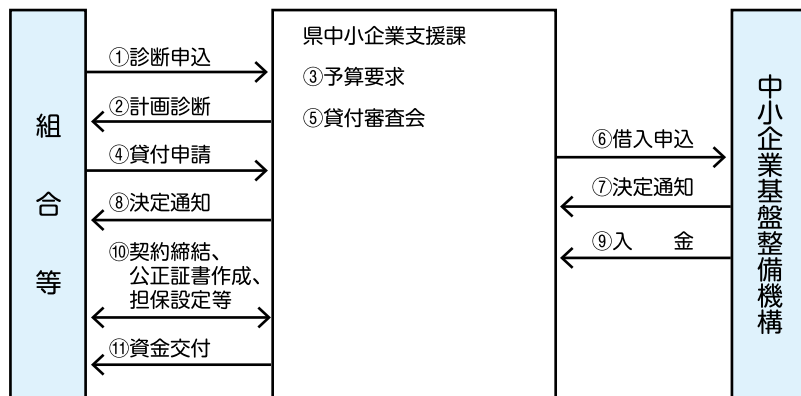
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ 沖縄県 ■

高度化資金（商店街整備等支援事業）

目的

地域の第三セクター（街づくり財団又は街づくり会社）や商工会などが実施主体となって、多目的ホール、イベント広場、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設と併せて商業店舗を整備し、運営する事業です。

対象者

- (1) 第三セクター（株式会社・公益法人）又は商工会、商工会議所等
- (2) 計画区域における特定中小小売商業者等の数が 20 人以上であること
- (3) その他第三セクターの出資構成、テナントの業種構成等について要件が定められている

支援内容

融資（事業費の一部について出資も可能）

（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：土地、建物、構築物、設備
- (2) 貸付条件
 - ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の 80%以内
 - ② 償還期限 20 年以内（据置期間を含む）
 - ③ 据置期間 3 年以内
 - ④ 金 利 無利子（中小小売商業振興法等の認定が必要）

活用のポイント

- ・ 事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

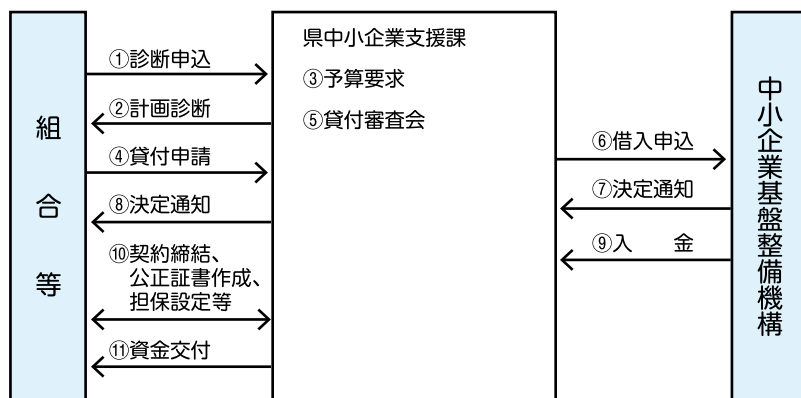
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



■ 沖縄県 ■

高度化資金（設備リース事業）

目的

事業協同組合などが組合員の生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括して取得し、組合員に買取予約付で賃貸（設備リース）する事業です。

対象者

- (1) 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会等
- (2) 参加組合員の数が4人以上
- (3) 組合員の2／3以上が特定中小事業者等

※組合又は連合会とリースを受ける組合員との間で、「買取予約付賃貸借契約」を締結

支援内容

融資（限度額、利率等）

- (1) 貸付対象施設：資産計上されるリース設備
- (2) 貸付条件
 - ① 貸付割合 貸付対象施設整備資金の80%以内
 - ② 償還期限 20年以内（据置期間を含む）
 - ③ 据置期間 3年以内
 - ④ 金利 0.80%（年利）（法令に掲げる要件に該当するものは無利子）

活用のポイント

- ・事業計画の計画診断、建設診断等が必要です。

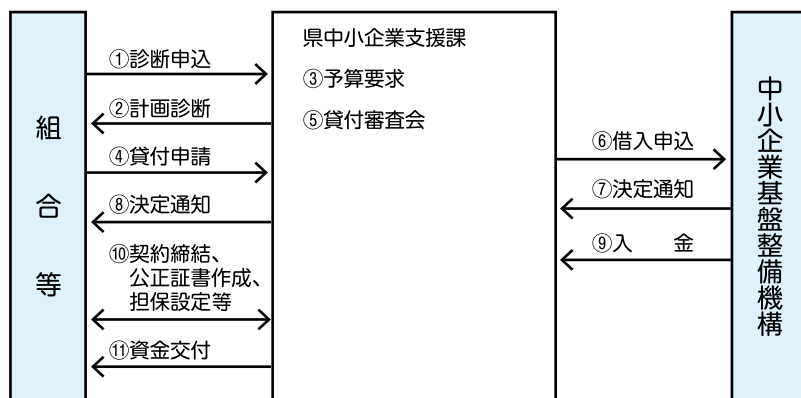
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県商工労働部中小企業支援課

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課
TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ 沖縄県 ■

資金繰り円滑化借換資金

目 的

売上の減少等に対応し、複数債務の一本化、月々の返済額の軽減等を推進し、中小企業の資金繰りの円滑化を図るための資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの

- 1 沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもの（複数債務の場合は合算で算定）
- 2 借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第3号、第4号又は第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの又は第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの

※一部借換の対象とならない資金等があります。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり5,000万円以内

融 資 利 率：年2.35%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：10年以内（据置期間6ヶ月以内）

保 証 料：融資対象1の場合は、0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）融資対象2の場合は、0.60%

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。借換対象借入金の借換のほか、融資審査が通れば、新たに必要とする事業資金も併せて融資対象とすることができます。

担 保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先

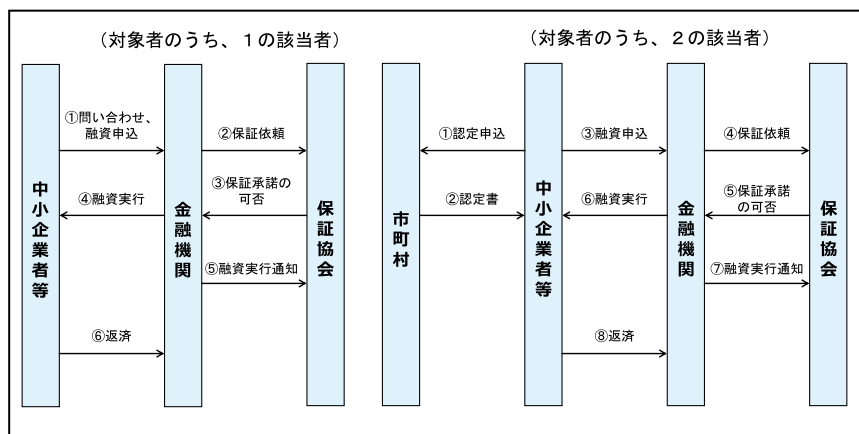
●融資対象 1 の該当者

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

●融資対象 2 の該当者

市町村商工担当課

フロー図



■ 沖縄県 ■

小規模企業対策資金（一般貸付）

目 的

常時使用する従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の小規模企業者へ運転資金、設備資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として 1 年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内

融 資 利 率：年 1.80%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）

年 1.60%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）※

※商工会、商工会議所の経営指導を 3 ヶ月以上実施した場合

融 資 期 間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.40 ～ 0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会で決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担 保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

平成 29 年度より、直接取扱金融機関への申込みも可能となりました。（従来通り商工会等への斡旋申込みも可能です。）

申請時期

随時受付

申請先

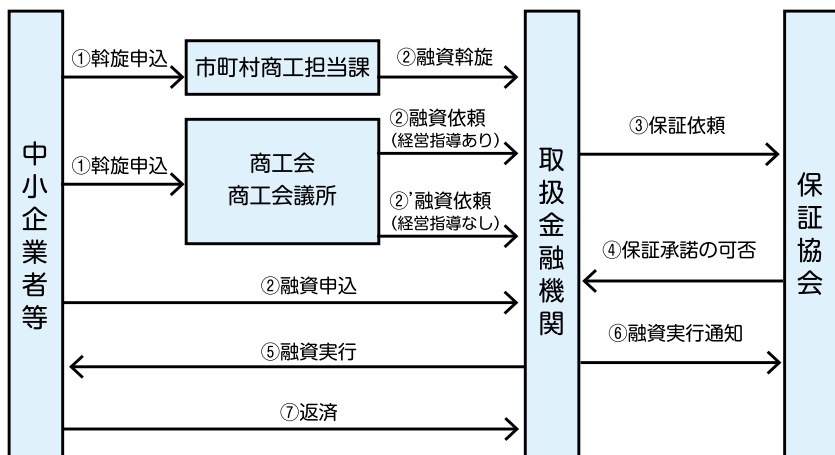
●融資斡旋申込の場合

商工会、商工会議所、市町村商工担当課

●直接、取扱金融機関申込の場合

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県農業協同組合（JA おきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661



■ 沖縄県 ■

小規模企業対策資金（特別小口貸付）

目 的

常時使用する従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の小規模企業者へ無担保無保証人により運転資金・設備資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として 1 年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者（個人事業主）で、次の各号の要件を備えるもの

- 1 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税若しくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の 1 年間に納期がきている税額を完納しているもの
- 2 当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの

支援内容

融資限度額：1 企業当たり 2,000 万円以内

融 資 利 率：年 1.70%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）

年 1.50%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）※

※商工会、商工会議所の経営指導を 3 ヶ月以上実施した場合

融 資 期 間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.60%

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担 保：原則無担保です。

保証人：原則不要です。

平成 29 年度より、直接取扱金融機関への申込みも可能となりました。（従来通り商工会等への斡旋申込みも可能です。）

申請時期

随時受付

申請先

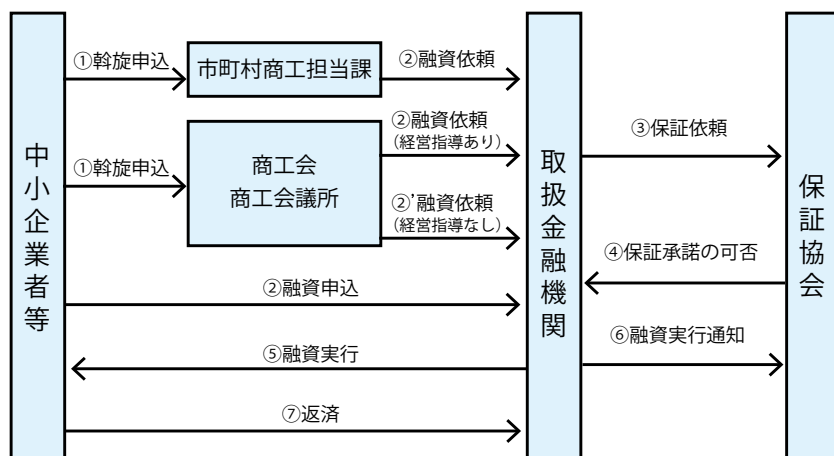
●融資斡旋申込の場合

商工会、商工会議所、市町村商工担当課

●直接、取扱金融機関申込の場合

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県農業協同組合（JA おきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ 沖縄県 ■

小口零細企業資金

目 的

小規模企業者へ既存の保証付融資残高と併せて2,000万円以下となる資金を融資します。

対象者

- ・ 保証協会の保証対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの。
- 1 従業員20人以下の会社及び個人（商業・サービス業は5人以下）
 - 2 この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と併せて2,000万円以下であること。

支援内容

融資限度額：1企業当たり2,000万円以内。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計額で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。

融 資 利 率：年1.70%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）
設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担 保：原則無担保です。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

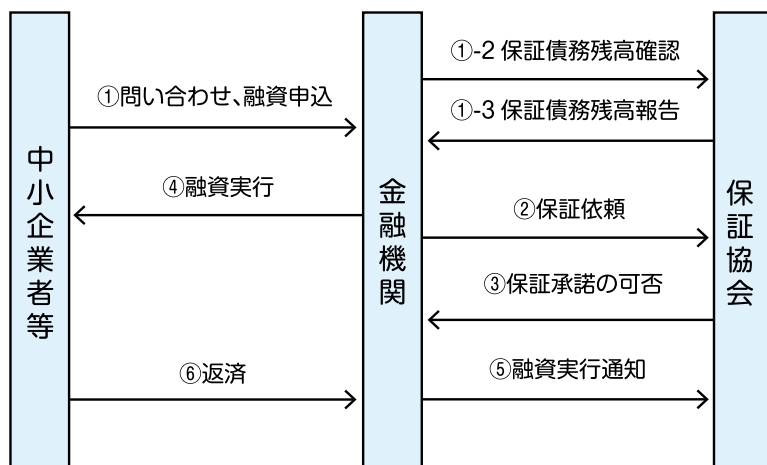
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県農業協同組合（ＪＡおきなわ）、鹿児島銀行

フロー図



■ 沖縄県 ■

新事業分野進出資金

目 的

事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において3年以上（多角化を目的とする場合は1年以上）引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出（事業転換・多角化）を行うもの

- 1 現在の事業を縮小（廃止を含む。）し、事業転換を目的として新たな事業（当該企業がこれまで行ってきた事業の属する業種と日本標準産業分類の小分類（3桁）を異にする業種をいう。ただし、建設業の場合は大分類を異にする業種をいう。以下同じ。）を開始する場合（事業開始後6ヵ月を経過していない者も含む。）において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれるもの
- 2 多角化を目的として新たな事業を開始する場合（事業開始後6ヵ月を経過していない者を含む。）において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれるもの

支援内容

融資限度額：融資対象1の場合、1企業、1組合当たり1億円以内

融資対象2の場合、1企業、1組合当たり7,000万円以内

融 資 利 率：年1.50%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）

設備資金10年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.35～0.75%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表

及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定)

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

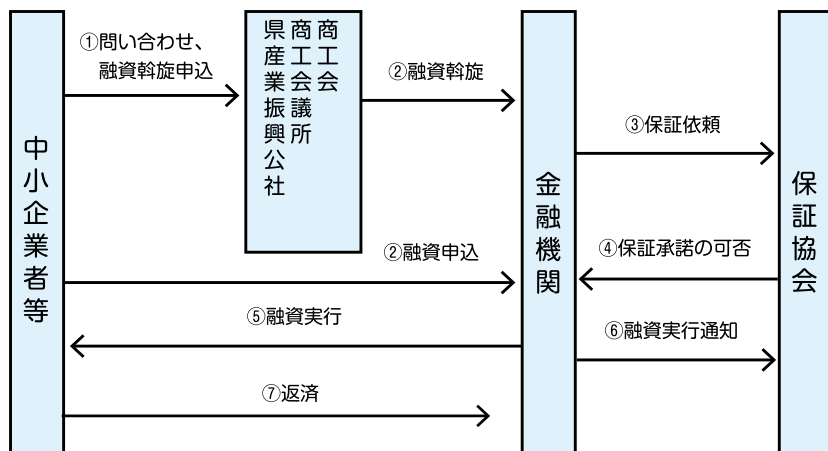
申請時期

随時受付

申請先

県産業振興公社、商工会、商工会議所

フロー図



■ 沖縄県 ■

組織強化育成資金(一般貸付)

目 的

商工業関係組合や構成企業の経営安定のために必要な資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属する協同組合等及びその構成員で、県内に主たる事務所を有し、1年以上事業を営むもの。

支援内容

融資限度額：1 組合当たり、

- ・ 共同事業資金 5,000 万円以内
- ・ 転貸資金 3 億円以内（1 転貸先 3,000 万円以内）
- ・ 1 組合員当たり 3,000 万円以内

融 資 利 率：年 1.75%（令和 6 年 4 月 1 日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.40 ～ 0.80%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担 保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

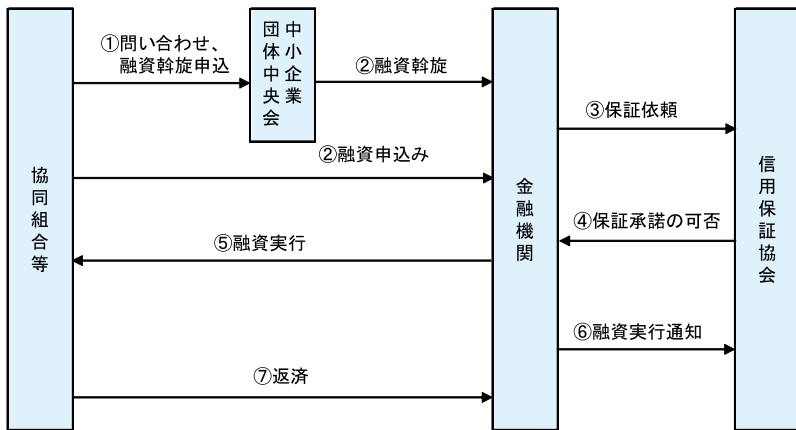
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県中小企業団体中央会

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課
TEL : 098-866-2343 FAX : 098-861-4661



■ 沖縄県 ■

組織強化育成資金（セーフティネット貸付）**目 的**

売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合や構成企業の経営安定のために必要な資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属する協同組合等及びその構成員で、県内に主たる事務所を有し、1年以上事業を営むもので、中小企業信用保険法（昭和25年 法律第264号）第2条第5項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの

支援内容

融資限度額：1 組合当たり、共同事業資金 5,000 万円以内

1 組合員当たり 3,000 万円以内

融 資 利 率：年 1.75%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内）、

設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内）

保 証 料：0.60%

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります

担 保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

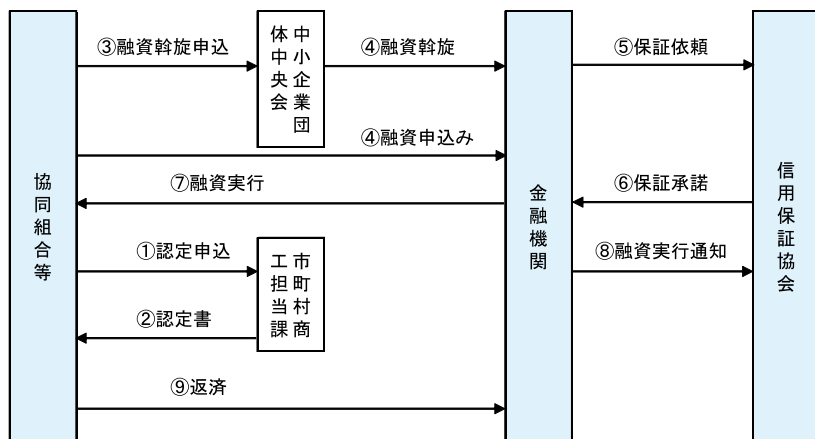
申請時期

随時受付

申請先

沖縄県中小企業団体中央会

フロー図



■ 沖縄県 ■

短期運転資金（一般貸付）

目 的

中小企業者へ短期的な運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者

支援内容

融資限度額：1企業当たり5,000万円以内

融 資 利 率：年2.05%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：1年以内（据置期間6ヶ月以内）

保 証 料：0.45～1.00%（保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担 保：必要に応じて求めます。

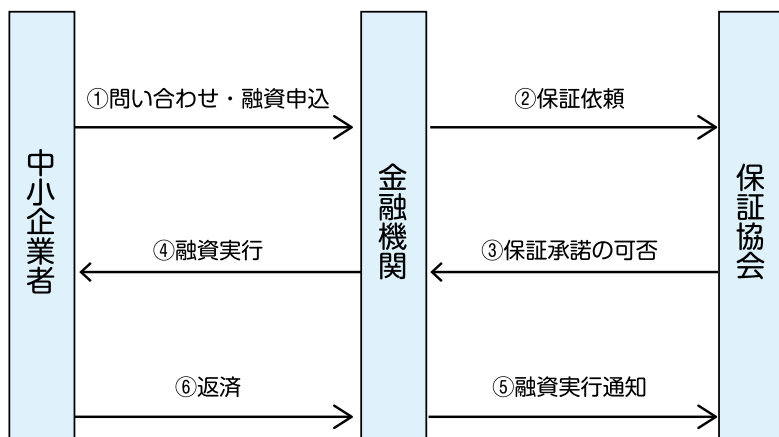
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図

■ 沖縄県 ■

短期運転資金（売掛債権担保貸付）

目 的

他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者へ短期的な運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者

支援内容

融資限度額：1企業当たり3,000万円以内

融 資 利 率：年2.05%（令和6年4月1日現在の利率です。）

融 資 期 間：1年以内（据置期間なし）

保 証 料：0.43%

活用のポイント

担保申込人の有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求します。

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

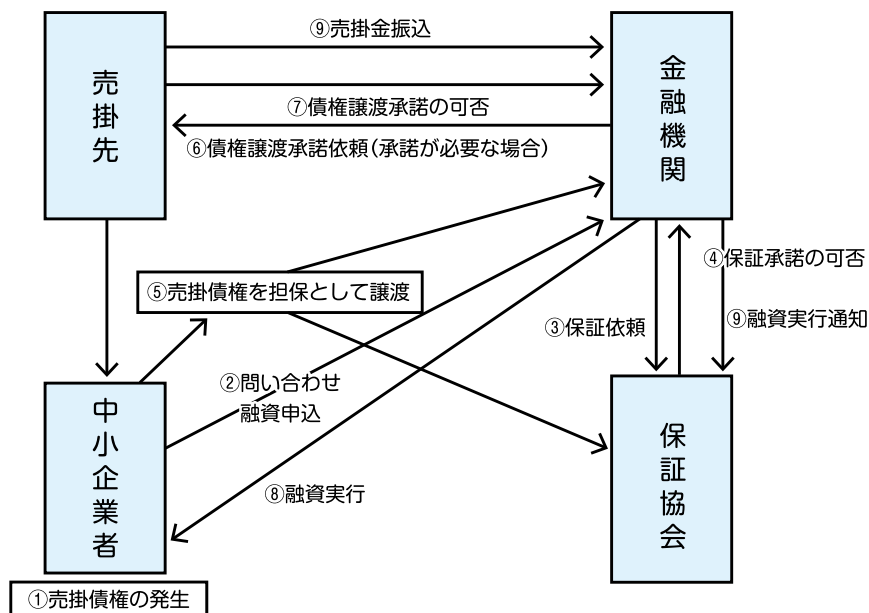
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



■ 沖縄県 ■

中小企業セーフティネット資金

目 的

売上の減少や取引先企業の倒産等により、資金繰りが厳しくなっている中小企業者へ運転資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等（新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者、協同組合等は事業歴3ヵ月以上）で、次のいずれかに該当するもの

- 1 最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が前年度同期比で5%以上減少しているもの
- 2 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの
- 3 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないもの（最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること）
- 4 知事が認定する災害等により被害を受けたもの
- 5 中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの
- 6 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの

支援内容

- ・ 融資限度額：1企業、1組合あたり3,000万円以内
- ・ 融 資 利 率：(1)年1.60% ((2)、(3)以外)、(2)年0.90%（融資対象4）、(3)年0.80%（融資対象5のうち第4号適用、融資対象6）
- ・ 融 資 期 間：(1)運転資金7年以内（据置期間1年以内）※(2)以外
(2)運転資金7年以内（据置期間1年以内）、
設備資金10年以内（据置期間1年以内）
※融資対象4、5のうち7号以外、融資対象6
- ・ 保 証 料：(1)0.40～0.80%（下記以外）
(2)0.00%（融資対象4、融資対象5のうち第4号適用、
融資対象6）

活用のポイント

原則として、保証協会の保証付けが必要になります。

担保：必要に応じて求めます。

保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。

申請時期

随時受付

申請先

● 融資対象1～3の該当者

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）みずほ銀行、鹿児島銀行

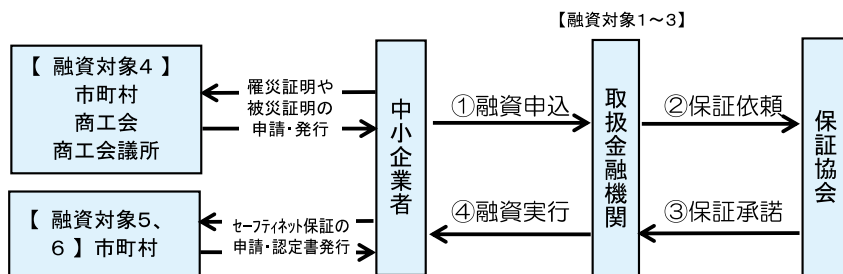
● 融資対象4の該当者

市町村防災担当課、商工会又は商工会議所

● 融資対象5、6の該当者

市町村商工担当課

フロー図



■ 沖縄県 ■

中小企業再生支援資金（一般貸付）

目 的

沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等（以下「支援機関」という。）の支援機関からの支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者、協同組合等へ再生に必要な資金を融資します。

対象者

県内において3年以上継続して事業を営む中小企業者（NPO法人を除く）、協同組合等で、支援機関の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの

備考

本資金は、全国統一制度である経営改善サポート保証制度（事業再生計画実施関連保証制度）に準拠しており、当該制度が適用される支援機関の支援を受けて事業再生を行うものを対象とする。

支援内容

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

（※既存の沖縄県信用保証協会保証付き債務の借換も可）

融 資 利 率：取扱金融機関所定金利

融 資 期 間：15年以内（据置期間1年以内）

保 証 料：0.50%（責任共有対象外の保証付き債務を借り換える場合は、0.70%）

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担 保：必要に応じて求めます。
保証人：原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととします。
- ・本資金を利用する者は、四半期に一度、事業再生計画の実行状況を金融機関に報告する責務があります。

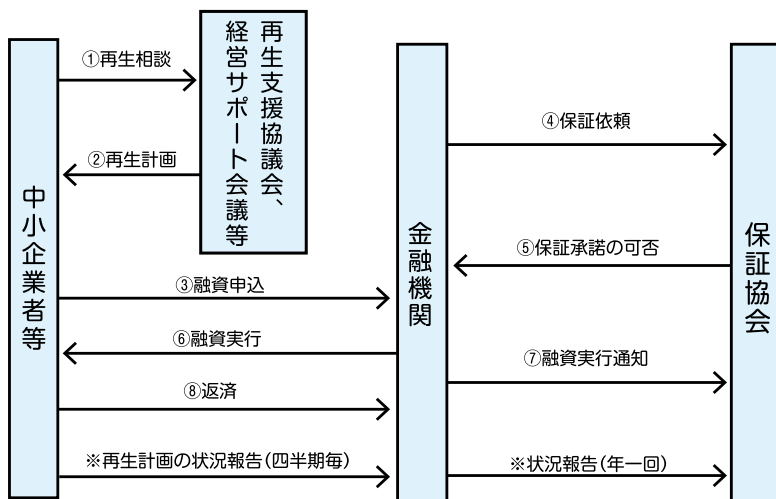
申請時期

随時受付

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、
みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



■ 沖縄県 ■

中小企業再生支援資金 (新型コロナウイルス感染症対応貸付)

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会、沖縄経営サポート会議等支援機関（以下「支援機関」という。）からの支援を受けて再生計画を作成し、事業再生を行うものに必要な資金を融資します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者（NPO 法人除く。）、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、支援機関の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うものの。

【備考】

- 1 本資金は、全国統一制度である経営改善サポート保証制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度）に準拠しており、当該制度が適用される支援機関の支援を受けて事業再生を行うものを対象とします。
- 2 取扱期間は、令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込み受付したものとします。
※取扱いを延長する場合は、沖縄県ホームページでご案内します。

支援内容

再生に必要な事業資金で信用保証協会が認めるもの。

融資限度額：1企業、1組合当たり8,000万円以内

（※既存の信用保証協会保証付き融資の借換も可。）

融 資 利 率：取扱金融機関所定金利

融 資 期 間：15年以内（うち、措置期間5年以内）

保 証 料：0.00%

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
- ・保証人：原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しません。
(経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人を徴求しない。)
- ・本資金を利用する者は、四半期に1度、事業再生計画の実行状況を報告する責務があります。

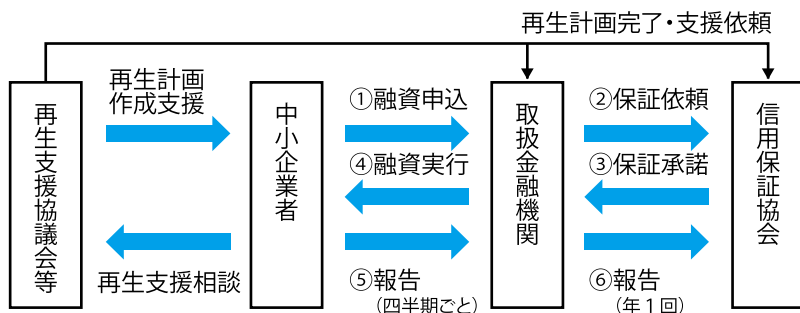
申請時期

令和3年4月1日から令和6年6月30日まで（当該期間に信用保証協会が保証申込み受付したもの）

申請先

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



問い合わせ先

■ 沖縄県商工労働部中小企業支援課

TEL：098-866-2343 FAX：098-861-4661



■ 沖縄県 ■

伴走支援型借換等対応資金

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、経営行動計画を作成し、金融機関からの経営支援を受けて経営の安定化に取り組むものに必要な資金を融資します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を作成したもの。

- 1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定に基づく認定を受けていること。
- 2 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。
- 3 次の(1)又は(2)アからカのいずれかに該当すること。
 - (1) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - (2) ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。
カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。

【備考】

- 1 本資金は、全国統一制度である伴走支援型特別保証制度の利用者を対象とする。
- 2 令和5年1月10日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。
- 3 保険法第3条の3の規程による特別小口保険に係る保証を除く。
- 4 保険法第3条の規程による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般部分に限る。）に限る。
- 5 当該資金を既往借入金の借換を目的に利用する場合は、原則、既往借入金の債権を有する金融機関（複数の金融機関からの借入を一本化する場合、は債権額が最も大きい金融機関）で取り扱うものとする。

支援内容

経営安定に必要な資金（運転資金、設備資金又は運転・設備資金）

融資限度額：1企業、1組合当たり6,000万円以内

（※既存の信用保証協会保証付き融資の借換も可。）

融資利率：融資対象1 1.20%

融資対象2 1.60%

融資対象3 1.60%

融資期間：10年以内（うち、措置期間5年以内）

保証料：融資対象1 0.00%

融資対象2 0.00%

融資対象3 0.00～0.95%

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・担保：必要に応じて求めます。
- ・保証人：原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しません。（経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。）
- ・本資金を利用する者は、四半期に1度、経営行動計画の実施状況を金融機関に報告し、金融機関は当該計画を進めるための経営支援を行うものとする。

申請時期

令和5年1月10日から令和6年6月30日まで（当該期間に信用保証協会が保証申込み受付したもの）

申請先

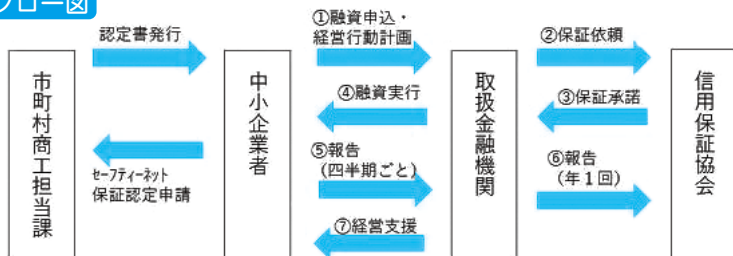
【融資斡旋申込先】

市町村商工担当課

【融資申込先】

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、みずほ銀行、鹿児島銀行

フロー図



■【観光事業者収益力向上サポートコンソーシアム】（一財）沖縄観光コンベンションビューロー（一財）沖縄ITイノベーション戦略センター■

沖縄県観光事業者収益力向上サポート事業

目的

沖縄県の観光業界においては、コロナ過における離職と需要の回復に伴い、人手不足が喫緊の課題となっている。

本事業は、観光需要が回復する中で、現場における人材不足に対応するため、観光事業者が人材不足を補うために実施する設備投資やシステム構築などの無人化・省人化に向けた取組を支援する。

対象者

宿泊事業者、バス、タクシー、レンタカー、旅行代理店、空港で手荷物検査業務を担う警備会社、グランドハンドリング事業者、観光施設、その他、観光客に対して提供するサービス・商品等について継続的な取引関係を有する事業を営む事業者。

支援内容

本事業では、観光事業者が購入する備品購入費等について、事業者の従業員数の規模別に上限額を設定し、費用の3分の2を補助する。また、対象事業者からの個別相談に応じ、具体的な課題や目標を特定し、事業者のニーズに応じた個別の支援計画の策定や、事業者が計画に沿った実装を行えるよう支援する。

【補助上限額】

- 1) 大規模メニュー：8,500 千円
- 2) 中規模メニュー：4,500 千円
- 3) 小規模メニュー：850 千円

※従業員数 250 人以上の事業者は全てのメニューを応募可能。従業員数 50 人以上 250 人未満の事業者は中規模メニューと小規模メニューを応募可能。従業員数 50 人未満の事業者は小規模メニューのみ応募可能。

※沖縄県内に所在する本社、支店又は営業所等の単位で見た従業員の人数をいう。ただし、同一事業者から複数の営業所等での申請は不可とする。

※本事業を遂行するにあたり、ベンダーと連携すること。

活用のポイント

申請は電子申請フォームにて受付します。
または、紙媒体により直接受付期間までに郵送（提出）下さい。

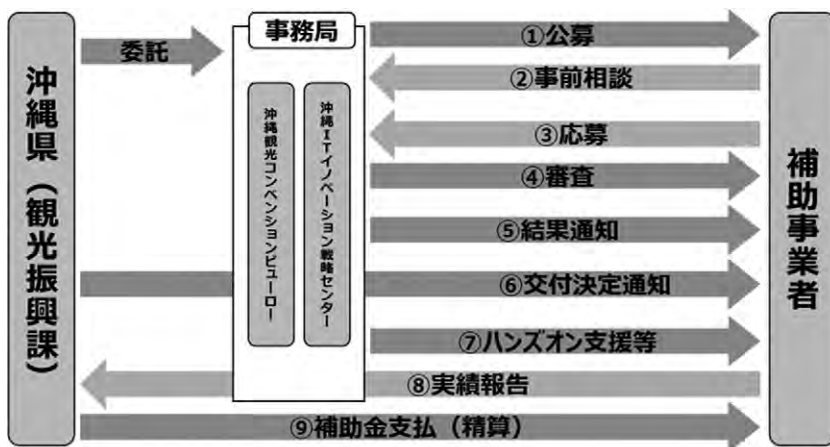
申請時期

令和6年5月22日～

申請先

- ・（一財）沖縄観光コンベンションビューロー Web サイトより電子申請
<https://www.ocvb.or.jp/support/4293>
- ・（一財）沖縄 IT イノベーション戦略センターまで郵送（提出）
〒901-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番6号 那覇市 IT 創造館4階
沖縄 IT 戦略センター産業 PX セクション 観光 DX 支援 宛

フロー図



問い合わせ先

観光事業者収益力向上サポート事業 事務局
（一財）沖縄観光コンベンションビューロー
（一財）沖縄 IT イノベーション戦略センター
E-mail : ocvb.isco_info@isc-okinawa.org



事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

目的

信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる環境を整備することを通じて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的としています。

対象者

- (1) 信用保証協会への保証申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。※「純資産の額 ≥ 0 」
 - ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。※「経常利益+減価償却 ≥ 0 」
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望して

いること。

支援内容

上記（３）①及び②のいずれにも該当する場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に０．２５％を上乗せした信用保証料率で経営者保証免除が可能です。

上記（３）①又は②のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後２事業年度の決算がない場合は、各制度要綱等で定める信用保証料率に０．４５％を上乗せした信用保証料率で経営者保証免除が可能です。

活用のポイント

法人である中小企業者のうち経営者保証ガイドラインの３要件（①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の一部を充足していない場合であっても、経営規律の確保に取り組むことで経営者保証の非提供を事業者が選択できます。

申請先

沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関



事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 (国補助制度)

目 的

「事業者選択型経営者保証非提供制度」が創設されたことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助することにより、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速し、もって中小企業者の事業の発展に資することを目的としています。

対象者

- (1) 信用保証協会への保証申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。※「純資産の額 ≥ 0 」
 - ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。※「経常利益+減価償却 ≥ 0 」
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。

支援内容

(3) ①及び②のいずれにも該当する場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額を国が補助します。

(3) ①又は②のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、各信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額を国が補助します。

※返済緩和に係る条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となります。

※「沖縄県融資制度」を利用した保証にはご利用いただけません。

活用のポイント

法人である中小企業者のうち経営者保証ガイドラインの3要件（①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の一部を充足していない場合であっても、経営規律の確保に取り組むことで経営者保証の非提供を事業者が選択できます。

申請時期

補助期間は制度創設から3年目までの時限措置となり、具体的には、令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%の補助となります。

申請先

沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

問
い
合
わ
せ
先

■ 沖縄県信用保証協会

業務部 保証第一課・第二課

TEL: 098-863-5300 FAX: 098-868-7320



プロパー融資借換特別保証制度

目的

金融機関に対して経営者保証を提供した既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合に、民間における取組浸透を目的にプロパー融資における経営者保証の解除等を条件とし、プロパー融資の一部に限り、借換を例外的に認めることで経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させ、もって中小企業者の事業発展の促進を図ることを目的としています。

対象者

申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次に定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。

※ただし、(1) から (3) までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4) については、信用保証協会への申込日^(注1)に満たしていることを要するものとする。

- (1) 資産超過であること
- (2) E B I T D A 有利子負債倍率^(注2)が1.5倍以内であること
- (3) 法人・個人の分離がなされていること
- (4) 返済緩和している借入金がないこと

(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。

(注2) E B I T D A 有利子負債倍率

$$= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

支援内容

- ・保証限度額 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円）
無担保保険にかかる保証 8,000万円
※普通保険にかかる保証及び無担保保険にかかる保証ともに一般分に限ります。
- ・対象資金
事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関既往プロパー融資の返済資金。
- ・保証期間
(1)一括返済の場合 1年以内
(2)分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）

活用のポイント

申込金融機関における保証限度額（既往の本制度残高を含む）は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高（注.のいずれか又は両方）の範囲内に限ります。

（注1）「経営者保証を不要とし、かつ、保全のないプロパー融資を新たに実行」

（注2）「経営者保証を提供している既往のプロパー融資（本制度借換部分を除く）の全部又は一部について経営者保証を解除し、かつ、解除したプロパー融資については保全がない」

※協会所定の書面：①財務要件等確認書、②借換債務等確認書

申請時期

令和6年3月15日から令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受付けたもの。

申請先

沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

問い合わせ先

■ 沖縄県信用保証協会

業務部 保証第一課・第二課

TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320



■ 沖縄県信用保証協会 ■

経営安定関連 4 号 (セーフティネット保証 4 号)

目 的

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の 100% を保証する制度です。

対象者

- (イ) 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。
 - (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20% 以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

支援内容

保証限度額 2 億 8,000 万円（組合等の場合は 4 億 8,000 万円）

普通保険にかかる保証 2 億円（組合等の場合は 4 億円）

無担保保険にかかる保証 8,000 万円

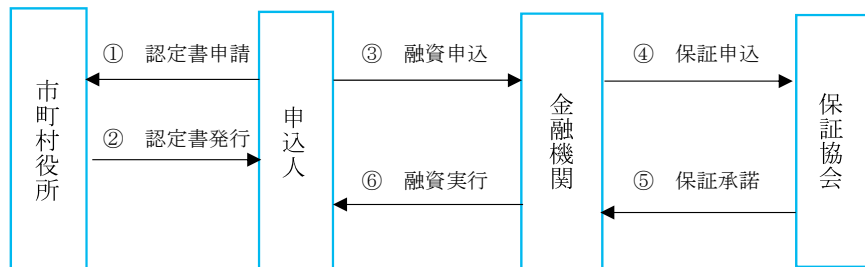
※一般保証とは別枠で利用可能。（但し経営安定関連 5 号と同一枠）

活用のポイント

保証協会の一般保証枠（2 億 8 千万）、危機連保証枠（2 億 8 千万）とは別に、さらに別枠として経営安定関連保証制度枠（2 億 8 千万）を利用することが可能です。

申請先

- ①認定書取得 → 原則として主たる事業所在地の市町村役所
②融資申し込み → 沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図

■ 沖縄県信用保証協会 ■

経営安定関連 5 号 (セーフティネット保証 5 号)

目 的

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証を行うことを目的とした制度です。

対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

指定業種に属する事業を行う中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- (イ) 最近 3 か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して 5 %以上減少していること。
- (ロ) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち 20 %以上を占める原油等の仕入価格が 20 %以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近 3 か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

支援内容

保証限度額 2 億 8,000 万円（組合等の場合は 4 億 8,000 万円）

普通保険にかかる保証 2 億円（組合等の場合は 4 億円）

無担保保険にかかる保証 8,000 万円

※一般保証とは別枠で利用可能。（但し経営安定関連 4 号と同一枠）

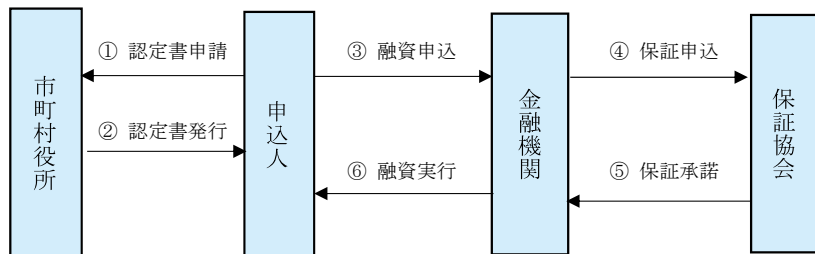
活用のポイント

保証協会の一般保証枠（２億８千万）、危機連保証枠（２億８千万）とは別に、さらに別枠として経営安定関連保証制度枠（２億８千万）を利用することが可能です。

申請先

- ①認定書取得 → 原則として主たる事業所在地の市町村役所
- ②融資申し込み → 沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図



■ 沖縄県信用保証協会 ■

事業承継特別保証制度

目 的

事業承継（代表者交代等）の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた中小企業者については信用保証料率を引き下げ、もって中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的としています。

対象者

次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者。

ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から３年以内に保証申込みを行うものに限る。

- （１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。
- （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。

- ① 資産超過であること
- ② ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（注）が１５倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

（注）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率

$$= (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

支援内容

保証限度額 2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）

普通保険にかかる保証 2億円（組合等の場合は4億円）

無担保保険にかかる保証 8,000万円

申請先

既に与信取引のある金融機関への申請となります。

■ 沖縄県信用保証協会 業務部 保証第一・第二課

TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320

経営支援部 経営支援課

TEL：098-863-5310 FAX：098-863-5316

経営支援部 創業支援課

TEL：098-863-5303 FAX：098-863-5316



創業関連保証制度

目的

創業者（創業予定者を含む）が、創業または創業により行う事業の実施に必要とする資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで資金の融通の円滑化を図ります。

対象者

- (1) 次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの
 - ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ② 事業を営んでいない個人であって2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立し以後5年を経過していないもの
 - ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る）を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの

支援内容

保証限度額：3,500万円

無担保保証枠8,000万円の範囲内での利用となります。

再挑戦支援保証と合算して3,500万円の範囲内での利用となります。

保証期間：10年以内（据置期間1年以内）

資金使途：創業者が創業者である期間内に法第2条第28項に規定する創業により事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金

担保：不要

連帯保証人：原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。

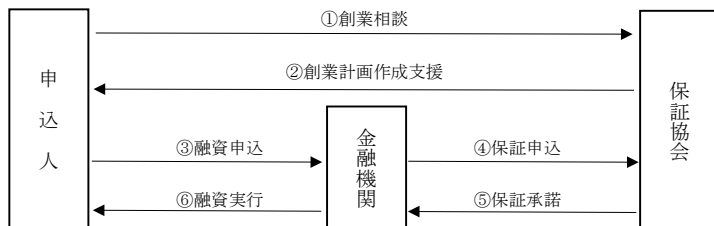
活用のポイント

- ① 斡旋機関（沖縄県産業振興公社、商工会、商工会議所等）の斡旋は不要となります。
- ② 制度上の自己資金要件はありませんが、申込後の保証審査において自己資金の有無を確認し、自己資金を求める場合があります。
- ③ 沖縄県信用保証協会にて創業計画の作成支援を行っています。

申請先

沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図等



伴走支援型特別保証制度

目的

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の積み上がった債務の返済負担に伴う借換え需要及び資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走支援を実施することにより、経営の安定や収益力改善を図るもの。

対象者

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者。

- (1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること。
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること。
- (3) 次の①又は②アから力のいずれかに該当すること。
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
- (4) 激甚災害（令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。

支援内容

保証限度額：1 企業あたり 1 億円以内

保証期間：一括返済の場合 1 年以内とする。

分割返済の場合 10 年以内（据置期間は 5 年以内）とする。

資金使途：経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金、運転・設備資金）

既存の信用保証協会保証付き融資の借換

融資利率：金融機関所定金利

保証料：対象者（1）及び（2）については国の補助により 0.2%

対象者（3）については、保証料率 0.45～2.20%

*財務内容等の情報を基に保証料率が決定します【上記より国が一部補助】

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外です。

活用のポイント

- ・経営行動計画書が必要となります。
- ・県の伴走支援型特別保証制度（伴走支援型借換等対応資金）もありますので、保証限度枠については信用保証協会までお問い合わせください。

申請時期

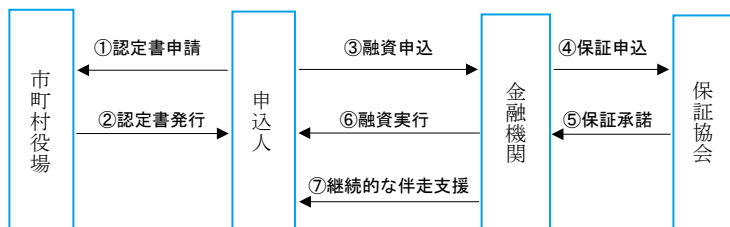
令和 5 年 1 月 10 日から令和 6 年 6 月 30 までに信用保証協会が保証申し込みを受け付けたものとします。

申請先

認定書取得：原則として主たる事業所所在地の市町村役場

融資申し込み：沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図



沖縄県信用保証協会

業務部 保証第一課・第二課

TEL：098-863-5300 FAX：098-868-7320

経営支援部 経営支援課

TEL：098-863-5310 FAX：098-863-5316



■ 沖縄県信用保証協会 ■

事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度

目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する。

対象者

以下に掲げる計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うことができる改善意欲のある中小企業者。

- ①「認定支援機関」の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ②「経営サポート会議」（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者毎に経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき決定された事業再生計画

（注）上記は一部抜粋の説明になります。詳細は下記問い合わせ部署へご連絡ください。

支援内容

【保証限度額】

2億8,000万（有担保保証2億円、無担保保証8,000万円）

※中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円

【対象資金】

事業資金とする。ただし、事業再生の計画実施に必要な資金に限る。

【保証期間】

- （1）一括返済の場合 1年以内とする。
- （2）分割返済の場合 15年以内とする。（据置期間は5年以内とする。）

【信用保証料の補助】

・責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し0.8%の保証料負担となるが、0.6%に相当する額を国が補助する。

- ・責任共有制度の対象外の場合は、保証委託額に対し1.0%の保証料負担となるが、0.8%に相当する額を国が補助する。

(注) 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せするが、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。

(注) 条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外です。

活用のポイント

事業再生計画については、下記のポイントを前提として策定してください。

- ①「債権者間の合意がとれている」こと。
- ②「申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策」であること。
- ③「計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画」を満たす内容であること。

申請時期

【制度取扱期間】

令和3年4月1日から令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込み受付したもの。

申請先

既に与信取引のある金融機関への申請となります。

フロー図

※保証協会の経営サポートメニューである「経営改善サポート保証制度」(本紙51ページ)の紹介項目を参照



■ 沖縄県信用保証協会 ■

スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）**目 的**

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加等の創業者の事業の活性化に資することを目的としています。

対象者

次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内※に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (5) 事業を営んでいない個人が開始した事業を、新たに会社を設立して承継させ、個人創業時から5年未満であるもの。

※ 認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内。

支援内容

保証限度額：3,500万円。

無担保保証枠8,000万円の範囲内での利用となります。

再挑戦支援保証と合算して3,500万円の範囲内での利用となります。

保証期間：10年以内（据置期間は1年以内）とする。

ただし、例外的に、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能

資金使途 : 創業者が創業者である期間内に法第2条第28項に規定する創業により事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金
 担 保 : 不要
 連帯保証人 : 不要

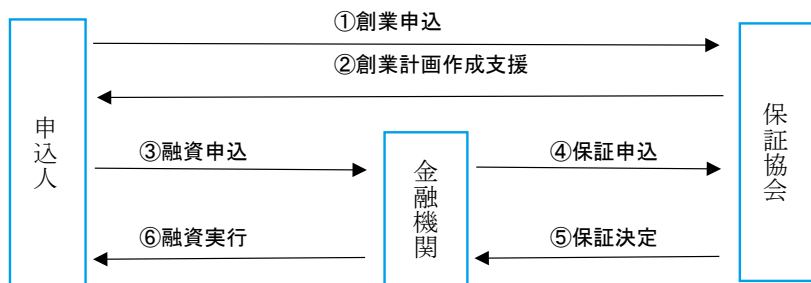
活用のポイント

- ・創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）が必要となります。
- ・保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要となります。
- ・創業者は会社を設立して原則3年目及び5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります

申請先

沖縄県信用保証協会を利用可能な金融機関

フロー図



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生業資金（基本資金）

目的

小規模事業者の成長発展を支援します。

対象者

沖縄に住所を有し、沖縄において適切な事業計画の下に独立して事業を営む方（個人・法人）

支援内容

①設備資金（店舗等の新築・増改築、機械設備等の購入資金など）

ご融資の限度額：4,800万円

ご返済期間：原則10年以内

据置期間：1年以内

②運転資金（商品の仕入資金、買掛金や手形の決済資金など）

ご融資の限度額：4,800万円

ご返済期間：原則5年以内

据置期間：原則6ヵ月以内

※設備資金・運転資金を併せてご利用いただく場合の限度額は4,800万円です。

活用のポイント

- 長期・低利融資です。
- 金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等を除き、ほとんどの業種の方にご利用いただけます。
- このページで紹介した「基本資金」のほかに、事業の種類、ご融資の資金の使いみち等によって、ご融資額、ご返済期間、利率が有利な取扱いになっている「特定資金」もあります。
- ご相談の際に、事業計画書または確定申告書（決算書）2期分をご持参いただければ、ご相談をスムーズに進めることができます。
- 担保・保証人は、お客様のご希望や融資制度等により異なります。

フロー図

ご 相 談

お近くの公庫本・支店の窓口にご相談ください。

お申し込み

(個人営業の方)

- ・借入申込書
- ・事業計画書
- ・最近時の確定申告書(2期分)
- ・見積書(設備資金の場合)など

(法人営業の方)

- ・借入申込書
- ・資産(評価)証明書
- ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・最近時の決算書(2期分)
- ・最近時の試算表
- ・見積書(設備資金の場合)など

審 査

事業内容や資金の使いみち、
計画の効果などについて、詳しくお話を伺います。

ご 融 資

ご融資が決まりますと、ご契約手続きをして
いただきます。

ご契約の手続きが完了しますと、資金は融資対象
工事等の進捗状況に応じてご指定の口座へ
お振込みいたします。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班・第二班

TEL: 098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課

TEL: 098-989-6604

・北部支店 業務課

TEL: 0980-52-2338

・宮古支店 業務課

TEL: 0980-72-2446

・八重山支店 業務課

TEL: 0980-82-2701

問い合わせ先



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生活衛生資金

目 的

生活衛生関係営業を営む方の衛生水準の向上と近代化、合理化を支援します。

対象者

飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業、クリーニング業等を営む方

支援内容

ご融資の種類	資金の使いみち		業 種	ご融資の限度額	ご返済期間	うち据置期間
一般設備貸付	営業に必要となる機械・器具等の購入、店舗等の新築、増改築、改装、買取、入居保証金等の設備資金		一般公衆浴場業	3 億円	30 年以内	1 年以内
			興行場営業、サウナ営業	2 億円	13 年以内	
			旅館業	4 億円		
			クリーニング業 (取次店に業態転換された方)	1 億 2,000 万円 (振興事業貸付(設備資金)と合わせて 4,800 万円)		
			飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、冰雪販売業	7,200 万円		
振興事業貸付	厚生労働大臣から振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員が必要とする上記の設備資金及び運転資金	設備資金	旅館業、興行場営業	7 億 2,000 万円	20 年以内	2 年以内
			クリーニング業 (取次店に業態転換された方)	3 億円 (一般設備貸付と合わせて 4,800 万円)		
			一般公衆浴場業	1 億 5,000 万円 (一般設備貸付とは別枠)		
			飲食店、喫茶店、美容業 理容業、食肉販売業 食鳥肉販売業、冰雪販売業	1 億 5,000 万円		
		運転資金	上記全業種 (クリーニング業で 取次店に業態転換された方)	(設備資金とは別枠) 5,700 万円 (生業資金(基本資金)と合わせて 4,800 万円)	7 年以内	

フロー図

ご 相 談

お近くの公庫本・支店の窓口にご相談ください。

お申し込み

- ①借入申込書
- ②申込工事などの概要(見積書、関係図面等)
- ③法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ④最近時の決算書もしくは確定申告書(2期分)
- ⑤一般設備貸付の場合は、県生活衛生営業指導センターが発行する「推薦書」
- ⑥振興事業貸付の場合は、生活衛生同業組合が発行する「振興事業に係る資金証明書」など

審 査

事業の内容や計画の効果などについて、
詳しくお話を伺います。

ご 融 資

ご融資決定後、ご契約手続きをしていただきます。
ご契約の手続きが完了しますと、資金は融資対象
工事等の進捗状況によりご指定の口座へお振込み
いたします。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 生衛・創業融資班 TEL: 098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL: 098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL: 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL: 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL: 0980-82-2701

問い合わせ先



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄特産品振興貸付(中小企業資金、生業資金)**目 的**

沖縄の特産品を活かした特色ある産業を育成・振興し、県内経済の活性化等を図るため、沖縄の特産品の製造又は販売を行う方を支援します。

対象者

1. 沖縄の地域資源（例：ウコン、紅イモ、ゴーヤー、マンゴーなど）を活用した製品を開発又は製造する方
2. 沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品（例：琉球びんがた、琉球ガラス、赤瓦、チンスコウ、琉球藍染、琉球三味線、かりゆしウェア、泡盛など）を製造する方
3. 沖縄の地域資源を活かした製品又は沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品を販売する方（製造販売を行う方を含む。）

支援内容**ご融資の限度額**

- ・ 中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円※）
- ・ 生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）※
- ・ 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）※

※泡盛古酒製成事業に係る特例（泡盛特例）**ご融資の限度額**

- ・ 中小企業資金（運転資金）4億8,000万円

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内）

活用のポイント

○設備資金には、試験研究費・開業費等資産に計上できる費用を含みます。

■沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班

TEL : 098-941-1785

中小企業融資第二班

TEL : 098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課

TEL : 098-989-6604

・北部支店 業務課

TEL : 0980-52-2338

・宮古支店 業務課

TEL : 0980-72-2446

・八重山支店 業務課

TEL : 0980-82-2701



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄離島・北部地域振興貸付 (中小企業資金、生業資金)

目 的

沖縄県内の離島及び北部地域における産業振興と経済の活性化を支援するため、当該地域において事業展開を図る方を支援します。

対象者

沖縄県内の離島（注1）及び北部地域（名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町）において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行う方

（注1）沖縄本島を除く各島々のうち、「沖縄振興特別措置法第3条で定める離島」又は「沖縄本島と架橋等により連結されている島のうち、地理的、経済的側面などからみて沖縄振興特別措置法第3条の指定離島と同様の取扱いを必要とする島」をいう。

支援内容

ご融資の限度額

- ・ 中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・ 生 業 資 金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内）
- ・ 運転資金 7年以内（うち据置期間3年以内）

活用のポイント

- 雇用の拡大が見込まれる設備資金については、有利な融資利率となります。
- 売上増加又はコスト低減の取組みを行うことにより、収益性の向上が見込まれる方に対する設備及び運転資金については、有利な融資利率となります。

■沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班

TEL : 098-941-1785

中小企業融資第二班

TEL : 098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課

TEL : 098-989-6604

・北部支店 業務課

TEL : 0980-52-2338

・宮古支店 業務課

TEL : 0980-72-2446

・八重山支店 業務課

TEL : 0980-82-2701



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄観光リゾート産業振興貸付 (産業開発資金、中小企業資金、生業資金)

目 的

沖縄のリーディング産業である観光リゾート産業の持続的な発展に向けて、当該産業の量的拡大と高付加価値化を図る方を支援します。

対象者

国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・産業開発資金 所要資金の7割以内
- ・中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・産業開発資金 設備資金25年以内（うち据置期間5年以内）
- ・中小企業資金及び生業資金
設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

活用のポイント

資金の使いみちは、以下の事業に必要な設備資金及び運転資金となります。

1. 沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした以下の事業

- ①観光拠点施設関連事業
- ②地域資源活用型観光関連事業
- ③宿泊関連事業
- ④交通関連事業(注 1)
- ⑤旅行サービス関連事業(注 1)
- ⑥情報通信関連事業(注 1)
- ⑦飲食・小売事業(注 2)

(注 1) 設備資金については、主に観光事業の用に供するための設備に限ります。運転資金については、設備の取得に付随して必要となる資金又は観光事業を主たる事業とする方が必要とする資金に限ります。

(注 2) 一定の立地要件があります。

2. 国家戦略特別区域法第 8 条第 7 項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置づけられた事業

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第一部 産業開発融資班 TEL : 098-941-1765

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL : 098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL : 098-941-1795

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL : 098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL : 0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL : 0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL : 0980-82-2701

※ 産業開発資金については、本店のみのお取り扱いになります。



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖縄資金)**目 的**

一定の事業規模を有する事業者の経営強化を支援し、かつ、雇用環境の改善につなげることを目的としています。

対象者

常時雇用する従業員が21人以上30人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む方については6人以上10人以下（ただし、情報通信業及び老人福祉・介護事業にあつては6人以上15人以下））の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」と「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経資金）」をご利用の場合、両資金と沖縄資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内（うち据置期間2年）
運転資金7年以内（うち据置期間1年）

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として6ヵ月以上、商工会・商工会議所の経営指導員による経営強化指導を受けた後、商工会・商工会議所の長の推薦が必要です。
- 所得税(法人税)、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部

中小企業融資第一班・第二班 TEL: 098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL: 098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL: 0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL: 0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL: 0980-82-2701

・那覇商工会議所 TEL: 098-868-3758

・沖縄商工会議所 TEL: 098-938-8022

・宮古島商工会議所 TEL: 0980-72-2779

・浦添商工会議所 TEL: 098-877-4606

・沖縄県商工会連合会(各商工会) TEL: 098-859-6150



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)

目的

小規模事業者の経営改善を支援します。

対象者

常時使用する従業員が、商業・サービス業にあつては 5 人(宿泊業及び娯楽業にあつては 20 人)以下、製造業その他にあつては 20 人以下の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経資金)」と「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖縄経資金)」をご利用の場合、両資金とマル経資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内(うち据置期間2年)

運転資金7年以内(うち据置期間1年)

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として6ヵ月以上、商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた後、商工会・商工会議所の長の推薦が必要です。
- 所得税（法人税）、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班・第二班

TEL：098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

・那覇商工会議所 TEL：098-868-3758

・沖縄商工会議所 TEL：098-938-8022

・宮古島商工会議所 TEL：0980-72-2779

・浦添商工会議所 TEL：098-877-4606

・沖縄県商工会連合会（各商工会） TEL：098-859-6150



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 (衛経資金)

目的

生活衛生関係(注)の小規模事業者の経営改善を支援します。

(注)飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場、旅館、浴場、クリーニング業など。

対象者

常時使用する従業員が5人(旅館業及び興行場営業にあっては20人)以下の生活衛生関係営業者の方

※個人企業の事業主および事業主と生計を一にする家族従業員、法人企業の役員、アルバイト・パートタイマー等は除きます。

支援内容

ご融資の限度額：2,000万円

※「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」と「沖縄雇用・経営基盤強化資金貸付(沖経資金)」をご利用の場合、両資金と衛経資金を合わせて上記金額の範囲内となります。

ご返済期間：設備資金10年以内(うち据置期間2年)

運転資金7年以内(うち据置期間1年)

活用のポイント

- 「無担保」「無保証人」の融資制度です。
- 個人企業、法人企業を問わず対象となります。
- 原則として、6ヵ月以上、生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合の経営指導を受けた後、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の長の推薦が必要です。
- 所得税（法人税）、事業税、住民税を完納していることが要件となります。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部 生衛・創業融資班 TEL：098-941-1830

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL：098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701

(公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター

TEL：098-891-8960

(一社) 沖縄県生活衛生同業組合連合会

TEL：098-859-3366



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度

目的

沖縄の「美しい海」を守るため、設備投資を行う際に赤土等の流出防止に係る措置を講じる方を支援します。

対象者

「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を 100mg/l 以下(但し、対象事業面積の要件により「沖縄県環境影響評価条例」が適用されるものは 25mg/l 以下)に抑える設備投資を行う方。

支援内容

当初5年間に限り本来適用される利率から0.1%を控除します。

活用のポイント

○中小企業資金、生業資金、住宅資金（財形住宅資金を除く）、農林漁業資金、医療資金、生活衛生資金にて適用されます。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL : 098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL : 098-941-1795
	生衛・創業融資班	TEL : 098-941-1830

融資第三部	住宅融資班	TEL : 098-941-1850
	農林漁業融資班	TEL : 098-941-1840

・中部支店	業務第一課・第二課	TEL : 098-989-6604
・北部支店	業務課	TEL : 0980-52-2338
・宮古支店	業務課	TEL : 0980-72-2446
・八重山支店	業務課	TEL : 0980-82-2701



中小企業省力化投資補助金

目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

対象者

人手不足の状態にある中小企業等

支援内容

【補助率】 1 / 2

【補助対象】

補助対象としてカタログに登録された製品等。

製品カタログは URL 先に掲載されています。

【補助上限額】

従業員数 5 名以下：200 万円 (300 万円)

従業員数 6 ～ 20 名：500 万円 (750 万円)

従業員数 21 名以上：1,000 万円 (1,500 万円)

【賃上げ要件を達成した場合 () 内の値に補助上限額を引き上げ】

活用のポイント

- IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を、事前に登録された「製品カタログ」から選択・導入となります。
- 導入を支援する「販売事業者」との共同申請となります。

申請時期

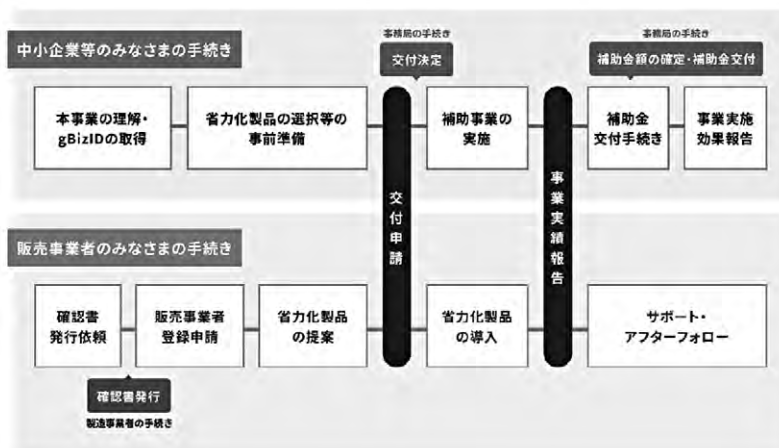
令和 8 年 9 月末頃までの間に複数回の公募

申請先

申請方法は、インターネットを利用した「電子申請」となります。
 中小企業省力化投資補助金ホームページ
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

電子申請システムを利用するためには、事前に「G ビズ ID プライムアカウント」の取得が必要です。「G ビズ ID プライムアカウント」をお持ちでない事業者の方は、最初に G ビズ ID の取得申請をお願いします。

フロー図等



問い合わせ先

■ 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
 TEL : 0570-099-660



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

経営力向上計画

目 的

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

対象者

計画認定を受けられる「特定事業者等」の規模

- 会社または個人事業主、医業、歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人
従業員数 2,000 人以下にて判断

※税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、お問い合わせ下さい。

支援内容

①税制優遇

- ・中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、設備の取得に係る即時償却又は最大で取得価額の 10%の税額控除を受けることができます。また、事業承継等に係る不動産取得税等の特例も利用できます。

②金融支援

- ・沖縄振興開発金融公庫の低利融資
- ・民間金融機関の融資に対する信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大

③法的支援

- ・業務上の許認可承継、組合の発起人数、事業譲渡時の免責的債務引受に関する特例処置

申請時期

随時受付

※利用する支援により、申請期限がございますので、お問い合わせ下さい。

申請先

事業分野により申請先が異なりますので、お問い合わせ下さい。

なお、経済産業省（沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課）宛ては、
経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請

<https://koujoukeikaku.force.com/>



事業継続力強化計画

目 的

中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、支援措置（例えば設備投資への税制優遇など）を受けるために、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

対象者

計画認定を受けられる「中小企業等」の規模

- 製造その他－資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
- 卸売業－資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下
- 小売業－資本金 1 億円以下または従業員数 50 人以下
- サービス業－資本金 5 千万円以下または従業員数 100 人以下
- ゴム製品製造業－資本金 3 億円以下または従業員数 900 人以下
- ソフトウェア業又は情報処理サービス業－資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下
- 旅館業－資本金 5 千万円以下または従業員数 200 人以下

※税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、お問い合わせ下さい。

支援内容

①税制優遇

- ・認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受ける事ができます。(適用対象期間は計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。)

②金融支援

- ・沖縄振興開発金融公庫の低利融資。
- ・民間金融機関の融資に対する信用保証のうち、普通保証等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大

③予算支援

- ・計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部補助金において審査の際に、加点を受けられます。

申請時期

随時受付

※利用する支援により、申請期限がございますので、お問い合わせ願います。

申請先

事業継続力強化計画電子申請システムから電子申請

<https://www.keizokuryoku.go.jp/>



沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点

目的

県内企業への積極的な訪問により経営課題の掘り起こしを行うとともに、課題解決や成長戦略を具体的に進める優秀な外部人材の活用の提案と、多様な就業形態による人材マッチング支援を行い、県内企業の生産性向上を図ります。

対象者

県内企業

支援内容

- (1) 新規事業の立ち上げ、販路開拓、生産性向上、経営管理など自社の経営課題解決に必要な人材のマッチング支援を行います。
- (2) プロフェッショナル人材を雇用する場合や副業・兼業で活用する場合において、人材紹介手数料や渡航費の2分の1を補助します。

(補助金の申請先：沖縄県労働政策課)

活用のポイント

『マッチング支援の流れ（拠点が取り組む4つのステップ）』

STEP ①：潜在成長力への気づき

県内企業が持つ潜在成長力への目覚めを喚起し、「攻めの経営」への転換を促進します。

STEP ②：プロフェッショナル人材活用のご提案

「攻めの経営」を実践できるプロフェッショナル人材の活用・採用について、経営者の意欲を喚起します。

STEP ③：人材ニーズの具体化とマッチング

プロフェッショナル人材の活用・採用に本気になった企業に対し、人材ニーズを具現化し、民間人材ビジネス事業者（職業・人材紹介会社等）へ取り次ぐなど、人材マッチングをサポートします。

STEP ④：フォローアップ

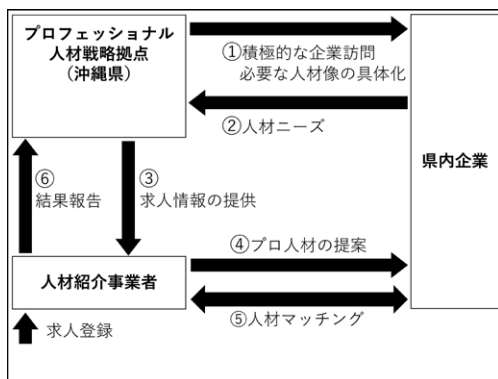
人材採用後も経営者等に対するフォローアップを行い、プロフェッショナル人材が企業で活躍できるよう支援します。

申請時期

随時

フロー図等

マッチング支援



■ 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点
 (沖縄県産業振興公社 事業支援課内)
 TEL : 098-859-6236
 E-mail : pf-sup@okinawa-ric.or.jp
 相談対応時間 : 平日 9:00 ~ 17:00
 沖縄県商工労働部労働政策課 098-866-2366



企業研修・リスクリング実践支援事業

目 的

県内企業に対し生産性の向上に係るリスクリングなどの人材育成の必要性を啓発し、専門家のコンサルティングやハンズオン支援などを通して、「稼ぐ力人材育成計画書」の策定を支援し、企業自ら継続的な人材育成を行う体制を整備することにより、県内企業の「稼ぐ力」の強化を図ることを目的としています。

支援内容

事業コンセプトを「リデプロ（Business Redesign Project）」と称し、経営層を対象に、企業パフォーマンス向上に向けた Business（組織運営や事業）の Redesign（見直し、再設計）、重要な経営資本である人材への投資（＝人材育成）の計画策定・実践を支援します。

1. 集合研修（経営層、管理者層向け）：定員 30 名（1 社 2 名まで）

■募集期間：令和 6 年 7 月 1 日（月）～ 8 月 9 日（金）

Eラーニング…企業経営に必要な基礎知識を学ぶ
（7 月～8 月）

集合研修…事業の課題抽出から始め、事業計画の再設計及び
（8 月～12 月）
人材育成計画書の作成を行う

2. 実践研修

（「人材育成計画」に基づき研修を実施）

■補助金（補助率 8/10）

補助対象経費：交通費（往復航空運賃・鉄道運賃・船賃）

宿泊費（国内・海外）

謝金（実践研修に係る謝金）

会場使用料（研修会場）

リース料（PC や Wifi 等）

通訳料

印刷製本費

リスクリングを目的とした講座受講料

※一部経費は、上限額があります。

■公募期間：令和6年4月25日（木）～8月16日（金）

※補助金への申請は事前相談が必須となります。

■申請受付期間：第1次 令和6年4月25日（木）～5月17日（金）

事前相談締切：5月9日（木）

第2次 令和6年8月1日（木）～8月16日（金）

事前相談締切：7月31日（水）

※第1次申請受付で補助金交付決定額が予算上限に達した場合、2次申請の受付はいたしません。

■採択件数：10件程度

申請先

沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

TEL：098－859－6236 Eメール：k-jinzai@okinawa-ric.or.jp

※最新情報は事業HPをご確認ください。

URL：<https://redeoki.com/>

■（公財）沖縄県産業振興公社 事業支援課

TEL：098-859-6236

Eメール：k-jinzai@okinawa-ric.or.jp

■沖縄県商工労働部労働政策課

TEL：098-866-2366



■ 沖縄県 ■

海外IT人材確保基盤構築事業

目 的

県内IT企業等の人材不足の解消やグローバル展開のため、県内IT企業と外国人材（海外IT人材）とのマッチングを促進する基盤を構築します。

対象者

海外IT人材の受け入れを検討している県内情報通信関連産業

支援内容

- ①海外での合同企業説明会やガイダンスの実施（マッチング支援）
- ②海外IT人材の採用フォロー

活用のポイント

海外IT人材の受け入れを検討しているが、マッチング、コミュニケーションや制度・手続きがわからずに不安がある。

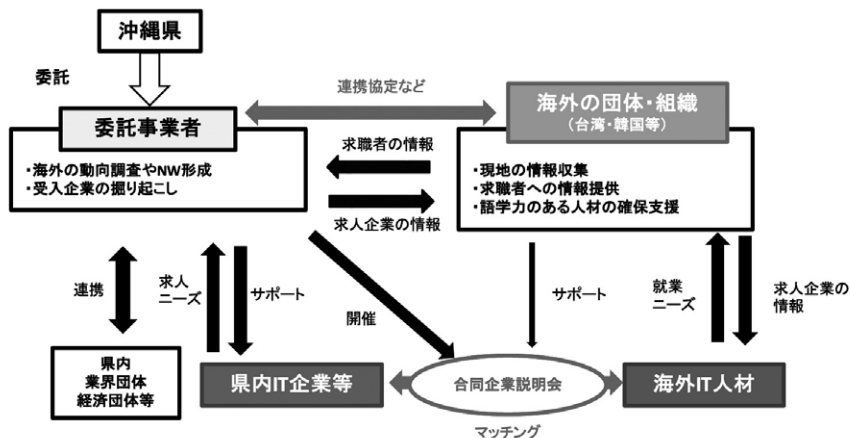
申請時期

令和6年6月上旬

申請先

（一財）沖縄ITイノベーション戦略センター（ISCO）

フロー図等



人材・雇用・
働き方改革関連

問い合わせ先

■ (一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター (ISCO)
ビジネスマッチングセクション
Mail kaigaijinzai@isc-okinawa.org



■ 沖縄県 ■

多様な人材活躍促進モデル事業

目 的

働き手（女性・高齢者など多様な人材の就業率向上）と雇い手（県内中小企業等の人材確保）の両面を一体的・包括的に支援するため、人材の掘り起こしと働きやすい環境づくりに取り組むモデルを創出することを目的としています。

対象者

県内中小企業等

支援内容

- ・業務棚卸、切り出しスキル取得の講座開催
- ・専門家派遣（業務切り出し支援）
- ・多様な働き方の導入支援（情報発信・個別相談）
- ・マッチング支援（合同企業説明会）

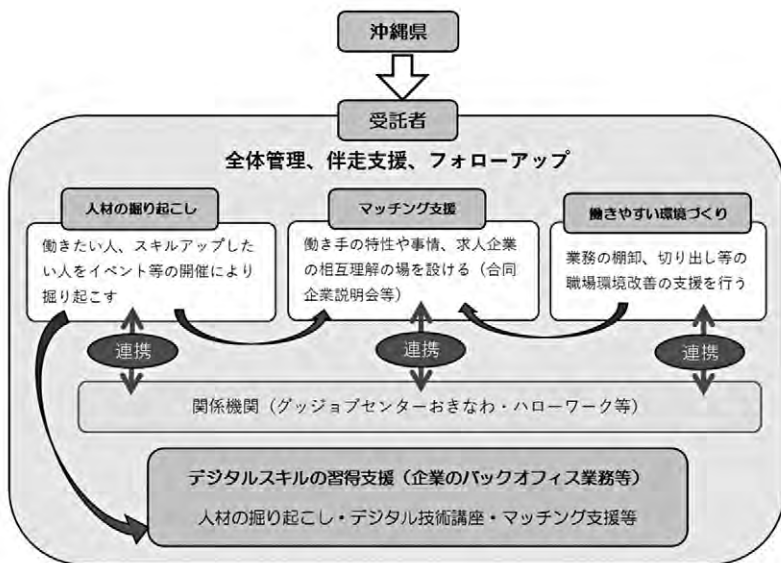
活用のポイント

- ・講座受講、専門家派遣、合同企業説明会の参加など、多様な支援メニューを複数活用することができます。
- ・人材の掘り起こしと企業支援を一体的・包括的に実施するため、働き手の目線から職場環境改善に取り組むことができます。

申請時期

令和6年6月頃を予定

フロー図等



人材・雇用・働き方改革関連

※ 主な企業支援は「働きやすい職場づくり」「マッチング支援」になります。

問い合わせ先

■ 多様な働き方事務局（株式会社 琉球新報開発 内）
TEL:098-865-5270
担当：宮城／山里／田島

■ 沖縄県 ■

沖縄県所得向上応援企業支援事業

目的

「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じて、従業員の給与所得向上に積極的に取り組む企業を認証し、広くPRすることにより、社会的に評価される仕組みをつくるとともに企業の自主的な活動を促し、県民の給与所得の向上を図ることを目的としています。

対象者

「沖縄県所得向上応援企業認証制度」の応募対象は以下のとおり。

- ①県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人
- ②沖縄県内で事業実績が1年以上あること
- ③認証基準について情報および根拠資料を提出し、給与支給総額の伸び率等の評価項目において認証基準を満たすこと

支援内容

- ①認証式や県庁HP等で認証企業をPRします。認証企業は認証マークを名刺、Webページ、就職説明会等で使用し、PRすることができます。
- ②奨学金返還支援事業（詳細は、203ページ参照）における補助割合、補助上限額の引き上げを行う等、認証企業への支援に取り組みます。
- ③セミナー・シンポジウムの開催等を通じて、認証企業間の交流を促進していきます。

活用のポイント

「沖縄県所得向上応援企業認証制度」のメリット

- ・従業員の所得向上に積極的に取り組む企業として、求職者等に強くアピールすることができ、人材確保に繋がります。
- ・県の各広報やWEBサイト、認証制度パンフレット等で認証企業として紹介されることによる企業イメージ向上に繋がります。
- ・所得向上に関する研修や認証企業同士の交流等による社内意識の向上、従業員エンゲージメントの向上に繋がります。

申請時期

【2024 年度 沖縄県所得向上応援企業認証制度】

第 1 回募集：2024 年 2 月 16 日（金）～ 2024 年 6 月頃

第 2 回募集：2024 年 7 月～ 2024 年 11 月（予定）

申請先

株式会社おきぎん経済研究所

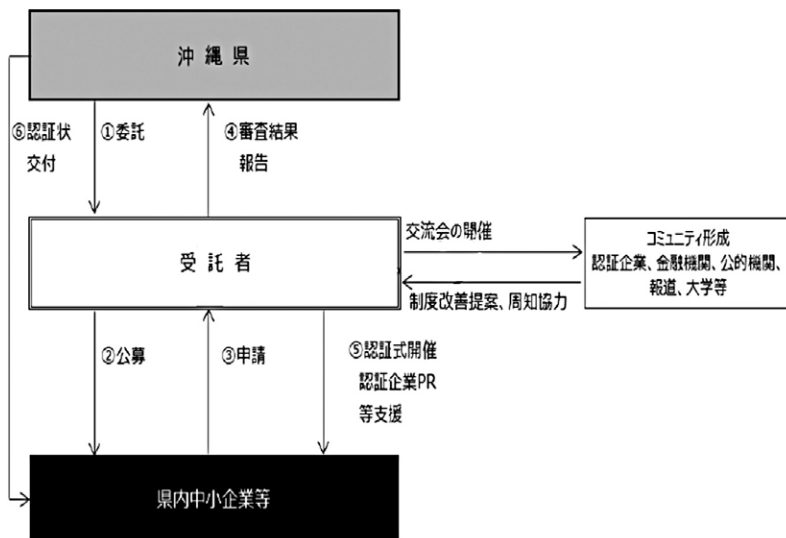
担当：小嶺、與那覇、中江

専用 WEB サイトからご申請いただけます。

<https://www.shotokukojo.okinawa/>

電話：098-869-8711

Mail：oei-12@okinawa-bank.co.jp

フロー図等

問い合わせ先

株式会社 おきぎん経済研究所

担当：小嶺、與那覇、中江

TEL：098-869-8711

Mail：oei-12@okinawa-bank.co.jp



■ 沖縄県 ■

職場適応訓練事業費

目的

障害者等の一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

対象者

(訓練を受託できる企業)

下記のいずれにも該当する事業主

- ① 職場適応訓練を行うための設備があること。
- ② 指導員として適当な従業員がいること。
- ③ 原則として労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること。
- ④ 労働基準法に規定する労働条件及び労働安全衛生法その他の法律の定める安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
- ⑤ 職場適応訓練が終了した後、当該訓練を受けた者を雇用する（短時間労働者を除く）見込みがあること。

(訓練生)

一般的に就職が困難で、公共職業安定所長が職場適応訓練の受講が適当と認め、受講を指示する者

支援内容

訓練期間中、事業主には職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円(重度障害者は25,000円)を支給します。また、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)を支給します。

活用のポイント

訓練期間中は、県雇用推進員が事業所へ定期訪問を行う等、サポートを実施します。

申請時期

随時

申請先

●具体的な求人・求職について：管轄ハローワーク

那覇公共職業安定所 TEL 098-866-8609

沖縄 // TEL 098-939-3200

名護 // TEL 0980-52-2810

宮古 // TEL 0980-72-3329

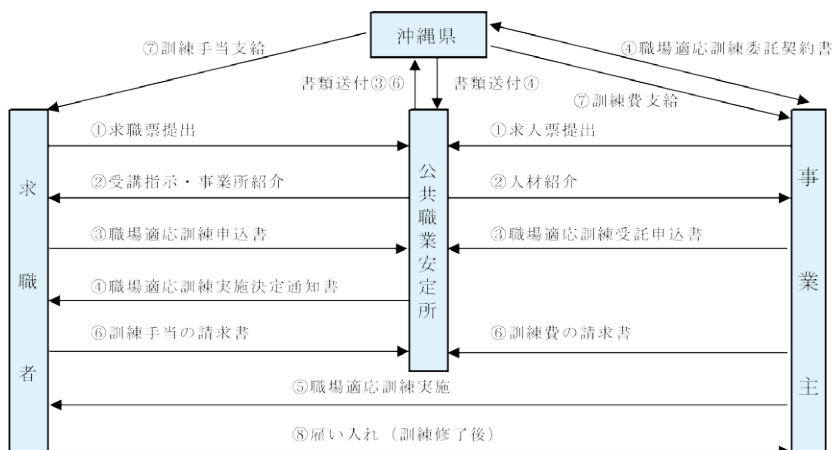
八重山 // TEL 0980-82-2327

●訓練費・訓練手当の請求について

沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349

フロー図



■制度の概要について：沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL：098-866-2324 FAX：098-866-2349

■具体的な求人・求職について：管轄ハローワーク

那覇公共職業安定所 TEL：098-866-8609

沖縄 // TEL：098-939-3200

名護 // TEL：0980-52-2810

宮古 // TEL：0980-72-3329

八重山 // TEL：0980-82-2327



■ 沖縄県 ■

事業主向け雇用支援事業

目的

国や県、市町村等が行っている雇用施策を含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士などの専門家により、事業主向けの雇用相談及び情報発信を行う。相談者の状況に最も適した制度等の紹介及び活用の助言、ならびに関係機関等の案内を行うことにより、新規雇用の促進、正規雇用化促進、従業員の育成定着支援等を図り、本県の雇用の量の拡大及び質の向上につなげることを目的とする。

対象者

事業主（企業）及び創業予定者

支援内容

常設の窓口にて相談支援を行うほか、各地域にて巡回相談等を行うなど以下の取り組みにより、事業主に対して支援を行っていく。

①雇用相談窓口の設置

場所：グッジョブセンターおきなわ内

（那覇市泉崎1丁目20-1 カフーナ旭橋 A 街区6階）

設置期間：平日 9：00～17：00

- ・社会保険労務士等の専門家を配置した常設の事業主向け相談窓口を設置し、助成金制度のみならず、新規雇用・創業相談、及び正規雇用化・採用支援に至るまで、総合的に情報を提供する。また、企業支援情報、及び求人票作成のアドバイスなどの求人に係る助言などについても行う。

②巡回相談・事業主等訪問相談の実施

- ・本島北部、中部、宮古、八重山、及びその他離島の各地域において、商工会議所等の会場にて巡回相談を実施する。
- ・個別の企業訪問による相談を行い、ニーズに合致した具体的な助言を行う。

③雇用施策に関するセミナーの開催

- ・ 社会保険労務士等の専門家を講師とし、助成金活用、正規雇用化、人材確保に繋がる手法などの雇用施策に関するセミナーを開催する。
- ・ 各地域において巡回セミナーを実施する。

④雇用施策に関する助成金制度の案内冊子の作成・配布

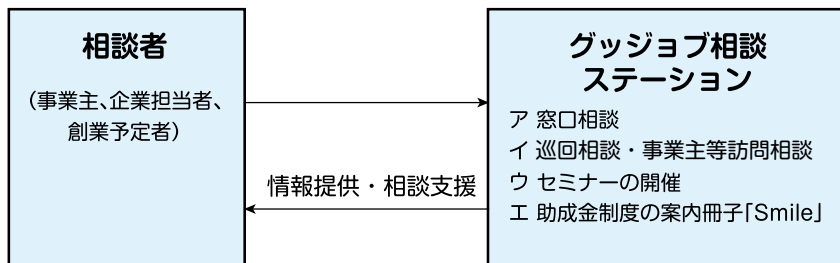
- ・ 沖縄県内で行われている雇用施策に関する助成金をまとめた助成金案内冊子「Smile(すまいる)」を作成し、関係者及び関係機関へ配布し、助成金制度の周知を図る。

活用のポイント

相談、セミナーは、無料で御利用になれます。

窓口での対面相談のほか、電話やEメール、スカイプ、Zoomでの相談も可能です。

フロー図



■ 沖縄県 ■

県内企業人材育成応援事業

目的

県内企業の人材育成の取組を支援することにより、従業員が働きがいを感じ、スキルアップやキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業の拡大を図り、従業員の定着を促進することを目的としている。

対象者

- ①沖縄県人材育成企業認証制度：県内企業
- ②人材育成推進者養成講座：県内企業の経営者・人事責任者等

支援内容

- ①優れた人材育成の取組を行う企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」
- ②県内企業の経営層や人事担当者を対象に、人材育成手法等の修得を支援する「人材育成推進者養成講座」
- ③企業への認証取得支援。認証制度のメリット及び認証企業の優れた点の周知広報。

活用のポイント

- ①沖縄県人材育成企業認証制度のメリット
 - ・人材育成に優れた企業として、求職者に強くアピールすることができ、優秀な人材を確保できる。
 - ・県の各広報や各種メディアで認証企業として紹介されることによる企業イメージ向上。
 - ・認証企業に限定した合同企業説明会の実施。
 - ・県が実施する奨学金返還支援事業の補助率引上げ、沖縄振興開発金融公庫による金利優遇等。
- ②人材育成推進者養成講座のメリット
 - ・受講修了者が、各企業における人材育成を推進する上での中心となる者（人材育成推進者）として、自社の業種・規模等の特性に応じて人材育成計画を策定し、その実施を推進する。

- ・ 認証基準に関する人材育成の取組が効果的に推進されるための実践的な手法等を修得する内容となっており、認証制度の取得に繋がる。

申請時期

①沖縄県人材育成企業認証制度

- ・ 6月～8月（予定）、10月～12月（予定）

②人材育成推進者養成講座

- ・ 6月～8月（予定）、9月～11月（予定）

※県内企業人材育成応援事業HP及び沖縄県商工労働部雇用政策課HPに掲載予定。

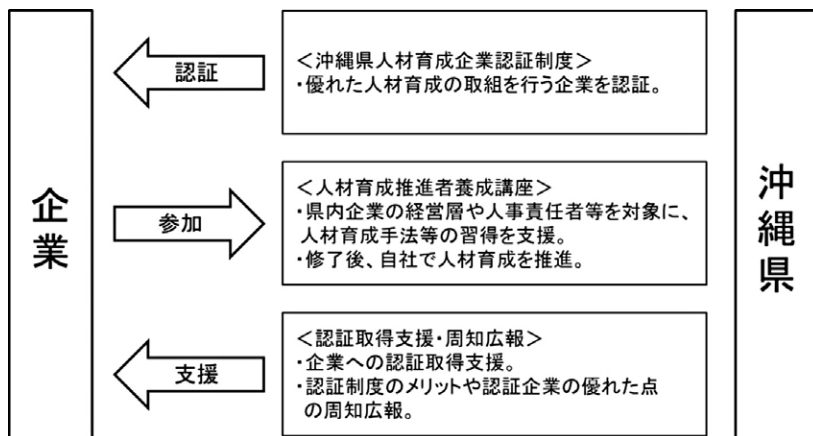
申請先

株式会社ケイオーパートナーズ

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-27-11 1F

TEL：098-851-7827 FAX：098-987-4336

フロー図等



■ 沖縄県 ■

正規雇用化サポート事業

目的

従業員の正規雇用化を要件とした県内企業に対する中小企業診断士等の専門家派遣や、経営者向けセミナー開催により、正規雇用化の促進による雇用の質の改善を図る。

対象者

- 1 専門家派遣による支援：従業員の正規雇用化や正社員雇用を検討している県内企業
- 2 経営者向けセミナー：正規雇用に関心のある経営者・従業員等

支援内容

- 1 専門家派遣による支援
中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家チームを派遣し、経営課題克服、経営力向上、人材育成等に関するアドバイスを行う。
- 2 経営者向けセミナー
正規雇用化の取組事例や効果等の内容でセミナーを開催する。

活用のポイント

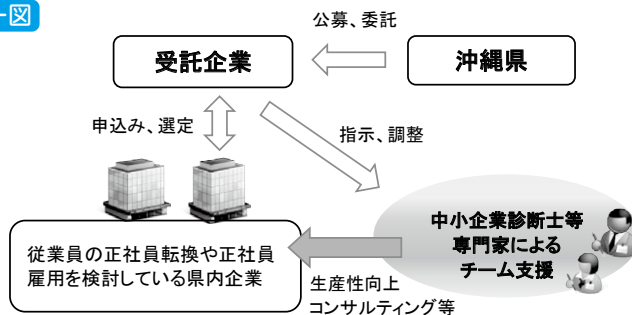
以下の項目にひとつでも当てはまる場合は、正規雇用化を検討してみてもいいかもしれません。

- ・パート、アルバイトの方々が行っている仕事が経験を要する仕事である。
- ・パート、アルバイトの方々のサービスのレベルが他社との差別化に繋がるような仕事である。
- ・パート、アルバイトの方々がすぐ辞めてしまい、その採用や人材確保にコストや時間がかかっている。
- ・自社の技術やノウハウを継承していける中堅、若手の人材層が薄い。

申請時期

1 専門家派遣による支援：令和6年4～9月（予定）

フロー図



■ 沖縄県 ■

若年者県内就職促進事業

目 的

県内外学生等の県内企業への就職及び県外からのUターン就職の促進を図ることにより、県内企業の人材確保を促進し、新たな事業展開や事業拡大等の成長を図ります。

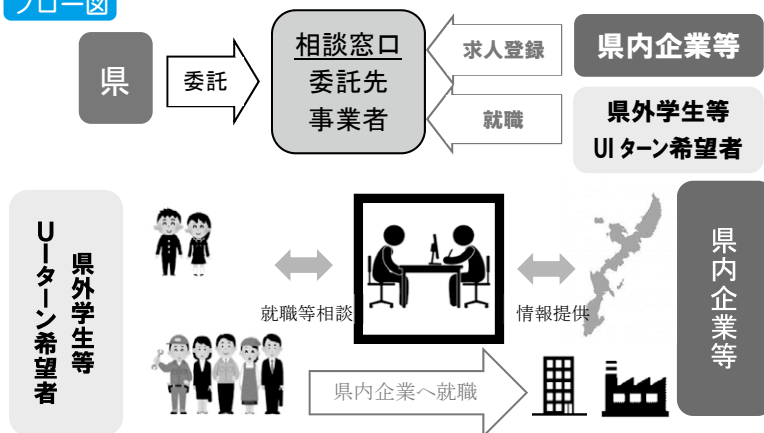
対象者

- ・ 県内企業
- ・ 県外学生等のUターン希望者

支援内容

Uターン相談窓口を東京・大阪・沖縄本島内に設置し、県内企業とUターン就職希望者とのマッチング支援を行う他、県内企業の求人情報開拓、会社情報の収集、県外大学や関係団体等への情報提供、訪問活動等を行います。

フロー図



■ 沖縄県 ■

正規雇用採用力向上モデル事業

目 的

正規雇用を検討しているが人材確保等の課題を抱えている県内中小企業に対し、採用コンサルタント等の専門家を派遣し、採用活動等の支援・相談を行うことにより、正規雇用の促進による雇用の質の改善を図る。

対象者

以下の要件を全て満たす県内中小企業

- (1) 沖縄県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している法人及び個人
- (2) 就業規則の整備及び労働条件の明示がなされていること
- (3) 正規雇用の意思があること

※その他の要件については、事務局へお問い合わせください。

支援内容

1 専門家派遣による支援

採用コンサルタント等の専門家を派遣し、採用活動における課題整理及び改善のためのアドバイス等を行う。

2 合同面談会の実施

支援企業を対象とした合同面談会等を実施し、求職者とのマッチングを行う。

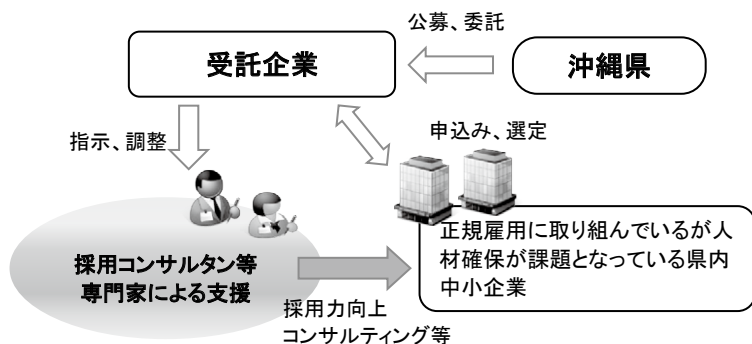
活用のポイント

支援企業の成果報告を事務局ホームページ内の特設サイトへアップするので、採用活動のツールとして活用できます。

申請時期

令和6年4月1日～令和7年1月31日（予定）

フロー図等



問い合わせ先

■ 正規雇用採用力向上モデル事業事務局

(株式会社プラスキャリア内)

TEL : 098-868-9339

FAX : 098-869-6104

E-mail : saiyou@pluscareer.co.jp



■ 沖縄県 ■

女性の就職総合支援事業

目 的

個々の女性求職者の抱える状況や職業経験、職業能力に応じた就職支援を行うことにより、女性の労働参加を促進し、安定的な雇用に繋げることを目的とする。

対象者

正社員での求人募集（予定）県内企業、女性求職者

支援内容

①女性求職者への支援

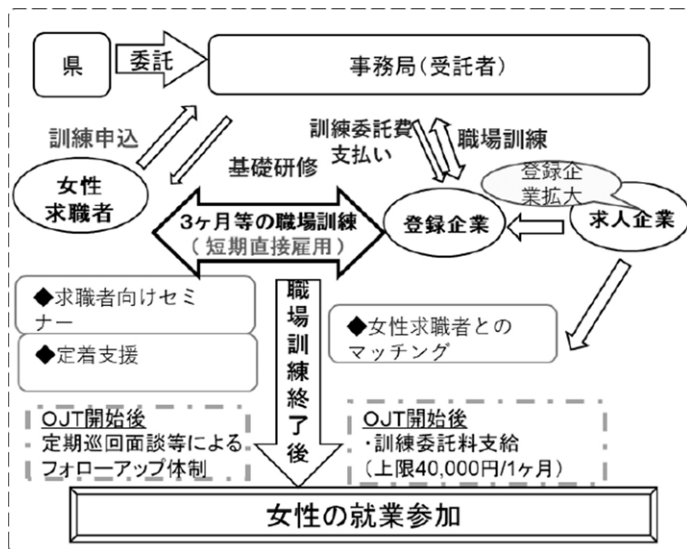
- ア 託児機能付きの基礎研修及び短期雇用契約による職場訓練の実施。職場訓練中に、継続雇用を支援するために、必要に応じ、フォローアップ研修の実施
- イ 個別相談、合同就職説明会の開催
- ウ 再就職を目的としたセミナーの開催

申請時期

令和6年4月～令和7年2月（予定）

申請先

株式会社 琉球新報開発 TEL：098-865-5270



■ 沖縄県 ■

奨学金返還支援事業

目 的

手当等の支給により従業員の奨学金返還支援に取り組む県内中小企業に対し、企業負担の一部を補助することで、企業の人材確保及び若者の県内就職促進を図ります。

対象者

県内中小企業

支援内容

1 補助対象企業

- ・ 沖縄県内に本社がある中小企業
- ・ 就業規則等で従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業

2 補助対象従業員

- ・ 県内の事務所等で勤務している正社員
- ・ 当該企業へ就職後 5 年以内で 35 歳未満の者
- ・ 奨学金等の返済義務のある者

3 補助金額（従業員の年間返済額の 2 分の 1 を対象）

- ・ 企業負担の 2 分の 1 or 年間 9 万のうち低い額

※補助率引き上げ対象の認証制度の認証企業（対象認証制度は「活用のポイント」欄を参照）

- ・ 企業負担の 4 分の 3 or 年間 13.5 万のうち低い額

4 補助期間

- ・ 従業員 1 人あたり最長 5 年

活用のポイント

沖縄県が認証する「所得向上応援企業認証制度」「人材育成企業認証制度」「ワーク・ライフ・バランス認証制度」「経営革新計画認証制度」の認証企業については、補助内容を拡大して支援します。

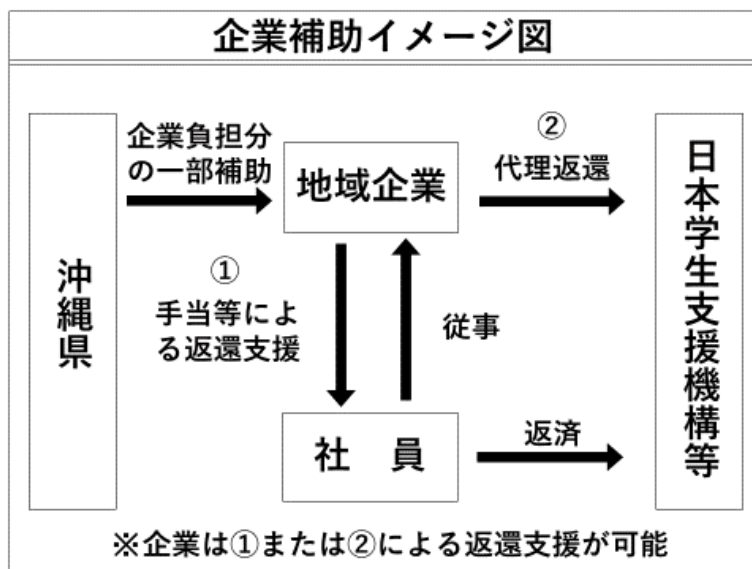
申請時期

令和6年4月～令和7年2月末（予算の上限に達し次第終了）

申請先

沖縄県商工労働部 雇用政策課 雇用対策班

フロー図等



詳細は沖縄県 HP でご確認下さい。

URL : <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/keizai/1009879/1010143/1010156.html>



■ 沖縄県 ■

DX人材養成事業

目的

県内全産業のDX推進を目的に、現場でDXを実行できるDX推進人材や、様々なデータをビジネスの効率化や高付加価値化に活用できるデータ活用人材、ユーザ企業の課題を理解した上でデジタル技術の活用方法を提案し、ビジネスモデルや組織全体の変革に向けた伴走支援ができるIT企業側のDXコンサルタントなど、企業のDXに必要な中核人材の育成を支援します。

対象者

県内企業（企画・経営戦略・DX/ デジタル化担当者、IT 企業の企画・営業担当者など）

支援内容

DX人材養成研修（座学・実践型）の実施

DX推進に必要な知識や技術について基礎から学べる座学研修のほか、グループ学習を通じて自社の課題解決策を計画し、社内での実践を通じてDX推進スキルの定着を図るなど実践的な研修を実施します。

活用のポイント

「デジタル技術の活用で自社の業務効率化やビジネスモデルの変革を検討したい方」や「ユーザ企業のDXの伴走支援をしたいIT企業の方」にお勧めです。デジタルの知識のみならず、DXの具体的な推進方法まで実践的に深く学べます。今年度は「企業申込枠」を新設し、複数名での申し込みも可能です。

まずは気軽にお問い合わせください。

申込時期

令和6年7月上旬まで（定員あり。申込状況により締め切る場合があります）

申込先

一般社団法人 REIONE^{レイワン}



■ 沖縄県 ■

認定職業訓練助成事業費補助金

目的

職業能力開発促進法に定める一定の基準を満たした職業訓練を実施する事業主若しくはその団体を支援します。

対象者

実施する職業訓練について県知事の認定を受けた事業主若しくはその団体
※職業訓練の認定を受けるためには、法に定める一定の基準を満たす職業訓練であること、職業訓練の永続性が認められること、短期訓練課定においては補助対象訓練生が1人以上いること等の諸要件を満たす必要があります。

対象経費

〈運営費〉

- (1) 集合して行う学科または実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当に要する経費
- (2) 集合して学科または実技の訓練を行う場合に必要な機械器具等の購入等に要する経費並びに建物の借上げ及び維持に要する経費
- (3) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- (4) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- (5) その他管理運営に要する経費等

〈施設費及び設備費〉

職業訓練施設の整備並びに、職業訓練設備の購入並びに借上げに要する経費。

支援内容

〈運営費〉

支給額：対象経費の3分の2以内

限度額：下記の算式の範囲内

$$\text{補助額} = \text{補助対象訓練生数} \times \text{単位数} \times \text{基準額}$$

(基準額：9,200円)

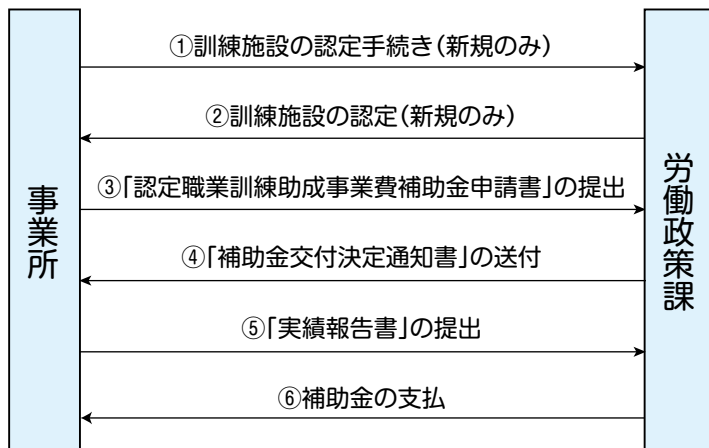
〈施設費及び設備費〉

支給額：対象経費の3分の2以内

活用のポイント

- 当該補助金を活用していただくためには、法に定める一定の基準を満たした職業訓練として、県知事の認定を受けることが前提となります。
- 法に定める基準を満たした認定職業訓練の修了者は、技能検定、職業訓練指導員及び職業訓練指導員免許の取得にあたって、試験の一部の免除、必要な実務経験年数の短縮などの特典があります。

フロー図



■ 沖縄県 ■

産業人材デジタルリテラシー強化事業

目的

本事業は、幅広い業種の従業員等を対象に、デジタル技術の具体的な活用方法やデータ利活用に関する基礎的な知識習得のためのセミナー等を開催し、産業人材のデジタルリテラシー強化を支援することで、全産業におけるさらなるデジタル技術の活用やDX推進のための基盤づくりを図ることを目的としています。

対象者

県内企業の従業員、支援機関・業界団体の職員等

支援内容

セミナー及び講座

ア 基礎セミナー

デジタル技術の苦手意識克服など、デジタルリテラシーを身につけるために必要なマインドやスタンス等のセミナー

イ デジタルリテラシーセミナー

コミュニケーションツールやタスク・情報管理ツール、バックオフィス系ツールなど、様々なデジタル技術を知り、具体的なイメージが持ちやすくなるような、業種や職種ごとの特徴に対応したセミナー

ウ ローコード・ノーコード、RPA、デジタルマーケティング、クラウドサービスの活用やエクセルを使った簡単なデータ分析など、様々なデジタル技術の利活用スキル習得ができる体験型の講座

活用のポイント

- ・ 全産業の従業員等が対象であるため、デジタル化やDXに関する基礎的な知識の習得を目指します。
- ・ 日常業務でのデジタル技術が効果的に使いこなせるようになり、自社のビジネスに転換できることを目指します。

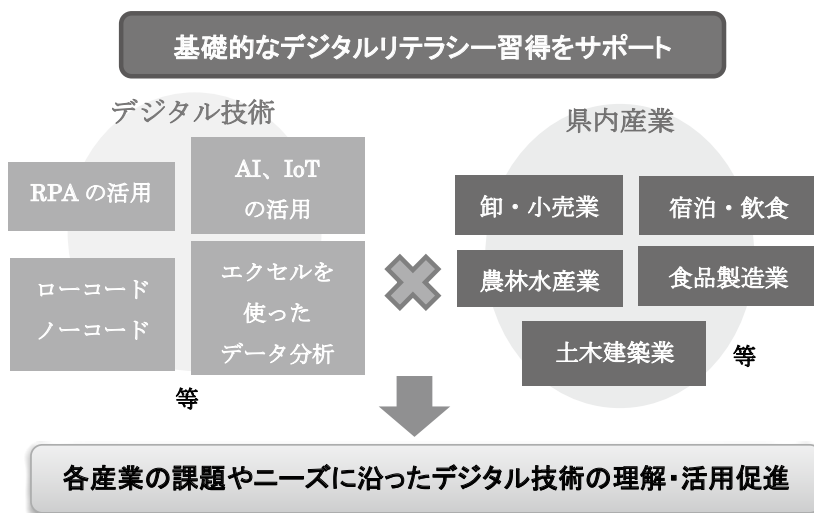
申請時期

8月より受付予定

申請先

一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター

フロー図等



■ 一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター ■

海外IT人材交流育成事業

目 的

県内IT企業（以下「県内企業」という。）の海外向けビジネスの展開や、海外IT企業との連携・協業による国内外向けビジネスの創出を目的に、アフターコロナにおける沖縄と海外との双方向ビジネスの展開を促進するため、沖縄とアジア等海外を結ぶ継続的な人的ネットワークの構築を支援いたします。

対象者

県内の情報通信関連企業

支援内容

- (1) 海外IT企業経営者層・技術者を県内に招へいします。
- (2) 県内企業経営者層（7日間程度）・技術者（7日間程度）を海外へ派遣します。
- (3) 沖縄のIT企業と海外のIT企業をつなぐオンラインビジネス交流コミュニティサイト「IT Global Okinawa」を運営しています。登録した企業同士で、案件の受注や発注が可能です。
(<https://it-global.okinawa/>)

活用のポイント

海外展開、海外視察、海外パートナー企業探し、技術者の招へい等様々な活用が可能です。

電話、メール、対面による相談に応じています。気軽にお問合せください。

申請時期

随時受付

(<https://it-bridge.okinawa/guide/11116/#ank1>)

申請先

（一財）沖縄 IT イノベーション戦略センター

問い合わせ先

■ （一財）沖縄 IT イノベーション戦略センター

ビジネスマッチングセクション

担当：板良 敷（090-2513-8667）

海 田（080-9853-1817）

Mail：asia@isc-okinawa.org



先端IT人材育成支援事業

目的

県内IT企業の技術力・開発力の高度化を図るため、IoT、AI、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ等の高度なデジタル技術や先端的なITビジネスのノウハウを習得し、高度で単価の高い開発業務に対応できる人材を育成するとともに、他産業との連携によるDXの取組などデジタル技術による新たなビジネスを企画・設計・実行できる中核人材を育成する。

対象者

県内企業において「情報サービス分野」「ソフトウェア開発分野」「通信・ネットワーク分野」「コンテンツ制作分野」「コールセンター分野」「他産業のIT部門担当者等」などの中堅層を中心に、将来、中核的な人材となることを目指すIT技術者および管理者または、エントリー層からのスキルアップ、キャリアアップを目指すIT技術者

支援内容

■各種講座の開催

- ・IoT、AI、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、サイバーセキュリティ等デジタルトランスフォーメーションを推進するために必要となる先端IT技術の習得を図るための講座
- ・先端IT技術に関する資格取得対策講座
- ・他産業との連携によるDXの取組やICT技術による新たなビジネスモデルを企画・提案・実行するビジネスプロデュース力養成講座
- ・より効果的なプロジェクト運営のためのマネジメントスキルを体系的に習得できるプロジェクトマネジメント力養成講座

■実践研修（OJT研修・PBL研修）

- ・県内企業の要望に応じ受講者の県外派遣、県外講師の招聘による企業内研修など、実践的に学習する形で人材の育成を図る講座

■セミナーの開催

- ・従来の受託開発型ビジネスからDX推進へとビジネス転換するための、経営層・管理層向けセミナー

活用のポイント

- ◇先端 IT 人材の育成に係る経済的負担を軽減
- ◇東京など県外で実施している技術講座を沖縄にて開催できることから、渡航費用が不要となるとともに、一般価格よりも安価での受講が可能
- ◇業務受注、拡大等に繋がる IT 資格の取得支援を目的とした講座も開催
- ◇IT 関連企業以外の一般企業でも、システム管理者等の IT 技術を必要とする方の利用が可能

申請時期

- ・ 随時受付
- ・ 講座カタログについても随時追加しています。

申請先

〒 903-0213

沖縄県中頭郡西原町千原 1 番地 琉球大学 地域創生総合研究棟 3F 304 号室
(一社) 沖縄県情報産業協会 IT-X 事務局

TEL : 098-943-4643 FAX : 098-943-4642

info@itedu.okinawa

<https://www.itedu.okinawa/>



■ 沖縄県 ■

外国人材受入支援事業

目的

県内企業において、「在留資格などの手続きが煩雑」「外国人雇用に係る基本的な制度が分からない」「相談窓口が分からない」などの理由から、外国人材採用を躊躇する傾向がある。

そのため、企業向けの相談窓口設置、外国人採用に向けたセミナー開催等により、県内企業の外国人材受入体制を整備し、外国人材の確保につなげる。

対象者

外国人材を受け入れている、若しくは受入を検討している県内企業

支援内容

1. 企業向けの相談窓口の設置（オンライン・電話）
2. セミナー開催
3. 専門家派遣

活用のポイント

- これから外国人材の受入を検討しているが、制度・手続きが分からずにコミュニケーションに不安がある
- 既に外国人材を受け入れているが、外国人材育成のノウハウがなく、なかなか能力を発揮できていない

このような悩みに対して無料でオンライン・電話による相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。また、必要に応じて専門家の無料派遣も行っております。

申請時期

- オンライン・電話による相談窓口は平日（9～17時）に開設しております。
- セミナーの詳細は事業ホームページをご覧ください。

申請先

オンライン・電話による相談はホームページより事前予約をお願いいたします。

<https://www.yuiyui-gaikokujinzai.com/>

フロー図等

専門家相談予約流れ

STEP 1 予約申込み

QRコードからご予約



STEP 2 相談日時調整

いただいた相談内容をもとに事務局にて相談員をご案内します
貴社の希望日を相談員へ伝え
日程調整、相談日時をご連絡

※オンライン(zoom)相談日前日までにURLを送信

STEP 3 相談当日

オンラインはZOOM
電話相談は相談員からお電話します



■ 沖縄県女性就業・労働相談センター ■

働く女性応援事業・労働相談事業

目的

- 働く女性応援事業・・・女性が働きがいをもって仕事に取り組み、働き続けられる職場環境づくりを推進し、仕事に対して女性が抱える不安・悩みの改善・解消につなげます。
- 労働相談事業・・・使用者及び労働者からの労働問題全般に関する相談に対し、社会保険労務士が専門的な視点でアドバイスや情報提供を行います。

対象者

- 働く女性応援事業・・・県内企業・事業所、仕事をしている女性、仕事をしたい女性。
- 労働相談事業・・・使用者、労働者（男女不問）。

支援内容

○働く女性応援事業

・個別相談

専門相談員が、仕事に対する不安や悩みの改善、解消、女性の多様な働き方やキャリア形成に繋がるようキャリアカウンセリングを行います。

・キャリアアップセミナー

実践に役立つ知識やスキルの習得に関する多彩なセミナーを県内各地域で実施しています。

- ・「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム専門家派遣」(企業支援)
女性の就業継続の阻害要因を解消し、働き続けられる職場づくりを促進するために作成された診断ツールを活用し、専門家（社会保険労務士、キャリアコンサルタント等）のアドバイスを受けながら職場環境改善を実施できるようサポートします。

・内職のご案内

事業所からご依頼いただいた内職求人をホームページへ掲載し、希望者へご案内します。

○労働相談事業

・個別相談

社会保険労務士が、労使関係の労働紛争の予防、労務管理改善、労働組合の設立その他労働問題全般について、直接相談に応ずるとともに、必要に応じて関係行政機関への連絡及び紹介を行います。

・セミナー

使用者、労働者を対象に、働き方改革関連法の施行や同一労働同一賃金、知っておくべき労働法、学生を対象とした働くうえで知っておくべき基礎知識の内容など、時宜に合った内容を取り入れたセミナーを開催しています。

活用のポイント

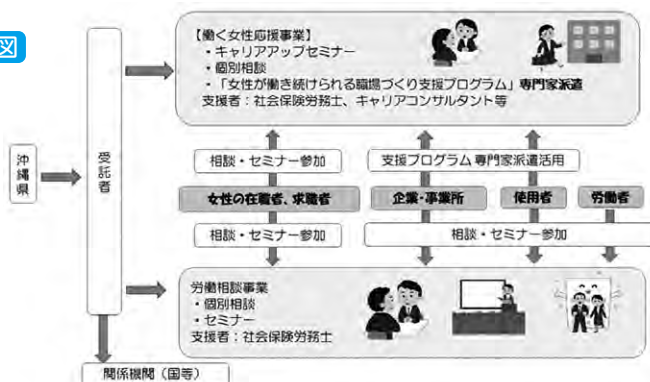
各セミナー、相談、専門家派遣はすべて無料です。

センターの利用については、ホームページをご確認ください。

申請時期

随時受付

フロー図



■沖縄県女性就業・労働相談センター

◆働く女性応援事業 TEL:098-863-1788

電話相談専用フリーダイヤル 0120-633-993

◆労働相談事業 TEL:098-941-4750

電話相談専用フリーダイヤル 0120-610-223

◆ホームページ <https://owlcc.okinawa>



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄社会課題対応企業等支援貸付 (沖縄ソーシャル融資)

目的

沖縄の社会的課題の解決を目指すソーシャルビジネスを営む方の資金調達の円滑化及び事業活動の促進により、社会的課題の解決の促進を図る制度です。

対象者

- (1) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする者（新たに第二創業を図る者を含む。）又は営んでいる者
- (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父

支援内容

ご融資の限度額

- ・ 中小企業資金 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
- ・ 生業資金 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

ご返済期間

- ・ 設備資金 20年以内
- ・ 運転資金 10年以内

据置期間

- ・ 5年以内

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL098-941-1795

・ 中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・ 北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・ 宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・ 八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

目 的

人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の持続的な経済成長を支える人材の確保・育成並びに雇用環境の改善などを促進する制度です。

対象者

- (1) 人材育成又は人手不足対応などに係る国又は沖縄県の助成金を受けた方
- (2) 人手不足対応を図る者であって、人材活躍推進に係る事業計画を策定し、当該計画の実現に向けた取組みを図る方

支援内容

各融資制度の本来適用される利率から 0.3% を控除します。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）**目 的**

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援します。

対象者

次のいずれかに該当する方

1. 非正規雇用の処遇改善に取り組む方
2. 事業場内最低賃金の引上げに取り組む方
3. 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
4. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方
5. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方及び同法第9条に基づく認定を受けた方
6. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けた方
7. 障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
8. 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
9. 健康経営優良法人の認定を受けている方

支援内容

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7 億 2,000 万円

ご返済期間

- ・設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- ・運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785
中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

問い合わせ先



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄ひとり親支援貸付利率特例

目 的

ひとり親家庭の就労支援に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

対象者

- ① 国によるひとり親の雇用にかかる助成をうける方
- ② 沖縄県の「女性の就職総合支援事業」（変更前の「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」を含む。）を活用してひとり親を雇用する方
- ③ 仕事と子育てを両立する世帯の子どもを預かる事業所内保育施設等を設置又は増改築する方

支援内容

対象者①② 各融資制度の本来適用される利率から 0.3%控除します。

対象者③ 貸付当初から 5 年間に限り、各融資制度の本来適用される利率から 0.2%を控除します。

※対象者の組み合わせにより最大 0.5%まで控除できます。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701



■ 沖縄働き方改革推進支援センター ■

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

目的

- ①時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援
- ②正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現
- ③生産性向上による賃金引上げ
- ④人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善などの課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」の設置

対象者

中小企業・小規模事業者等の事業主

活用のポイント

- ①専門家による電話・メール・来所相談による個別相談支援
- ②専門家による企業への個別訪問でのコンサルティングの実施
- ③職務分析・職務評価の取組支援と周知
- ④商工団体等と連携を図った事業主向けセミナーの開催と講師派遣

支援内容

年5日の年休取得や残業の上限規制などの働き方改革に関することだけでなく、就業規則や賃金・評価制度等の見直しも行っておりますので、労務管理全般において気になる点がございましたら、お気軽にお問合せください。電話相談後でも、ご依頼があれば企業への個別訪問も行っております。なお、相談は無料ですので安心してご相談ください。

申請時期

令和6年4月1日～令和7年3月31日

但し、支援の内容によっては、申込期限があります。

詳しくは沖縄働き方改革推進支援センターまで、お問い合わせ下さい。

■ 沖縄働き方改革推進支援センター

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1

沖縄産業支援センター 508号

TEL: 0120-420-780

FAX: 098-859-8371

メール: okinawa@task-work.com

時間: 9:00 - 17:00 (土・日・祝日を除く)



■ 沖縄労働局 ■

キャリアアップ助成金

目 的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

対象労働者及び支給額

1. 正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

【支給額】 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(20万円×2期)
大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(15万円×2期)

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20名

【加算額】 1人当たりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	有期雇用労働者	無期雇用労働者
① 派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合	28万5,000円	
② 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	9万5,000円	4万7,500円
③ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合	9万5,000円	4万7,500円
④ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	20万円 (大企業15万円)	
⑤ 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	40万円 (大企業30万円)	

2. 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【支給額】 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

※1年度1事業所あたり100人までは複数回支給申請ができます

3. 賞与・退職金制度導入コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成。(1事業所当たり1回のみ)

【支給額】 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	制度	賞与又は退職金制度 いずれかを導入	賞与および退職金制度を 同時に導入
中小企業		40万円	56万8,000円
大企業		30万円	42万6,000円

※1事業所あたり1回のみ

4. 社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、手当の支給や賃上げ、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主に対して助成します。

または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成します。

(1) 手当等支給メニュー

労働者負担分の社会保険料相当分（賃金の15%以上分）を手当等によって支給し、その後、恒常的な処遇改善（賃金が18%以上増額するよう、賃上げ・労働時間延長）を図る			
企業規模	①1年目の取組	②2年目の取組	③3年目の取組
中小企業	40万円（10万円×4期※）※1期：6か月		10万円
大企業	30万円（7.5万円×4期※）※1期：6か月		7.5万円

(2) 労働時間延長メニュー

社会保険の保険者とする際に、週所定労働時間を4時間以上等延長する					
企業規模	延長時間	4時間以上	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満	1時間以上 2時間未満
	賃金引上げ率	—	5%以上	10%以上	15%以上
中小企業			30万円		
大企業			22.5万円		

(3) 併用メニュー

被保険者とした1年目に手当等支給メニューの取組を行い、2年目に労働時間延長メニューの取組を行う

1人あたり最大50万円（中小企業以外最大37.5万円）

主なコース・主な要件を記載しています。詳細は下記をご覧ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

人材開発支援助成金

目 的

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

対象労働者及び支給額

- 人材育成支援コース** ※特定訓練・一般訓練・特別育成訓練コースが統合10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練に対して助成

主な支援内容

- ・経費助成 正規雇用労働者等…45%、有期契約労働者等…訓練後非正規雇用を維持した場合60%、正社員化した場合70%
- ・賃金助成 1人1時間あたり760円（所定労働時間に実施した訓練時間数に限る）
- ・OJT実施助成 認定実習併用職業訓練20万円、有期実習型訓練10万円

●**事業展開等リスクリング支援コース**

10時間以上の次の①または②のいずれかのOFF-JT訓練（eラーニング等、定額制サービス訓練を含む）

- ①事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得
- ②事業展開は行わないが、事業内のDX化やグリーン・カーボンニュートラルに伴う業務に従事させる場合に必要となる専門的な知識及び技能の習得

主な支援内容 経費助成 75% ・ 賃金助成 1人1時間あたり960円（eラーニング等は除く）

●**人への投資促進コース**

- ①高度デジタル人材等訓練…DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成するための高率助成

高度デジタル人材訓練…ITスキル標準（ITSS）レベル3、4以上の訓練等

主な支援内容 経費助成 75% ・ 賃金助成 1人1時間あたり 960円

成長分野等人材訓練…海外も含む大学院での訓練

主な支援内容 経費助成 75% ・ 賃金助成 国内大学院の場合1人1時間あたり 960円

- ②情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者に対するOFF-JTとOJTの組み合わせ型の訓練への助成

主な支援内容 経費助成 60% ・ 賃金助成 1人1時間あたり760円
・OJT実施助成 1人1コースあたり20万円

- ③定額制訓練（サブスクリプション）…多様な訓練の選択・実施を可能とする定額受け放題研修サービスを助成対象化

主な支援内容・経費助成 60%

- ④自発的職業能力開発訓練…労働者が自発的に受講した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

主な支援内容・経費助成 45%

●教育訓練休暇付与コース・人への投資促進コース

労働者が自発的に職業能力開発を受ける機会の確保を目的に、教育訓練休暇の取得や勤務時間の短縮、および所定労働時間の免除が可能な制度を導入し、適用した事業主に助成

- ①教育訓練休暇制度（有給の教育訓練休暇制度）

主な支援内容・制度導入経費助成 30万円

- ②長期教育訓練休暇制度有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度

主な支援内容・制度導入経費助成 20万円・賃金助成1人1日あたり6,000円※

※有給による休暇取得の場合、最大150日分

- ③教育訓練短時間勤務等制度（所定労働時間の短縮及び免除）

主な支援内容・制度導入経費助成 20万円

●建設労働者技能実習コース

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費及び賃金の一部を助成

主な支援内容	・従業員 20 人以下	経費助成	支給対象費用の 3/4
		賃金助成	1 人あたり日額 8,550 円
	・従業員 21 人以上	経費助成	受講者が 35 歳未満 支給対象費用の 7/10
		賃金助成	受講者が 35 歳以上 支給対象費用の 9/20 1 人あたり日額 7,600 円

※主なコース、主な要件を記載しています。この他にも厳密な支給要件や支給限度（上限）額等がございます。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

人材確保等支援助成金

目 的

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。

対象労働者及び支給額

中小企業団体助成コース

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合に助成。			
主な支給内容			
経費助成	支給対象経費の2/3（認定組合の規模に応じた限度額あり）		
認定組合等の区分	大規模認定組合等 （構成中小企業者数500以上）	中規模認定組合等 （同100以上500未満）	小規模認定組合等 （同100未満）
限度額	1,000万円	800万円	600万円

人事評価改善等助成コース

生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成	1事業主あたり80万円
※令和6年4月1日、新規の計画受付を再開しました	

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した労働環境の整備（就業規則や社内マニュアル等の多言語化、一時帰国のための休暇制度、苦情・相談体制の整備等）を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対する助成。
主な支給内容 < >は賃金要件を満たした場合
支給対象経費の1/2（上限57万円） < 2/3（上限72万円） >

建設キャリアアップシステム等普及促進コース

建設労働者の処遇改善やキャリアパスの明確化を図り、若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備及び職業能力開発の促進につながるよう、建設キャリアアップシステム等の普及促進に取り組む建設事業主団体に対する助成

主な支給内容

中小建設事業団体	支給対象経費の 2/3
中小建設事業主団体以外	支給対象経費の 1/2

※ 1 事業年度（4/1～3/31）あたり、全国団体、都道府県団体、地域団体ごとに支給上限あり

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

- ① 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対する助成
- ② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った職業訓練法人に対する助成

① 主な支給内容 < > は賃金要件を満たした場合

事業主	中小建設事業主	支給対象経費の $3/5 < 3/20 >$ (1 事業年度当たり上限 200 万円)
経費助成	中小建設事業主以外	支給対象経費の $9/20 < 3/20 >$
事業主団体	中小建設事業主団体	支給対象経費の 2/3
経費助成（※）	中小建設事業主団体以外	支給対象経費の 1/2

② 主な支給内容

推進活動経費助成（※）	職業訓練法人	支給対象経費の 2/3
-------------	--------	-------------

※ 1 事業年度（4/1～3/31）あたり、全国団体、都道府県団体、地域団体ごとに支給上限額あり

※ 2 受入れ規模ごとに支給上限額あり

作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）

- ① 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
- ② 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対する助成

主な支給内容 < > は賃金要件を満たした場合

① 女性専用作業員施設設置経費助成	中小元方建設事業主	支給対象経費の $3/5 < 3/20 >$ (1 事業年度当たり上限 90 万円)
② 訓練施設等設置経費助成	広域的職業訓練法人	支給対象経費の 1/2

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)

目的

障害者や高齢者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として新たに雇い入れる適用事業主に対して賃金の一部を助成するもので、これらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

対象労働者		事業所規模 助成対象期間／支給対象期ごとの上限支給額	
		大企業	中小企業
短時間労働者以外	① 60歳以上の者 母子家庭の母等 父子家庭の父（児童手当 受給者に限る）など	助成対象期間：1年 第1期 25万円 第2期 25万円 ----- 計 50万円	助成対象期間：1年 第1期 30万円 第2期 30万円 ----- 計 60万円
	② 45歳未満の身体・知的 障害者（重度を除く）	助成対象期間：1年 第1期 25万円 第2期 25万円 ----- 計 50万円	助成対象期間：2年 第1期 30万円 ～ 第4期 30万円 ----- 計 120万円
	③ 重度の身体・知的障害者 45歳以上の身体・知的障害 者・精神障害者	助成対象期間：1年6ヵ月 第1期 33万円 第2期 33万円 第3期 34万円 ----- 計 100万円	助成対象期間：3年 第1期 40万円 ～ 第6期 40万円 ----- 計 240万円
短時間労働者	④ 60歳以上の者 母子家庭の母等 父子家庭の父（児童手当 受給者に限る）など	助成対象期間：1年 第1期 15万円 第2期 15万円 ----- 計 30万円	助成対象期間：1年 第1期 20万円 第2期 20万円 ----- 計 40万円
	⑤ 身体・知的・精神障害者	助成対象期間：1年 第1期 15万円 第2期 15万円 ----- 計 30万円	助成対象期間：2年 第1期 20万円 ～ 第4期 20万円 ----- 計 80万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

- 2 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいいます。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害・難治性疾患患者雇用開発コース)

目 的

障害者手帳を持たない発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としています。

事業主の方からは、雇い入れた者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。

また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

※下記には主な要件を記載しています。詳細はお問い合わせください。

対象労働者及び支給額

※（ ）の内は大企業事業主が該当します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者 以外の者	120万円 (50万円)	2年 (1年)	第1期 30万円(25万円) 第2期 30万円(25万円) 第3期 30万円 第4期 30万円
短時間労働者	80万円 (30万円)	2年 (1年)	第1期 20万円(15万円) 第2期 20万円(15万円) 第3期 20万円 第4期 20万円

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

- 2 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)

目的

この助成金は、いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者（就職氷河期世代長期不安定雇用者）を正規雇用労働者として雇入れる事業主に対して助成するもので、就職氷河期世代長期不安定雇用者の、正規雇用労働者としての就職を支援するためのものです。

対象労働者及び支給額

次の1～5の全てに該当する求職者が対象労働者となります。

- 1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれの方
- 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方
・ただし、自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している方（※）など、助成金の趣旨に合致しないと考えられる方は、この要件を満たした場合であっても、助成対象外となります。
※会社の代表取締役・役員、業務独占資格（士業など）の国家資格を有する方、公務員の常勤職員など
- 雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方
※過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
- ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

企業規模	支給対象期間	支給額 ※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

- 2 次の①から③までのいずれにも該当する者（正規雇用労働者）、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

- ※ 正規雇用労働者について、就業規則等に規定されている必要があります。
- ※ 一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除きます。

- ① 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ② 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

主なコース・主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

目 的

自治体からハローワークに対して就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成するもので、生活保護受給者等の雇用機会の増大および雇用の安定を目的としています。

事業主には、雇い入れた者に対する配慮事項等について報告をいただくほか、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行い、職場定着を支援します。

対象労働者及び支給額

※（ ）の内は大企業事業主が該当します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	60 万円 (50 万円)	1 年 (1 年)	30 万円 × 2 期 (25 万円 × 2 期)
短時間労働者	40 万円 (30 万円)	1 年 (1 年)	20 万円 × 2 期 (15 万円 × 2 期)

※「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

※支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

支援内容

- 1 ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
※具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うにあたって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金（雇用給付金）に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

- 2 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

※対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

- 3 対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について、「特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）雇用管理事項報告書」により支給申請にあわせて管轄の労働局に報告すること

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP 「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP 「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース①)

目的

デジタル・グリーン分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者（障害者、高齢者、母子家庭の母、就職氷河期世代など）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

対象者

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者（60歳以上） 生活保護受給者等 など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）× 2期 短時間：30万円(22.5万円) × 2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）× 2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)

- ・ 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・ 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・ 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

支援内容

- 1 ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、特定求職者雇用開発助成金の他のコースの対象労働者を雇い入れること。（※当コースは未経験職種に就職する方のみが対象となります。）
- 2 対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。（※詳細は各コースのリーフレット等をご確認ください。）
- 3 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。

・デジタル化関係業務 ・グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
(※詳細は厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。)

4 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。

5 上記3と4について報告書を提出すること

申請時期

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース②)

目的

就職困難者（障害者、高齢者、母子家庭の母、就職氷河期世代など）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、その就職困難者（※未経験職種への就職を希望する方に限る）を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

（「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます）

対象者

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者（60歳以上） 生活保護受給者等 など	90万円（75万円） 短時間：60万円（45万円）	45万円（37.5万円）×2期 短時間：30万円(22.5万円) × 2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円（75万円）	45万円（37.5万円）×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円（75万円） 短時間：120万円（45万円）	45万円×4期（37.5万円×2期） 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円（150万円） 短時間：120万円（45万円）	60万円×6期（50万円×3期） 短時間：30万円×4期(22.5万円×2期)

- ・ 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・ 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・ 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

支援内容

- 1 ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、特定求職者雇用開発助成金の他のコースの対象労働者を雇い入れること。（※当コースは未経験職種に就職する方のみが対象となります。）

- 2 対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
(※詳細は各コースのリーフレット等をご確認ください。)
- 3 対象労働者に対し、人材開発支援助成金を活用した「訓練(※)」を実施する事業主であること。
(※1コースの実訓練時間数等が50時間以上の訓練など)
(※詳細は厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。)
- 4 対象労働者に対して、賃金引上げ計画の期間(雇入れ日から最大3年)内に、採用時(試用期間がある場合は本採用時)の「毎月決まって支払われる賃金(※)」の5%以上引き上げている事業主であること。
(※賃金引上げが、主に最低賃金の改定などを契機に行われる場合は、要件を満たしません。)
(※詳細は厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。)

活用のポイント

※第1期支給申請時に「賃金引上げ計画書(様式)」を提出することが必須になります。詳細は厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

申請時期

主なコース・主な要件を記載しています。
詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

目 的

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

次の(1)～(4)の全てに該当する求職者が対象労働者となります。

(平成31年4月～)

(1)	ハローワーク等に求職申込みをしている者であること。
(2)	常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解したうえで、トライアル雇用による雇入れも希望している者であること。
(3)	ハローワーク等の職業紹介日において、次の①～④のいずれにも該当しない者であること。 ①安定した職業に就いている者 ②自ら事業を営んでいる者または役員に就いている者であって、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の者 ③学校に在籍している者 ④他の事業所でトライアル雇用期間中の者
(4)	次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①職業紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者 ②職業紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、職業紹介日の前日時点で安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者 ④職業紹介日時点で、生年月日が1968年(昭和43年)4月2日以降の者でかつ、安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者等 ⑤職業紹介日において、就職支援に当たって特別の配慮を要する次のア～ケまでのいずれかに該当する者

ア 生活保護受給者 イ 母子家庭の母等 ウ 父子家庭の父
 エ 日雇労働者 オ 季節労働者
 カ 中国残留邦人等永住帰国者
 キ ホームレス ク 住居喪失不安定就労者 ケ 生活困窮者
 コ ウクライナ避難民 サ 補完的保護対象者（出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 第 2 項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者）

※上記（4）⑤のイ、ウ、カについては、特定求職者雇用開発助成金と併給が可能な場合があります。

対象者	支給上限額	支給上限額の計算式
母子家庭の母等、 父子家庭の父	15 万円	トライアル雇用期間 3 カ月 × 5 万円
上記以外	12 万円	トライアル雇用期間 3 カ月 × 4 万円

支援内容

対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- （1）「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」の要件を満たすこと。
- （2）過去 3 年間、当該対象者を雇用したことがないこと。
- （3）トライアル雇用を開始した日の前日から起算して 6 か月前の日からトライアル雇用終了までの間に、雇用保険被保険者を事業主都合により離職させたことがないこと。
- （4）高齢者雇用措置を講じていること。

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
 「雇用関係助成金パンフレット」
 ：沖縄労働局 HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

トライアル雇用助成金 (障害者トライアル・障害者短時間トライアルコース)

目 的

ハローワーク等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

対象労働者及び支給額

対象労働者は、次の(1)または(2)のいずれかに該当する求職者です。

(1) 障害者トライアルコースの対象労働者（以下の①と②の両方に該当する者）

①	継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れも希望している者。
②	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち 次のア～カの<u>いずれかに</u>該当する者であること。 ア 重度身体障害者 イ 重度知的障害者 ウ 精神障害者 エ 職業紹介日において就労経験のない職業に就くことを希望する者 オ 職業紹介日前の2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者 カ 職業紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者

(2) 障害者短時間トライアルコースの対象労働者（以下の①と②の両方に該当する者）

①	継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れも希望している者。
②	次のアまたはイの<u>いずれかに</u>該当する者であること。 ア 精神障害者 イ 発達障害者

	支給上限額	上限額の計算式	備 考
障害者 トライアル コース	12万円 (36万円)	障害者トライアル雇用期間 3か月×4万円 ※精神障害者の場合は、 3か月(1～3月目)×8万円+ 3か月(4～6月目)×4万円	精神障害者の場合、6 か月を超える障害者ト ライアル雇用が可能で すが、支給上限は6か 月分となります。
障害者短時間 トライアル コース	48万円	障害者短時間トライアル雇用期間 12か月×4万円	

支援内容

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1)「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」の要件を満たすこと。
- (2)継続支援事業A型事業所ではないこと。(対象労働者を職員等の施設利用者以外の者として雇入れる場合を除く)

主なコース・主な要件を記載しています。

詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省 HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局 HP「助成金について」



地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

目 的

雇用情勢が厳しい地域等^(※)において、創業や設備の増設等、事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して助成を行うことで、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。詳細については、別途ご確認下さい。

対象労働者及び支給額

設置・整備に要した費用及び対象労働者の数に応じて下表の定額を、1年ごとに最大3回まで支給。

* 中小企業の場合は、1回目の支給時のみ支給額の1/2の金額を上乗せして支給。

* 創業と認められた場合は、1回目の支給時のみ（ ）内の額を支給。

設置・設備費用	対象労働者の数()は創業の場合			
	3 (2) ～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1600万円)

主な要件

- ☐「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間（最長18カ月）に事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置・整備（その費用の合計額が300万円以上）を行う事業主であること。
- ☐設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数及び高年齢被保険者数が、計画書を提出した日の前日における数から3人（創業の場合は2人）以上増加していること。
- ☐設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により沖縄県内の指定された地域^(※)に居住する求職者を雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることが確実である労働者として3人以上（新規創業の場合は2人以上）雇い入れた事業主であること。

※指定された地域の詳細については、別途ご確認ください。

- ☐設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- ☐地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。
（その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。）

主なコース・主な要件を記載しています。
詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
雇用関係助成金パンフレット
：沖縄労働局HP「助成金について」



■ 沖縄労働局 ■

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）**目 的**

若年者の失業者が特に多い沖縄県において、雇用失業情勢の改善に資するため、事業所の設置・整備を行い、それに伴い沖縄県内に居住する若年求職者（35歳未満）を雇入れた場合に賃金に相当する額の一部を助成します。

対象労働者及び支給額

①賃金に相当する額の1／3（大企業は1／4）

②助成期間は原則1年間（6カ月毎に2回）

ただし、優良事業主の場合はさらに1年間、相当する額の1／2（大企業は1／3）

主な要件

□「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間（最長24カ月）に事業所の設置・整備（その費用の合計額が100万円以上（大企業は300万円以上））を行う事業主であること。

□設置・整備に伴い沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を継続して雇用する労働者、かつ（雇用保険の一般被保険者）として3人以上雇入れた事業主であること。

※中小企業については、35歳未満の若年者を3人を超えて雇入れる場合、4人目以降は「新規卒卒者」も支給対象労働者になります。

□雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了届提出日から2年後の日以降までであることが確実であること。

□設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。

□地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。

※その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。

主なコース・主な要件を記載しています。詳細は下記でご確認ください。

インターネット：厚生労働省HP「事業主の方のための雇用関係助成金」
「雇用関係助成金パンフレット」
：沖縄労働局HP「助成金について」

■ 沖縄労働局沖縄助成金センター

TEL：098-868-1606

または、事業所管轄のハローワーク（公共職業安定所）



中小企業大学校 人吉校【沖縄教室】／ web研修

目的

中小企業の持続的な成長にとって、人材育成は欠かせません。

全国9カ所の中小企業大学校や地域本部、Webを通して、経営者や後継者などの方々を対象に、多彩な研修メニューをご提供します。

- ・自社のさまざまな課題の解決、経営革新をもたらす力を身に付ける実践的なカリキュラム
- ・年間約2万人、延べ70万人に上る受講者による情報交換などヒューマン・ネットワークの活用
- ・参加しやすい安価な受講料、かつ助成金制度も活用でき、さらに快適な研修環境において受講可能

対象者

中小企業、小規模事業者

支援内容

中小企業大学校 人吉校【沖縄教室】

【No109】 新任管理者研修【沖縄教室】

研修日程 2024年05月30日（木曜日）～2024年05月31日（金曜日）

研修期間 全2日（13時間）

受講料 22,000円

【No115】 営業リーダーとしてのステップアップ研修【沖縄教室】

研修日程 2024年07月03日（水曜日）～2024年07月04日（木曜日）

研修期間 全2日（13時間）

受講料 22,000円

【No138】 人材採用と定着の考え方・進め方【沖縄教室】

研修日程 2024年11月27日（水曜日）～2024年11月28日（木曜日）

研修期間 全2日（13時間）

受講料 22,000円

【No139】 経営幹部のためのマーケティング講座【沖縄教室】

研修日程 2024年12月06日（金曜日）

研修期間 全1日（7時間）

受講料 16,000円



web 研修

中小企業者および中小企業支援担当者のための少人数制オンライン研修や、小規模事業者・起業予定者に向けての無料オンライン動画を提供しています。また、短時間で学べるオンライン研修や、いつでもどこでも学べる e-ラーニング講座（動画・無料）も開催しています。



活用のポイント

● WEBee Campus（ウェビーキャンパス）

Web 会議システム（Zoom）を活用した少人数制のオンライン研修です。経験豊かな講師陣とディスカッションし、理解が深められる実践的な研修が受けられます。その特長は次の通りです。

1. 1日3時間のオンライン研修で、通学せずに仕事の合間に受講が可能です。
2. 定員が5～10名の少人数制のため、講師陣の丁寧なサポートが受けられ、質問もしやすく、理解が深まります。
3. 研修中やインターバル期間中に、演習問題にも取り組みます。講師との対話によって理解が深められるので、学びの成果が実感できる実践的な研修です。

● 気軽に学べる「MANABee Campus」（マナビーキャンパス）

中小企業者、小規模事業者、起業予定者、中小企業支援者のみなさまに、先行き不透明な時代を生き抜くための「情報」と「考え方、対応の仕方」を、気軽に受講できる機会を提供しています。

・ 中小企業者向け研修



・ 中小企業支援担当者等向け研修



● MANABee Campus オンデマンド講座 ご紹介ページ



■ 沖縄県産業振興公社 ■

稼ぐ県産品支援事業

目 的

県内企業に対して県産品の県外（国内に限る。）への販路開拓・拡大を促進するため、見本市・商談会出展やバイヤーの招聘等、販売促進活動に係る費用の一部を補助します。

対象者

沖縄県内生産者、県内流通事業者及び支援機関等（商工会議所、地方銀行など）で、当事業で実施するセミナー・研修が受講できる者

支援内容

1. 沖縄フェア開催支援
 - ・県産品の訴求を図るために行われる沖縄フェアの開催
2. 県産品販路拡大総合支援
 - ・県外で開催される見本市及び展示商談会等への出展
 - ・県外小売店等で開催する沖縄物産展及び沖縄フェアへの参加
 - ・県外流通事業者及び沖縄フェア等を開催する飲食店事業者等の招聘
3. E C活用販路拡大支援
 - ・E Cサイトの新規構築及びE Cモールへの新規出店
 - ・E Cサイトの改修
4. 商品開発及び商品改善支援
 - ・専門家の指導、市場調査の結果等を基に実施する商品改善または開発

申請時期

1. 沖縄フェア開催支援：令和6年4月15日（月）～5月10日（金）
 2. 県産品販路拡大総合支援：（前期）令和6年4月15日（月）～5月21日（火）
（後期）令和6年7月10日（水）～7月31日（水）
 3. E C活用販路拡大支援
 4. 商品開発及び商品改善支援
- } 令和6年4月15日（月）～5月21日（火）

申請先

沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課

問い合わせ先

■（公財）沖縄県産業振興公社 事業支援課
TEL：098-859-6236 FAX：098-859-6233
E-mail：sougoushien@okinawa-ric.or.jp



■ 沖縄県産業振興公社 ■

物流なんでも相談窓口(物流対策総合支援事業)**目 的**

沖縄の物流課題に関する企業の主体的な取組みを促進するため、無料の相談窓口を設置し、物流に関するアドバイス、情報の提供及び改善提案等を行います。

対象者

沖縄の物流に関する相談のある事業者

支援内容

- ・ 相談窓口の設置

物流に精通した常勤アドバイザーを配置し、企業からの相談に応じ、物流に関するアドバイスや情報の提供、課題の改善提案等を行います。

- ・ 中部・北部・離島地域で出張相談会を開催

活用のポイント

物流に関する様々な相談・課題に専門家が対応します。

〈相談例〉

- 輸 配 送：海外から仕入れる輸送日数を短縮できないか？
- 包 装：送った商品が破損していた。適切な梱包方法が知りたい
- 荷 役：自社倉庫の動線が悪い。ピッキング効率を上げたい
- 保 管：賞味期限管理が煩雑。効率よく管理するには？
- 流通加工：セット商品やノベルティの梱包が複雑になってきた
- 情 報：在庫管理や顧客情報管理を改善したい

申請時期

随時受付ておりますので、お気軽にご相談下さい。



■ 沖縄県産業振興公社 ■

展示会等誘致開催促進事業

目的

沖縄県内において展示会・見本市・商談会（以下、展示会等という）等のビジネスイベントを開催する主催者に対して、開催に要する経費の一部を支援することにより、展示会等の新規・継続開催を促進します。

対象者

沖縄県内で展示会等を開催する主催者

支援内容

この支援金は、沖縄県内において展示会等を開催する主催者に対して、開催に要する会場費や施工費等の経費の一部を支援するものです。

下記支援対象経費のうち、2つまで併用可能です。

(万円)

支援対象経費		要件		支援額					
				新規開催		2回目		3回目以降	
				上限額	支援率	上限額	支援率	上限額	支援率
会場費	会場使用に係る費用の一部支援	会場使用料のみ対象 (設備・備品等は除く)	参加者数 ^{※2}	100人以上 500人未満	50		40	30	
				500人以上 1000人未満	80		50	40	
				1000人以上 3000人未満	150	10/10	70	50	1/2
				3000人以上 5000人未満	180		80	65	
				5000人以上	200		100	80	
施工費	会場施工に係る費用の一部支援			上限額	30		支援率	2/3	
輸送費	備品輸送、保管にかかる費用の一部支援	主催者備品及び主催者がとりまとめる出展者備品に係る輸送費、保管料のみ対象 (航空便・船便)		上限額	25		支援率	2/3	
車両費	貸切バス・ジャンボタクシー ^{※1} に係る費用の一部支援	主催者及び参加者 ^{※2} 送迎のみ対象 貸切バス：3万円/台 貸切ジャンボタクシー：1万円/台		上限額	バス：30 タクシー：10		支援率	10/10	
広報宣伝費	広報に係る費用の一部支援	出展者・バイヤー募集、来場案内等に係る広報のみ対象（メディア招聘費・印刷製本費含む） 印刷製本の場合、実績報告書と併せて成果物も提出すること		上限額	20		支援率	10/10	
補助員人件費	開催当日補助に係る人件費の一部支援	展示会等の運営に必要となる補助員（警備・通訳含む）のみ対象（外部委託に限る） 1日あたり10万円まで		上限額	20		支援率	10/10	
主催者渡航費	主催者の当日運営に係る航空運賃・宿泊費の一部支援	5名まで、3万円/名（3万円に満たない場合は実費額） （クラスJ・プレミアムクラス等特別席料金は除く） （ホテルパックの場合は公社旅費規程に基づき支援額を確定する）		上限額	15		支援率	10/10	
翻訳費	翻訳にかかる費用の一部支援	広報宣伝費に係る出版物等の翻訳のみ対象		上限額	10		支援率	10/10	

※1 ジャンボタクシーとは、定員7名以上のジャンボタクシー・ジャンボハイヤーのことをいう。

※2 参加者とは、出展者、バイヤー、一般来場者のことをいう。

活用のポイント

産業振興を目的とした展示会等の開催促進を図ります。

申請時期

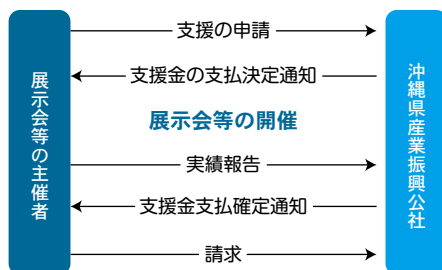
ウェブサイトをご確認ください。予算枠が一杯となり次第締め切ります。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課 展示商談推進室

フロー図

手続きフロー図（主催者支援金）



■（公財）沖縄県産業振興公社
海外・ビジネス支援課 展示商談推進室
TEL：098-894-6317
E-mail：tenji_sougou@okinawa-ric.or.jp



■ 沖縄県産業振興公社（主催：沖縄大交易会実行委員会） ■

12th沖縄大交易会2024

目 的

沖縄は東アジアの中心という地理的優位性を活かし、国際物流貨物ネットワーク（沖縄国際航空物流ハブ）の構築・拡大を目指しています。

「沖縄大交易会」はこのネットワークを活用し、沖縄県産品及び日本全国の特産品等の海外販路拡大に繋げていくことを目的に開催される、事前マッチング型においては日本最大規模の『食』をテーマとした国際商談会です。

対象者

日本国内で食品を取り扱う業者

支援内容

- ・ 商談会を通じた国内外への販路拡大支援
- ・ 商談サポート支援

活用のポイント

海外並びに国内へ販路拡大を検討されている食品関連事業者は是非ご活用ください。

【過去実績】

11th 沖縄大交易会 2023（ハイブリッド開催）

①リアル商談会

参加バイヤー：223 社、参加サプライヤー：194 社、
商談件数：2,301 件、成約率：16.4%

②オンライン商談会

参加バイヤー：205 社、参加サプライヤー：211 社、
商談件数：149 件、成約率：12.1%

申請時期**①リアル商談会**

開催日程：2024年11月21日(木)、22日(金)

商談会場：沖縄コンベンションセンター

参加料：198,000円(税込)

※本商談会は沖縄県からの負担金を活用して運営していることから、沖縄県内に本店、または支店登記がある事業者(個人事業者は住所を沖縄県内に有しているもの)の参加料は126,500円(税込)と致します。

募集期間：2024年4月22日(月)～7月12日(金)

※実行委員会事務局が開催する『選定会』を経て、参加確定となります。

※リアル商談会に参加いただく事業者は、下記オンライン商談会へもご参加いただけます。

②オンライン商談会

開催日程：2024年8月1日(木)～12月20日(金)

参加料：66,000円(税込)

募集期間：2024年4月22日(月)～8月30日(金)

申請先

沖縄大交易会ホームページよりお申込み頂けます。

リンク先：<http://www.gotf.jp>



沖縄物流デジタル技術活用推進事業

目的

物流効率化・迅速化を目的としたデジタル化推進のため、AI や IoT 等の IT 技術を活用したデジタル化の取組を行う沖縄県内に事業所を有する中小企業事業者等に対して、導入計画の策定支援や、設備導入等に要する経費の一部を助成することで、労働生産性を向上させることを目指します。

対象者

次の要件を満たす事業者等が対象となります。

- ① 沖縄県内に事業所を有する物流・小売・卸事業者等の中小企業事業者
- ② 事業の実施場所が沖縄県内（導入するソリューション・機器等の利用場所が沖縄県内）であること。
- ③ 物流のデジタル化や機械化により、物流効率化及び迅速化が図られ、労働生産性が向上する内容の事業計画を策定する事業者

支援内容

（１）設備導入等に要する経費に対する補助

- ① 補助額 ： 4,000 万円以内
- ② 補助率 ： 事業費（補助対象経費）の 2/3 以内
- ③ 補助対象経費：物品費、運送費、消耗品費、使用料、謝金、委託 / 外注費

（２）計画策定支援

物流 / IT コンサルタントを派遣し、事業者の実情に応じた設備導入計画を策定します。

（３）セミナー等イベントの開催

セミナー・商談会・展示会等のイベント開催を通して、設備導入事例の紹介や、物流機器の情報、物流業界のトレンド等を紹介します。

活用のポイント

こんなことに心当たりはありませんか？是非ご相談ください。

○倉庫作業改善

- 効率よく仕分けしたい
- 棚卸の時間を減らしたい
- ピッキングのミスを減らしたい

○配送業務改善

- 配送ルートを効率化したい
- 配送車両を管理したい
- ドライバーの負担軽減したい

○経営分析改善

- 棚卸誤差を解消したい
- 手書き入力をなくしたい

申請時期

公募期間：令和 6 年度公募期間

（参考：令和 6 年 4 月 26 日（金）～令和 6 年 5 月 24 日（金））

事前相談：次年度に向けた相談や計画策定支援のご相談については、
随時受付しております。



令和6年度 情報通信関連企業等誘致事業

目的

県内情報通信産業の集積・高度化を牽引する企業や、県内産業の DX 加速化に寄与する企業等を誘致するため、県内に立地を検討する企業に対して様々なサポートを行っています。

対象者

国内外の情報通信関連企業等

支援内容

県外情報通信関連企業等に対して、沖縄への立地やビジネス展開に向けた検討を行う際のアドバイス、各支援機関や学校へのアテンド、協業先探し等、広くサポートいたします。

また、立地後は、県内外での協業先情報の提供等、進出後も出来る範囲のサポートを行っております。

活用のポイント

沖縄への立地やビジネス展開をご検討されていまして、電話、メール、オンラインによる相談にも応じていますので、お気軽にお問合せください。

また、沖縄へ立地した際には、下記のサイトへ無料で登録する事が可能です。当該サイトでは、登録企業の宣伝や様々なイベント情報を不定期に掲載、配信しております。

IT ブリッジ沖縄：https://it-bridge.okinawa/

※役立つ情報が多く掲載されております。

申請時期

随時受付

■ (一財) 沖縄 IT イノベーション戦略センター
ビジネスマッチングセクション

担当：板良敷、金城

TEL：090-2513-8667 (板良敷)

TEL：080-6499-2956 (金城)

Mail：comp@isc-okinawa.org



■ (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー ■

MICE受入体制強化等事業 アドバイザー派遣**目的**

沖縄県・沖縄観光コンベンションビューローでは、安全・安心な MICE 開催や、サステナビリティなど主催者ニーズに対応可能な能力・技能の向上やサービスの拡充を図ることを目的として、MICE における商品開発・プロモーション・セールス・サステナビリティ・カーボンニュートラル・ブランディングの分野に助言・指導を行う専門アドバイザーを無料で派遣します。

対象者及び要件

沖縄県内に事業所を有する団体（観光協会含む）
経営課題の解決に向けて、経営者が積極的に取り組むこと
県の MICE 振興事業の広報等に協力すること（インタビューや事例紹介）

支援内容

- ① MICE に関する商品開発（SDGs、チームビルディング）
- ② MICE に関するブランディング
【例：新規 MICE 事業立ち上げに伴うブランディング構築、既存のブランディング再検討】
- ③ MICE に関するプロモーション（ターゲティング、手法）
【例：自社商品・サービスに適したターゲティングの設定・再検討とその手法】
- ④ MICE に関するセールス（プレゼンテーションスキル、インスペクション対応スキル）
- ⑤ MICE に関するカーボンニュートラル（カーボン・オフセット）
- ⑥ MICE に関するサステナビリティ対応（沖縄 MICE サステナビリティガイドライン）
【例：PDCA サイクル構築へのアドバイス、実践中の取り組みへのアドバイス】

活用のポイント

MICE に興味はあるけれど、何から始めたらいいの？という疑問をお持ちの方へ、アドバイザーの直接派遣だけでなく、電話や電子メールでの相談をはじめ、オンライン相談、離島へのアドバイザー派遣も可能です。事務局もサポートいたしますので、この機会に是非ご活用下さい。

申請時期

支援期間：令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで

応募期間：令和7年1月31日（金）まで

※ただし、予算に達し次第締切とする。

申請先

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 2 階

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE 事業部 MICE 推進課

担当：有馬・加治工

フロー図

スキームはこちら



■ 〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 2 階

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー

海外・MICE 事業部 MICE 推進課

担当：有馬・加治工



■ 沖縄県商工会連合会 ■

小規模事業者持続化補助金

目 的

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う新たな販路開拓や生産性向上の取組を支援します。

対象者

下記に該当する法人、個人事業、特定非営利活動法人が対象です。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含まれません。

また、以下の全ての要件を満たす方が補助対象者になります。

- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%株式保有されていないこと（法人のみ）
- ②直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと
- ③過去に持続化補助金で採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式14「小規模事業者持続化補助金に係わる事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出を行った者であること
- ④「卒業枠」で採択され事業を実施した事業者ではないこと

支援内容

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。

■通常枠 補助上限額：50万円（補助率：2/3）

■特別枠一覧（補助率：2/3）※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4

申請類型	申請要件	補助上限額
賃金引上げ枠	補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+50円以上であること。	200万円

卒業枠	補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大すること。	200 万円
後継者支援枠	申請時において、「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった事業者であること。	200 万円
創業枠	産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去 3 ケ年の間に受け開業した事業者であること。	200 万円

■インボイス特例 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律 50 万円上乘せ

申請時期

通年で複数回の公募を予定しております。沖縄県商工会連合会 HP からご確認ください。

申請方法

- 申請は、原則、電子申請システムで受け付けます。
- 電子申請には「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。
- 本事業の申請に際しては、最寄の商工会の確認が必要となります。「経営計画書（様式 2）」及び「補助事業計画書（様式 3）」、希望する枠や加点等に関する項目を地域の商工会にて確認の上、「事業計画書（様式 4）」の作成・交付を受けてください。
- 申請時には最新の公募要領をホームページよりご確認ください。
<https://www.oki-shokoren.or.jp/jizokuka/>

注）この案内は、商工会の所轄地域で事業を営んでいる事業者向けの公募案内です。那覇市・浦添市・沖縄市・宮古島市で事業を営んでいる場合は、商工会へは申請できませんので最寄りの商工会議所へお問い合わせください。



■ ジェトロ沖縄 ■

外国人材活躍支援パッケージ (高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援サービス)

目的

初めて高度外国人材の採用を目指す企業から、高度外国人材にもっと活躍してもらいたいと考えている企業まで、貴社のニーズや目的に合わせて高度外国人材活躍推進コーディネーターが的確できめ細かいアドバイス供与や有益なイベント参加支援、高度外国人材にかかわる様々な情報の提供を行います。支援は無料です（審査あり）。

対象者

お申込みにあたり要件がありますので、詳細はジェトロウェブサイトよりご確認ください。

支援内容

採択企業に対し、以下のサービスをニーズに合わせて提供します。

1. 高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援
2. 外国人採用に精通した専門家（スペシャリスト）によるコンサルテーション
3. ジョブフェア（合同企業説明会）への参加
（ジェトロ主催のオンライン合同企業説明会への登壇枠を優先提供し、事前準備・開催後フォローまでサポートします）
4. セミナー・育成定着講習会への参加
5. 企業交流会への参加
6. 外国人社員向け講習会・交流会への参加
7. オンライン講座の受講
8. ジェトロウェブサイトでの情報発信

※ジェトロが行うのは情報提供であり、外国人材個人や特定個社の紹介は行いません。

※必要に応じ、ジェトロ以外の関係機関を紹介するとともに取り次ぐことがあります。この場合、他の関係機関の提供するサービスには一部有料のサービスがあることをご了承ください。

活用のポイント

採択企業に対し、高度外国人材活躍推進コーディネーターが各企業のニーズに合わせて、高度外国人材の自社採用から活躍までを最終目的として、以下の4つの段階に分けて伴走することで目標達成を目指します。

1. 【採用戦略の策定】

自社内における高度外国人材の採用目的の明確化および希望する人材像の設定

2. 【採用活動の実施】

設定した人材像に沿った採用活動の実施

3. 【受け入れ態勢の整備】

採用内定者に係る、在留資格の取得を含めた手続きならびに社内体制の整備の実施

4. 【育成・定着に向けた取り組み】

高度外国人材採用後の定着に向けた仕組みづくりや評価面談の実施について

申請時期

予定件数（300社を予定）に達し次第、終了します。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

Step
01

申込要領、同意書の確認

申込要領、外国人材活躍支援/パッケージ応募・利用条件同意書を必ずご確認ください。

申込要領 2 (448KB) >

同意書 2 (198KB) >

Step
02

お申し込み オンライン登録

初めて申込み企業様
【受付中】 >

支援2年目・3年目企業様
【受付終了】

Step
03

審査

申込受付後、書類審査（一次審査）を行います。書類審査に通過した企業様には、概ね2週間をめどに、順次、Eメールにて電話による審査（二次審査）のご案内をいたします。お申込者の都合により審査を早めることはいたしかねますので併せてご了承ください。

審査不通過の場合

お申し込み内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等をご案内させていただきます。
※ご案内ができない場合もございますので、その際はご容赦ください。（不採択にかかるご連絡をいたします。）

問い合わせ先

ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



守礼門プログラム2024（販路開拓支援）

目 的

中小機構沖縄事務所では、「食品」「ライフスタイル雑貨」の2つをテーマとして、県内事業者を対象に販路開拓支援を実施しています。

商談の場を提供するだけでなく、事前セミナーから商談後のフォローアップまでを一貫したプログラムとして体系化することで、商談の成約率を高めるとともに、今後の商品開発や改良のための気づきを得る機会となることを目的としています。

対象者

沖縄県内に事業所を有しており、県外への販路拡大を希望する中小企業者等および個人

支援内容

①守礼門プログラム「食」の商談会・評価会（10月開催予定）

全国から百貨店、小売、通販等のバイヤー10～15社程度を招聘します。商談の場だけでなく、バイヤーから商品について評価・フィードバックを受けることで今後の商品開発にもお役立ていただけます。商談会前後にわたり、商談及び商品力向上に係るアドバイスを提供します。

②守礼門プログラム「ライフスタイル雑貨」商談会・評価会（2月開催予定）

素材、製法、デザイン性、安全・安心、環境などにこだわりのある商品の県外への販路拡大を目指すとともに、商談会・評価会におけるバイヤーからの商品評価やアドバイスを通じて、観光市場以外の新たな市場または販路先を目指した商品開発および改良につながることを狙いとしています。

本プログラムの特徴

- ・商談会まで、事前セミナー・事前説明会・個別相談会などによりサポートいたしますので、商談会等が初めての事業者様にも安心してご参加いただけます。
- ・商談会に参加したバイヤーから丁寧な商品評価およびアドバイスを「評価シート」として取りまとめ、各参加事業者様へフィードバックいたします。
- ・地域支援機関(各地域の商工会、商工会議所、よろず支援拠点、金融機関等)とも連携しており、各機関の担当者を商談サポーターとして商談に同席いただくことが可能です。

申請時期

- ①守礼門プログラム「食」の商談会・評価会：8月頃募集開始予定
 - ②守礼門プログラム「ライフスタイル雑貨」商談会・評価会：10月頃募集開始予定
- ※守礼門プログラム 2024 についてはお気軽にお問い合わせください。

申請先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所



J-GoodTech(ジェグテック)

目 的

ジェグテックは、製造業、卸売業、サービス業など幅広い業種の国内中小企業、大手企業、海外政府機関が推薦する海外企業等、約 35,000 社が活用するビジネスマッチングサイトです。

日本製品の購入を希望する海外企業のほか、新製品開発、事業提携、共同開発、受発注など、ビジネスパートナー探しや新規取引に向けた商談等がサイト上で行えます。

全国の中小機構のアドバイザーがビジネスマッチングのサポートを実施しています。

対象者

1. 製造業：製造業、建設業、情報サービス業として固有の技術を有する企業
 2. 流通業：卸業、専門商社
 3. サービス業：対事業所向けサービスを営む企業で、主に「モノ」を対象とするサービス業および「情報」を対象とするサービス業
- ※一般消費者向け取引（B to C 取引のみの企業）、金融、保険、賃貸、人材派遣、コンサルティングなどの業種については対象外です。

支援内容

1. 新たな取引先・顧客の開拓、新製品・新サービスの創出に向けた共同開発先、新市場・新分野・海外販路開拓における取引先獲得に向けた支援やマッチングをサポート
2. ジェグテック内の自社ページにより、企業、製品・技術の発信やマッチングをサポート
3. 自社ページを無料で英語に翻訳するなど海外販路開拓をサポート
4. 販路開拓、技術連携、事業化、海外展開に精通する中小機構の専門家がマッチングをサポート

活用のポイント

サービスの特長

1. 国内中小企業、海外政府機関等が推薦する海外優良企業が多数登録
国内中小企業：約 2 万 6,000 社
大手パートナー企業：約 1,000 社

海外企業：約 8,000 社

支援機関：800 社

2. ニーズの提案が可能
3. 中小機構のアドバイザーがマッチングをサポート
4. サイト登録・利用料は無料

申請時期

随時ホームページにて新規登録が可能です。

申請先

ジェグテック で検索

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

沖縄域外競争力強化促進事業費補助金

目的

沖縄から搬出される生産物の増加を図るため、先進的若しくは沖縄の特色を生かした生産物を生産する事業又は現に沖縄に搬入されている生産物の沖縄県内における自給率の向上を図るため、沖縄県内において当該生産物を生産する事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄の製造業等の域外競争力強化を促進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的としています。

対象者

域外においても高い競争力を有する、先進的又は沖縄の特色を生かしたもののづくり事業や、移入・輸入に依存する商品の県内生産に取り組む中小企業者等

支援内容

沖縄の産業の振興を図る取り組みに対する補助金の交付

○対象事業

(1) 域外（県外・海外）において高い競争力を有する、先進的な事業

例) 半導体や医療機器等、高付加価値製品の製造

(2) 域外（県外・海外）において高い競争力を有する、沖縄の特色を生かした事業

例) 沖縄の特産物である農水畜産物の養殖・生産・加工

(3) 移入製品の県内生産に取り組む事業

例) 移入減に資する県内向け消費・耐久財（包装資材等）の生産・加工

○補助金額：2億円以下

※一部、制限を設けておりますので、詳しくは公募要領をご確認ください。

○補助率：2/3以内

活用のポイント

本事業は公募を行い、外部有識者等による採択審査委員会での審査結果を踏まえて事業の選定を行い、補助金を決定いたします。

申請時期

令和6年2月5日（月）～令和6年3月5日（火）

申請先

内閣府沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

フロー図等

国（沖縄総合事務局）

申請 ↑ ↓ 補助

補助事業者

■ 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9階
TEL：098－866－1731（直通）



■ 沖縄県産業振興公社 ■

海外展開支援事業

目的

県内企業の海外展開を促進するため、ソウル、北京、上海、香港、台北、シンガポールの各海外事務所、福州駐在所ならびにアジア（タイ、ベトナム、フィリピン、オーストラリア、マレーシア）やフランスの各駐在員を活用し、海外情報の収集・提供、海外の市場調査、県産品の販路拡大、観光客の誘客、企業誘致活動等を行います。

対象者

海外への進出に興味がある、または計画している県内事業者ならびに販路拡大を希望する県内事業者

支援内容

(1) 各海外事務所・駐在員の活用による支援内容

- ・ 現地情報の収集・提供
- ・ 面談アポイント
- ・ 現地での事業推進のサポート

(2) 福州（中国福建省）における貸しオフィス提供（有料）

- ・ 福州を拠点に中国展開を検討している県内企業へ貸しオフィス（福建沖縄友好会館）を提供します。
- ・ 入居条件、空き状況などは、随時お問い合わせください

活用のポイント

海外展開に興味のある企業は、まずは、本社（那覇）の窓口にご相談ください。

ご相談の内容に応じて、各海外事務所・駐在員の活用案内はもちろん、公社内の海外展開支援メニューのご紹介、ジェットロ沖縄貿易情報センターなど他の機関のご紹介をいたします。

申請時期

随時



■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄と海外のビジネス交流サポート (アジア・ビジネス・ネットワーク事業)

目的

沖縄と海外のビジネス交流を促進するため

- (1) 県内企業・団体等が、ビジネス拡大のため海外企業・団体等とネットワークを構築する取り組みを支援します。
- (2) 海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際のサポートを実施します。

対象者

- (1) 海外企業・団体等とのビジネス連携構築を検討している県内企業・団体等
- (2) 県内へのビジネス展開、投資等を検討している海外企業等

支援内容

- (1) 県内企業・団体等向け（海外ビジネス展開サポート）
 - ・ 海外企業等と連携し、ビジネス展開を図る県内企業等に対し、対面・電話・メール・オンライン会議ツール等による相談対応
 - ・ 海外との連携事例の紹介
 - ・ 連携先の意向、課題の把握
 - ・ ビジネスネットワーク構築のサポート
 - ・ 連携協議を行う際の支援等
- (2) 海外企業等向け（沖縄投資促進サポート）
 - ・ 沖縄県内の事業環境や経済状況に関する情報提供
 - ・ 会社設立等に関するコンサルティング、国際物流ハブや各種インセンティブの紹介と活用サポート
 - ・ 必要に応じて、投資等の具体化に向けた県内企業訪問や視察のコーディネート及びアテンド

活用のポイント

中国語・英語・日本語で対応可能なスタッフが、対面による相談のほか、電話・メール・オンライン会議ツール等で丁寧に相談に応じます。ぜひご相談ください。

また、事業の HP もご活用ください！

アジア・ビジネス・ネットワーク事業 <http://invest-okinawa.biz>

相談時期

随時



■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (渡航・招聘支援)

目 的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域等（※）海外における物産展及び見本市等への出展、商談会等に係る渡航、または招聘にかかる費用の一部を補助します。

※本事業における対象地域とは、香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域です。

対象者

【渡航支援】

県内生産者、県内輸出事業者

【招聘支援】

県内生産者、県内輸出事業者、県内支援機関等

支援内容

以下の経費について、渡航費用の定額、招聘費用の 4/5以内を上限額の範囲内において補助します。

※それぞれ1 渡航、1 招聘につき

	人数	期間
渡航	3 人以内 / 社・回	7 泊 8 日以内
招聘	5 人以内 / 社・回 (現地販売促進員及びメディア関係者(1 人)を含む)	3 泊 4 日以内

【渡航支援】

補助対象経費は、「航空運賃」、「海外での宿泊料」及び「その他知事が必要と認める経費」です。

なお、航空運賃及び宿泊料については、地域ごとに次に定める定額を補助金額の上限とします。但し、それぞれの費用にかかる実費が単価を下回る場合は、実費を上限とします。

※国際観光旅客税（出国税）は補助対象外です。

・交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外とします。

<航空運賃単価>

国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他
往復分	43,000 円	35,000 円	29,000 円	27,000 円	22,000 円	17,000 円	14,000 円	27,000 円

<宿泊費単価>

国・地域	シンガポール	香港、マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他
単価／泊	6,000 円	4,000 円	3,000 円

【招聘支援】

補助対象経費は「航空運賃（エコノミー）」、「沖縄県内での宿泊料（9,800 円（税込）／泊上限）」、「現地販売促進員の旅費」、「メディア関係者 1 名分の旅費」および「その他知事が必要と認める経費」です。

なお、申請者は、当該年度内に同一人物を 2 回以上招聘することができません。同一人物を 2 回目に招聘する際、期間中に県内事業者 5 者以上と商談を行うこと。

※国際観光旅客税（出国税）は補助対象外です。

- ・1回の招聘につき100万円を上限とします。
- ・交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外とします。

実施期間

2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 2 月 28 日

- ・申請は、実施日の14日前（土日・祝日含む）までに行ってください。
- ・渡航・招聘完了日から起算して14日以内（土日・祝日含む）に報告書を提出してください。

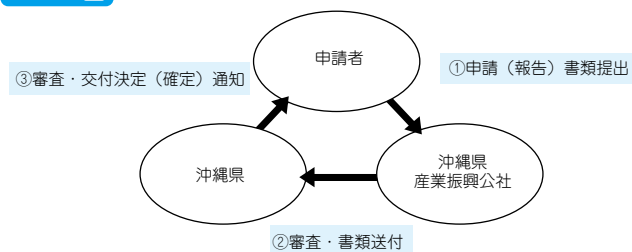
なお、報告書最終提出日は2025年3月5日です。

- ・期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了とさせていただきます。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図



《海外渡航支援》



《招聘支援》

問い合わせ先

■申請・書類提出について

（公財）沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課

TEL:098-859-6238 FAX:098-859-6233

E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp

■補助金について

沖縄県 商工労働部 グローバルマーケット戦略課

TEL：098-866-2340 FAX：098-866-2526

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (海外販売促進支援)

目 的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、アジア地域等（※）における販売促進活動に対し、費用の一部を補助します。

※本事業における対象地域とは、香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域です。

対象者

県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者、県内支援機関等

支援内容

県産品の海外での認知度向上の為、現地でのチラシ、TV 雑誌、POP、WEB を媒体とした広告活動及び店頭での販促活動、展示会への出展等の販売促進に係る以下の経費について、原則として 1/2 以内を補助します。

【補助対象経費】

- (1) 出展費（場所代、会場設営費、装飾費、什器のリース料、運搬費（ただし、出展や施工に係る海外現地での運搬に限る）
- (2) 広告費（ポスター・パンフ・チラシ・リーフレット製作費、テレビ・ラジオ等放送メディアやバナー広告・新聞等媒体掲載料、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ製作費、映像コンテンツや検索エンジン最適化等、ただし、新たなウェブサイトの作成や、サーバーの維持管理に係る経費を除く）
- (3) 人件費（商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用）
※その他地域については、通訳・販売促進員の人件費は補助対象外とします。
- (4) パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為に司会・係員等の人件費等（イベント主催者のみ申請可）
※人件費は各地域の相場に基づき、次に定める額を補助上限額とします。（1 人 / 日）

		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガ ポール (SGD)	マレー シア (MYR)
販売 促進 員	補助対象上限額	460	1600	200	10 万	2000	80	120
	補助上限額 (1/2)	230	800	100	5 万	1000	40	60
通 訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20 万	8000	700	800
	補助上限額 (1/2)	600	1500	300	10 万	4000	350	400

- ・補助額は1回の申請につき120万円を上限、1企業あたり3回まで（その他地域は1回まで）の申請とします。
- ・交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外とします。

実施期間

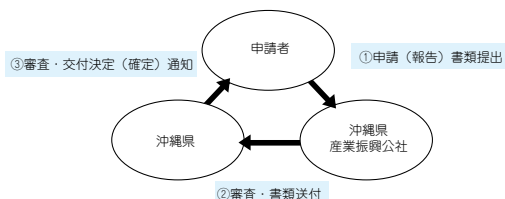
2024年4月1日～2025年1月31日

- ・申請は、広告・イベント開始日の30日前（土日・祝日含む）までに行ってください。
- ・広告・イベントの完了後30日以内（土日・祝日含む）報告書を提出してください。なお、報告書の最終提出日は2025年2月28日です。
- ・期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図



《海外販売促進支援》

問い合わせ先

- 申請・書類提出について
(公財) 沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL:098-859-6238 FAX:098-859-6233
E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp
- 補助金について
沖縄県 商工労働部 グローバルマーケット戦略課
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (商品改良支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、自社既存商品の改良が必要になった場合、その改良に係る費用の一部を補助します。

【対象商品】

香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア / その他沖縄の物流機能を活用した地域に輸出する県産品。

対象者

県内生産者、県内輸出事業者

支援内容

自社既存商品の規格、パッケージ等の変更等の商品改良を行う場合、以下の経費の1/2以内を補助します。

【補助対象経費】

- (1)商品の規格・パッケージの変更に係る試作品費用のうちデザイン及び版代、型枠代
- (2)輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用
- (3)その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用

※試作品製造に係る資材費については、補助対象外とします。

- ・1回の申請につき25万円を上限とします。
- ・交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外とします。

実施期間

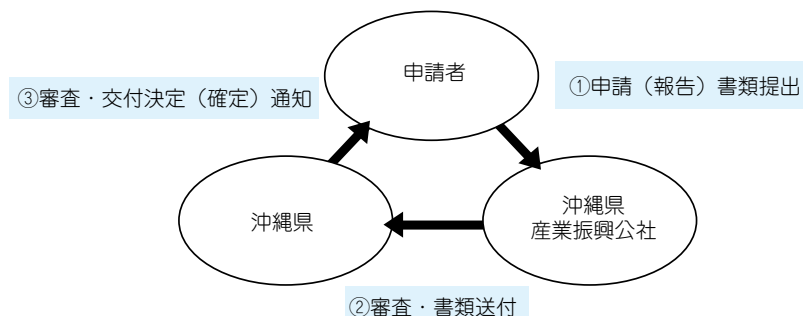
2024 年 4 月 1 日～2025 年 2 月 28 日

- ・申請は、商品改良のための見積書取得日から起算して 30 日以内(土日・祝日含む)に行ってください。
- ・改良・検査等の検収または費用支払日から起算して、30 日以内(土日・祝日含む)に報告書を提出してください。なお、報告書最終提出日は 2025 年 3 月 5 日です。
- ・期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図



《商品改良支援》

- 申請・書類提出について
(公財) 沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL:098-859-6238 FAX:098-859-6233
E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp
- 補助金について
沖縄県 商工労働部 グローバルマーケット戦略課
TEL : 098-866-2340 FAX : 098-866-2526

■ 沖縄県産業振興公社 ■

沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (県産品ブランド構築支援)

目的

沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、下記の項目に対して、費用の一部を補助します。

【対象地域】

香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / シンガポール

対象者

一定の輸出実績のある県内生産者、県内輸出事業者

支援内容

対象者の包括活動、県産品ブランド構築への支援。

公募で以下の経費の 2/3 以内を補助し、500 万円を上限とします。

【補助対象経費】

- (1) 商談等に係る渡航費及びバイヤー等招聘費
- (2) 出展費、広告宣伝費、人件費等
- (3) 商品開発・改良費等
- (4) その他知事が必要と認める経費

・ 交付決定前に支払った経費については、原則補助対象外とします。

申請期間

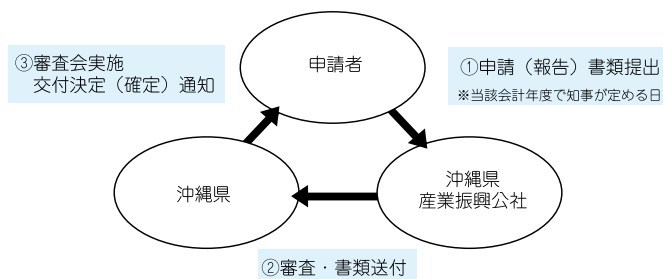
当該会計年度において、知事が定める期間とします。(事業開始日～2025年1月31日)

- ・ 申請は、公募による採択制です。
- ・ 活動実施完了後30日(土日・祝日含む)以内に報告書を提出してください。
なお、報告書の最終提出日は2025年2月28日です。

申請先

沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課

フロー図



《県産品ブランド構築支援》

- 申請・書類提出について
（公財）沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL:098-859-6238 FAX:098-859-6233
E-mail:okinawahub@okinawa-ric.or.jp
- 補助金について
沖縄県 商工労働部 グローバルマーケット戦略課
TEL:098-866-2340 FAX:098-866-2526



■ 沖縄県 ■

航空コンテナスペース利用促進事業 (国際航空物流機能強化推進事業)

目的

沖縄県では、国際物流拠点の形成に向けて、那覇空港から海外への航空コンテナスペースを利用した輸出促進を図り、もって那覇空港における航空物流ネットワークの構築を推進するため、那覇空港から輸出に要する航空貨物運賃に対する補助事業を実施します。

利用対象事業者

生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者、貨物利用運送事業者

支援内容

那覇空港から航空輸出する際に、事業者が負担する輸出貨物に係る航空運賃について、航空会社（補助事業者）を通じた支援を実施します。

那覇空港から海外への直行便については航空運賃の70%を、国内空港を経由した航空便については航空運賃の50%を補助します。

- 対象貨物：航空輸送に適する農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等
- 対象地域：台湾、韓国、中国、香港 / マカオ、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム
- 留意事項：原則、支援対象となるコンテナスペースは、常温使用（低温使用の場合はご相談ください）

輸出貨物の搬入に当たっては、事前に、貨物利用運送事業者、航空会社と調整してください。

実際の航空運賃等の費用や航空便の運航、貨物輸送に関するお問い合わせは、貨物利用運送事業者又は航空会社にお問い合わせください。

県が利用承認した貨物利用運送事業者は、県 HP でご確認ください。

活用のポイント

那覇空港から航空輸送に適する貨物を輸出する場合の航空運賃の補助となります。

航空貨物輸送費用、方法等に関しては、利用登録された貨物利用運送事業者（フォワーダー）にお問い合わせください。

申請時期

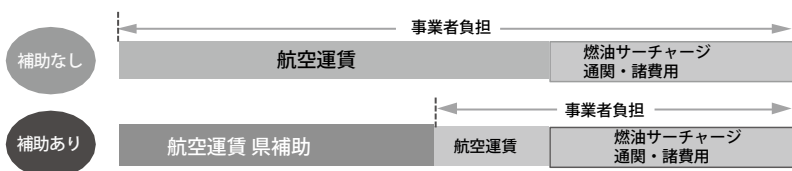
利用登録された貨物利用運送事業者（フォワーダー）を利用する場合は、申請等は必要ありません。

輸送にあたっては、航空会社または利用登録された貨物利用運送事業者（フォワーダー）にお問い合わせください。

なお、本事業は、年度予算の範囲内で実施するため、利用状況次第では年度途中で終了する可能性があります。

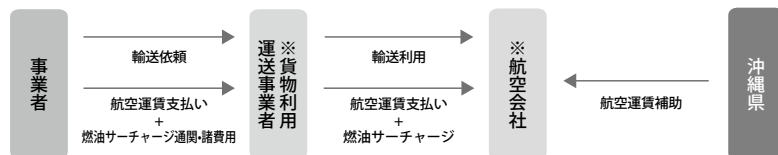
フロー図等

運賃補助のイメージ



利用の流れ

※ 県による利用承認を受けている事業者



補助活用例

沖縄ー海外



沖縄ー首都圏ー海外



地方ー沖縄ー海外



問い合わせ先

■ 事業や利用申請等に関しては、沖縄県グローバルマーケット戦略課へお問い合わせください。

航空貨物輸送費用、方法等に関しては、航空会社または利用登録された貨物利用運送事業者（フォワーダー）に直接お問い合わせください。



■ ジェトロ沖縄 ■

海外の経済・貿易・投資に関する情報提供 (ジェトロ沖縄のご案内)

目 的

海外の経済・貿易・投資に関する情報提供や相談対応を行い、お客様の海外展開、ひいては地域経済の活性化を支援しています。

支援内容

貿易・投資に関する情報提供、相談対応

相談目的	支援内容
1. 海外の経済・貿易情報を収集したい	①資料閲覧コーナー(開館時間:平日9:00~12:00、13:00~17:00)では、経済・産業動向、投資環境などの資料をご自由に閲覧できます。 ②海外市場・産業事情等に関連する講演会・セミナーを随時開催しています。 ③ジェトロのウェブサイト (https://www.jetro.go.jp/) では、世界各国の貿易投資制度に関する情報を提供しています。
2. 海外の取引先相手・商品を見つけたい	①ジェトロのウェブサイトでは、国内外のビジネスパートナー探しをサポートするサイト「e-Venue: https://e-venue.jetro.go.jp/ 」を活用いただけます。e-Venue への登録、ビジネス案件の検索、閲覧は全て無料です。また世界の見本市・展示会情報「J-messe: https://www.jetro.go.jp/j-messe/ 」の検索もご利用いただけます。 ②ジェトロが日々発信する「ビジネス短信」では世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向等の情報提供を行っています。
3. 貿易・投資に関する相談をしたい	貿易・投資相談について随時受け付けております(要予約)。また、海外の投資環境情報の提供やコンサルティングサービスも行っています。

申請先

ジェトロ沖縄のご案内

ジェトロ 沖縄

Q 検索

■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>



■ ジェトロ沖縄 ■

海外ブリーフィングサービス

目 的

世界約 75 カ所の海外事務所より、現地一般経済事情やビジネス環境について、海外駐在員や専門アドバイザーが情報提供を行います。

海外に行かずに海外事務所とオンライン面談をすることも可能です。（※オンライン面談は対象者限定サービス）

対象者

- ・ 国内の事業者

オンライン面談の対象者は以下のとおり。

- ・ ジェトロ・メンバーズ会員企業
- ・ 新輸出大国コンソーシアム事業 パートナーによるハンズオン支援の採択企業
- ・ 現地進出を検討している企業
- ・ 改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出団体（認定見込みを含む）

支援内容

以下よりテーマをひとつ選択いただき、1 時間以内を目処に情報提供いたします。（※無料）

- ・ 一般経済事情 / ビジネス慣習
- ・ 法人設立手続き
- ・ 現地駐在員生活事情

※個別のテーマについては、現地駐在員が日常の業務・生活で知りうる可能な範囲での情報提供となります。

※海外事務所の休業日および各国の祝祭日はご依頼をお受けできませんのでご了承ください。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトより希望日の2週間前までを目安にお申込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ ブリーフィング  検索

フロー図



■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

日本産食品サンプルショールーム募集

目的

ジェトロでは、世界複数地域に日本産食品サンプルショールームを設置し、日本産農水産物・食品の取扱い事業者の新規参入・販路拡大を目指します。

対象者

ご利用にあたり出品要件がありますので、詳細はジェトロウェブサイトよりご確認ください。

支援内容

サンプルショールームを通じ、現地バイヤーを誘致して商品紹介や試飲・試食の提供を随時行うとともに、現地バイヤーとのオンライン会議システムを活用したオンライン商談を実施します。

お申し込みいただいた商品につきましては、ジェトロのバイヤー専用オンラインカタログサイト「Japan Street」にも登録し、日本産農水産物・食品を所望する様々な国のバイヤーにもご紹介することで、貴社の輸出拡大を積極的に支援いたします。

活用のポイント

- ・オンラインにて商談を実施するため、ご希望の場所から参加いただけます。
- ・商品サンプルを実際に海外バイヤーに試飲、試食してもらうことができます。
- ・オンライン商談の際は、通訳をジェトロが手配します。（中国・米国を除く）
- ・現地の事情に応じて、地方部や周辺国への出張展示、各設置地域で開催される見本市への広報出展、イベントの実施を行います。

申請時期

コースにより募集期間が異なります。ジェトロウェブサイトをご確認ください。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

**Step
01****お客様情報の入力****募集要項のご確認**

まずは募集要項をご一読いただき、ご自身が応募要件を満たされているかご確認ください。

イベント申し込みページで必要事項を入力・送信してください。

※はじめてのお申し込みの方は「お客様情報登録（無料）」のち、イベント申込ページでの登録が必要となります。

お客様情報入力はこちら 

**Step
02****Japan Street商品登録情報の修正・追加登録**

STEP1のイベント登録から3〜4営業日後、Japan Streetご登録状況をメールにてお送りします。

・既にJapan Streetにご登録済みの方※：

・出品予定の商品情報が登録されているかご確認ください。必要に応じて、追加商品登録及び登録済商品情報の修正をお願いします。
※2022年度以降のショールーム事業、一部の食品分野商談会事業、Japan Street事業にご参加いただいた企業様は、その際に登録した商品情報がJapan Streetに登録されております。

・初めてJapan Streetにご登録される方：

・商品登録用ページのURLをお送りします。出品予定の商品情報登録をお願いします。

**Step
03****参加ショールームへの商品登録**

STEP1登録完了企業様へ、Japan Street登録済商品の商品IDと、STEP3 各ショールームのお申し込みリンクをお送りします。参加を希望されるショールームへお申し込みください。出品商品は商品IDをもってご登録いただけます。

■ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

海外ミニ調査サービス

目 的

海外取引の足がかりとなる情報をジェトロ海外事務所がお調べします。現地の基本的な情報を把握したい方、海外取引のより具体化を目指す方のご利用をお勧めします。(有料／ジェトロ・メンバーズ会員割引料金あり)

対象者

日本国内に所在する日本企業、団体、個人事業主

※自社の海外ビジネスを目的とした方のご利用に限りです。

※外国法人、海外所在の日本企業（海外支社・海外現地法人・駐在員事務所）、海外居住の方からのお申し込みはお受けしていません。

支援内容

調査対象国・地域は、ジェトロ海外事務所が所在する国・地域です。

調査期間は、お申し込みの正式な成立後おおむね2カ月程度です。ただし、調査内容や調査国の情勢等によりさらに見込みよりもかかる場合がございます。

本サービスでは、次の4つの調査メニューを提供しています。

1. 企業リストアップ

輸出入や代理店、製造委託等のパートナー候補となりうる企業を上限10社までリストアップします。調査はジェトロ海外事務所の保有するダイレクトリーやイエローページ、データベース及びインターネット等により該当する現地企業をピックアップしてリストを作成します。ご要望により追加項目として電話で購買窓口等のヒアリングを行うことも可能です。

※欧州地域での窓口相談者情報の提供については、EU一般データ保護規則（GDPR）により承ることができません。

2. 現地法令等検索（制度情報調査）

ご指定の法律や政令等の原文を検索いたします。（英文、日本語文を優先して探しますが、現地語でのお渡しとなる場合があります。ジェトロは翻訳いたしません）

3. 統計資料検索

公的機関等が公表している輸出入や生産統計などを検索いたします。（英文、日本語文を優先して探しますが、現地語でのお渡しとなる場合があります。ジェトロは翻訳いたしません）

4. 店頭小売価格調査

ご指定の商品について、現地のスーパーマーケット等の量販店や有力なネットストア、ネットショップでの販売価格を調べます。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ ミニ調査  検索



■ ジェトロ沖縄 ■

貿易実務オンライン講座

目 的

貿易実務の流れを体系的に理解し、コスト削減やリスク回避、トラブル対処など、取引内容の改善に役立つノウハウの習得を目指します。

対象者

国内外の企業、団体、個人

支援内容

1. 貿易実務シリーズ

「基礎編」「応用編」「英文契約編」

- ・貿易実務の知識を複数の学習テーマに分けて体系的にしっかりと学べる（1テーマ 30～60分程度）
- ・充実のテキストやフォローアップメール、質問回答など手厚い学習サポート

2. 速習！これだけは知っておきたいノウハウシリーズ

「輸出商談編」「英文ビジネス e メール編」

- ・海外ビジネスに必要な実践的なノウハウを5～6時間で学べる

活用のポイント

1. とにかくわかりやすい

実務のイメージをつかみやすいように、講座解説は取引の流れに沿った会話形式のアニメーションで進行。自分が貿易実務の担当者になった感覚で、楽しみながら貿易の流れを身につけることができます。また、修了確認テストなどで学習した知識の定着化を図ることができます。

2. 実務に直結、すぐに役立つ

基本的な学習ポイントをしっかりおさえて、貿易実務の内容をものごと体系的に学習できます。すぐに役立つウェブサイトへのリンクなど、実務に直結した情報も満載のオリジナルコンテンツです。

3. いつでもどこでも、何度でも

契約書、インボイス、信用状発行依頼書など、基本的な英文書類の作成

トレーニングもご用意。穴埋め形式なので書類作成の経験のない初心者にもわかりやすく、クイズ感覚で楽しみながら書類作成のノウハウが身につきます。

4. 補助テキスト（冊子）付きで、オフラインでも活用

各講座には学習の補助教材として講座内容をまとめたテキストが付いてきます。

5. 貿易のプロが学習をサポート

わからないことは貿易に関する専門家に直接メールで質問できます※。さらに貿易用語集やよくある質問をまとめた FAQ 集は講座終了後もご利用いただけます。※ご質問はお一人様 10 件まで受付

6. フォローアップでやる気を継続

毎週全員に届くフォローアップメールや学習の進度に応じて個別に届く応援メールでやる気を継続させ、高い修了率を実現しています。

7. 受講後のアフターフォローも充実

受講後も、最新の貿易関連情報を定期的にメールでお届けするとともに、受講者 OB 専用ウェブサイトがご覧いただけます。

申請時期

各開講日の2週間前までを目安にお申込みください。

1. 貿易実務シリーズ

開講時期 / 受講期間：年6回（4、6、7、10、12、1月期） / 各11週間

2. 速習！これだけは知っておきたいノウハウシリーズ

開講時期 / 受講期間：随時開講（60日間）

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 講座

Q 検索



■ ジェトロ沖縄 ■

Japan Street (ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ)

目 的

「Japan Street」はジェトロが招待した海外バイヤー（海外に販路を持つ国内のバイヤーを含む）専用のオンラインカタログサイトです。2024年5月現在、4,000名以上の海外バイヤーを招待し、約7,400社の日本企業が登録しています。

対象者

日本企業（個人事業主を含む）又は海外企業（進出日系企業や日系企業の海外代理店等）

※商社や代理店など、製造者／生産者以外による申込の場合は、製造者／生産者の承諾を得た上での共同提案とすること

※コンテンツ分野（映像、音楽、ゲーム、キャラクタービジネス等）で登録する場合は、商品・作品の海外販売権を持つ事業者であること

支援内容

日本のサプライヤー企業の皆様は、企業・商品情報と商品画像等を登録するだけで、世界中のバイヤーに商品を紹介することができます。

まずは企業・商品情報をご登録ください。ご登録後、1週間程度で Japan Street のウェブサイトにご社商品が掲載され、海外バイヤーにご覧いただくことが可能となります。

海外バイヤーは関心のある商品についてジェトロに対し商談や見積を依頼します。その後、ジェトロから日本企業の皆様へご連絡し、商談や見積の提出に向けて個別にお話を進めます。各社のご要望にあわせて、商談への同席や通訳の手配など手厚くサポートいたします。

活用のポイント

- ・日本企業の商品をサイトに掲載し、バイヤーが閲覧します。
- ・バイヤーから商談や見積もりのリクエストが届きます。（※リクエストが届いたらジェトロから日本企業にご連絡します）

- ・登録できる商品数やカテゴリ数に制限なし（※輸出可能な商品に限ります。）
- ・ジェトロ海外事務所が招待したバイヤーのみが利用します。（※取引を保証するものではありません）
- ・参加料・商品登録料無料

申請時期

随時、ご登録いただけます。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ JAPAN STREET 事業  検索

フロー図

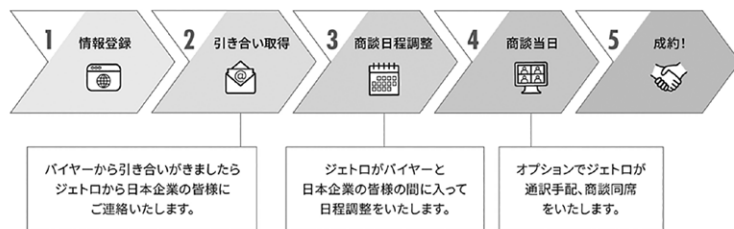
ご利用の流れ

まずは企業・商品情報をご登録ください。

ご登録後、1週間程度でJapan Streetのウェブサイトにご社商品が掲載され、海外バイヤーにご覧いただくことが可能となります。

海外バイヤーは関心のある商品についてジェトロに対し商談や見積を依頼します。

その後、ジェトロから日本企業の皆様へご連絡し、商談や見積の提出に向けて個別にお話を進めます。各社のご要望にあわせて、商談への同席や通訳の手配など手厚くサポートいたします。



ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

海外におけるEC販売プロジェクト (JAPAN MALL事業)

目的

JAPAN MALL事業はジェトロが世界各国で連携する ECバイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品についてはジェトロと現地のECサイトが連携してプロモーションを実施します。

対象者

日本企業及び海外進出日系企業

※参加要件の詳細はジェトロウェブサイトよりご確認ください。

支援内容

本事業は、「Japan Street」に商品の情報を登録いただいたのち、調達を希望するECサイトのバイヤーにジェトロが紹介し、バイヤーが希望する商品を買取り、現地のECサイトの倉庫にストックし、消費者に販売するという流れになります。連携するECサイトの多くは日本国内に調達拠点があるため、原則日本国内の取引・納品、返品リスクがない輸出スキームとなります。ECサイトとジェトロは共同でプロモーションを実施しますが、2023年度から指定商品のプロモーションが可能なプレミアムプランを開設しました。ジェトロは JAPAN MALL 事業により、海外 EC サイトを通じて日本商品の販売促進に貢献します。

活用のポイント

- ・ 原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。
- ・ EC バイヤーから関心が寄せられた企業に対して、商談（オンライン、リアル）のアレンジやサンプル依頼時の調整などを行います。
- ・ 商品は EC バイヤーの買取となるため、返品リスクがありません。
- ・ ジェトロとECサイトが共同でプロモーションを行うことで、海外消費者の需要を喚起します。
- ・ 一部 EC サイトにおいては、事業終了後の販売結果や PR の内容などをフィードバックします。
- ・ EC サイトごとに設定するプレミアムプランに参加した場合は、個別の商品に関してプロモーションやフィードバックを受けることが可能です。

申請時期

ウェブサイトにてご確認ください。JAPAN MALL事業では「Japan Street」を活用して、連携する世界のECバイヤーに商品を紹介いたしますので、参加を希望する企業は「Japan Street」への商品のご登録をお願いします。

申請先

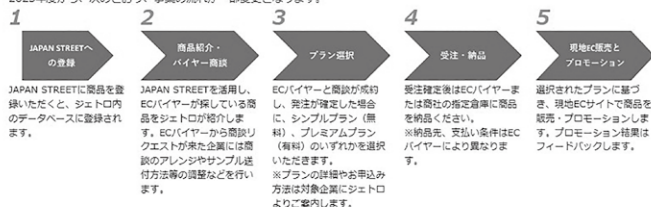
▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ JAPAN MALL 事業 🔍 検索

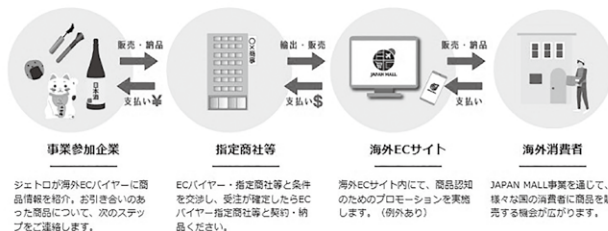
フロー図

— 事業の流れ —

2023年度から、次のとおり、事業の流れが一部変更となります。



— 取引の流れ —



原則、指定商社等が輸出業務を行うので初めての輸出でも安心
国内納品、円建て決済で完結

海外ECサイト内でプロモーションを実施
プロモーションにより商品の需要を喚起します

問い合わせ先

■ジェットロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

米国／英国Amazon越境EC 「JAPAN STORE」 出品支援

目 的

ジェトロは、越境 EC を通じた日本企業の海外展開を支援するため、Amazon と連携し、Amazon.com（米国）と Amazon.co.uk（英国）上に日本商品特集ページ「JAPAN STORE」（米国／英国）を設置し、共同でのプロモーション、マーケティングを実施します。

対象者

日本企業および日系企業（在米／在英）

- ※日本企業：在日本企業、個人事業主の場合は開業届を税務署に提出済みであること
- ※日系企業：日本企業の商品を取り扱っており、10% 以上日本企業の資本が入っている在米・在英の事業者（企業もしくは事業登録がなされている個人事業主）
- ※その他、参加要件や対象カテゴリー等については、ジェトロホームページ内募集要項よりご確認ください。

支援内容

1. はじめての出品開始準備サポート

はじめて Amazon（米国／英国）で出品を開始される企業向けに、Amazon グローバルセリング担当者が出品開始までの準備を専任でサポートします。

2. 出品開始毎の売り上げ拡大／販促サポート

出品開始後、または既に Amazon（米国／英国）出品済みの企業向けに、Amazon 担当者から売上拡大や販促に役立つコンテンツを提供します。

3. 特別オンラインプロモーション

Amazon（米国／英国）のトップページに「JAPAN STORE」広報バナーを設置。現地消費者の JAPAN STORE への流入を増やし、掲載商品への誘導を図ります。また、特定商材、季節性商材、新規商品商材の特集枠の設置やターゲティングメールを通じ、現地消費者にプロモーションを行

います。

Amazon 出品費用（月間登録料、販売手数料等）が必要になるほか、一部有料オプションがあります。

活用のポイント

JAPAN STORE 事業を通じ以下のようなゴール達成をサポートします。

- ・ 米国・英国の消費者に直接アクセスし、海外売り上げを増加させる。
- ・ 販売促進活動や購入者コメントを通じて現地消費者のニーズをつかむ。
- ・ 競合分析やキーワード分析、データの活用を通じて自社の優位性を理解する。
- ・ SEO 対策や魅力的な商品ページ作成方法などの知見を得て今後の越境 EC 販売に活かす。

申請時期

第一期：4 月 22 日～6 月 28 日

第二期：9 月（予定）

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ JAPAN STORE  検索

フロー図

事業開始までの流れ

※2024年度から、次のとおり、事業の流れが一部変更となります



※審査通過（採択）後はすみやかに出品手続きに進んでください。
出品手続きが滞る場合、採択取消となる可能性があります。

問い合わせ先

ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>



■ ジェトロ沖縄 ■

国際ビジネスマッチングサイト「e-Venue」

目 的

「e-Venue」は、オンラインで世界各国のビジネスパートナー探しができるマッチングサイトです。世界 160 ケ国以上約 2 万人のユーザーに登録いただいています。インターネット環境があればいつでもどこでもご利用いただけます。（登録、利用無料）

対象者

国内外のビジネスパートナーを探している方（法人・個人を問いません）
（例：海外の仕入れ先・販路を開拓したい、生産・販売パートナーを探したい、海外との取引・法人設立等で、業務を支援してくれる法人を探したい等）

支援内容

国際的なビジネスパートナー探し（無料）

ただし、英訳、e-Venue への登録代行、ビジネス案件の推薦、取引仲介等は行っておりません。

活用のポイント

- ・ 海外ビジネス案件を日本語と英語で閲覧できます。
- ・ 各国・地域の商品・サービスを比較・検討しながら関心のある商品・サービスを見つけたら、チャットで簡単に問い合わせができます。
- ・ 海外取引のリスク回避にあたり、海外企業信用調査サービスを e-Venue ユーザー優待料金でご利用いただけます。

申請時期

随時、受け付けております。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ e-Venue

Q 検索

ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>



■ ジェトロ沖縄 ■

グローバル・アクセラレーション・ハブ

目 的

ジェトロは、世界各国のスタートアップ・エコシステム先進地域において、現地有力アクセラレータ等と提携し、日系スタートアップのグローバル展開を支援する「ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ」を設置しています。

海外進出あるいは海外での資金調達を目指す日系スタートアップに対し、ブリーフィングやメンタリング、コワーキングスペースの提供等を無料でを行っています。

対象者

1. 以下の要件を満たす日系スタートアップ企業

(1) 革新的技術や製品・サービスで社会に新しい価値をもたらすことを目的とし、(2) 具体的な製品またはビジネスモデル・プランを有し、(3) 資金調達等を通じて短期間で事業のスケールアップを目指す企業もしくは起業家。

2. サービス利用者が、海外展開の責任者等、当該企業の意思決定に権限を有する方であること。

3. メンターが英語話者の場合、英語での相談が対応可能なこと。

※ブリーフィングサービスについては、その他の日系企業・機関も利用可能です。

※代理によるお申し込みや第三者への情報提供を目的としたお申し込みはお受けしておりません。

※観光でのお立ち寄りやビジネスと関係がないと判断されるご依頼には対応いたしかねます。

支援内容

1. 現地ブリーフィングサービス

現地エコシステムのビジネス環境・最新動向をジェトロ担当者もしくは現地アクセラレータより紹介します。(1時間程度)

2. メンタリング(事業機会・資金調達等)

現地エコシステムを活用したビジネス展開を目指す日系スタートアップに対して、提携先アクセラレータのメンターより事業機会や資金調達等に関するアドバイス、また、ピッチ・プレゼンテーションに関するアドバイス等を提供します。

・ビデオ通話での面談実施も可能です。

・基本上限時間は1社・1拠点あたり10時間までとします。

3. 現地パートナー候補・VC等の紹介

2. のメンタリング実施後、提携先アクセラレータを通じて、次の追加支援を行う場合もございます。

- ・現地パートナー候補企業やVC等投資家の紹介(基本1社・1拠点3件まで)
- ・現地政府支援機関、有力アクセラレータ等の紹介
- ・ミートアップイベントへの参加アレンジ

※アクセラレータ等の判断により、現地パートナー候補・VC等の紹介をお断りする可能性もございます。

4. コワーキングスペースの利用

現地に一定期間滞在しビジネス展開を図る日系スタートアップに、現地のスタートアップ用コワーキングスペースを無料で提供いたします。

※利用に先立ち、メンタリングの利用を推奨します。

※1社・1拠点最大3カ月までとします。ただし、各拠点の申込状況によりご利用いただけない場合もございます。

申請時期

- ・ブリーフィングおよびメンタリング：サービス利用希望日の4週間前～5営業日前
- ・コワーキングスペース：サービス利用開始希望日の2週間前～5営業日前

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ グローバルアクセラレーションハブ  検索

フロー図

ご利用イメージ・流れ



ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

農林水産・食品分野の輸出専門家（プロモーター） による個別支援サービス

目的

専門家（輸出プロモーター）が輸出戦略の作成からマーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談立会い、契約締結まで一貫してお手伝いします。

ジェトロによるアドバイスに関する経費、専門家の海外出張費等は原則として無料です。なお、本事業利用にあたり、審査があります。

対象者

日本国内で生産・加工された農産物・食品の輸出に取り組む事業者

支援内容

1. 各種輸出指導、海外バイヤーの発掘、海外への商談随行、輸出契約締結までの一連の支援を行います。
2. これらの支援は、ジェトロの国内事務所およびジェトロがリテインする専門家が地元自治体や関連機関等と協力して行います。

申請時期

随時、受け付けています。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 輸出専門家 🔍 検索



■ ジェトロ沖縄 ■

海外コーディネーター（農林水産・食品分野） による輸出相談サービス

目的

ジェトロが海外に配置する農林水産・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、現地の感覚・目線でお答えします。ご利用は無料です。

※本サービスは「国・地域」が限定されています。コーディネーターの配置箇所については、サービスご利用前にご確認ください。

※質問項目がコーディネーターの専門領域を超える場合、回答できない場合があります。

対象者

国内の農林水産・食品関連事業者

支援内容

農林水産・食品分野に関する「現地の商習慣」「売れ筋商品」「現地最新トレンド」「日本からの商品の現地販売可能性」等についての皆様からのご質問・ご相談に、海外コーディネーターがEメール相談、ブリーフィングを無料で行います。オンラインによるブリーフィングにも対応しています。

活用のポイント

POINT 海外在住の専門家が現地の最新事情に基づき日本語でご回答

現地の最新トレンドや売れ筋商品を知りたい。

現地の商習慣は日本とどう違うか知りたい。

こんな方
にお勧めします

現地では競合商品があるのか知りたい。

その他、現地に売り込むためのヒントを探りたい。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ご相談内容をジェトロ沖縄までご連絡願います。申請方法についてご案内いたします。

フロー図

【ご回答までの流れ】



■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

「新輸出大国コンソーシアム」 専門家による 個別支援サービス

目 的

①海外ビジネスに精通した専門家（パートナー）が、継続的な支援面談・海外出張同行を通じて、海外展開の作成支援から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援まで一貫して支援する「ハンズオン支援」と、②個別課題ごとにスポット対応する「スポット支援」と2種類あり、ハンズオン支援のご利用には審査があります。（原則無料のサービスですが、ハンズオン支援においては専門家の海外出張同行をご希望の場合、その費用の一部をご負担いただく場合があります）

対象者

現在または将来において海外の市場獲得を想定している中堅・中小企業で、輸出や拠点設立等の海外展開を計画していること

支援内容

1. 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、企業様の状況に応じて、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します。

テーマ	支援内容
【ハンズオン支援】 海外展開全般 (輸出・海外拠点設立等)	継続的な企業訪問・海外出張同行を通じて、戦略策定から海外販路開拓、立ち上げ、操業まで一貫して支援（審査あり）

2. 個別課題に対応するスポット支援

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、各国・地域事情や実務に精通した専門家、専門知識を有する専門家（弁護士 / 公認会計士 / 税理士等）などが支援します。

テーマ	支援内容
海外展開戦略策定支援	海外展開戦略策定段階における SWOT 分析等の支援
貿易実務・商談支援	貿易実務、商談準備、フォローアップ、英文等プレゼンテーション資料作成等に関する支援
基準・認証	国際認証等の取得要否、取得方法などに関する支援
法務	国際取引、海外進出における法務上のポイントについての弁護士等による支援
税務・会計	国際取引、海外進出に関する税務・会計についての税理士・公認会計士等による支援
物流	効率的で安全な国際輸送方法等に関する支援

申請先

▼詳しくはこちらをご覧ください

新輸出大国コンソーシアム  検索

■ ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

目 的

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開への関心が高い国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置し、中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスを提供しています。

各プラットフォームには、現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを配置し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応します。

また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。ご利用は無料です。

対象者

利用申込時に、次の（１）および（２）の定義・要件をともに満たす中小企業を対象とします。（対象：輸出・進出）

（１）中小企業基本法の資本金、従業員数等による定義

詳細は中小企業・小規模企業者の定義（中小企業庁ウェブサイト）をご確認ください。

（２）経済産業省が定める要件（以下全て満たす必要があります）

1. 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に、直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。
2. 確定している（申告済みの）直近過去 3 事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えない中小・小規模事業者。

※前述への該当の有無の確認のため、必要がある場合には財務諸表（損益計算書）、納税証明書等の提出を求めることがあります。

※日本への輸入目的のご相談やコンサルタントからのお申込みには対応いたしかねます。

支援内容

お客様の相談内容、海外展開計画の進捗度に対応した3つのメニューを無料で提供しています。なお、本サービスは、多くのお客様にサービスを利用いただけるよう、年度内の利用回数に制限を設けています。ご利用回数の数え方は、相談内容、サービス提供方法等により異なります。

No.	メニュー	内容	利用回数制限 (1会計年度中)
1	市場調査・相談サービス	- コーディネーターが輸出、進出に必要な現地の市場について調査します。 - コーディネーターが現地進出、現地法人運営にかかる法務・労務・税務・会計等の相談に文書あるいはブリーフィングで回答します。	6件まで
2	企業リストアップサービス	コーディネーターが市場調査結果等に基づき、現地の取引先候補企業やパートナーのリストアップを行います。	4リストまで
3	商談アポイントメント取得・支援機関専門家取次サービス	- コーディネーターが企業リストアップサービスのリスト企業等への商談アポイントの取得、商談同席、商談後のフォローアップ等を行います。 - コーディネーターが現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公約機関や、法律・会計事務所等、必要に応じて協力機関や各種専門家の紹介、取次を行います。	4件まで

※3のご利用に伴い商談に関連して発生する費用（現地への渡航費用、通訳翻訳、商談資料等の作成等）についてジェットロは一切負担しません。

また、取次ぎ先の専門家が提供するサービス（各種資料作成、面談への同行・同席、許認可取得、書類翻訳、各種申請書・契約書作成、就業規則作成等）にかかる費用についてもジェットロは一切負担しません。

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェットロ沖縄にご連絡ください。お申込み方法をご案内します。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ プラットフォーム

検索

問い合わせ先

■ジェットロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



■ ジェトロ沖縄 ■

ジェトロ・ビジネス・センター

目 的

ジェトロ・ビジネス・センターは、インドでのビジネス立ち上げに必要な投資制度情報・ノウハウ（ソフト）とオフィス機能（ハード）を兼ね備えた施設です。インドへの投資、技術提携を検討する日本企業の皆様に短期の貸しオフィス、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、ビジネス立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

対象者

入居対象者

インドでのビジネス立ち上げ、進出を検討している日本企業

【例えば】

- 2ヶ月間、現地市場調査や関係先訪問を集中的に行いたい。
- 現地法人立ち上げのサポートをしてほしい。
- 現地スタッフ採用活動と市場調査を同時並行で行いたい。

・・・などのご希望をお持ちの企業

入居資格

- 日本で法人登記している企業であること。
- インドでの拠点設立を具体的に検討していること。
- 現地の法令に違反する事業計画を含まないこと。
- 入居者が当該企業の社員かつ事業担当者であること。
- ジェトロが支援すること相応しい計画を持つこと。また、事業遂行に必要な信用力があると判断されること。

※なお、入居申請後に簡単な審査があります。場合によってはお断りすることもありますので予めご了承ください。

※その他細則はお問合せください。

支援内容

- 短期貸しオフィススペースの提供（入居期間：2ヶ月単位（延長利用可能））
- インドの投資環境情報の提供
- 海外進出実務に関するコンサルテーション
- 法務・労務・税務に関する相談、セミナー

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェットロウェブサイトよりお申し込みください。

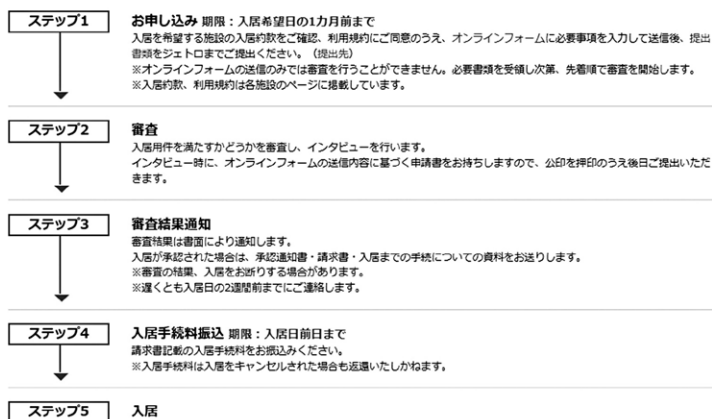
▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェットロ ビジネスセンター

Q 検索

フロー図

お申し込みから入居までの流れ



問い合わせ先

■ジェットロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>



■ ジェトロ沖縄 ■

ジェトロ・メンバーズ(ジェトロの会員制度)

目的

「ジェトロ・メンバーズ」は、ジェトロの有料会員制度です。会員の皆様に海外 50 ケ国以上からのビジネスに関する最新情報を毎日お届けしています。また、ジェトロの各種サービスを割引価格にてご利用いただけます。

対象者

日本国内に住所のある法人、団体、研究機関、個人など

支援内容

1. 海外ビジネス情報をいち早く幅広く入手

(1) ビジネス短信、地域・分析レポートの新着記事をメール受信

世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向の速報記事やジェトロが独自の視点で分析したレポートの新着情報を確認いただけます。キーワードや国を絞り込んだ詳細検索もご利用可能です。

(2) セミナー・講演会、WEB セミナー

無料または割引料金で、国際ビジネスに役立つ有料セミナー・講演会へ参加、WEB セミナー（※）を視聴いただけます。

※ お申し込み時に「会員割引コード」の入力が必要です。

(3) ジェトロ世界貿易投資報告、ジェトロ貿易ハンドブック

全世界と主要各国・地域の経済・貿易・直接投資動向のデータを分析したレポート、貿易実務に役立つデスクサイド・マニュアルがお手元に届きます。

2. ビジネス展開に役立つ会員限定サービス

(1) オンラインブリーフィングサービス

ジェトロ海外事務所の駐在員・専門家から、現地の一般経済事情やビジネス環境等の情報をオンラインで入手できます。

(2) メンバーズ限定 WEB 講座

実務に関する WEB 講座を人数制限なし・無料で視聴できます。

(3) マイページ

ジェトロ・ウェブサイトの新着情報をご自身の興味に沿って登録、閲覧ができます。「メンバーズ・スクエア」で会員向けサービスの確認も可能です。

(4) 外国企業信用調査

外国企業とお取引を検討されるうえで有効な信用調査情報として、海

外の専門調査機関の調査レポートを会員特別料金で入手できます。

(5) ビジネスアポイントメント取得サービス

ご指定の外国企業との商談アポイントメントを会員特別料金でジェットロがお取りします。

(6) ジェトロ・メンバーズニュース

新着セミナーやサービスのご案内を月2回メールで確認できます。
会員企業の広告を無料掲載できます。

(7) ジェトロ・メンバーズビジネス交流会

様々な業種・業態の会員企業様の交流を目的とした交流会に参加いただけます。

3. 多様なサービスを特別料金で利用

(1) 海外ミニ調査サービスは4ユニット（44,000円相当）まで無料

(2) 展示会やEC支援事業など海外展開支援サービスの一部が10%割引
展示会・商談会（ジェトロ主催・参加）への出展、海外ビジネス・センターのご利用など。

(3) 貿易実務オンライン講座が10%割引

ジェトロのeラーニング講座「貿易実務オンライン講座」の各講座を10%割引で受講いただけます。入会1年目の特典もご用意しています。

活用のポイント

輸出入業務に携わられている方、これから開始される方や海外への進出を検討されている方、すでに海外でのビジネスを展開されている方など、国際ビジネスに関わるすべてのお客様にとって有益な各種の情報を提供しております。（年会費：77,000円（税込、入会金不要））

申請先

入会をご希望の方はウェブサイトからお申し込みください。また、ご不明点があればジェトロ沖縄までお問い合わせください。

申請時期

随時、ご入会いただけます。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ メンバーズ

検索

■ジェトロ沖縄

TEL：098-859-7002 FAX：098-859-7456

Eメール：OKI@jetro.go.jp

ホームページ：

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa/>



■ ジェトロ沖縄 ■

新規輸出1万者支援プログラム

目的

関係機関と連携し、新たに輸出に乗り出す皆様を後押しする支援策をご提案します。

対象者

輸出に取り組もうとしている中堅・中小企業

支援内容

本プログラムでは、経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、(1) 新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、(2) 専門家による事前の輸出診断、(3) 輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、(4) 輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援、などを一気通貫で実施します。

活用のポイント

- ・ 専門家が輸出の可能性について相談に応じます
- ・ 海外向けの商品開発・改良、ブランディング、プロモーションの費用に関する補助制度をご案内します
- ・ 現地事情に詳しい専門家が相談に応じます
- ・ 様々なマッチングの機会を用意しています

申請時期

随時、受け付けています。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申込み下さい。

フロー図

プログラムの流れ（イメージ）

step 1

お申込み



本プログラムにお申込みいただくと、JETRO内のデータベースに登録されます。

step 2

JETROのカウンセリング



JETROから、より詳細な輸出希望を確認するために電話もしくはオンライン面談させていただきます。

step 3

JETRO事業もしくは支援機関のサービスのご提案



貴社の希望をもとに、貴社の現況にあった最適なJETRO事業、支援機関のサービスをご提案します。経営戦略からの支援を希望している場合は中小機構に取り次ぎます。ターゲット国の市場構造、競合商品などの情報なども提供します。

step 4

JETRO BtoB マッチングサイトに登録



JETRO BtoB マッチングサイト(e-VenueとJapan Street)に商品を登録いただき、バイヤーが探している商品をJETROが紹介します。

step 5

輸出に向けて各種サービスに参加



輸出商談の事前準備後、商社マッチング、国内外の商談会・展示会、越境EC、ハンスオン支援事業に参加。売り込み先のバイヤーを発掘。

step 6

輸出契約締結、輸出開始！



バイヤーとの取引条件を整え、契約を締結。輸出開始です。商品開発・改良、ブランディングもサポートします。

JETRO 沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

■ ジェトロ沖縄 ■

中小企業海外ビジネス人材育成塾

目的

海外ビジネスに取り組む中小企業にとって、「人材不足」は大きな課題の一つとされています。ジェトロでは、そうした課題を抱える中小企業の社内人材育成を支援すべく「中小企業海外ビジネス人材育成塾」を実施します。受講は無料です。

対象者

中小企業の社員の方

支援内容

オンライン形式が中心であるものの、ペアワーク・グループワークを多く活用し、講師だけでなく他の参加者からも学ぶことが可能となっています。また対面の機会もあるため、同じ目的・志を持つ人たちとの社外ネットワーキングを希望される方にも最適なプログラムです。

2024年度は、海外戦略の立て方、商談スキル習得を目指した「育成塾」、自社の海外戦略を見直し、「攻め」の営業力を鍛える「育成塾プラス」を予定しています。

活用のポイント

- ・ 数日間の研修プログラムのほか、ジェトロ海外ネットワークを活用し、現地在住の専門家による講義、個別指導を受けることができます。
- ・ 修了者へのインタビューをまとめた活用事例集を公開しており、受講のきっかけ・育成塾で得られたもの・その後のビジネス状況などをご覧ください。

申請時期

コースにより募集期間が異なります。ジェトロウェブサイトをご確認ください。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申し込みください。

■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>

JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業

目的

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、日本の政府開発援助（ODA）を行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。本事業は、長年の協力により築いた途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウを活用し、途上国への海外展開をご検討される日本企業のビジネスづくりを支援することを目的としています。

対象者

途上国への展開に関心のある中小企業、中堅企業、大企業等

支援内容

「進出を予定している途上国で基礎的な情報を収集したい」、「現地のニーズに自社製品やサービスが合うか確認したい」という企業の現地調査を、JICA が手配するコンサルタントとともに支援します。2024 年度のサポートメニューは以下の2つです。具体的な支援内容については HP よりご確認ください。

1. ニーズ確認調査：ビジネスモデルの検証

ビジネス対象国の基礎情報を収集し、途上国のニーズや顧客ニーズと自社製品 / サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル（市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等）を検証します。

調査期間：上限 12 か月

調査経費：上限 1,500 万円

対象企業：中小企業 / 中堅企業 / 非営利法人、中小企業団体

2. ビジネス化実証事業：ビジネスプラン（事業計画）の策定

製品 / サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、現地パートナーを確保してビジネスモデルを策定します。収益性の検証と製品 / サービス提供体制・オペレーションを構築し、ビジネスプラン（事業計画）を策定します。

調査期間：上限 2 年 6 か月

調査経費：上限 4,000 万円

対象企業：中小企業／中堅企業／大企業、非営利法人、中小企業団体

対象分野

全分野（途上国の社会・経済開発に効果のあるもの）

例：自然環境保全、農業、廃棄物管理、エネルギー、情報通信技術、福祉等

対象国

原則として JICA 在外事務所などの所在国

活用のポイント

本事業は年に一度公示を行い、提案企業を募集します。応募前のご相談やコンサルテーションは通年で何度でも対応しております。対面での面談やオンライン面談も可能ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

申請時期

2024 年 9 月公示予定

▼最新情報はこちらをご覧ください

JICA 民間連携

Q 検索



海外展開ハンズオン支援

目的

海外ビジネスの課題やお悩みを解決するため、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家があらゆるご相談に無料で応えし、ハンズオンで支援します。オンラインでのアドバイスも可能です。地域や対象国の選定から実務的なアドバイスなど様々な課題や悩みを相談できます。ぜひお気軽にご相談ください！

対象者

海外展開に関心がある、あるいはすでに進出している中小企業者

支援内容

支援の5つのポイント

1. ちょっとした悩みから、本格的な相談まで対応

相談に対応する専門家は、海外ビジネスの豊富な実務経験と知識を持っています。未経験の方はもちろん、既に海外展開をされている方の相談にも対応します。

<相談分野>

はじめての海外展開 | 食品の輸出 | 販路開拓・マーケティング | 越境 EC・外国語 WEB | 代理店・販売店の活用 | 移転、撤退 | 契約（売買、技術提供） | 海外展示会への出展 | 現地法人設立・運営 など

2. 相談は何度でも無料

相談に費用はかかりません。中小企業の方であれば、業種や対象国に関わらず何度でも相談が可能です。また、相談はいつでも申込むことができます。

3. 海外現地の最新情報を提供

海外在住の現地アドバイザー約 100 名とのネットワークを持っています。アドバイザーより現地の最新情報を提供します。

4. 事業計画の作成をサポート

事業の進捗に応じて、海外展開の計画づくりからお手伝いします。ご自身だけでは思いつかない強みや障壁、課題解決に向けた取り組みと一緒に考えます。

5. 海外現地での調査・商談に同行

中小機構の専門家からアドバイスを受け事業計画を作成した後、海外での調査や商談に専門家が同行してサポートします。商談アポイントメントの取得や商談資料の作成方法についてもアドバイスするため、現地での限られた時間を有効活用できます。また、現地通訳や移動車両の手配、同行する専門家の謝金・旅費は中小機構が全額負担します。

※ご利用には審査があります。

活用のポイント

相談は、対面またはオンラインでお受けしています。また、アドバイスだけでなく専門家が中長期的に伴走し、事業計画の作成や海外での調査・商談への同行支援も行っています。

申請時期

随時受付中

お申し込みはこちらから
海外展開ハズオン支援利用申込フォーム
イベント / サービス申込ページ



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

輸出事業計画

目的

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。

対象者

輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有しており、GFPコミュニティサイトに登録している個人や団体。

支援内容

- ・ 関連事業における優遇措置（優先採択等）
- ・ 支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・ 沖縄振興開発金融公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- ・ 公庫によるスタンドバイ・クレジット制度等

活用のポイント

農林水産物・食品の輸出事業者が輸出事業計画を作成し、農林水産大臣から当該計画の認定を受けると、上記の様々な支援措置を受けることができるようになり、輸出に取組みやすくなります。

申請時期

随時

申請先

活用したい支援内容により申請先が異なりますので、お問い合わせください。

沖縄総合事務局農林水産部食料産業課

フロー図等

輸出事業計画策定の手引き（農林水産省 HP）
yusyutsu_keikaku-38.pdf (maff.go.jp)



■ 一般財団法人沖縄 IT イノベーションセンター ■

データ利活用・実証支援

目的

県内企業におけるデータの利活用を促進するため、無料で使えるオープンデータを公開しているほか、企業自身が保有するデータの適切な利活用方法に関する助言や、ビジネスでの実証に向けた取り組み支援を行っています。

対象者

データ利活用に組みたい県内事業者

支援内容

①データ利活用支援

データでどういったことが出来るかわからない、という企業のニーズや課題を元に、無料で使えるオープンデータの収集や加工方法、見える化のアドバイス等を行います。

②データ実証支援

企業のニーズや課題を元に、企業自身が保有するデータや外部のデータを掛け合わせて分析し、ビジネスの現場で実践・検証（実証）するまでを一貫してサポートします。

活用のポイント

支援メニューの利用に際して費用負担は生じませんが、取り組んだ内容・結果を事例記事として事業の公式ウェブサイトで紹介するほか、必要に応じて事例発表会等での登壇をお願いすることがあります。

申請時期

随時

申請先

（一財）沖縄 IT イノベーション戦略センター



■ 一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター（小規模事業者等デジタル化支援事業 事務局） ■

小規模事業者等デジタル化支援事業

目的

沖縄県内企業の 99% を占める小規模事業者等を含む中小企業の労働生産性を向上させるため、業務のデジタル化に関する専門家の助言指導等を通じて、県内企業のデジタル化の促進を図ることを目的とする。

対象者

沖縄県内に主たる事業所を有する中小企業者及び小規模事業者等

支援内容

① IT 導入補助金

申請区分	補助上限額	補助率	補助対象経費
従業員数20名以下	50万円	3/4	① IT ツールの導入に要する経費 ソフトウェア・クラウドサービス ② IT ツールの導入・活用の支援を受けるための経費 導入諸経費・定着化支援業務経費 ③ その他の経費 その他生産性に資する経費
従業員数21名以上	100万円	2/3	

② IT 導入のツール選定支援・導入活用支援

活用のポイント

補助対象が、IT ツール導入の直接的な経費だけでなく、ツール導入や活用に必要な経費も含まれており、導入だけでなく定着も補助対象になるのが特徴です。安定した利活用や企業全体の IT スキル向上につながります。また IT コンサルタントによる支援も受けられるため「どのようなツールを導入していいのかわからない」方や「ツール導入したけどどう活用したらよいか分からない」方もサポートいたします。

申請時期

5月以降

申請先

小規模事業者等デジタル化支援事業 事務局

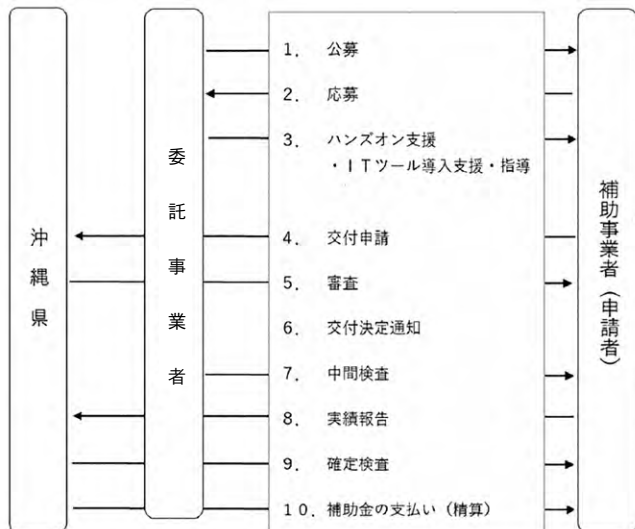
一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 IT 創造館 4階

TEL：098-953-8154

FAX：098-953-8275

フロー図



■小規模事業者等デジタル化支援事業 事務局

一般財団法人 沖縄 IT イノベーション戦略センター

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3-6 IT 創造館 4階

TEL：098-953-8154

FAX：098-953-8275

<https://isc-okinawa.org/project-005/>

問い合わせ先



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

沖縄情報通信産業支援貸付 (産業開発資金、中小企業資金、生業資金)

目 的

国又は沖縄県の情報通信産業振興関連施策に基づいて、情報通信産業の振興及び沖縄経済活性化に寄与する情報通信関連事業等を営む方を支援します。

対象者

国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、

1. 情報通信関連事業を行う方

(情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。))の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって、録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業)

2. 情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・産業開発資金 所要資金の7割以内
- ・中小企業資金 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・産業開発資金 設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)
- ・中小企業資金及び生業資金
 - 設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)
 - 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

活用のポイント

○国又は県の指定地域は以下のとおりです。

・情報通信産業振興地域

那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、
沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城
村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、恩納村、金武町、
南城市

・情報通信産業特別地区

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村全域）

那覇・浦添地区（那覇市、浦添市全域）

うるま地区（うるま市全域）

■沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第一部 産業開発融資班 TEL098-941-1765

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785

中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604

・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446

・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

※産業開発資金については、本店のみのお取り扱いになります。



■ 沖縄振興開発金融公庫 ■

IT活用促進資金（中小企業資金）**目 的**

情報技術（以下「IT」という。）の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するため、ITの活用促進を図る方を支援します。

対象者

次のいずれかに該当する方

1. ITの普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方であって、次のいずれかに該当する方
 - (1) ITを活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方
 - (2) 他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方
 - (3) 企業内業務のITの水準を取引先等企業外のITの水準に合わせようとする方
 - (4) ITの活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方
 - (5) 上記1 から4 を組み合わせる等、IT等を高度に活用する方
2. 中小企業等経営強化法第43条の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関
3. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術システム開発供給計画の認定を受けた方又は同法に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた方
4. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく特定半導体生産施設整備等計画の認定を受けた方

5. テレワークの導入等を行う方

支援内容

ご融資の限度額

- ・ 中小企業資金 7 億 2,000 万円

ご返済期間

- ・ 設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- ・ 運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

活用のポイント

コンピュータ（ソフトウェアを含む）、周辺装置、端末装置、関連設備、関連建物・構築物等を取得（改造、更新を含む。）するために必要な設備資金及びリース料支払等のための運転資金などにご利用いただけます。

■ 沖縄振興開発金融公庫

・ 本店

融資第二部	中小企業融資第一班	TEL098-941-1785
	中小企業融資第二班	TEL098-941-1795

・ 中部支店	業務第一課・第二課	TEL098-989-6604
--------	-----------	-----------------

・ 北部支店	業務課	TEL0980-52-2338
--------	-----	-----------------

・ 宮古支店	業務課	TEL0980-72-2446
--------	-----	-----------------

・ 八重山支店	業務課	TEL0980-82-2701
---------	-----	-----------------



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業) インボイス枠 (インボイス対応類型)

目 的

複数年にわたって中小企業・小規模事業者等の生産性向上を継続的に支援する「IT 導入補助金」において、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度に対応するための企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、「通常枠」よりも補助率を引き上げて優先的に支援することを目的としています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフト、PC・タブレット、レジ・券売機等を導入し、中小企業・小規模事業者等が労働生産性を向上させるとともに、インボイス制度への対応を促進するためのITツールの導入費用の一部を補助するものです。

IT導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費用(月額・年額で使用料金が定められている形態の製品の場合は、その利用料及び保守料の最大2年間分)と、補助対象経費となるソフトウェアの導入と併せて購入するハードウェア(PC・タブレット・プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器、POS レジ・モバイルPOSレジ・券売機)の購入費用が対象となります。

類型	インボイス対応類型			
補助額	IT ツール		PC・タブレット等	レジ・券売機等
	～350万円		～10万円	～20万円
	内、～50万円部分	内、～50万円超～350万円部分		
機能要件	会計・受発注・決済のうち 1 機能以上	会計・受発注・決済のうち 2 機能以上	左記 IT ツールの使用に資するもの	
補助率	3/4 以内 (小規模事業者は 4/5)	2/3 以内	1/2 以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア関連費、導入関連費			

活用のポイント

- ・必要なITツールが明確である場合はITツールの一覧から適切なものを選び、不明確である場合は、よろず支援拠点といった経営相談窓口等も活用しながら必要なITツールのイメージを明確化すると、よりスムーズに申請が行えるでしょう。
- ・IT導入補助金2024の交付申請期間中、中小企業・小規模事業者等（1法人・1個人事業主）当たり1申請のみとなりますが、同期間中に交付申請受付中のIT導入補助金2024の通常枠及びセキュリティ対策推進枠を申請し、交付決定および補助金の交付を受けることは可能となっています。

申請時期

2024年2月16日から申請受付開始

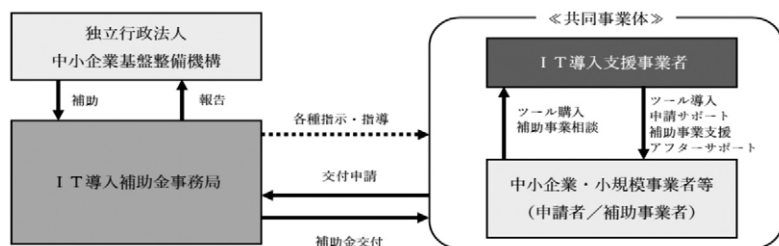
※以降の受付締切スケジュールは本事業ホームページ上に順次公開

申請先

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

フロー図等



- サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間 9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570－666－376（通話料がかかります）
IP電話等からのお問い合わせ：050－3133－3272
- サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト
URL：<https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
TEL：098－866－1731（直通）



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業) インボイス枠(電子取引類型)

目的

複数年にわたって中小企業・小規模事業者等の生産性向上を継続的に支援する「IT導入補助金」において、インボイス枠(電子取引類型)を設け、取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを供与する場合に、その導入費用の一部を支援することにより、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上及びインボイス制度への対応を促進することを目的としています。

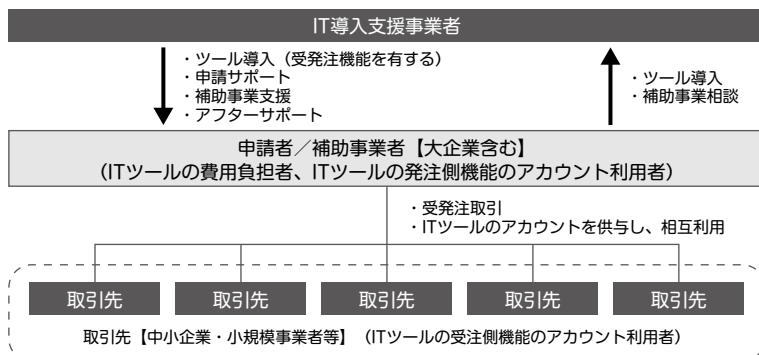
対象者

中小企業・小規模事業者等、大企業等

支援内容

中小企業・小規模事業者等と受発注の取引を行っている事業者(大企業含む)が、それらの中小企業・小規模事業者等は無償でアカウントを供与するような、インボイス制度に対応した受発注機能を有するITツールを導入する場合にその費用の一部を補助するものです。

IT導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費用(月額・年額で使用料金が定められている形態の製品(サブスクリプション販売形式等)は最大2年分)が対象となります。



補助対象経費区分	クラウド利用費 ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額を補助対象経費とする。
補助率	中小企業・小規模事業者等：2/3 以内 その他の事業者等：1/2 以内
補助下限額・上限額	クラウド利用費：下限なし～350 万円

活用のポイント

- ・必要なITツールが明確である場合はITツールの一覧から適切なものを選び、不明確である場合は、よろず支援拠点といった経営相談窓口等も活用しながら必要なITツールのイメージを明確化すると、よりスムーズに申請が行えるでしょう。
- ・IT導入補助金2024の交付申請期間中、中小企業・小規模事業者等（1法人・1個人事業主）当たり1申請のみとなりますが、同期間中に交付申請受付中のIT導入補助金2024の通常枠及びセキュリティ対策推進枠を申請し、交付決定および補助金の交付を受けることは可能となっています。

申請時期

2024年2月16日から申請受付開始

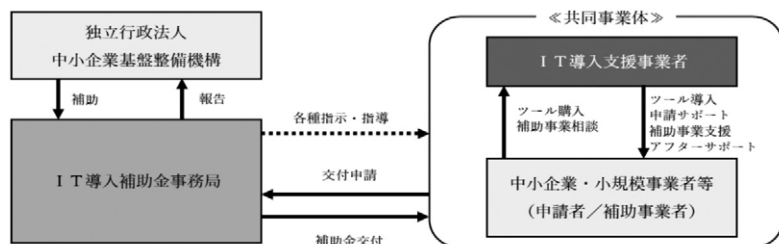
※受付スケジュールは本事業ホームページ上に順次公表

申請先

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

フロー図等



- サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間 9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570－666－376（通話料がかかります）
IP電話等からのお問い合わせ：050－3133－3272
- サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト
URL：<https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
TEL：098－866－1731（直通）



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業） 通常枠

目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性の向上に資する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的としています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

IT 導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録された IT ツールの導入費用が対象となりますので、登録された IT 導入支援事業者への相談を行い、自社の生産性向上に寄与する適切な IT ツールを選択し、申請することとなります。

枠	通常枠	
補助額	5 万～150 万円未満	150 万～450 万円以下
機能要件	1 プロセス以上	4 プロセス以上
補助率	1 / 2 以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大 2 年分）、導入関連費	

活用のポイント

- ・ 必要な IT ツールが明確である場合は IT ツールの一覧から適切なものを選び、不明確である場合は、よろず支援拠点といった経営相談窓口等も活用しながら必要な IT ツールのイメージを明確化すると、よりスムーズに申請が行えるでしょう。
- ・ IT 導入補助金 2024 の交付申請期間中、中小企業・小規模事業者等（1法人・1個人事業主）当たり1申請のみとなりますが、同期間中に交付申請受付中の IT 導入補助金 2024 のインボイス枠（インボイス対応類型及び電子取引類型）及びセキュリティ対策推進枠を申請し、交付決定および補助金の交付を受けることは可能となっています。

申請時期

2024 年 2 月 16 日から申請受付開始

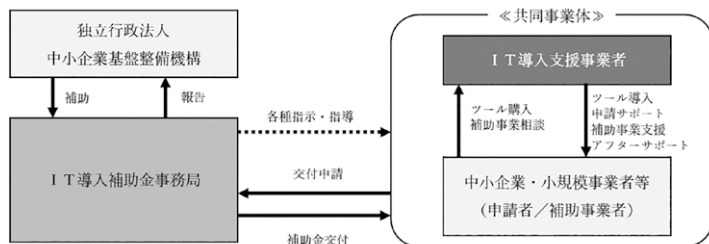
※以降の受付締切スケジュールは本事業ホームページ上に順次公表

申請先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

フロー図等



- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570－666－376（通話料がかかります）
IP 電話等からのお問い合わせ：050－3133－3272
- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局ポータルサイト
URL： <https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館9階
TEL：098－866－1731（直通）



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業) 複数社連携IT導入枠

目 的

複数年にわたって中小企業・小規模事業者等の生産性向上を継続的に支援する「IT 導入補助金」において、「通常枠」よりも補助率を引き上げた「複数社連携 IT 導入枠」を設け、業務上の繋がりのある「サプライチェーン」や、特定の商圈で事業を営む「商業集積地」における面的なデジタル化、DX 化の実現や、生産性の向上を図る取組に対し、IT ツールの導入費用や効果的に連携するためのコーディネート費、取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を支援することを目的としています。

対象者

サプライチェーン、商業集積地における補助事業グループ

ア)労働生産性の向上を目的とし、同一の補助事業を実施するグループ構成員10者以上のまとまりであること。

イ)当該補助事業グループの発足経緯・事業内容等について合理的な説明ができること。

支援内容

サプライチェーンや商業集積地において、補助事業グループが実施する下記の事業にかかる IT ツールの導入費用及び外部専門家費用、事業のとりまとめにかかる経費の一部を補助するもののものです。

- ① インボイス制度に向けた対応
- ② 異業種間のデータ連携
- ③ 企業間決済手続きの効率化
- ④ 面的キャッシュレス化によるサービス向上
- ⑤ 需要予測システム等による顧客の情報分析
- ⑥ 人流分析、消費者分析
- ⑦ 参画事業者における事業の効率化
- ⑧ 地域課題解決に資する取組
- ⑨ その他、複数の事業者が連携することにより生産性の向上につながる事業で、①から⑧に類する事業

種類	区 分			
補助額	インボイス対応類型の要件に属する経費		インボイス対応類型の要件に属さない複数社類型特有の経費	
	(1)基盤導入経費 ～350万円		(2)消費動向等 分析経費 50万円× グループ構成員数	(3)代表事業者が参画事業者をとりまとめるために 要する事務費、外部専門家謝金・旅費
	内、50万円 以下部分	内、50万円超～ 350万円部分	((1)+(2)) × 10%に補助率 2/3 を乗じた額 もしくは 200 万円のいずれか低い方	
機能要件 ※ 1	会計・受発注・ 決済のうち 1 機能以上		会計・受発注・ 決済のうち 2 機能以上	
補助率	3/4 以内 ※小規模事業者は 4/5 以内		2/3 以内	2/3 以内
補助上限	3,000 万		200 万	
対象ソフトウェア	会計ソフト、受発注ソフト、 決済ソフト		各種システム ※ 2	
賃上げ目標	なし			
補助対象	ソフトウェア購入費、クラウド利用 費（最大 2 年分）、導入関連費		ソフトウェア購入費、ク ラウド利用費（1 年分）、 導入関連費	
	ハード ウェア 購入費用		AI カメラ・ビーコン・デ ジタルサイネージ等	
	PC・タブレット等 ※ 3：補助率 1/2 以内、補助上限額 10 万円 レジ・券売機等：補助率 1/2 以内、 補助上限額 20 万円			

※ 1：該当する機能の詳細は IT ツール登録要領を参照

※ 2：対象例（消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等）

※ 3：PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機

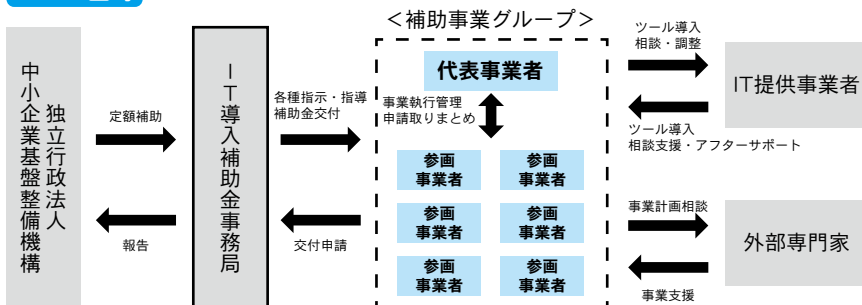
申請時期

2024 年 2 月 16 日から申請受付開始 ※以降の受付締切スケジュールは本事業
ホームページに順次公開

申請先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 <https://it-shien.smrj.go.jp/>

フロー図等



- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間 9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570 - 666 - 376（通話料がかかります）
IP 電話等からのお問い合わせ：050 - 3133 - 3272
- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局ポータルサイト
URL：<https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
TEL：098 - 866 - 1731（直通）



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業） セキュリティ対策推進枠

目 的

サイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約・価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するため、中小企業・小規模事業者等が、ITツール（「サイバーセキュリティお助け隊サービス」）を導入する際の経費の一部を補助することにより、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることを目的としています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、サイバー攻撃被害による潜在的な生産性低下を防ぐためにセキュリティ対策を強化する方策として、あらかじめ事務局に登録されたITツールを導入する補助事業者に対し、当該ITツールの導入費用の一部を補助するものです。

IT導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費用（サービス利用料（最大2年分））となりますので、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、適切なITツールを選択し、申請することとなります。

枠	セキュリティ対策推進枠
類型	
補助額	5万～100万円
機能要件	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補助率	1／2以内
対象経費	サービス利用料（最大2年分）

活用のポイント

- ・必要な IT ツールが明確である場合は IT ツールの一覧から適切なものを選び、不明確である場合は、よろず支援拠点といった経営相談窓口等も活用しながら必要な IT ツールのイメージを明確化すると、よりスムーズに申請が行えるでしょう。
- ・IT 導入補助金 2024 の交付申請期間中、中小企業・小規模事業者等（1 法人・1 個人事業主）当たり 1 申請のみとなりますが、同期間中に交付申請受付中の IT 導入補助金 2024 の通常枠、複数社連携 IT 導入枠及びインボイス枠（インボイス対応類型、及び電子取引類型）を申請し、交付決定および補助金の交付を受けることは可能となっています。

申請時期

2024 年 2 月 16 日から申請受付開始

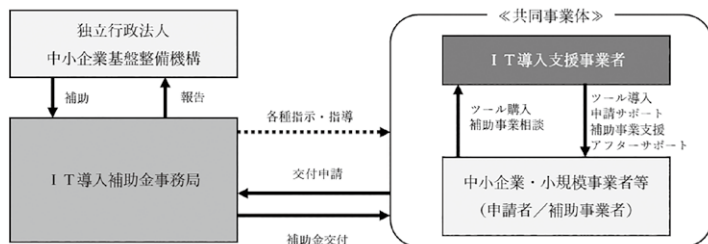
※以降の受付締切スケジュールは本事業ホームページ上に順次公表

申請先

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

フロー図等



- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター
お問い合わせ時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）
ナビダイヤル：0570－666－376（通話料がかかります）
IP 電話等からのお問い合わせ：050－3133－3272
- サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局ポータルサイト
URL： <https://it-shien.smrj.go.jp/>
- 内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 9 階
TEL：098－866－1731（直通）



■ 沖縄県産業振興公社 ■

知的財産包括支援事業

目 的

県内中小企業に対する知的財産の活用支援及び保護支援と併せて知的財産人材の育成を実施することで、知的財産の創造や普及を推進し、以て県内の産業競争力の強化を図ることを目的としています。

対象者

中小企業、業界団体、市町村等

支援内容

県内の中小企業に対して弁理士等の専門家によるセミナー等を開催します。また、セミナー等を受講した中小企業に対しては、国や INPIT 等と連携し、課題に対応した支援が受けられるよう助言を行います。

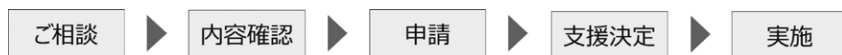
活用のポイント

- ・ 知的財産に関する基本や公知情報等の調査方法、ブランディング等について、上限 4 回まで無料で弁理士や商品開発専門家等の専門家による支援が受けられます
- ・ カリキュラム内容や専門家は必要に応じて公社が提案します

申請時期

随時 ※詳細は、下記の問い合わせ先にご確認ください。

フロー図等



■ ジェトロ沖縄 ■

海外における知的財産保護関連サービス

目的

ジェトロでは、日本企業、現地進出日系企業の海外における知的財産権保護を支援しています。具体的には、セミナー・個別相談による情報提供のほか、中小企業向けの侵害対策や現地法人の営業秘密漏洩対策に関し支援しています。

対象者

支援サービスにより、支援対象者が異なりますので、ジェトロホームページよりご確認ください。

支援内容

1. セミナー・個別相談

知的財産保護に関する各種セミナーを、テーマ・地域・レベル別に開催します。本部に配置する知財専門家による知的財産関連相談を電話、E-mail、面談（要予約）にて実施します。

2. 模倣品対策支援事業

海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査及び権利行使等にかかった経費の一部を支援します。

3. 防衛型侵害対策支援事業

海外で産業財産権に係る係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の一部を助成します。

4. 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業に不当な方法及び不当な意図で商標権を出願又は権利化された中小企業者等に対し、相手方の出願又は権利を取り消すため自ら提起する係争活動に係る経費の一部を助成します。

5. 海外における営業秘密漏えい対策支援事業

日本企業の中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州一部の現地の営業秘密管理体制導入の促進を目的とし、現地の専門家による各種コンサルテーションや社員向けの研修を実施します。

申請時期

ウェブサイトをご確認ください。
定数一杯になり次第締め切ります。

申請先

ジェトロウェブサイトよりお申込みください。

▼詳しくはこちらをご覧ください

ジェトロ 知的財産保護 🔍 検索

■ジェトロ沖縄

TEL : 098-859-7002 FAX : 098-859-7456

Eメール : OKI@jetro.go.jp

ホームページ :

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/okinawa>



知財総合支援窓口運営業務

目的

中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行うことによって、より多くの中小企業等の知的財産活用・事業化促進につなげ、地域の活性化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とします。

対象者

中小企業等（中小・中堅企業、個人事業主、創業予定の個人）

支援内容

■ 知的財産に関する課題等の解決を図るワンストップサービスの提供

○ 知財総合支援窓口（以下、窓口）の設置

知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決できる相談窓口です。

- ・ 常設窓口（浦添）⇒（毎週月～金）
- ・ 外部窓口（那覇）⇒ 沖縄県よろず支援拠点内（毎月第1・第3火曜日）
- ・ 外部窓口（うるま）⇒ 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター内（毎週水曜日）
- ・ 外部窓口（名護）⇒ 名護市産業支援センター（毎月第4水曜日）
- ・ 外部窓口（八重山）⇒ 沖縄銀行八重山支店
（よろず支援拠点と同会場 / 偶数月の第4金曜日）
- ・ 外部窓口（宮古）⇒ 宮古島ミライヘセンター
（よろず支援拠点と同会場 / 奇数月の第4金曜日）

○ 知財専門家の活用

- ・ 窓口常駐：常設窓口にて知財専門家が月5回程度常駐し支援します。
- ・ 企業訪問：高度な課題や緊急性のある課題等については、企業等を訪問して支援します。

○ 支援機関等との連携

- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の相談窓口の他、県内支援機関（よろず支援拠点等）と連携して支援します。

活用のポイント

- ・常設窓口、外部窓口では専任の窓口支援担当者が常駐し知財の悩みや支援策の紹介など、課題に応じた相談を無料で受けることができます。
- ・知財専門家による窓口相談や企業訪問での相談を無料で受けることができます。
- ・インターネット出願専用端末での出願に関する指導、助言を無料で受けることができます。

■ご相談例

- ・特許や商標を出願した方がよいか
- ・特許や商標を取得できる可能性はあるか
- ・出願手続きについて知りたい
- ・海外展開に合わせて海外で知的財産を保護したい
- ・知的財産に関連する契約を結ぶ必要がある
- ・自身の知的財産について侵害されている

申請時期

■ INPIT 沖縄県知財総合支援窓口（随時受付）

- ・TEL：098-987-6074
- ・電話、fax、電子メール (inpit-okinawa@lec-jp.com) でお申し込み下さい。



■ 沖縄県産業振興公社 ■

産学連携相談（琉球大学・OIST）

目 的

企業がおこなう研究開発や商品開発に関する技術相談、琉球大学や沖縄科学技術大学院大学が保有する知的財産の活用等について、相談に応じます。

対象者

県内中小企業者

支援内容

下記のような時にお気軽にご相談ください。

- ・ 技術相談：商品開発等における技術について悩んでいる
- ・ 琉球大学や沖縄科学技術大学院大学の知的財産を利用したい
- ・ 高度な人材を育成したい

相談日：要相談（日程調整しますので、ご連絡下さい）



沖縄バイオ産業振興センター

目的

沖縄バイオ産業振興センターは、沖縄本島中部東海岸の州崎地区に立地し、近隣には「沖縄県工業技術センター」や「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」、「沖縄ライフサイエンス研究センター」があり、バイオ関連の研究機関・企業が多数集積しています。

沖縄県は、バイオ関連産業を今後発展が期待できる重要な産業と位置づけており、県内バイオ関連産業のさらなる発展を図るため、「沖縄バイオ産業振興センター」を設置し、起業や事業化等の幅広い支援を行います。

対象者

○入居条件

- ・ バイオテクノロジーを活用した分野、もしくはこれと関連性が高い分野に携わる企業等
- ・ 研究成果の事業化、製品化を積極的に指向する企業等

※入居を希望する企業等については、入居者選考委員会において審査が必要となります。

入居までは申請書の提出から約1ヶ月程度かかります。

支援内容

○充実した支援体制

- ・ 産学官の幅広いネットワークを活用した様々な支援を提供させていただきます。

○入居特典

- ・ 沖縄バイオ産業振興センターに入居している企業は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに整備・設置されている機器等を特別価格で利用できます。

分析機器の利用料 75%割引

実証加工機器の利用料 25%割引

申請時期

随時

フロー図

2024年5月現在

部屋名	床面積 (㎡)	月額賃料 (円)	部屋名	床面積 (㎡)	月額賃料 (円)
101 号室	41	98,400	201 号室	43	103,200
102 号室	37	88,800	202 号室	43	103,200
103 号室	63	151,200	203 号室	43	103,200
104 号室	150	360,000	204 号室	43	103,200
105 号室	70	168,000	205 号室	50	120,000
106 号室	70	168,000	206 号室	34	81,600
107 号室	70	168,000	207 号室	35	84,000
108 号室	177	424,800	208 号室	35	84,000
109 号室	92	220,800	209 号室	105	252,000
110 号室	232	556,800	210 号室	105	252,000
111 号室	148	355,200	211 号室	72	172,800
物理処理棟	222	184,260	212 号室	63	151,200
プラント	199	165,170	213 号室	72	172,800
301 号室	58	139,200	214 号室	165	396,000
302 号室	58	139,200	215 号室	118	283,200
303 号室	190	456,000			

別途、水光熱費、駐車料金(¥3,130/ 台)、塵芥量(¥2,000/ 社) がかかります。
空室状況には変動がございますので、ご要望の居室がございましたらご連絡ください。

■ 沖縄バイオ産業振興センター

指定管理者：バイオ振興センター運営共同体

(一般社団法人トロピカルテクノプラス、ヤシマ工業株式会社)

〒 904-2234 沖縄県うるま市宇州崎 5-1

TEL 098-923-1768 FAX 098-923-1769

URL <http://obbosc.jp>

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

目的

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、企業等にレンタルラボや分析機器・加工機器を提供し、魅力ある製品開発や付加価値の高い新たな産業創出に繋げる産学官連携による健康バイオ等に特化した研究及び実証開発を行う施設です。

対象者

バイオテクノロジー等を活用した食品や健康食品、化粧品、医薬品等の分野に関する研究又は技術開発を行う県内外民間事業者、大学・公設試験場等研究機関、団体等。

支援内容

1. 研究室（レンタルラボ）・貸会議室の提供

- ・実験台、ドラフト、試薬棚、事務スペースが標準設置された約 86 m²の使い勝手の良いレンタルラボを提供しています。
- ・大小様々な会議室を用意しています。会議や打ち合わせ、セミナー等の開催にご利用できます。

※レンタルラボの利用（入居）に関しては審査がございます。空室状況等の詳細についてはお問い合わせください。

2. 分析機器・加工機器利用サービス

- ・分析機器 32 種類、食品加工用の実証加工機器 27 種類を設置しており、研究開発・製品開発にご利用頂けます。
- ・利用が不慣れな方にも丁寧な操作指導も行いますので、安心してご利用できます。
- ・食品加工用の実証用加工機器を用いて開発商品の機能性評価やテストマーケティング用の試作製造が行えます。
- ・製品開発に活かせる高度分析機器、加工機器を活用した研修会・セミナーを開催しております。

3. 分析・加工の受託サービス

- ・当センター設置の高度分析機器、加工機器を利用した食品、健康食品等に含まれる機能性成分等の受託分析、加工試験を承ります。

★具体的な分析例

食品、天然素材中のアミノ酸、ポリフェノール、カロテノイド等の成分分析。味や香り、食感等のおいしさ分析。食品、素材等の一般生菌、大腸菌群、カビ等の微生物検査。

★具体的な加工例

農水産物の乾燥、粉末化、殺菌処理。天然物等から機能性成分や生理活性物質の抽出、濃縮。乳酸菌や酵母の培養。

活用のポイント

製品開発のコンセプト作りから、課題の洗い出し、商品規格設定、品質管理等の相談や、商品開発の環境作り、分析機器、加工機器の使用方法についても相談を承ります。機器類の操作に不慣れな方には受託加工、受託分析のメニューも取りそろえておりますのでお気軽にご相談下さい。

フロー図

**沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターが
商品開発のお手伝い・小ロット加工等、
お客様の様々な
問題を解決致します！**



既存の商品に新たな付加価値がつけられないか ...



商品開発の試作をやりたいけど、人材、人手が足りない ...



地域特産物・規格外・余剰生産物の高付加価値化ができないか ...



食材を一次加工して新しい提案ができないか ... 粉砕や乾燥してみたい！



オリジナルの商品を小規模生産で提供したい！



加工を委託するには、製造規模が小さすぎる ...

事業化を控えた皆様方、製造のことですもう悩まなくていいんです

処理量や、加工工程に合わせて御見積いたします。
お気軽にご相談ください！
詳しくは下記までお問い合わせください。

**施設見学
随時受付中**

■ 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
指定管理者 バイオセンター運営共同体
(一般社団法人トロピカルテクノプラス、ヤシマ工業株式会社)
〒904-2234 沖縄県うるま市宇州崎 12-75
TEL 098-934-8435 FAX 098-934-8436
URL <http://www.ohbic.jp/>

問い合わせ先



■ 沖縄県工業技術センター ■

企業連携共同研究事業

目的

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等の支援を目的に、企業が直面している技術的課題に対して沖縄県工業技術センターとの共同研究により解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者

支援内容

企業単独では困難な新技術・新製品の開発や製造工程の改良・改善技術の確立、技術課題の解決等を目的に沖縄県工業技術センターと企業が共同で実施する研究開発事業です。

企業等の経費負担額は当センターで使用する研究費の1/2以上となります。

おおよその目安は30～200万円／テーマ（企業負担分15～100万円）です。

活用のポイント

詳細については、沖縄県工業技術センターのホームページをご覧ください。か、お電話にてご相談ください。

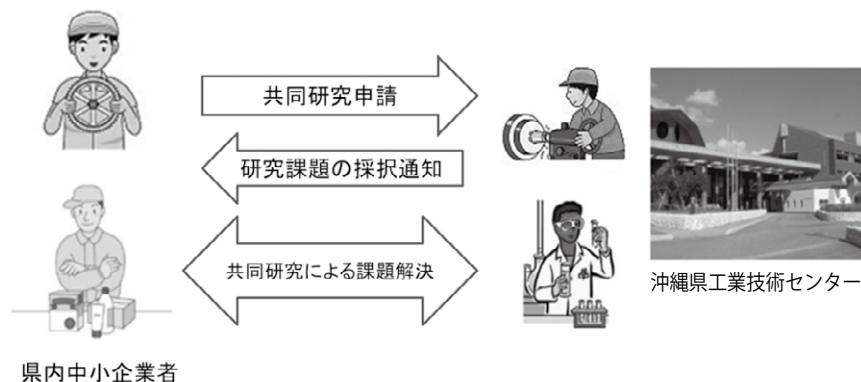
申請時期

3月～5月頃に沖縄県工業技術センターホームページにて公募を行います。なお、予算の状況により7月～10月頃に二次募集を行うことがあります。

申請先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

フロー図



■ 沖縄県工業技術センター 企画管理班

TEL : (098) 929-0111

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kenkyu/1011573/1022712/1011581.html>

E-mail : kousi@pref.okinawa.lg.jp



■ 沖縄県工業技術センター ■

工業技術支援事業

目的

製造業等地域産業の生産性や品質向上、製品開発等を支援するため、企業が直面している技術的課題を把握し、工業技術センターが保有する技術、研究成果、情報等を活用して課題の解決を図ります。

対象者

県内の中小企業者及び創業予定者

支援内容

1. 技術相談（無料）

製品開発や品質向上など技術的な課題について、電話、E-mailあるいは来所いただき、専門の職員が相談に応じます。

2. 研修生受入

分析技術の習得、製品開発のための試作などを目的として研修生を受け入れます。

3. 依頼試験（有料）

製品の品質管理や製品開発に必要な分析を依頼試験として行っています。

4. 機器の開放(有料)

原料の加工試験、品質管理のための分析などを行う際、工業技術センターの保有する加工機や分析機器を利用することができます。

5. 技術講習会の開催

試験、分析技術や、溶接、食品加工、衛生管理技術など専門分野の技術講習会を開催します。

活用のポイント

県内企業の技術的課題解決及び製品開発をお手伝いするために、様々な技術サービスを行っています。まずはお電話ください。

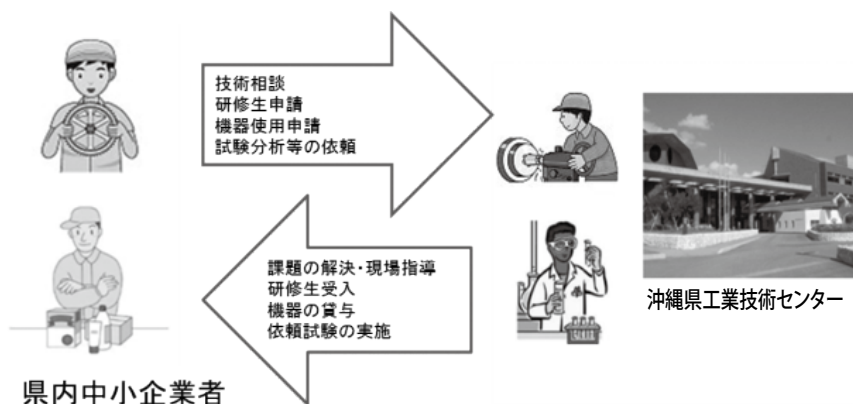
申請時期

随時

申請先

沖縄県工業技術センター 企画管理班

フロー図



■ 沖縄県工業技術センター 企画管理班

TEL : (098) -929-0111

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kenkyu/1011573/index.html>

E-mail : kousi@pref.okinawa.lg.jp



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech 事業) (旧サポイン事業、旧サビサポ事業)

目 的

本事業は、「中小企業の特定制品のづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」（以下、「高度化指針」という。）に基づき、特定制品のづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の 12 技術分野）及び IoT、AI 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援し、中小企業のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を通じて、イノベーションによる我が国製造業及びサービス業の国際競争力の強化を図ることを目的としています。

対象者

- 本事業は、単独では申請できず、中小企業者等を中心とした共同体を構成する必要があります。

共同体は、研究等実施機関、事業管理機関（同一者が担うことも可）を含む 2 人以上で構成する必要があります（ただし、事業管理機関兼研究等実施機関 1 者、アドバイザー 1 者のケースは対象となりません）。

- また、中小企業者等が「主たる研究等実施機関」として参画している必要があります。

本事業に採択された後、共同体構成員が参画できないといったことがないよう、参画条件や役割分担等の詳細について事前に調整を済ませておく必要があります。

- 共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うことが必要です。

支援内容

1. 補助事業期間

2 年度又は 3 年度

2. 補助率

- (1) 中小企業者等（補助率：2 / 3 以内）
- (2) 大学・公設試等（補助率：定額）

3. 補助金額（上限額）

(1) 通常枠：

単年度あたり 4,500 万円以下

2 年度の合計で 7,500 万円以下

3 年度の合計で 9,750 万円以下

(2) 出資獲得枠：

単年度あたり 1 億円以下

2 年度の合計で 2 億円以下

3 年度の合計で 3 億円以下

ただし、補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の 2 倍を上限とする。

活用のポイント

○我が国製造業及びサービス業の国際競争力強化につながる研究開発であり、明確な課題設定とその解決方法が適切であることが求められます。計画に複数の中小企業者、川下製造業者等や大学・公設試等、幅広い川上・川下企業や異分野・異業種の関係者が参加していること、研究開発の成果が他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと、特に、研究開発の成果によって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものが評価されます。

○また、研究開発成果が事業化された場合に、どの程度の経済効果が期待できるか（共同体の事業化能力を含む）、市場のニーズを捉えているか、またコスト面において市場導入の可能性があるか等が具体的に計画され、かつ妥当性を有しているかどうかポイントです。

申請時期

令和 6 年 2 月 16 日（金）～令和 6 年 4 月 16 日（火）

申請先

本事業の申請書の提出は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上でのみ受け付けます。申請書類の準備とは別に手続き（所属研究機関及び研究者の登録）が必要となります。この e-Red による登録手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。



■ 沖縄県・沖縄振興開発金融公庫 ■

農林水産関連事業に関する支援及び相談窓口

(1) 資金支援(農林水産物の加工・流通に関わる資金)

資金名	資金使途	相談窓口
農業近代化資金	①農業に係る施設・機械購入費 ②家畜等購入、育成費 ③農産物の加工・流通設備の設置	JAおきなわ 本店 営業部 農業金融グループ TEL：098-831-5156 最寄りの各支店
農業経営 基盤強化資金 (スーパー L 資金)	農地や採草放牧地 の取得に必要な資金、 農地等の改良や造成等に必要な資金等	沖縄振興開発金融公庫 本店 融資第三部 農林漁業融資班 TEL：098-941-1840
農林漁業施設資金	①共同利用する農林漁業関係施設及び 農機具の改良、取得等に必要な資金 ②農業関係施設、農機具、養殖施設、漁具 及び林産物の処理加工に必要な機械 等の改良、取得等に必要な資金	中部支店 業務第一課 TEL：098-989-6511
製糖企業等資金	①製糖業又はパynaップル缶詰類の製造に 必要な施設の改良、取得等に必要な資金 ②製糖業者、パynaップル缶詰類の製造 業者の合併に伴う合理化に必要な資金	北部支店 業務課 TEL：0980-52-2338 宮古支店 業務課 TEL：0980-72-2446
食品流通改善資金	①卸売市場施設の近代化 ②食品等生産製造提携型事業施設 ③食品等生産販売提携型事業施設	八重山支店 業務課 TEL：0980-82-2701
特定農産加工資金	さとうきび、ばれいしょ等の特定農畜産 物の加工施設の改良、取得等に必要な 資金	JAおきなわ 本店 営業部 農業金融グループ TEL：098-831-5156 最寄りの各支店
水産加工施設資金	水産動植物を原料又は材料として使用 する製造又は加工施設の改良、取得等に 必要な資金	
中山間地域 活性化資金	中山間地域の振興に資すると認められ る加工流通施設、保健機能増進施設及 び生産環境施設の改良、取得等に必要な 資金	

資金名	資金使途	相談窓口
おきなわブランド 振興資金	県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物（戦略品目）について、その競争力を強化する事業に必要な資金	
農林漁業 セーフティネット 資金	災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金	
沖縄農林畜水産物 等起業化支援資金	農林畜水産物を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金	公庫本店及び各支店のみの取り扱いとなります。
漁業近代化資金	①漁船の改造・建造又は取得、機関換装、機器設置 ②漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得	沖縄県 信用漁業協同組合連合会 業務部融資課 TEL：098-860-2611

※上記以外にも支援を受けられる場合があります。各融資機関等へご相談ください。

(2) 農業経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部農政経済課 団体金融班 (TEL：098-866-2257)
- ・ 北部農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-52-2752)
- ・ 中部農業改良普及センター (TEL：098-894-6521)
- ・ 南部農業改良普及センター (TEL：098-889-3515)
- ・ 宮古農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-72-3149)
- ・ 八重山農林水産振興センター 農業改良普及課 (TEL：0980-82-3497)

(3) 畜産経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部畜産課 (TEL：098-866-2269)

(4) 漁業経営全般に関する相談窓口

- ・ 沖縄県農林水産部水産課 (TEL：098-866-2300)
- ・ 沖縄県漁業協同組合連合会 (TEL：098-860-2600)

【沖縄県農林水産部農政経済課HP】

https://www.pref.okinawa.jp/site/norin/nosei/kinyu/kinri_20120820.html

■ 沖縄県・内閣府沖縄総合事務局・沖縄振興開発金融公庫 ■

リサイクル・廃棄物処理・新エネ・省エネ等 に関する支援及び相談窓口

相談分類	相談窓口	支援内容
リサイクル関連対応についての相談	○容器包装・家電・自動車・ 小型家電 沖縄総合事務局経済産業部 環境資源課 TEL：098-866-1757	各種リサイクル法の制度 周知・指導を行っています。
	○容器包装・食品 沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課 TEL：098-866-1673	各種リサイクル法の運用 及び支援に関する相談・ 情報提供を行っています。
	○建設資材 沖縄県土木建築部 技術・建設業課 TEL：098-866-2374	
廃棄物処理関連対応についての相談	沖縄県環境部 環境整備課 TEL：098-866-2231	廃棄物処理業の許可及び 許可業者に関する情報提 供を行います。
新エネ・省エネの 取り組みについての 相談	沖縄総合事務局経済産業部 エネルギー・燃料課 TEL：098-866-1759	新エネ・省エネの取り組 みに関する相談・情報提 供を行っています。
リサイクル・廃棄物 処理・省エネ等 に関する融資相談	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・第二班 TEL：098-941-1785・1795	環境・エネルギー対策資金 (中小企業資金・生業資金)

■ 沖縄県 ■

沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)

目的

本制度は、県内で排出された廃棄物を原材料とした建設リサイクル資材の利用促進による循環型社会構築の支援と、最終処分場の延命化を図ることを目的としています。

建設資材として、品質・性能、環境に対する安全性等が評価基準に適合した資材を『ゆいくる材』として認定し、沖縄県土木建築部発注等の公共工事で積極的に使用します。

対象者

県内のリサイクル資材製造業者・販売者等で、品質管理に自らの責任で管理できる者

支援内容

- ①沖縄県土木建築部発注工事において、特定建設資材廃棄物を原材料とするリサイクル資材は、原則「ゆいくる材」を使用します。それ以外を原材料とするリサイクル資材については、率先してゆいくる材を使用することとしています。
- ②随時、申請の事前相談を実施しています。
- ③沖縄県技術・建設業課のホームページに認定資材一覧表を掲載し、製造業者の連絡先、ホームページアドレスも掲載しています。

活用のポイント

- 認定資材については、認定マークを表示して販売することができます。

申請時期

毎年1回：5月頃（新規申請）

詳しくは、（公財）沖縄県建設技術センターのホームページでご確認下さい。
<http://www.okinawa-ctc.or.jp/recycle/>

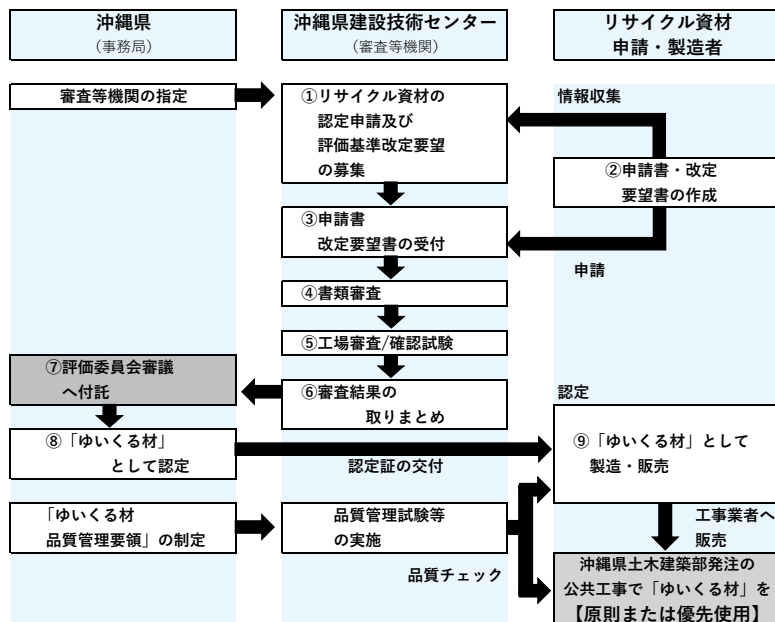
※1：申請料及び材料試験・工場審査費用は、有料（申請者負担）となります。

※2：申請相談は随時受け付けています。

申請先

(公財) 沖縄県建設技術センター建設リサイクル班 TEL : 098-833-4196
那覇市寄宮一丁目 7-13 (与儀公園のとなり)

フロー図



問い合わせ先

- 制度に関する問合せ：
沖縄県技術・建設業課 (県庁 11F)
TEL : 098-866-2374
- 申請に関する問合せ：
沖縄県建設技術センター建設リサイクル班
TEL : 098-833-4196



■ 沖縄県 ■

沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業**目 的**

産業廃棄物税を活用し、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設・設備の整備や研究開発に要する費用、離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備に要する費用を助成し、循環型社会の形成に資することを目的とします。

対象者**(1) 施設設備整備事業**

- ア 県内に事業所を有する事業者
- イ 県内事業者で構成される法人格を有する団体

(2) 研究開発事業

- ア 県内に事業所を有する事業者
- イ 県内事業者で構成される法人格を有する団体
- ウ 県内の大学及び研究機関（県の機関を除く）

(3) 離島産廃適正処理推進事業

廃棄物処理法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けており、かつ、県内に事業所を有する事業者

支援内容**(1) 施設設備整備事業**

- 対象：産業廃棄物の発生抑制、再使用、又はリサイクルに資する施設・設備の整備で、先進性及び県内(地域)への波及効果等を有する事業。
- 補助率：事業費(補助対象経費)の1/2以内
- ※補助事業者が離島で補助事業を行う場合の補助率は、2/3以内
- 補助金額：概ね100万円～1,000万円

(2) 研究開発事業

- 対象：産業廃棄物の発生抑制、再使用、又はリサイクルに資する研究開発で、実用性及び即効性等を有する事業。
- 補助率及び補助金額：施設設備整備事業に同じ。

(3) 離島産廃適正処理推進事業

- 対象：離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備を行う事業((1)に該当するものを除く)。
- 補助率及び補助金額：施設設備整備事業に同じ。

活用のポイント

- 当該事業は、年度内に完了していただく必要があります。
- 補助事業の実施にあたり、廃棄物処理法又は、その他の法令等に基づく許可協議等を必要とする場合があります。

申請時期

令和6年2月13日（火）から令和6年3月29日（金）まで

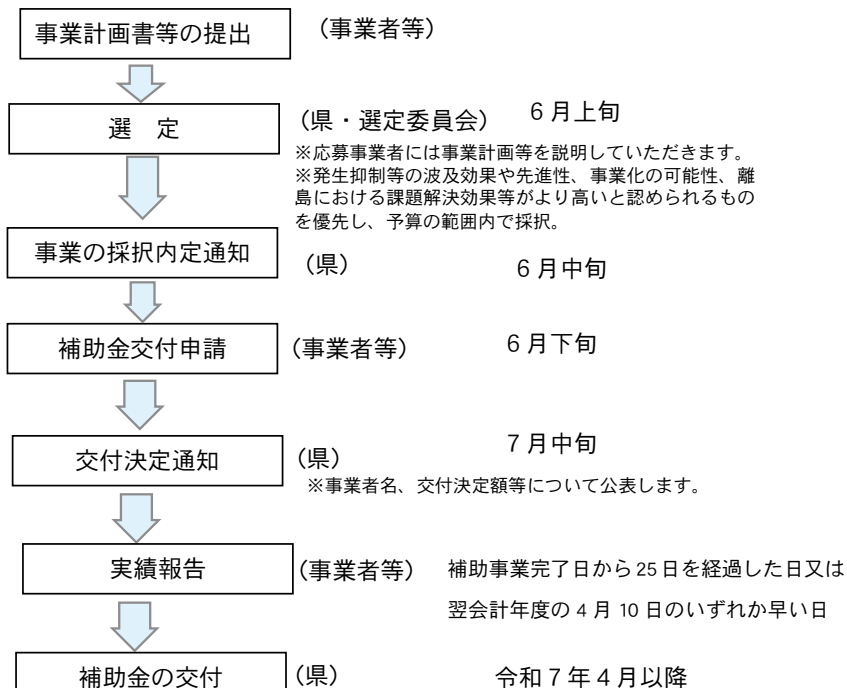
申請先

沖縄県環境部環境整備課 産業廃棄物班

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁4F

フロー図等

令和6年度事務手続の流れ（予定）



省エネ最適化診断（エネルギー利用最適化診断事業）

目的

世界的な脱炭素化の流れの中、中小企業等の中小規模事業者にとっても脱炭素化は避けて通れない喫緊の課題となっています。「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一歩推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、中小企業等の脱炭素化を加速することを目的とします。

対象者

以下のいずれかに該当すること

- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ・ 会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100kl以上1,500kl未満の事業所

支援内容

○省エネ最適化診断：省エネ＋再エネ提案の総合診断

- ・ 費用のかからない運用改善による省エネ提案
- ・ 高効率省エネ設備への更新提案（高効率空調、高性能ボイラ等）
- ・ エネルギー使用量を見える化（事業所全体およびエネルギー種別毎）
- ・ 再エネ提案（自家消費型太陽光発電等）

○診断費用

事業所の規模等に合わせて、以下3つのメニューを用意

- ・ A診断 : 10,670 円（税込）
- ・ B診断 : 16,940 円（税込）
- ・ 大規模診断 : 23,760 円（税込）

活用のポイント

- ・エネルギーのムダを総合的に判断
- ・費用のかからない運用改善を優先的に提案
- ・運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を10項目ほど提案
- ・脱炭素化へ向けて再エネ提案も実施
- ・より深掘した省エネ取組を希望する場合は、IoT診断を受診することも可能

申請時期

随時

ただし、予算に達し次第、受付終了となります。

申請先

一般財団法人省エネルギーセンター 省エネ診断事務局

<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

■内閣府沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
〒900-006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
TEL：098-866-1759（直通）

■一般財団法人省エネルギーセンター 省エネ診断事務局
TEL：03-5439-9732



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

省エネお助け隊 (省エネ相談地域プラットフォーム構築事業)

目 的

地域における中小企業等の省エネルギー等に係る相談窓口として、省エネルギー等に係る課題を有する中小企業等を掘り起こし、省エネ等取組のPDCA（エネルギー使用状況の把握から省エネ等実施計画策定・取組実施・効果検証）の各段階における支援を行うことで、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進することを目的とします。

対象者

以下のいずれかに該当すること

- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ・ 会社法上の会社以外で、年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所

支援内容

- 省エネお助け隊の省エネ診断：相談・診断・支援まで一貫したサポート
 - ・ 費用のかからない運用改善による省エネ提案
 - ・ 高効率省エネ設備への更新提案（投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等）
 - ・ エネルギー使用量を見える化（事業所全体およびエネルギー種別毎）
- 診断費用
事業所の規模、設備等に合わせて、以下3つのメニューを用意
 - ・ 1名診断：10,120円（税込）
 - ・ 2名診断：15,400円（税込）
 - ・ 3名診断：22,880円（税込）

活用のポイント

- ・省エネ診断後の省エネ取組を実施することを念頭に置いた省エネ診断
- ・省エネ診断から省エネ取組の支援まで、同一専門家が一通貫して対応可能
- ・経営の専門家が省エネの専門家と連携して支援・同一年度内に複数事業所の診断を受けることも可能
- ・年間エネルギー使用量 100kl 未満の小規模事業者への省エネ診断実績も豊富

申請時期

随時

申請先

特定非営利活動法人沖縄県環境管理技術センター

※申請先が追加される場合もございます。最新の情報は、事業HPをご確認ください。

問い合わせ先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
〒900-006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
TEL：098-866-1759（直通）
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ
地域プラットフォーム担当
TEL：03-5565-3970
- 特定非営利活動法人沖縄県環境管理技術センター
TEL：098-853-3739



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

省エネクイック診断 (中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)

目的

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等に対して、工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、エネルギーの無駄遣いやすぐにできる省エネのヒント等をアドバイスすることで、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

対象者

以下のいずれかに該当すること

- ・ 中小企業基本法に定める中小企業者
- ・ 会社法上の会社以外で、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所

支援内容

○省エネ診断：1設備から手軽に省エネ診断を受診可能

- ・ 費用のかからない運用改善による省エネ提案
- ・ 高効率省エネ設備への更新提案（投資回収年シミュレーションを含む補助金案内等）
- ・ エネルギー使用量を見える化（事業所全体および電気を中心としたエネルギー種別毎）

○診断費用

事業所の設備等に合わせた以下のメニューを用意
〈省エネ診断コース〉

- ・ 設備単体プラン（1設備）：5,500円（税込）
- ・ 設備単体プラン（2設備）：11,000円（税込）
- ・ まるっとプラン（原則3設備）：16,500円（税込）

〈効果測定コース〉

- ・ 設備単体プラン (1 設備) : 3,850 円 (税込)
- ・ 設備単体プラン (2 設備) : 7,700 円 (税込)
- ・ まるっとプラン (原則 3 設備) : 11,550 円 (税込)

活用のポイント

- ・ 省エネ診断の申込が簡易
- ・ 短時間で診断可能
- ・ 事業所においてメインで使用しているエネルギーや事業者の気になるエネルギーについて診断が可能
- ・ 費用のかからない運用改善を優先的に提案
- ・ 運用改善、投資改善について、診断先に最も効果的な改善内容を提案

申請時期

令和 6 年 1 月上旬まで (※)

※変更となる可能性もございます。

申請先

一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断担当

<https://shoeneshindan.jp/guide/search/>

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
〒 900-006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1
TEL : 098-866-1759 (直通)
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ診断担当
ナビダイヤル : 0570-099-013
IP 電話用番号 : 042-204-0564



■ 内閣府沖縄総合事務局 ■

省エネ補助金

(省エネルギー投資促進支援事業費補助金、 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金)

目 的

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入を支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こすことで、省エネ設備投資を中心とする省エネ対策の実施を促進することを目的とします。

対象者

国内で事業を営む法人と個人事業主

支援内容

○補助内容・補助率等

省エネ設備・機器の導入費用の一部を補助します。

(Ⅰ) 工場・事業場型

工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入について支援を行います。

補助率：中小企業 1/2、大企業 1/3

(先進設備の場合、中小企業 2/3、大企業 1/2)

上限額：15 億円（非化石転換設備の場合は 20 億円）

(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入について支援を行います。

補助率：1/2

上限額：3 億円（電化のための機器の場合は 5 億円）

(Ⅲ) 設備単位型

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新の支援を行います。

補助率：1/3

上限額：1 億円

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づく EMS 制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

補助率：中小企業 1/2、大企業 1/3

上限額：1 億円

申請時期

(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)

公募に関する概要・スケジュール等は、一般社団法人環境共創イニシアチブの HP よりご確認ください。

<https://sii.or.jp/koujou05r/>



(Ⅲ)、(Ⅳ)

公募に関する概要・スケジュール等は、一般社団法人環境共創イニシアチブの HP よりご確認ください。

<https://sii.or.jp/setsubi05r/>



問い合わせ先

■内閣府沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
TEL:098-866-1759(直通)

■一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部

(Ⅰ) 先進設備・システム TEL:03-5565-3840

オーダーメイド型設備 TEL:03-5565-4463

(Ⅱ) TEL:03-5565-3840

(Ⅲ) ナビダイヤル TEL:0570-057-025

IP電話からのお問い合わせ TEL:042-204-0989

(Ⅳ) TEL:03-5565-4463

施策情報一覧

中小企業向け 補助金・総合支援サイト (ミラサポplus) 	運営機関	中小企業庁
	内容	中小企業事業者・小規模事業者向けに、支援施策（制度）を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目的に、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法を案内しています。 ミラサポplusについては本紙73ページに掲載。
中小企業 ビジネス支援サイト (J-Net21) 	運営機関	中小企業基盤整備機構
	内容	中小・ベンチャー企業の経営者、創業予定者、中小企業支援担当者等に必要な情報を提供するサイトです。 公的機関の支援情報を中心に、経営に役立つ情報や企業事例等を豊富に掲載しています。 J-Net21については本紙20ページに掲載
中小企業施策利用 ガイドブック 	発行機関	中小企業庁
	内容	中小企業者が各中小企業施策を利用する際の手引書です。 (令和5年度よりPDF版のみ)
Smile 事業主向け雇用に関 する助成金制度の 情報冊子 	発行機関	沖縄県商工労働部雇用政策課
	内容	雇用に関する助成金や各種支援制度の概要が記載した冊子です。グッジョブ相談ステーションについては本紙196ページに掲載
	沖縄県内配布場所	グッジョブ相談ステーション、沖縄県産業振興公社
中小企業 100 の支援 	発行機関	沖縄県産業振興公社
	内容	中小企業施策に関する手引き書として主な施策の概要を紹介しています。 「中小企業100の支援」Webサイトからも施策を確認できます。
	沖縄県内配布場所	沖縄県産業振興公社

お悩み解決隊

相談無料



我々が
強力サポート!!

そのお悩み、支援センターにおまかせください!!

「沖縄県中小企業支援センター」に相談すると...



お気軽にご相談ください

公益財団法人 沖縄県産業振興公社
沖縄県中小企業支援センター
TEL 098-859-6237

詳細は、本紙 1 ページ
に掲載しています。



会社経営の「明るい未来」をお手伝い。

設備の導入を応援します!!



【機械類貸与制度】 割賦・リース制度のご案内



1.7%

年利率

固定金利

1年間の元金据置き

無担保



1

金利は1.7%～2.1%です! ※割賦販売の場合。

制度の利用実績や財務状況等により金利が決まります。(基準金利1.9%)
また、固定金利となりますので、返済計画が立てやすくなります。

2

元金支払いは、設備導入より1年後からスタートできます!! ※割賦販売の場合。

申込企業の資金繰り状況に合わせて、据置期間は1年・6ヶ月・0ヶ月(据置なし)
から選択できます。

3

不動産担保・信用保証協会の保証は不要です!

※貸与する機械が担保となります。

※ただし、審査委員会の結果によっては、不動産等の担保を求める場合があります。

4

貸与期間は10年以内です! ※申込機械の耐用年数に応じて短くなる場合があります。

貸与期間が10年以内の長期となりますので、耐用年数が長い機械導入に対して、
毎月の支払い負担額が軽減されます。

「機械類貸与制度」の
主な4つの特徴!



対象となる機械等設備は様々です。個別にお問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください。TEL.098-859-6237

公益財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階 E-mail: taiyo@okinawa-ric.or.jp

◆詳細は、本紙 83 ページに掲載しています。

令和6年度 中小企業100の支援

令和6年6月発行

編集・発行 公益財団法人 沖縄県産業振興公社
(沖縄県中小企業支援センター)
〒901-0152那覇市小禄1831番地1
TEL (098) 859-6237
FAX (098) 859-6233
印刷 合同会社 精印堂印刷

※本冊子は、沖縄県中小企業総合支援事業費補助金により発行しています。

中小企業100の支援 ホームページ
<https://100support.okinawa/>

web版公開中

100 の支援

🔍 検索

